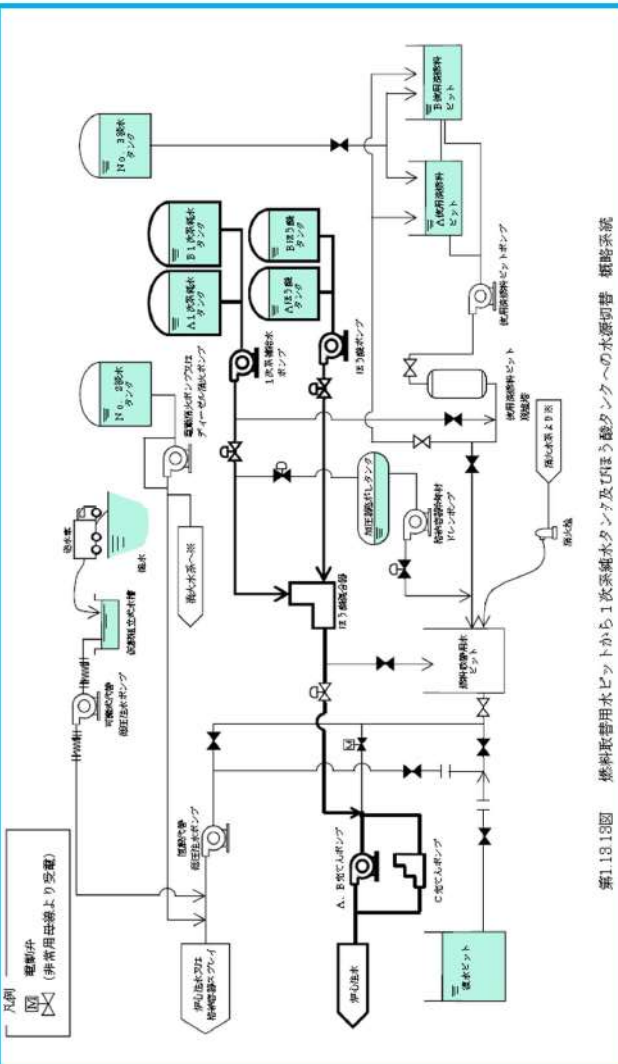
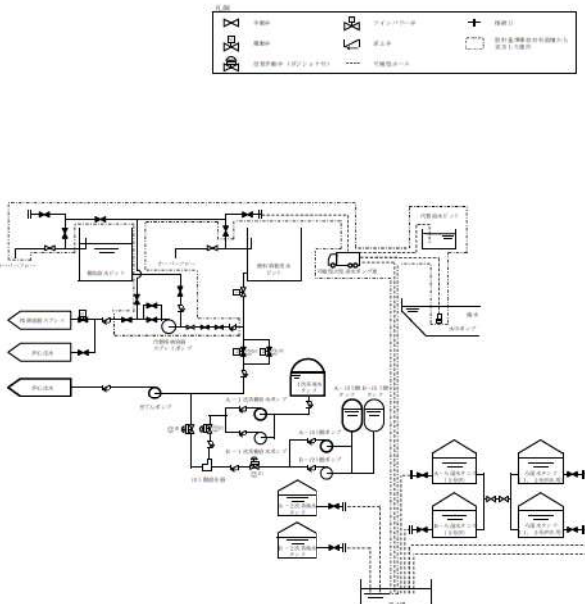


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>【比較のため、記載順序入替え】</p>  <p>第1.13.19図 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替 概略系統</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第1.13.32図 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え 概要図</p> <table border="1" data-bbox="1433 1013 1926 1125"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①¹⁾</td> <td>ほう酸補給ライン流量制御弁</td> <td>全閉→調整開</td> </tr> <tr> <td>②²⁾</td> <td>1次系純水補給ライン流量制御弁</td> <td>全閉→調整開</td> </tr> <tr> <td>③³⁾</td> <td>体積制御タンク出口側補給弁</td> <td>全閉→全開</td> </tr> <tr> <td>④⁴⁾</td> <td>充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁A</td> <td>全閉→全開</td> </tr> <tr> <td>⑤⁵⁾</td> <td>充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁B</td> <td>全閉→全開</td> </tr> </tbody> </table> <p>①～⑤：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	① ¹⁾	ほう酸補給ライン流量制御弁	全閉→調整開	② ²⁾	1次系純水補給ライン流量制御弁	全閉→調整開	③ ³⁾	体積制御タンク出口側補給弁	全閉→全開	④ ⁴⁾	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁A	全閉→全開	⑤ ⁵⁾	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁B	全閉→全開	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・凡例の記載内容充実 ・概要図と操作内容を紐づけ</p> <p>【女川】 記載内容の相違 ・炉型の相違による対応手段の相違</p>
操作手順	操作対象機器	状態の変化																			
① ¹⁾	ほう酸補給ライン流量制御弁	全閉→調整開																			
② ²⁾	1次系純水補給ライン流量制御弁	全閉→調整開																			
③ ³⁾	体積制御タンク出口側補給弁	全閉→全開																			
④ ⁴⁾	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁A	全閉→全開																			
⑤ ⁵⁾	充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁B	全閉→全開																			

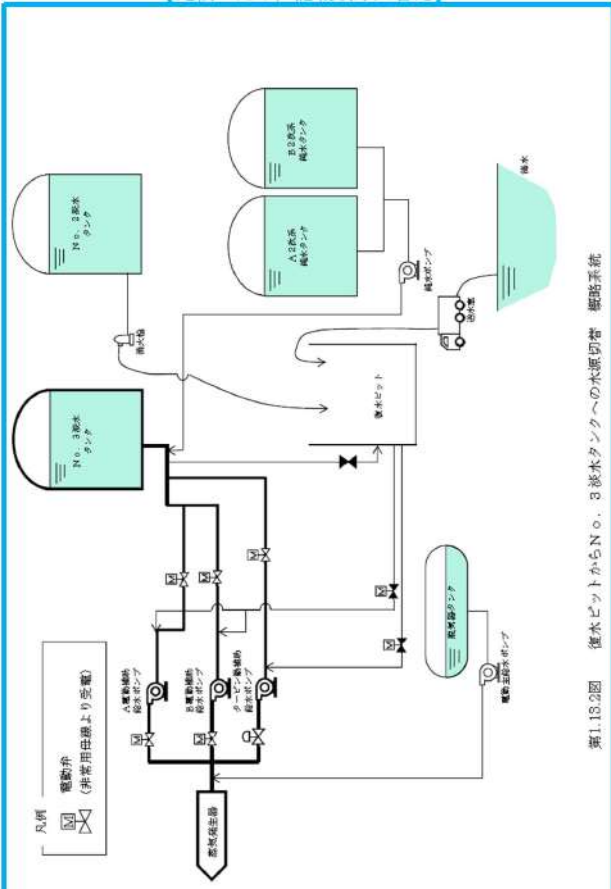
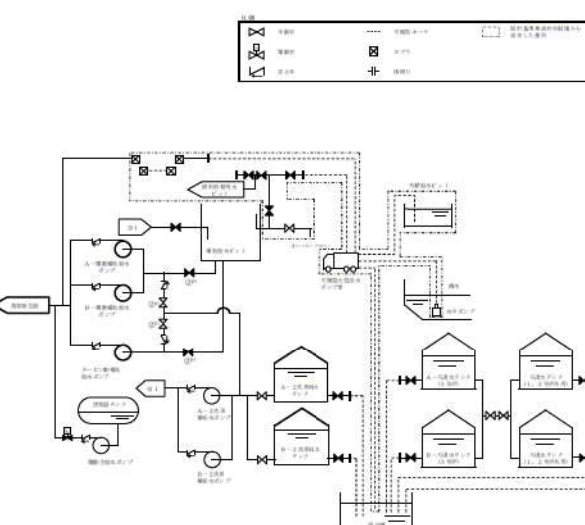
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<div data-bbox="203 770 613 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="846 770 1256 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div data-bbox="1541 331 1769 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">手順の項目</th> <th style="width: 15%;">要員(敬)</th> <th style="width: 50%;">経過時間(分)</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え</td> <td rowspan="2">運転員 (中央制御室)</td> <td>燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え 10分</td> <td rowspan="2">操作手順 ②</td> </tr> <tr> <td>系統構成^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1：機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間</p> </div> <div data-bbox="1809 464 1883 1219" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第 1.13.33 図 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え タイムチャート</p> </div>	手順の項目	要員(敬)	経過時間(分)	備考	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え	運転員 (中央制御室)	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え 10分	操作手順 ②	系統構成 ^{※1}	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、中央制御室のみの操作についても、タイムチャートを整理する。</p> <p>【女川】 記載内容の相違 ・炉型の相違による対応手段の相違</p>
手順の項目	要員(敬)	経過時間(分)	備考									
燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え	運転員 (中央制御室)	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え 10分	操作手順 ②									
		系統構成 ^{※1}										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>【比較のため、記載順序入れ替え】</p>  <p>第1.13.29図 復水ピットからNo.3凉水タンクへの水源切替 概略系統</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第1.13.34図 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え 概要図</p> <table border="1" data-bbox="1478 989 1948 1085"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①¹⁾</td> <td>タービン動補助給水ポンプ2次蒸気給水タンクライン入口弁</td> <td>全閉→全開</td> </tr> <tr> <td>②²⁾</td> <td>入、日一電動補助給水ポンプ2次蒸気給水タンクライン入口弁</td> <td>全開→全閉</td> </tr> <tr> <td>③³⁾</td> <td>補助給水ピット電動補助給水ポンプ機出口弁</td> <td>全開→全閉</td> </tr> <tr> <td>④⁴⁾</td> <td>補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ機出口弁</td> <td>全開→全閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>①～④同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	① ¹⁾	タービン動補助給水ポンプ2次蒸気給水タンクライン入口弁	全閉→全開	② ²⁾	入、日一電動補助給水ポンプ2次蒸気給水タンクライン入口弁	全開→全閉	③ ³⁾	補助給水ピット電動補助給水ポンプ機出口弁	全開→全閉	④ ⁴⁾	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ機出口弁	全開→全閉	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・凡例の記載内容充実 ・概要図と操作内容を紐づけ</p> <p>【女川】 記載内容の相違 ・炉型の相違による対応手段の相違</p>
操作手順	操作対象機器	状態の変化																
① ¹⁾	タービン動補助給水ポンプ2次蒸気給水タンクライン入口弁	全閉→全開																
② ²⁾	入、日一電動補助給水ポンプ2次蒸気給水タンクライン入口弁	全開→全閉																
③ ³⁾	補助給水ピット電動補助給水ポンプ機出口弁	全開→全閉																
④ ⁴⁾	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ機出口弁	全開→全閉																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">第 1.13.35 図 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え タイムチャート</p>	<p>【大阪】 設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、中央制御室のみの操作についても、タイムチャートを整理する。</p> <p>【女川】 記載内容の相違 ・炉型の相違による対応手段の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 770 613 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>		<div data-bbox="1377 406 1892 1173" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1892 454 1937 1173" style="font-size: small; vertical-align: middle;"> 第1.13.36図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱用給水ポンプへの補給 ホース敷設ルート図(1/2) </div> <div data-bbox="1960 454 1982 837" style="font-size: x-small; vertical-align: middle;"> □：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2011 726 2161 805" style="color: red; font-size: small;"> 【大阪】 設備の相違(相違理由⑥) </div>

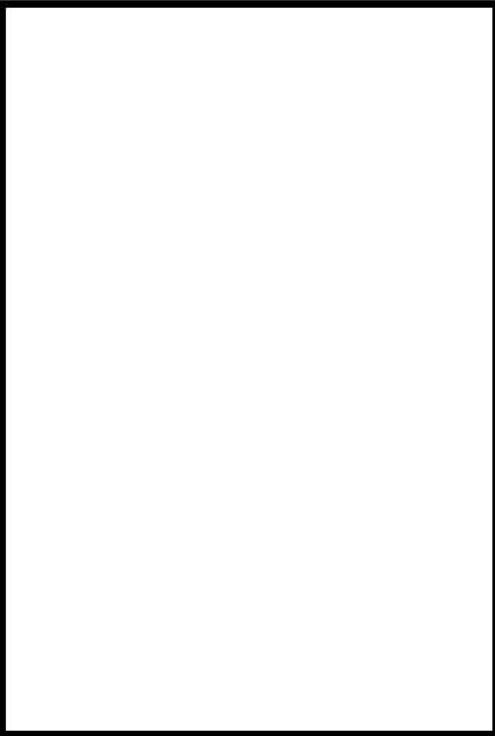
灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 767 613 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 泊3号炉との比較対象なし </div>		<div data-bbox="1431 422 1856 1297" style="border: 2px solid black; width: 190px; height: 548px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1883 502 1939 1307" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 第1.13.36図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給 ホース敷設ルート図(2/2) </div> <div data-bbox="1966 462 1995 954" style="font-size: x-small; margin-top: 10px;"> ：幹囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2011 751 2163 831" style="font-size: small;"> 【大阪】 設備の相違(相違理由⑥) </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">第1.13.37図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給ホース敷設ルート図(1/2)</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">□：特開番号の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【大阪】 設備の相違(相違理由⑥)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">第1.13.37図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱用ホースからの補給ルートの図 (2/2)</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【大阪】 設備の相違(相違理由⑥)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 767 613 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 泊3号炉との比較対象なし </div>		<div data-bbox="1370 419 1877 1163" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1883 461 1935 1088" style="font-size: small;"> 第1.13.38図 海老水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱普通水ピットへの補給 ホース敷設ルート図 (1/3) </div> <div data-bbox="1957 464 1989 858" style="font-size: x-small;"> □：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2011 751 2161 831" style="color: red;"> 【大阪】 設備の相違(相違理由⑥) </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small; text-align: center;">第1.13.38図 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱替用水ピットへの補給 ホース敷設ルート図 (2/3)</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【大阪】 設備の相違(相違理由⑥)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 770 613 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>		<div data-bbox="1375 443 1859 1152" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1888 427 1989 1074" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 第1.13.38図 梅を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱替用水ピットへの補給 ポース敷設ルート図 (3/3) □：詳細みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2013 751 2166 831" style="color: red; font-size: small;"> 【大阪】 設備の相違(相違理由⑥) </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="107 391 649 1257" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">特別みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはありません。</p> <p style="text-align: center;">第1.13.26図 No.2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給 ホース駆設ルート</p>		<p style="text-align: center;">第1.13.39図 No.2 淡水タンクを水源とした電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 ホース駆設ルート図</p>	

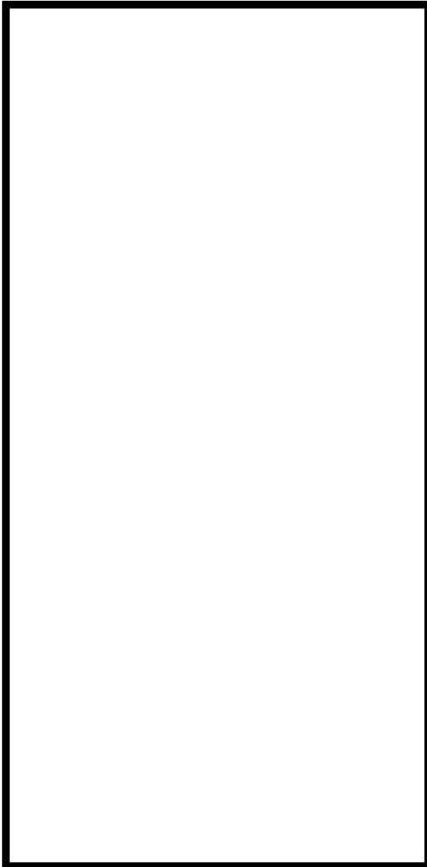
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 770 613 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 泊3号炉との比較対象なし </div>		<div data-bbox="1375 424 1865 1171" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1877 437 1928 1054" style="font-size: small;">第1.13.40図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ホース敷設ルート図 (1/2)</p> <p data-bbox="1957 427 1984 810" style="font-size: x-small;">□：参照みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="2018 754 2163 831" style="color: red; font-size: small;">【大阪】 設備の相違(相違理由④)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">第1.13.40 図 尿水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ホース敷設ルート図 (2/2)</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">□：詳細みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【大阪】 設備の相違(相違理由④)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 770 613 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 泊3号炉との比較対象なし </div>		<div data-bbox="1384 427 1883 1166" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1892 422 1960 1189" style="font-size: small;"> 第1.13.41図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ボース敷設ルート図（1/2） </p> <p data-bbox="1960 438 1989 885" style="font-size: x-small;"> ：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p data-bbox="2022 753 2159 831" style="color: red; font-size: small;"> 【大阪】 設備の相違(相違理由④) </p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

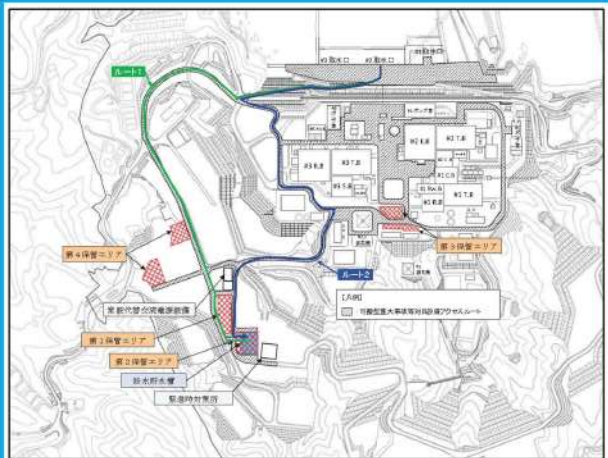
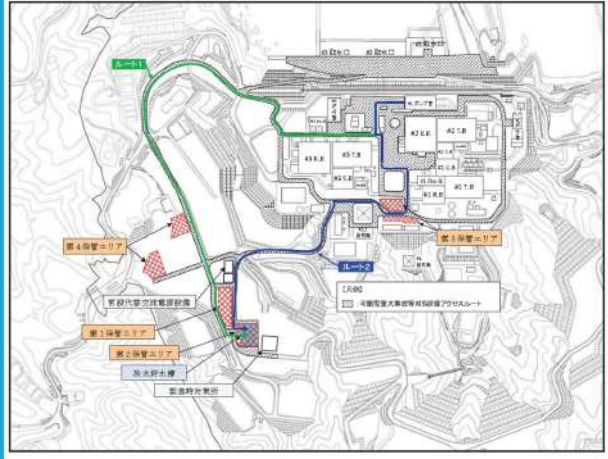
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small; text-align: right;">第1.13.41図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ホース敷設ルート図（2/2）</p> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">： 詳細みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【大阪】 設備の相違(相違理由④)</p>

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

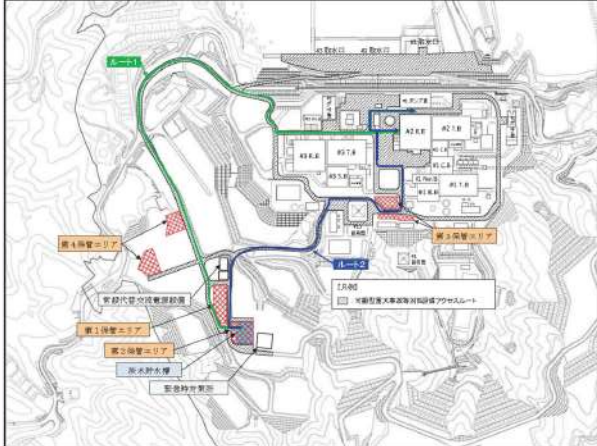
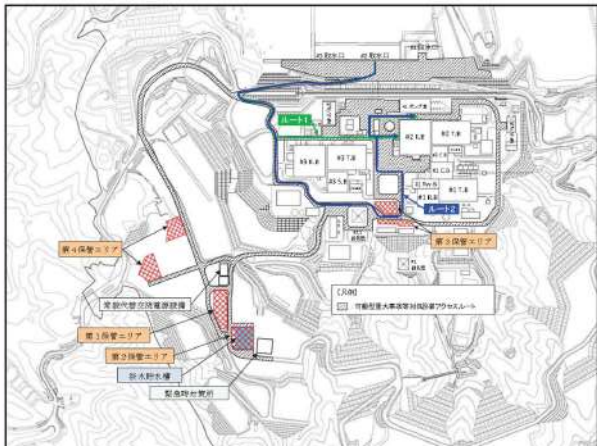
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>【比較のため、記載順序入替え】</p>		
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (1/2)</p>	<p>第1.13-33 図 海から淡水貯水槽ルート図 (1/2) (取水口取水)</p>		
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (2/2)</p>	<p>第1.13-34 図 海から淡水貯水槽ルート図 (2/2) (海水ポンプ室取水)</p>		
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (3/2)</p>	<p>第1.13-34 図 海から淡水貯水槽ルート図 (2/2) (海水ポンプ室取水)</p>		
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (4/2)</p>			

第1.13-12図 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ホース敷設ルート図 (1/3)

：※図面の内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

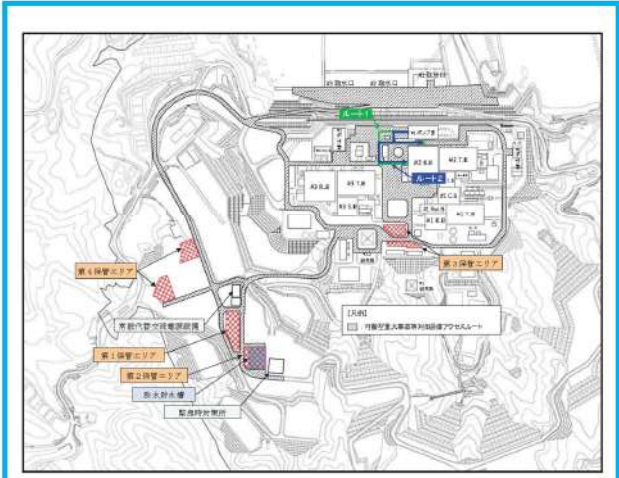
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: center; color: blue;">【比較のため、記載順序入替え】</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">第 1.13-35 図 淡水貯水槽から各種注水ルート図</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	
<p>第1.13.11図 3号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (5/22)</p>			
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p style="text-align: center;">第 1.13-36 図 海から各種注水ルート図 (1/2) (取水口取水)</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	
<p>第1.13.11図 3号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (6/22)</p>			
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11図 3号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (7/22)</p>			

第 1.13.42 図 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ホース敷設ルート図 (2/3)

□ : 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (8/22)</p>			
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>【比較のため、記載順序入替え】</p>		
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (9/22)</p>			
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>第1.13-37図 海から各種注水ルート図 (2/2) (海水ポンプ室取水)</p>		
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (10/22)</p>			
<p>※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		<p>第1.13.42図 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ホース敷設ルート図 (3/3)</p>	<p>□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
<p>第1.13.11回 3号炉 海水を用いた淡水ピットへの補給 ホース敷設ルート (11/22)</p>			

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大阪発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 145 645 408" style="border: 2px solid black; height: 165px; width: 210px;"></div> <div data-bbox="315 411 645 427" style="font-size: small;">※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="181 472 613 489" style="font-size: x-small;">第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (13/22)</div> <div data-bbox="174 496 645 759" style="border: 2px solid black; height: 165px; width: 210px;"></div> <div data-bbox="315 767 645 783" style="font-size: small;">※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="181 791 613 809" style="font-size: x-small;">第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (13/22)</div> <div data-bbox="174 815 645 1078" style="border: 2px solid black; height: 165px; width: 210px;"></div> <div data-bbox="315 1086 645 1102" style="font-size: small;">※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="181 1110 613 1128" style="font-size: x-small;">第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (14/22)</div> <div data-bbox="174 1134 645 1398" style="border: 2px solid black; height: 165px; width: 210px;"></div> <div data-bbox="315 1406 645 1422" style="font-size: small;">※図面の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="181 1430 613 1447" style="font-size: x-small;">第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (16/22)</div>		<div data-bbox="1451 743 1928 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大飯 3 / 4号炉との比較対象は 泊 3号炉の第 1.13.42 図参照 </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等





大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="107 183 705 518" style="border: 2px solid black; height: 210px; width: 267px;"></div> <div data-bbox="286 523 698 545" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <p data-bbox="129 598 676 620">第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (16/22)</p> <div data-bbox="107 638 705 981" style="border: 2px solid black; height: 215px; width: 267px;"></div> <div data-bbox="286 986 698 1008" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <p data-bbox="129 1013 676 1035">第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (17/22)</p> <div data-bbox="107 1037 705 1380" style="border: 2px solid black; height: 215px; width: 267px;"></div> <div data-bbox="286 1385 698 1407" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <p data-bbox="129 1412 676 1434">第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (18/22)</p>		<div data-bbox="1444 742 1926 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 大飯3 / 4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.13.42図参照 </div>	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

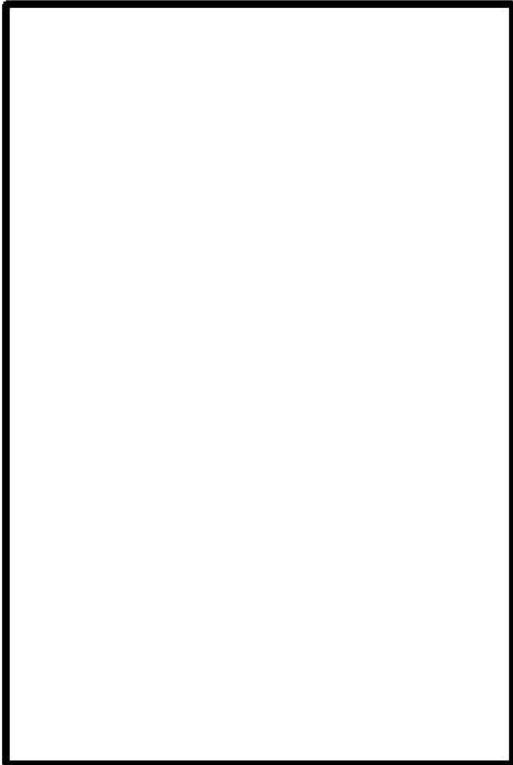
大阪発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (19/22)</p>			
 <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (20/22)</p>			
 <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (21/22)</p>			
 <p>特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
<p>第1.13.11図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給 ホース敷設ルート (22/22)</p>		<p>大飯3 / 4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.13.42図参照</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

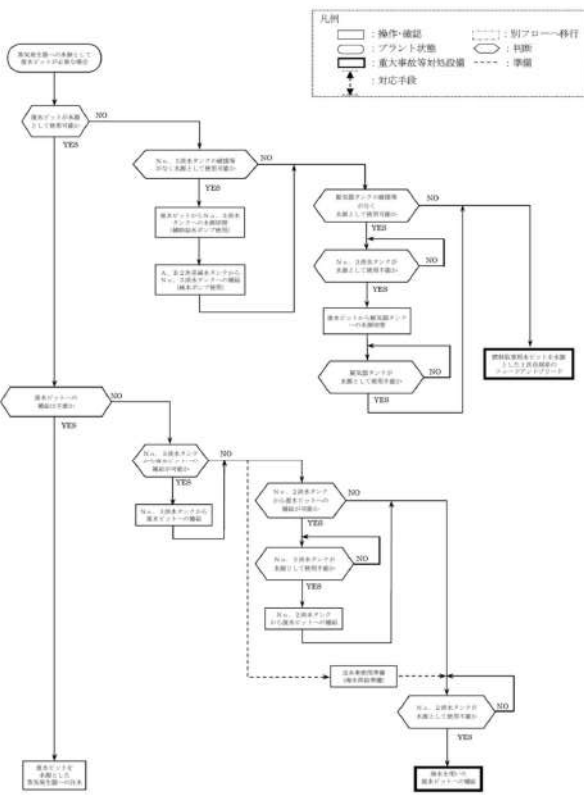

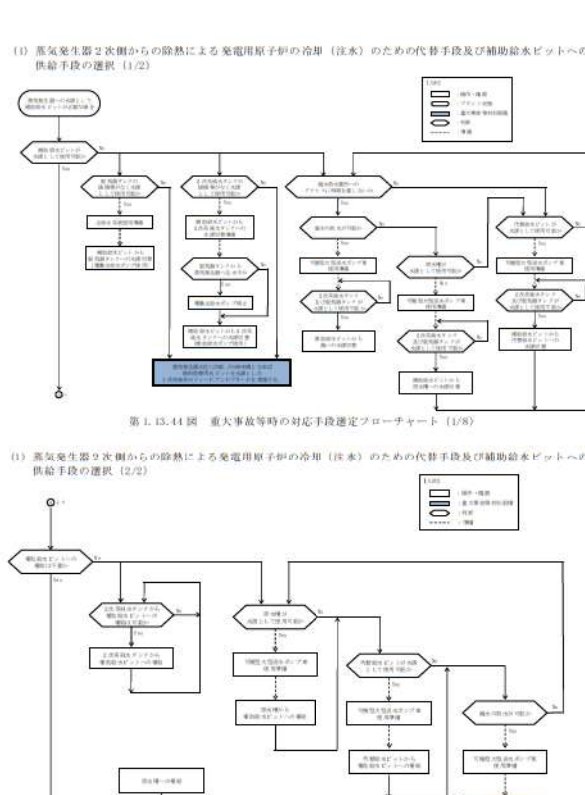
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">第1.13.43図 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給 ホース敷設ルート図 ：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【大阪】</p> <p>設備の相違（相違理由⑤）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1.13.12図 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ビットへの供給手順</p>	 <p>第1.13.44図 重大事故等時の対応手段決定フローチャート (1/8)</p>	 <p>第1.13.44図 重大事故等時の対応手段決定フローチャート (2/8)</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1.13.29図 炉内注水のための代替手段及び燃料取扱替用水ピットへの供給手順</p>	<p>第1.13-31図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（各種注水用）</p>	<p>(2) 原子炉容器への注水のための代替手段及び燃料取扱替用水ピットへの補給手段の選択 (1/3)</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 746 595 785" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 泊3号炉との比較対象は </div> <div data-bbox="136 804 678 842" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 大飯3/4号炉の第1.13.29図参照 </div>	<div data-bbox="745 316 1310 1279"> <p>【凡例】 □ プラント状態 ○ 操作、確認 ○ 判断 ○ 重大事故等対応設備</p> <p>第1.13-32図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（各種補給用）</p> </div>	<div data-bbox="1429 411 1908 1184"> <p>第1.13-44図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（4/8）</p> </div>	<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

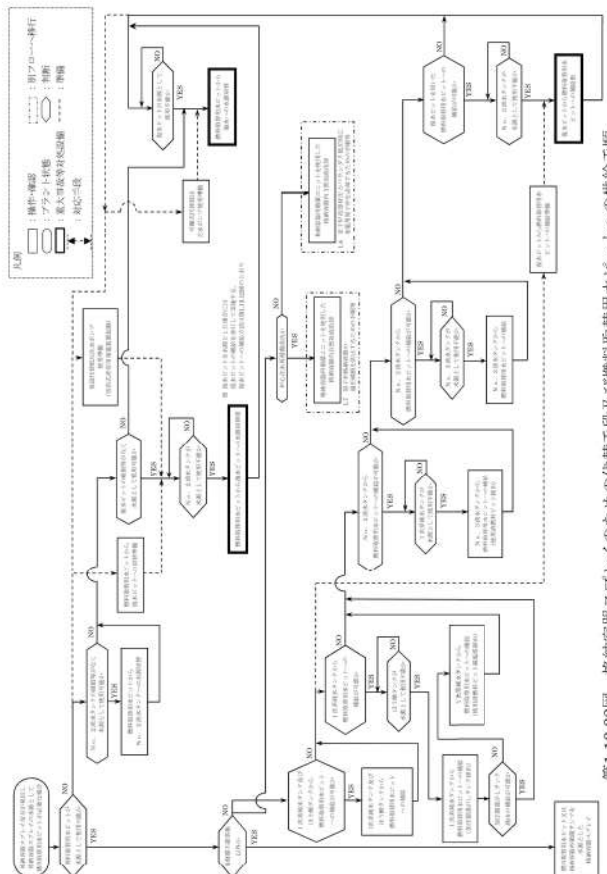
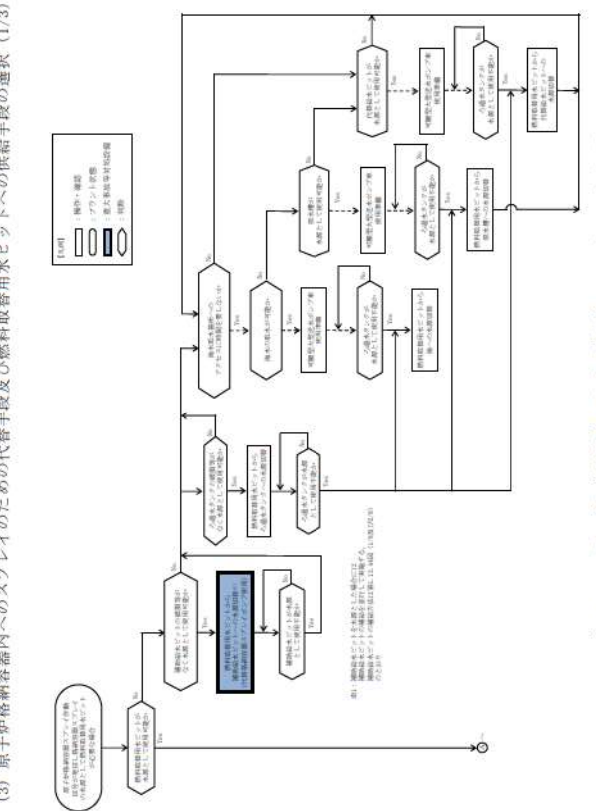
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 770 613 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>		<div data-bbox="1375 515 1420 1190" style="text-align: center;"> (2) 原子炉容器への注水のための代替手段及び燃料取扱普通用水ピットへの補給手段の選択 (3/3) </div> <div data-bbox="1420 475 1973 1182" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1973 571 2009 1090" style="text-align: center;"> 第1.13.44図 重大事故等時の対応手段選定フローチャート (5/8) </div>	<div data-bbox="2013 754 2163 834" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【大飯】 設備の相違(相違理由⑥) </div>

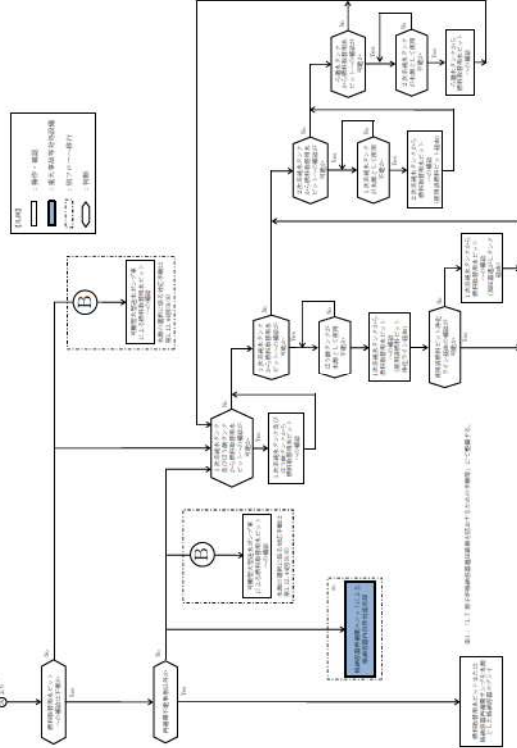
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p>  <p>第1.13.32図 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手順</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>(3) 原子炉格納容器内へのスプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段の選択 (1/3)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 742 600 785" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 泊3号炉との比較対象は </div> <div data-bbox="136 801 683 844" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 大飯3/4号炉の第1.13.32図参照 </div>		<div data-bbox="1377 375 1400 1149" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> (3) 原子炉格納容器内へのスプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段の選択 </div>  <div data-bbox="1948 502 1971 1037" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> 第1.13.44図 重大事故等時の対応手段選定フローチャート(7/8) </div>	<div data-bbox="2016 726 2161 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績の反映） </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="134 742 683 845" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 泊3号炉との比較対象は 大飯3/4号炉の第1.13.32図参照 </div>		<div data-bbox="1377 375 1411 1204" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> (3) 原子炉格納容器内へのスプレイのための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給手段の選択 (3/3) </div> <div data-bbox="1422 462 1982 1173"> </div> <div data-bbox="1948 558 1982 1085" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第1.13.44図 重大事故等時の対応手段選定フローチャート (5/8) </div>	<div data-bbox="2004 750 2161 837" style="color: red;"> 【大飯】 設備の相違(相違理由⑥) </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉

【比較のため女川の添付資料1.13.1を掲載】

添付資料 1.13.1

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/6)

技術的能力審査基準 (1.13)	番号	設置許可基準規則 (56条)	技術基準規則 (71条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	①	【本文】 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。	【本文】 設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。	⑧
【解釈】 1 「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	—	【解釈】 1 第56条に規定する「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第71条に規定する「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	—
a) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できる手順等を整備すること。	②	a) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できること。	a) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できること。	⑨
b) 複数の代替水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）が確保されていること。	③	b) 複数の代替水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）が確保されていること。	b) 複数の代替水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）が確保されていること。	⑩
c) 海を水源として利用できること。	④	c) 海を水源として利用できること。	c) 海を水源として利用できること。	⑪
d) 各水源からの移送ルートが確保されていること。	⑤	d) 各水源からの移送ルートが確保されていること。	d) 各水源からの移送ルートが確保されていること。	⑫
e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。	⑥	e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。	e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。	⑬
f) 水の供給が中断することがないよう、水源の切替え手順等を定めること。	⑦	f) 原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保すること。(PWR)	f) 原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保すること。(PWR)	—

泊発電所3号炉

添付資料1.13.1

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/8)

技術的能力審査基準 (1.13)	番号	設置許可基準規則 (五十六条)	技術基準規則 (七十一条)	番号
【本文】 1 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等に対するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設けなければならない。想定される重大事故等に発生するために必要な設備を設けるものについては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に発生するために必要な量の水を貯留できるものとする。二つの貯留された水を、想定される重大事故等に発生するために必要な設備に供給できるものとする。	①	【本文】 発電用原子炉施設には、次に掲げるように、想定される重大事故等に発生するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設けなければならない。 一 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものについては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に発生するために必要な量の水を貯留できるものとする。 二 その貯留された水を、想定される重大事故等に発生するために必要な設備に供給できるものとする。	【本文】 発電用原子炉施設には、次に掲げるように、想定される重大事故等に発生するための水源として必要な量の水を貯留するための設備を設けなければならない。 一 設計基準事故の収束に必要な水を貯留するものについては、当該設計基準事故及び想定される重大事故等に発生するために必要な量の水を貯留できるものとする。 二 その貯留された水を、想定される重大事故等に発生するために必要な設備に供給できるものとする。	⑦
2 発電用原子炉設置者において、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に発生するために必要な設備に供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	②	2 発電用原子炉施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に発生するために必要な設備に供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	2 発電用原子炉施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に発生するために必要な設備に供給するために必要な手順等を行うための設備を設けるものとする。	⑧
【解釈】 1 第1項に規定する「想定される重大事故等に発生するための水源」とは、第2項に規定する「海その他の水源」から取水された水が重大事故等に発生するために必要な設備に供給されるまでの間、当該重大事故等に発生するために必要な量の水をいう。	—	【解釈】 1 第1項に規定する「必要量の水」とは、第2項に規定する「海その他の水源」から取水された水が重大事故等に発生するために必要な設備に供給されるまでの間、当該重大事故等に発生するために必要な量の水をいう。	【解釈】 1 第1項に規定する「必要量の水」とは、第2項に規定する「海その他の水源」から取水された水が重大事故等に発生するために必要な設備に供給されるまでの間、当該重大事故等に発生するために必要な量の水をいう。	—
2 一次冷却回路大時に原子炉格納容器に水を切り替える必要がある発電用原子炉施設は、第1項第2号に規定する「想定される重大事故等に発生するために必要な設備に供給できるもの」として、原子炉格納容器を水源とする再循環設備を代替することができる設備を設けること。	③	2 一次冷却回路大時に原子炉格納容器に水を切り替える必要がある発電用原子炉施設は、第1項第2号に規定する「想定される重大事故等に発生するために必要な設備に供給できるもの」として、原子炉格納容器を水源とする再循環設備を代替することができる設備を設けること。	2 一次冷却回路大時に原子炉格納容器に水を切り替える必要がある発電用原子炉施設は、第1項第2号に規定する「想定される重大事故等に発生するために必要な設備に供給できるもの」として、原子炉格納容器を水源とする再循環設備を代替することができる設備を設けること。	⑨
a) 第1項に規定する「想定される重大事故等に発生するための水源」として必要な量の水を貯留するための設備、及び第2項に規定する「海その他の水源」から、想定される重大事故等に発生するために必要な量の水を供給できる手順等を整備すること。この場合において、以下の事項を考慮すること。	④	a) 第1項に規定する「想定される重大事故等に発生するための水源」として必要な量の水を貯留するための設備、及び第2項に規定する「海その他の水源」から、想定される重大事故等に発生するために必要な量の水を供給できる手順等を整備すること。	a) 第1項に規定する「想定される重大事故等に発生するための水源」として必要な量の水を貯留するための設備、及び第2項に規定する「海その他の水源」から、想定される重大事故等に発生するために必要な量の水を供給できる手順等を整備すること。	⑩
1) 第2項に規定する「海その他の水源」として、海及び複数の代替水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）の候補であって、第1項の設備に貯留されたもの以外のものをいう。）を利用できるものとする。	⑤	1) 第2項に規定する「海その他の水源」として、海及び複数の代替水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）の候補であって、第1項の設備に貯留されたもの以外のものをいう。）を利用できるものとする。	1) 第2項に規定する「海その他の水源」として、海及び複数の代替水源（貯水槽、ダム又は貯水池等）の候補であって、第1項の設備に貯留されたもの以外のものをいう。）を利用できるものとする。	⑪
2) 各水源からの移送ルートが確保されていること。	⑥	2) 各水源からの移送ルートが確保されていること。	2) 各水源からの移送ルートが確保されていること。	⑫
3) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。	⑦	3) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。	3) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。	⑬
4) 水の供給が中断することがないよう、水源の切替え手順等を定めること。	⑧	4) 原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保すること。(PWR)	4) 原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保すること。(PWR)	⑭

【女川】
 ・PWR と BWR に対する要求事項相違による附番の相違
 ・審査基準の改正による記載内容の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川審査実績の反映）

・大飯の比較対象となる添付資料1.13.2は後段に掲載している。
 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉										
【比較のため女川の添付資料1.13.2を掲載】										
審査基準，基準規則と対処設備との対応表（2/6）										
 : 重大事故等対処設備 : 重大事故等対処設備（設計基準拡張）										
重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段		自主対策								
対応手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	既設 可能	所要時間	対応人数	備考	
女川2号炉の審査基準を適用する	高圧貯蔵タンク	既設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	女川2号炉の審査基準を適用する	ろ過水タンク	既設	—	—	—	
	高圧代替注水系統（高圧代替注水系統ポンプ）	既設	—		ろ過水系統（ろ過水ポンプ）	既設	—	—	—	
	原子炉隔離時冷却系（原子炉隔離時冷却系ポンプ）	既設	—							
	高圧炉心スプレー系（高圧炉心スプレー系ポンプ）	既設	—							
	残留熱除去系（残留熱除去系ポンプ）	既設	—							
	低圧代替注水系統（既設）（復水器透過ポンプ）	既設	—							
	低圧代替注水系統（既設）（遠隔制御注水ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（復水器透過ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（復水器透過ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（燃料プール補給水ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（復水器透過ポンプ）	既設	—							
女川2号炉の審査基準を適用しない	サブプレッシャントラップ	既設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺							
	高圧炉心スプレー系（高圧炉心スプレー系ポンプ）	既設	—							
	残留熱除去系（残留熱除去系ポンプ）	既設	—							
	低圧炉心スプレー系（低圧炉心スプレー系ポンプ）	既設	—							
	代替注水系統（代替注水系統ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（復水器透過ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（燃料プール補給水ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（復水器透過ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（燃料プール補給水ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（復水器透過ポンプ）	既設	—							
	原子炉格納容器冷却下注注水系統（既設）（燃料プール補給水ポンプ）	既設	—							

※1：本文【解釈】1.b)項を満足するための代替注水源（措置）

泊発電所3号炉												
審査基準，基準規則と対処設備との対応表（2/8）												
 : 重大事故等対処設備 : 重大事故等対処設備（設計基準拡張）												
重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段		自主対策										
対応手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	既設 可能	必要時間内に 使用可能か	対応可能な 人数で 使用可能か	備考			
女川2号炉の審査基準を適用する	燃料取扱用ロボット	既設	①②③④⑤⑥⑦	女川2号炉の審査基準を適用する	ろ過水タンク	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	充てんポンプ	既設			電動機駆動消火ポンプ	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	高圧注水ポンプ	既設			ディーゼル駆動消火ポンプ	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	代替格納容器スプレィポンプ	既設			1次系給水タンク	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	日一格納容器スプレィポンプ	既設			1次系給水ポンプ	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	格納容器スプレィポンプ	既設			2次系給水タンク	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	全熱除去ポンプ	既設			2次系給水ポンプ	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	燃料取扱用ロボット	既設			補給給水ポンプ	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照			
	—	—			—	—	—	—	—	—		
	女川2号炉の審査基準を適用しない	補給給水ポンプ			既設	①②③④⑤⑥⑦	女川2号炉の審査基準を適用しない	2次系給水タンク	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照
		電動補給給水ポンプ			既設			2次系給水ポンプ	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照
		タービン駆動補給給水ポンプ			既設			格納器タンク	既設	—	—	自主対策とする理由は本文参照
SQ直接給水用高圧ポンプ		既設	電動主給水ポンプ	既設	—			—	自主対策とする理由は本文参照			
—		—	—	—	—			—	—	—		

【女川】
 設備の相違による対応手段の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川審査実績の反映）
 ・大飯の比較対象となる添付資料1.13.2は後段に掲載している。
 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉

【比較のため女川の添付資料1.13.2を掲載】

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (3/6)

■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）

重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策			
対応手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	既設 新設	備考
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	淡水貯水槽 (No.1) ①	新設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	淡水タンク	既設	自主対策設備とする理由は本文参照	
	淡水貯水槽 (No.2) ②	新設		淡水タンク	既設		
	大容量送水ポンプ (タイプ1) ③	新設		大容量送水ポンプ (タイプ1)	既設		
	ホース延長回収車 ④	新設		ホース延長回収車	既設		
	ホース・注水用ヘッド・接続口 ⑤	新設		ホース・注水用ヘッド・接続口	既設		
	—	—		ろ過ホース 配管・弁	既設		
	—	—		給排水機器設置配管・弁	既設		
	燃料補給設備 ⑥	既設		燃料補給設備	既設		
	—	—		燃料補給設備	既設		
	低圧代替注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等) ⑦	新設		低圧代替注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
	—	—		低圧代替注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
	原子炉格納容器代替スプレイズ冷却系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等) ⑧	新設		原子炉格納容器代替スプレイズ冷却系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
	—	—		原子炉格納容器代替スプレイズ冷却系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
	大容量送水ポンプ (タイプ1) ⑨	新設		大容量送水ポンプ (タイプ1)	既設		
	ホース延長回収車 ⑩	新設		ホース延長回収車	既設		
	ホース・注水用ヘッド・接続口 ⑪	新設		ホース・注水用ヘッド・接続口	既設		
	原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等) ⑫	新設		原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
	—	—		原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
	燃料プール代替注水系 (既設配管) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等) ⑬	新設		燃料プール代替注水系 (既設配管) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
	—	—		燃料プール代替注水系 (既設配管) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設		
燃料プール代替注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等) ⑭	新設	燃料プール代替注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設				
—	—	燃料プール代替注水系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口等)	既設				
燃料プールのスプレイズ系 (既設配管) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・スプレイズノズル等) ⑮	新設	燃料プールのスプレイズ系 (既設配管) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・スプレイズノズル等)	既設				
—	—	燃料プールのスプレイズ系 (既設配管) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・スプレイズノズル等)	既設				
燃料プールのスプレイズ系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・スプレイズノズル等) ⑯	新設	燃料プールのスプレイズ系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・スプレイズノズル等)	既設				
—	—	燃料プールのスプレイズ系 (可搬型) (大容量送水ポンプ (タイプ1)、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド・スプレイズノズル等)	既設				
—	—	大型化学処理設備	既設				
—	—	化学処理設備	既設				
—	—	ホース・接続口	既設				
—	—	燃料プール冷却浄化系配管・弁	既設				
—	—	スプレイズノズル	既設				
—	—	燃料補給設備	既設				

※1：本文【解釈】1 b)項を満足するための代替注水源（措置）

泊発電所3号炉

審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (3/8)

■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策			
対応手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	既設 新設	備考
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	可搬型大型送水ポンプ車	新設	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	代替給水ピットを水源とした対応	代替給水ピット	既設	自主対策とする理由は本文参照
	可搬型ホース・接続口	新設		可搬型大型送水ポンプ車	既設		
	ホース延長・回収車 (送水専用)	新設		可搬型ホース・接続口	既設		
	可搬型ホース	新設		ホース延長・回収車 (送水専用)	既設		
	可搬型スプレイズノズル	新設		可搬型ホース	既設		
	原子炉補機冷却水ポンプ	既設		燃料補給設備	既設		
	原子炉補機冷却水ポンプ	既設		取水槽	既設		
	可搬型大容量送水ポンプ車	新設		可搬型大型送水ポンプ車	既設		
	取水槽	新設		可搬型ホース・接続口	既設		
	既設合設機	既設		ホース延長・回収車 (送水専用)	既設		
	燃料補給設備	既設		可搬型ホース	既設		
	—	—		可搬型スプレイズノズル	既設		
—	—	燃料補給設備	既設				

【女川】
 設備の相違による対応手段の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川審査実績の反映）

- ・大飯の比較対象となる添付資料1.13.2は後段に掲載している。
- ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉										泊発電所3号炉										相違理由
【比較のため女川の添付資料1.13.2を掲載】 審査基準、基準規則と対処設備との対応表（4/6）										審査基準、基準規則と対処設備との対応表（4/8）										【女川】 設備の相違による対応手段の相違 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯の比較対象となる添付資料1.13.2は後段に掲載している。 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。
■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）					■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）															
対応手段	機器名称	既設新設	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	既設 可能	所要時間	対応人数	備考	対応手段	機器名称	既設 可能	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	既設 可能	必要時間内に 使用可能か	対応可能な 人数で 使用可能か	備考	
重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	大容量送水ポンプ（タイプ1）	既設	①②③④⑤⑥⑦⑧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大容量送水ポンプ（タイプ2）	既設																		
	ホース巻戻車	既設																		
	貯留槽	既設																		
	取水口	既設																		
	取水ポンプ	既設																		
	海水ポンプ車	既設																		
	ホース・圧水用ヘッド・接続口	既設																		
	燃料補給設備	既設																		
	燃料代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口等）	既設																		-
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口等）	既設																		-
	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口等）	既設																		-
	原子炉格納容器頂部注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口等）	既設																		-
	燃料プール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口等）	既設																		-
	燃料プール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口等）	既設																		-
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口、スプレイズル等）	既設																		-
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口、スプレイズル等）	既設																		-
	原子炉格納容器注水系（大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット、ホース巻戻車、ホース・圧水用ヘッド・接続口等）	既設																		-
	大容量送水ポンプ（タイプ2）	既設																		-
	ホース巻戻車	既設																		-
取水口	既設	-																		
ホース	既設	-																		
送水用車両台設置	既設	-																		
燃料補給設備	既設	-																		
※1：本文【解釈】1 h)項を満足するための代替注水源（措置）																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉

【比較のため女川の添付資料1.13.2を掲載】

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（5/6）

■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）

重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策					
対応手段	機器名称	設計新設	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	常設 可設	所要時間	対応人数	備考
はう給水注入系貯蔵タンク	はう給水注入系貯蔵タンク	既設	①②③④	-	-	-	-	-	-
	はう給水注入系（はう給水注入系ポンプ）	既設			-	-	-	-	-
淡水貯蔵槽（No.1） 淡水貯蔵槽（No.2） 大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 ホース・送水用ヘッジ・接続口 補助水系・配管・弁 淡水貯蔵タンク 燃料補給設備	淡水貯蔵槽（No.1）	新設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	淡水貯蔵槽（No.1） 淡水貯蔵槽（No.2） 大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 ホース・送水用ヘッジ・接続口 補助水系・配管・弁 淡水貯蔵タンク 燃料補給設備	ろ過水タンク	常設	300分	9名	自主対策設備とする理由は本文参照
	淡水貯蔵槽（No.2）	新設			純水タンク	常設			
	大容量送水ポンプ（タイプ1）	既設			送水タンク	常設			
	ホース延長回収車	既設			大容量送水ポンプ（タイプ1）	可設			
	ホース・送水用ヘッジ・接続口	既設			ホース延長回収車	可設			
	補助水系・配管・弁	既設			ホース・送水用ヘッジ・接続口	常設			
	淡水貯蔵タンク	既設			補助水系 配管・弁	常設			
	燃料補給設備	既設			ろ過水系 配管・弁	常設			
	-	-			給排水処理設備配管・弁	常設			
	-	-			淡水貯蔵タンク	常設			
大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 ホース・送水用ヘッジ・接続口 補助水系・配管・弁 淡水貯蔵タンク 貯留槽 取水口 取水路 取水ポンプ室 燃料補給設備	大容量送水ポンプ（タイプ1）	既設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	大容量送水ポンプ（タイプ1） ホース延長回収車 ホース・送水用ヘッジ・接続口 補助水系・配管・弁 淡水貯蔵タンク 貯留槽 取水口 取水路 取水ポンプ室 燃料補給設備	耐震性貯水本槽	常設	45分	4名	自主対策設備とする理由は本文参照
	ホース延長回収車	既設			化学消防自動車	可設			
	ホース・送水用ヘッジ・接続口	既設			ホース	可設			
	補助水系・配管・弁	既設			淡水貯蔵タンク	既設			
	淡水貯蔵タンク	既設			-	-			
	貯留槽	既設			-	-			
	取水口	既設			-	-			
	取水路	既設			-	-			
	取水ポンプ室	既設			-	-			
	燃料補給設備	既設			-	-			

※1：本文【解釈】1 b)項を満足するための代替水源（措置）

泊発電所3号炉

審査基準，基準規則と対処設備との対応表（5/8）

■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策					
対応手段	機器名称	設計新設	解釈 対応番号	対応手段	機器名称	常設 可設	必要時間内に 使用可能か	対応可能な 人数に 使用可能か	備考
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	既設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	-	原水槽	常設	200分	7名	自主対策とする理由は本文参照
	可搬型大容量送水ポンプ車	新設			ろ過水タンク	常設			
	ホース延長・回収車（送水車用）	新設			2次系純水タンク	常設			
	可搬型ホース・接続口	新設			燃料取替用水ピット	常設			
	非常用炉心冷却設備 配管・弁	既設			可搬型大容量送水ポンプ車	可設			
	非常用取水設備	既設			可搬型ホース・接続口	可設			
	燃料補給設備	既設			ホース延長・回収車（送水車用）	可設			
	-	-			非常用炉心冷却設備 配管・弁	常設			
	-	-			給水処理設備 配管・弁	常設			
	-	-			燃料補給設備	常設			
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	既設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	-	代替給水ピット	常設	145分	7名	自主対策とする理由は本文参照
	燃料取替用水ピット	常設			燃料取替用水ピット	常設			
	可搬型大容量送水ポンプ車	可設			可搬型大容量送水ポンプ車	可設			
	可搬型ホース・接続口	可設			可搬型ホース・接続口	可設			
	ホース延長・回収車（送水車用）	可設			ホース延長・回収車（送水車用）	可設			
	非常用炉心冷却設備 配管・弁	常設			非常用炉心冷却設備 配管・弁	常設			
	燃料補給設備	常設			燃料補給設備	常設			
	-	-			-	-			
	-	-			-	-			
	-	-			-	-			
ろ過水タンク 燃料取替用水ピット 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 消防ホース 火災防護設備（消火栓設備）配管・弁 給水処理設備 配管・弁 常用電源設備	ろ過水タンク	常設	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	-	ろ過水タンク	常設	30分	4名	自主対策とする理由は本文参照
	燃料取替用水ピット	常設			燃料取替用水ピット	常設			
	電動機駆動消火ポンプ	常設			電動機駆動消火ポンプ	常設			
	ディーゼル駆動消火ポンプ	常設			ディーゼル駆動消火ポンプ	常設			
	消防ホース	可設			消防ホース	可設			
	火災防護設備（消火栓設備）配管・弁	常設			火災防護設備（消火栓設備）配管・弁	常設			
	給水処理設備 配管・弁	常設			給水処理設備 配管・弁	常設			
	常用電源設備	常設			常用電源設備	常設			
	-	-			-	-			
	-	-			-	-			

【女川】
設備の相違による
対応手段の相違

【大飯】
記載方針の相違
（女川審査実績の
反映）

・大飯の比較対象
となる添付資料
1.13.2は後段に
掲載している。
・泊は女川の審査
実績を踏まえた
構成としている
ため、本資料の
比較対象は女川
としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>【比較のため女川の添付資料 1.13.2 を掲載】</p> <p>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (6/6)</p> <p>■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段</th> <th colspan="5">自主対策</th> </tr> <tr> <th>対応手段</th> <th>機器名称</th> <th>建設年度</th> <th>機器仕様</th> <th>設置時期</th> <th>対応人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">女川2号炉の相違</td> <td>大飯発電所ポンプ（ダイヤル）</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース超長距離車</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗水貯水罐 (No. 1) ①</td> <td>新設</td> <td>①2号機 ②2号機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗水貯水罐 (No. 2) ①</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯留槽</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">女川2号炉の相違</td> <td>大飯発電所ポンプ（ダイヤル）</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース超長距離車</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗水貯水罐 (No. 1) ①</td> <td>新設</td> <td>①2号機 ②2号機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗水貯水罐 (No. 2) ①</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯留槽</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">女川2号炉の相違</td> <td>洗水貯水タンク</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オペレーションセンター</td> <td>新設</td> <td>①2号機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高度中心マテリアル (高度中心マテリアルポンプ)</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">女川2号炉の相違</td> <td>大飯発電所ポンプ（ダイヤル）</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース超長距離車</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗水貯水罐 (No. 1) ①</td> <td>新設</td> <td>①2号機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗水貯水罐 (No. 2) ①</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯留槽</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">女川2号炉の相違</td> <td>洗水貯水タンク</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オペレーションセンター</td> <td>新設</td> <td>①2号機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高度代替洗水車 (高度代替洗水ポンプ)</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替洗水車 (代替洗水ポンプ)</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本文【解釈】1) ①項を満足するための代替洗水車（措置）</p>	重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段		自主対策					対応手段	機器名称	建設年度	機器仕様	設置時期	対応人数	備考	女川2号炉の相違	大飯発電所ポンプ（ダイヤル）	新設					コース超長距離車	新設					コース	新設					洗水貯水罐 (No. 1) ①	新設	①2号機 ②2号機				洗水貯水罐 (No. 2) ①	新設					貯留槽	新設					取水口	新設					燃料補給設備	新設					女川2号炉の相違	大飯発電所ポンプ（ダイヤル）	新設					コース超長距離車	新設					コース	新設					洗水貯水罐 (No. 1) ①	新設	①2号機 ②2号機				洗水貯水罐 (No. 2) ①	新設					貯留槽	新設					取水口	新設					燃料補給設備	新設					女川2号炉の相違	洗水貯水タンク	新設					オペレーションセンター	新設	①2号機				高度中心マテリアル (高度中心マテリアルポンプ)	新設					女川2号炉の相違	大飯発電所ポンプ（ダイヤル）	新設					コース超長距離車	新設					コース	新設					洗水貯水罐 (No. 1) ①	新設	①2号機				洗水貯水罐 (No. 2) ①	新設					貯留槽	新設					取水口	新設					取水口	新設					女川2号炉の相違	洗水貯水タンク	新設					オペレーションセンター	新設	①2号機				高度代替洗水車 (高度代替洗水ポンプ)	新設					代替洗水車 (代替洗水ポンプ)	新設					<p>審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (6/8)</p> <p>■：重大事故等対処設備 □：重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故等対処設備を用いた手段 審査基準の要求に適合するための手段</th> <th colspan="5">自主対策</th> </tr> <tr> <th>対応手段</th> <th>機器名称</th> <th>建設年度</th> <th>機器仕様</th> <th>設置時期</th> <th>対応可能な人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">女川2号炉の相違</td> <td>1次系取水タンク</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用本ビット</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次系補給水ポンプ</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器誘がしタンク</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次系補給水タンク</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常用電動設備</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電動設備</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電池液電設備</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">女川2号炉の相違</td> <td>燃料取替用本ビット</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2次系取水タンク</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2次系補給水ポンプ</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットポンプ</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常用電動設備</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">女川2号炉の相違</td> <td>1次系取水タンク</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸タンク</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用本ビット</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次系補給水ポンプ</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常用電動設備</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用交流電動設備</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処設備を用いた手段 審査基準の要求に適合するための手段		自主対策					対応手段	機器名称	建設年度	機器仕様	設置時期	対応可能な人数	備考	女川2号炉の相違	1次系取水タンク	常設					燃料取替用本ビット	常設					1次系補給水ポンプ	常設					加圧器誘がしタンク	常設					1次系補給水タンク	常設					1次冷却設備 配管・弁	常設					化学体積制御設備 配管・弁	常設					給水処理設備 配管・弁	常設					液体廃棄物処理設備 配管・弁	常設					燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁	常設					常用電動設備	常設					非常用交流電動設備	常設					所内常設蓄電池液電設備	常設					女川2号炉の相違	燃料取替用本ビット	常設					2次系取水タンク	常設					2次系補給水ポンプ	常設					使用済燃料ビット	常設					使用済燃料ビットポンプ	常設					給水処理設備 配管・弁	常設					燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁	常設					常用電動設備	常設					女川2号炉の相違	1次系取水タンク	常設					ほう酸タンク	常設					燃料取替用本ビット	常設					1次系補給水ポンプ	常設					ほう酸ポンプ	常設					化学体積制御設備 配管・弁	常設					非常用炉心冷却設備 配管	常設					給水処理設備 配管・弁	常設					常用電動設備	常設					非常用交流電動設備	常設					<p>【女川】 設備の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯の比較対象となる添付資料 1.13.2 は後段に掲載している。 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。</p>
重大事故等対処設備を用いた対応手段 審査基準の要求に適合するための手段		自主対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
対応手段	機器名称	建設年度	機器仕様	設置時期	対応人数	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
女川2号炉の相違	大飯発電所ポンプ（ダイヤル）	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	コース超長距離車	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	コース	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	洗水貯水罐 (No. 1) ①	新設	①2号機 ②2号機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	洗水貯水罐 (No. 2) ①	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	貯留槽	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	取水口	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	燃料補給設備	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	女川2号炉の相違	大飯発電所ポンプ（ダイヤル）	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		コース超長距離車	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
コース		新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
洗水貯水罐 (No. 1) ①		新設	①2号機 ②2号機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
洗水貯水罐 (No. 2) ①		新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
貯留槽		新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
取水口		新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
燃料補給設備		新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
女川2号炉の相違		洗水貯水タンク	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		オペレーションセンター	新設	①2号機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	高度中心マテリアル (高度中心マテリアルポンプ)	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
女川2号炉の相違	大飯発電所ポンプ（ダイヤル）	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	コース超長距離車	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	コース	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	洗水貯水罐 (No. 1) ①	新設	①2号機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	洗水貯水罐 (No. 2) ①	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	貯留槽	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	取水口	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	取水口	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	女川2号炉の相違	洗水貯水タンク	新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		オペレーションセンター	新設	①2号機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
高度代替洗水車 (高度代替洗水ポンプ)		新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
代替洗水車 (代替洗水ポンプ)		新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
重大事故等対処設備を用いた手段 審査基準の要求に適合するための手段		自主対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
対応手段	機器名称	建設年度	機器仕様	設置時期	対応可能な人数	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
女川2号炉の相違	1次系取水タンク	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	燃料取替用本ビット	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1次系補給水ポンプ	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	加圧器誘がしタンク	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1次系補給水タンク	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1次冷却設備 配管・弁	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	化学体積制御設備 配管・弁	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	給水処理設備 配管・弁	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	液体廃棄物処理設備 配管・弁	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	常用電動設備	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	非常用交流電動設備	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	所内常設蓄電池液電設備	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	女川2号炉の相違	燃料取替用本ビット	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		2次系取水タンク	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2次系補給水ポンプ		常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
使用済燃料ビット		常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
使用済燃料ビットポンプ		常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
給水処理設備 配管・弁		常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁		常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
常用電動設備		常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
女川2号炉の相違		1次系取水タンク	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		ほう酸タンク	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		燃料取替用本ビット	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		1次系補給水ポンプ	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		ほう酸ポンプ	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		化学体積制御設備 配管・弁	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		非常用炉心冷却設備 配管	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	給水処理設備 配管・弁	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	常用電動設備	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	非常用交流電動設備	常設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																	
審査基準、基準規則と対応設備との対応表 (7/8) ■：重大事故等対応設備 □：重大事故等対応設備（設計基準拡張）																																																																																																																				
重大事故等対応設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>機器名称</th> <th>既設 新設</th> <th>解釈 対応 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="8">可搬性上、既設と同等の水質とした。</td> <td>補助給水ピット</td> <td>既設</td> <td rowspan="8">① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩</td> </tr> <tr><td>可搬型大流量送水ポンプ車</td> <td>新設</td> </tr> <tr><td>可搬型ホース・接続口</td> <td>新設</td> </tr> <tr><td>ホース延長・回収車（送水車用）</td> <td>新設</td> </tr> <tr><td>非常用初心冷却設備 配管・弁</td> <td>新設</td> </tr> <tr><td>2次冷却設備（補助給水設備）配管</td> <td>既設 新設</td> </tr> <tr><td>非常用排水設備</td> <td>既設 新設</td> </tr> <tr><td>燃料補給設備</td> <td>既設 新設</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応 番号	可搬性上、既設と同等の水質とした。	補助給水ピット	既設	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	可搬型大流量送水ポンプ車	新設	可搬型ホース・接続口	新設	ホース延長・回収車（送水車用）	新設	非常用初心冷却設備 配管・弁	新設	2次冷却設備（補助給水設備）配管	既設 新設	非常用排水設備	既設 新設	燃料補給設備	既設 新設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>機器名称</th> <th>常設 可搬</th> <th>必要時間内に 使用可能なか</th> <th>対応可能な 人数で 使用可能なか</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">可搬性上、既設と同等の水質とした。</td> <td>取水槽</td> <td>常設</td> <td rowspan="10">200分</td> <td rowspan="10">7名</td> <td rowspan="10">自主対策とする理由は本文参照</td> </tr> <tr><td>ろ過水タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>2次系純水タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>補助給水ピット</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>可搬型大流量送水ポンプ車</td> <td>可搬</td> </tr> <tr><td>可搬型ホース・接続口</td> <td>可搬</td> </tr> <tr><td>ホース延長・回収車（送水車用）</td> <td>可搬</td> </tr> <tr><td>非常用初心冷却設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>2次冷却設備（補助給水設備）配管</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">可搬性上、既設と同等の水質とした。</td> <td>燃料補給設備</td> <td>常設 可搬</td> <td rowspan="7">145分</td> <td rowspan="7">7名</td> <td rowspan="7">自主対策とする理由は本文参照</td> </tr> <tr><td>代替給水ピット</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>補助給水ピット</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>可搬型大流量送水ポンプ車</td> <td>可搬</td> </tr> <tr><td>可搬型ホース・接続口</td> <td>可搬</td> </tr> <tr><td>ホース延長・回収車（送水車用）</td> <td>可搬</td> </tr> <tr><td>非常用初心冷却設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>2次冷却設備（補助給水設備）配管</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">可搬性上、既設と同等の水質とした。</td> <td>燃料補給設備</td> <td>常設 可搬</td> <td rowspan="6">25分</td> <td rowspan="6">2名</td> <td rowspan="6">自主対策とする理由は本文参照</td> </tr> <tr><td>2次系純水タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>補助給水ピット</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>2次系補給水ポンプ</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取水槽への補給は</td> <td>常用電機設備</td> <td>常設</td> <td rowspan="5">180分</td> <td rowspan="5">3名</td> <td rowspan="5">自主対策とする理由は本文参照</td> </tr> <tr><td>取水槽</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>2次系純水タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>ろ過水タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td>可搬型ホース</td> <td>可搬</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取水槽への補給は</td> <td>ホース延長・回収車（送水車用）</td> <td>可搬</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr><td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr><td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			対応手段	機器名称	常設 可搬	必要時間内に 使用可能なか	対応可能な 人数で 使用可能なか	備考	可搬性上、既設と同等の水質とした。	取水槽	常設	200分	7名	自主対策とする理由は本文参照	ろ過水タンク	常設	2次系純水タンク	常設	補助給水ピット	常設	可搬型大流量送水ポンプ車	可搬	可搬型ホース・接続口	可搬	ホース延長・回収車（送水車用）	可搬	非常用初心冷却設備 配管・弁	常設	2次冷却設備（補助給水設備）配管	常設	給水処理設備 配管・弁	常設	可搬性上、既設と同等の水質とした。	燃料補給設備	常設 可搬	145分	7名	自主対策とする理由は本文参照	代替給水ピット	常設	補助給水ピット	常設	可搬型大流量送水ポンプ車	可搬	可搬型ホース・接続口	可搬	ホース延長・回収車（送水車用）	可搬	非常用初心冷却設備 配管・弁	常設	2次冷却設備（補助給水設備）配管	常設	可搬性上、既設と同等の水質とした。	燃料補給設備	常設 可搬	25分	2名	自主対策とする理由は本文参照	2次系純水タンク	常設	補助給水ピット	常設	2次系補給水ポンプ	常設	給水処理設備 配管・弁	常設	2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁	常設	取水槽への補給は	常用電機設備	常設	180分	3名	自主対策とする理由は本文参照	取水槽	常設	2次系純水タンク	常設	ろ過水タンク	常設	可搬型ホース	可搬	取水槽への補給は	ホース延長・回収車（送水車用）	可搬				給水処理設備 配管・弁	常設			<p>【女川】 設備の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の比較対象となる添付資料1.13.2は後段に掲載している。 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。
対応手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応 番号																																																																																																																	
可搬性上、既設と同等の水質とした。	補助給水ピット	既設	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩																																																																																																																	
	可搬型大流量送水ポンプ車	新設																																																																																																																		
	可搬型ホース・接続口	新設																																																																																																																		
	ホース延長・回収車（送水車用）	新設																																																																																																																		
	非常用初心冷却設備 配管・弁	新設																																																																																																																		
	2次冷却設備（補助給水設備）配管	既設 新設																																																																																																																		
	非常用排水設備	既設 新設																																																																																																																		
	燃料補給設備	既設 新設																																																																																																																		
対応手段	機器名称	常設 可搬	必要時間内に 使用可能なか	対応可能な 人数で 使用可能なか	備考																																																																																																															
可搬性上、既設と同等の水質とした。	取水槽	常設	200分	7名	自主対策とする理由は本文参照																																																																																																															
	ろ過水タンク	常設																																																																																																																		
	2次系純水タンク	常設																																																																																																																		
	補助給水ピット	常設																																																																																																																		
	可搬型大流量送水ポンプ車	可搬																																																																																																																		
	可搬型ホース・接続口	可搬																																																																																																																		
	ホース延長・回収車（送水車用）	可搬																																																																																																																		
	非常用初心冷却設備 配管・弁	常設																																																																																																																		
	2次冷却設備（補助給水設備）配管	常設																																																																																																																		
	給水処理設備 配管・弁	常設																																																																																																																		
可搬性上、既設と同等の水質とした。	燃料補給設備	常設 可搬	145分	7名	自主対策とする理由は本文参照																																																																																																															
	代替給水ピット	常設																																																																																																																		
	補助給水ピット	常設																																																																																																																		
	可搬型大流量送水ポンプ車	可搬																																																																																																																		
	可搬型ホース・接続口	可搬																																																																																																																		
	ホース延長・回収車（送水車用）	可搬																																																																																																																		
	非常用初心冷却設備 配管・弁	常設																																																																																																																		
2次冷却設備（補助給水設備）配管	常設																																																																																																																			
可搬性上、既設と同等の水質とした。	燃料補給設備	常設 可搬	25分	2名	自主対策とする理由は本文参照																																																																																																															
	2次系純水タンク	常設																																																																																																																		
	補助給水ピット	常設																																																																																																																		
	2次系補給水ポンプ	常設																																																																																																																		
	給水処理設備 配管・弁	常設																																																																																																																		
	2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁	常設																																																																																																																		
取水槽への補給は	常用電機設備	常設	180分	3名	自主対策とする理由は本文参照																																																																																																															
	取水槽	常設																																																																																																																		
	2次系純水タンク	常設																																																																																																																		
	ろ過水タンク	常設																																																																																																																		
	可搬型ホース	可搬																																																																																																																		
取水槽への補給は	ホース延長・回収車（送水車用）	可搬																																																																																																																		
	給水処理設備 配管・弁	常設																																																																																																																		

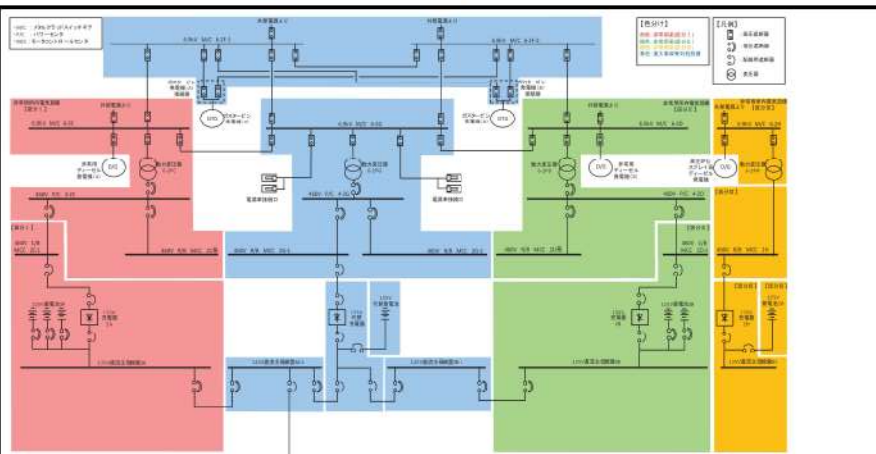
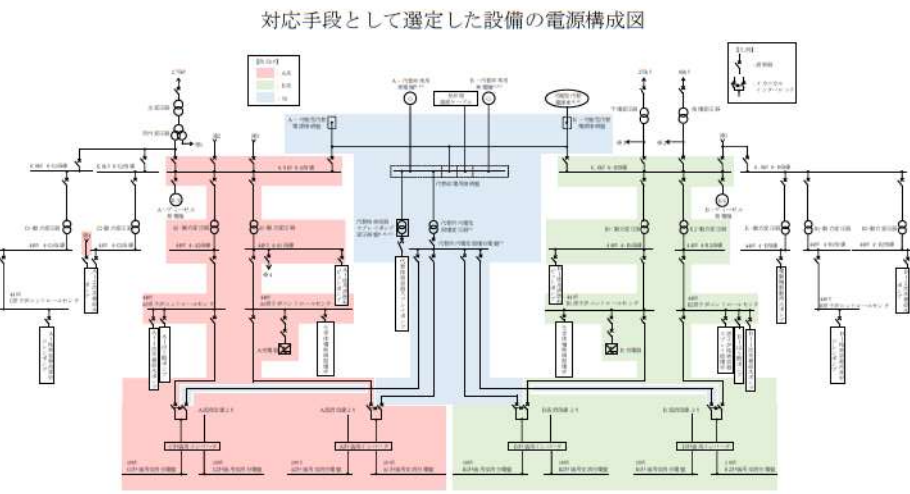
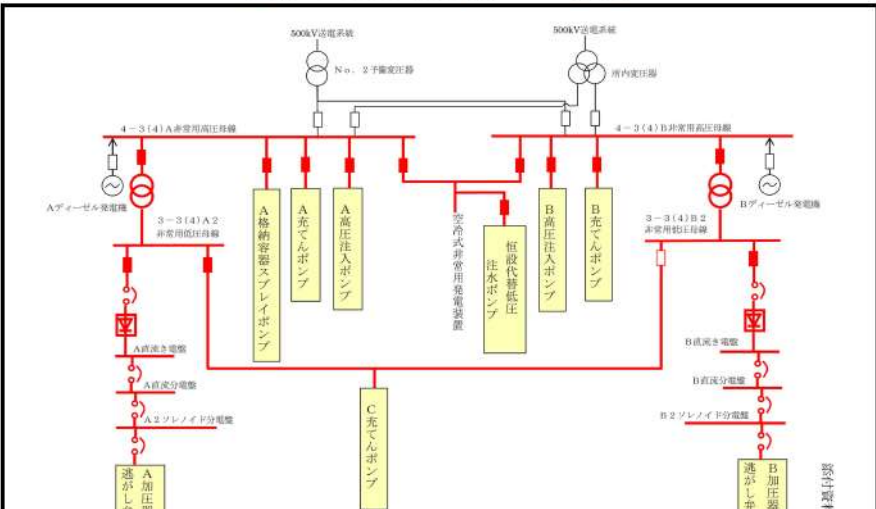
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉		相違理由																																																																																																					
審査基準、基準規則と対応設備との対応表 (8/8) ■ : 重大事故等対応設備 ■ : 重大事故等対応設備 (設計基準拡張)																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">重大事故等対応設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段</th> <th colspan="4">自主対策</th> </tr> <tr> <th>対応手段</th> <th>機器名称</th> <th>既設 新設</th> <th>解説 対応 番号</th> <th>対応手段</th> <th>既設 可 新設</th> <th>必要期限内に 使用可能か</th> <th>対応可能な 人数で 使用可能か</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">本燃 び取 り 部 に 比 べ た 本 機 の 水 質 保 持 手 段 の 相 違 を 示 す</td> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>既設</td> <td rowspan="7">① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦</td> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>既設</td> <td rowspan="7">10分</td> <td rowspan="7">1名</td> <td rowspan="7">自主対策とする理由は本文参照</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット</td> <td>既設</td> <td>1次系減水タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>新設</td> <td>ほう酸タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁</td> <td>既設 新設</td> <td>1次系補助給水ポンプ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>非常用中心冷却設備 配管・弁</td> <td>既設</td> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁</td> <td>既設 新設</td> <td>主てんポンプ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁</td> <td>既設 新設</td> <td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">納水燃 び取 り 部 に 比 べ た 本 機 の 水 質 保 持 手 段 の 相 違 を 示 す</td> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>既設</td> <td rowspan="7">① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦</td> <td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td rowspan="7">40分</td> <td rowspan="7">1名</td> <td rowspan="7">自主対策とする理由は本文参照</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット</td> <td>既設</td> <td>在字体機械組設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>新設</td> <td>及び 非常用中心冷却設備 配管・弁</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁</td> <td>既設 新設</td> <td>補助給水ピット</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>非常用中心冷却設備 配管・弁</td> <td>既設</td> <td>2次系減水タンク</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁</td> <td>既設 新設</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁</td> <td>既設 新設</td> <td>タービン駆動補助給水ポンプ</td> <td>常設</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>給水処理設備 配管・弁</td> <td>常設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				重大事故等対応設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策				対応手段	機器名称	既設 新設	解説 対応 番号	対応手段	既設 可 新設	必要期限内に 使用可能か	対応可能な 人数で 使用可能か	備考	本燃 び取 り 部 に 比 べ た 本 機 の 水 質 保 持 手 段 の 相 違 を 示 す	燃料取替用水ピット	既設	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	燃料取替用水ピット	既設	10分	1名	自主対策とする理由は本文参照	補助給水ピット	既設	1次系減水タンク	常設	代替格納容器スプレイポンプ	新設	ほう酸タンク	常設	2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁	既設 新設	1次系補助給水ポンプ	常設	非常用中心冷却設備 配管・弁	既設	ほう酸ポンプ	常設	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設	主てんポンプ	常設	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設	給水処理設備 配管・弁	常設	納水燃 び取 り 部 に 比 べ た 本 機 の 水 質 保 持 手 段 の 相 違 を 示 す	燃料取替用水ピット	既設	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	給水処理設備 配管・弁	常設	40分	1名	自主対策とする理由は本文参照	補助給水ピット	既設	在字体機械組設備 配管・弁	常設	代替格納容器スプレイポンプ	新設	及び 非常用中心冷却設備 配管・弁	常設	2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁	既設 新設	補助給水ピット	常設	非常用中心冷却設備 配管・弁	既設	2次系減水タンク	常設	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設	電動補助給水ポンプ	常設	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設	タービン駆動補助給水ポンプ	常設	—	—	—	—	2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁	常設								給水処理設備 配管・弁	常設			
重大事故等対応設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策																																																																																																				
対応手段	機器名称	既設 新設	解説 対応 番号	対応手段	既設 可 新設	必要期限内に 使用可能か	対応可能な 人数で 使用可能か	備考																																																																																																
本燃 び取 り 部 に 比 べ た 本 機 の 水 質 保 持 手 段 の 相 違 を 示 す	燃料取替用水ピット	既設	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	燃料取替用水ピット	既設	10分	1名	自主対策とする理由は本文参照																																																																																																
	補助給水ピット	既設		1次系減水タンク	常設																																																																																																			
	代替格納容器スプレイポンプ	新設		ほう酸タンク	常設																																																																																																			
	2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁	既設 新設		1次系補助給水ポンプ	常設																																																																																																			
	非常用中心冷却設備 配管・弁	既設		ほう酸ポンプ	常設																																																																																																			
	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設		主てんポンプ	常設																																																																																																			
	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設		給水処理設備 配管・弁	常設																																																																																																			
納水燃 び取 り 部 に 比 べ た 本 機 の 水 質 保 持 手 段 の 相 違 を 示 す	燃料取替用水ピット	既設	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	給水処理設備 配管・弁	常設	40分	1名	自主対策とする理由は本文参照																																																																																																
	補助給水ピット	既設		在字体機械組設備 配管・弁	常設																																																																																																			
	代替格納容器スプレイポンプ	新設		及び 非常用中心冷却設備 配管・弁	常設																																																																																																			
	2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁	既設 新設		補助給水ピット	常設																																																																																																			
	非常用中心冷却設備 配管・弁	既設		2次系減水タンク	常設																																																																																																			
	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設		電動補助給水ポンプ	常設																																																																																																			
	原子伊格納容器スプレイ設備 配管・弁	既設 新設		タービン駆動補助給水ポンプ	常設																																																																																																			
—	—	—	—	2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁	常設																																																																																																			
				給水処理設備 配管・弁	常設																																																																																																			
<p>【女川】 設備の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の比較対象となる添付資料 1.13.2 は後段に掲載している。 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。 																																																																																																								

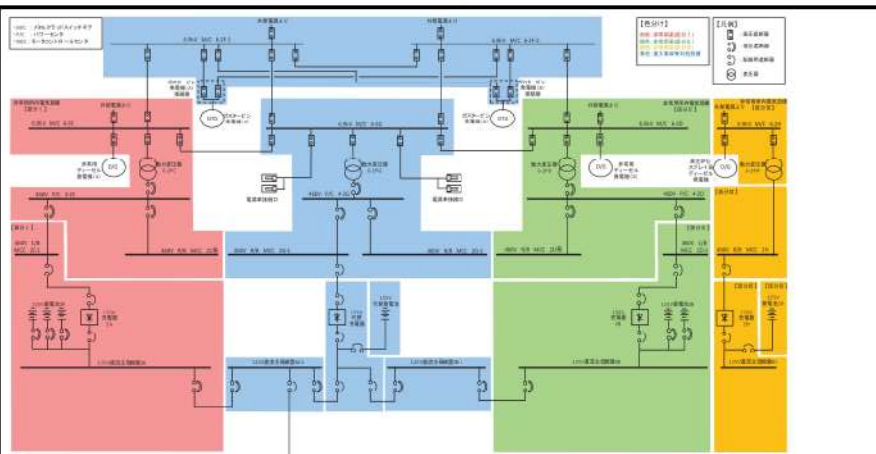
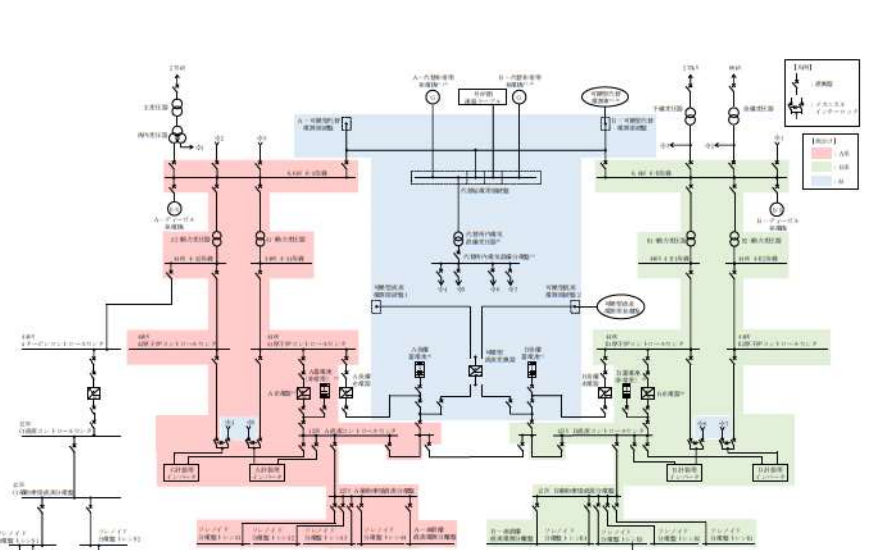
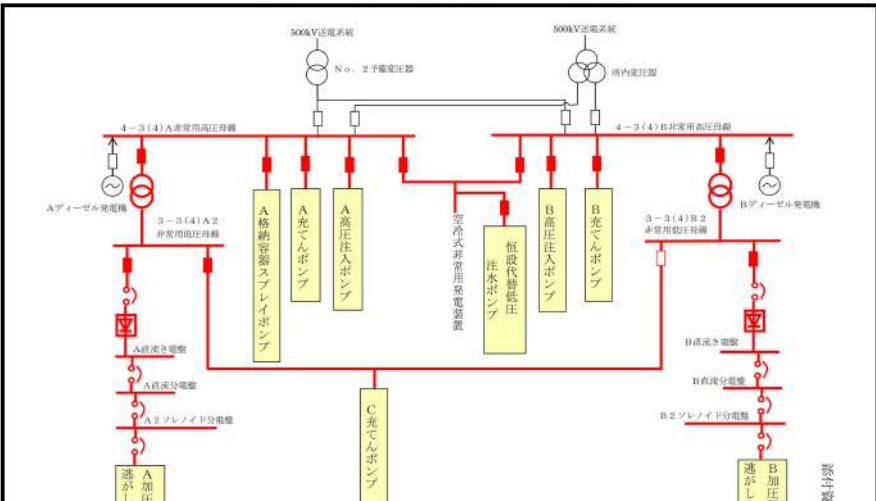
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>【比較のため女川の添付資料1.13.2を掲載】</p>  <p>第1図 対応手段として選定した設備の電源構成</p> <p>添付資料 1.13.2</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>添付資料1.13.2</p> <p>対応手段として選定した設備の電源構成図</p>  <p>第1図 電源構成図（交流電源）</p> <p>※：常設代替交流電源設備の主要設備 ◎：稼働代替交流電源設備の主要設備 ○：代替所内電気設備の主要設備</p>	<p>【女川】 設備の相違による電源構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は交流と直流で分割 ・泊は流路及び給電に使用する設備を記載
<p>【比較のため大飯の添付資料1.13.1を掲載】</p>  <p>重大事故等対処設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.13.1</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

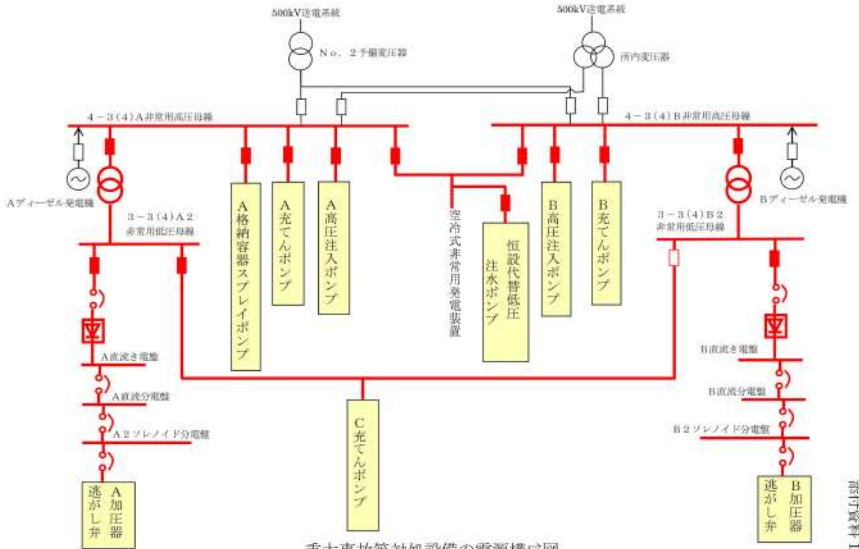
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>【比較のため女川の添付資料 1.13.2 を掲載】</p>  <p>第1図 対応手段として選定した設備の電源構成</p> <p style="text-align: right;">添付資料 1.13.2</p>	 <p>第2図 電源構成図（直流電源）</p> <p>●1：常設代替交流電源設備の主要設備 ●2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 ●3：代替用内電気設備の主要設備 ●4：所内設置常電式直流電源設備の主要設備</p>	<p>【女川】 設備の相違による電源構成の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は交流と直流で分割 ・泊は流路及び給電に使用する設備を記載
<p>【比較のため大飯の添付資料 1.13.1 を掲載】</p>  <p>重大事故等対処設備の電源構成図</p> <p style="text-align: right;">添付資料 1.13.1</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>重大事故等対処設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.13.1</p>	<p>比較表 p 1.13-538 から p 1.13-539 にて比較</p>	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉

重大事故等対応設備及び多様性担保設備整理表

設備の名称 （設備の名称）	設備の位置	設備の機能	設備の仕様	設備の型式	設備の設置状況		設備の稼働状況	設備の点検状況	設備の保守状況	設備の取組状況	設備の相違理由
					設置済	設置予定					
1) 緊急時冷却水の供給設備	1号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由
2) 緊急時冷却水の供給設備	2号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由
3) 緊急時冷却水の供給設備	3号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由
4) 緊急時冷却水の供給設備	4号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由

※1、※2： 重大事故等対応設備の稼働前に適用する設備の組み分けを要す。

泊発電所 3号炉

相違理由

比較対象は泊 3号炉の添付資料1.13.1参照

記載方針の相違（女川審査実績の反映）
 ・大飯の比較対象となる泊の添付資料 1.13.1 は前段で整理している。
 ・泊は女川の審査実績を踏まえた構成としているため、本資料の比較対象は女川としている。

重大事故等対応設備及び多様性担保設備整理表

設備の名称 （設備の名称）	設備の位置	設備の機能	設備の仕様	設備の型式	設備の設置状況		設備の稼働状況	設備の点検状況	設備の保守状況	設備の取組状況	設備の相違理由
					設置済	設置予定					
1) 緊急時冷却水の供給設備	1号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由
2) 緊急時冷却水の供給設備	2号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由
3) 緊急時冷却水の供給設備	3号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由
4) 緊急時冷却水の供給設備	4号炉	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	緊急時冷却水の供給	設置済	設置済	稼働中	点検済	保守済	取組済	相違理由

※1、※2： 重大事故等対応設備の稼働前に適用する設備の組み分けを要す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

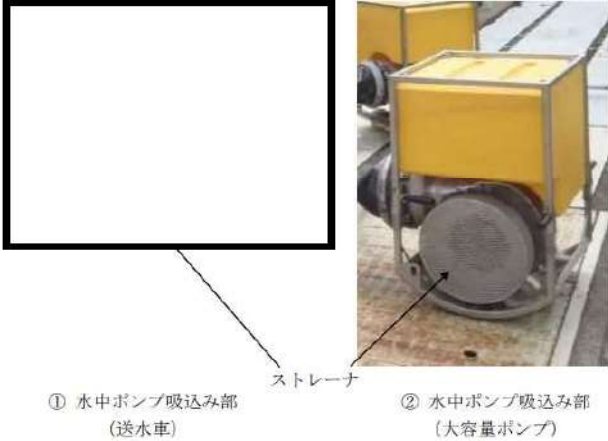
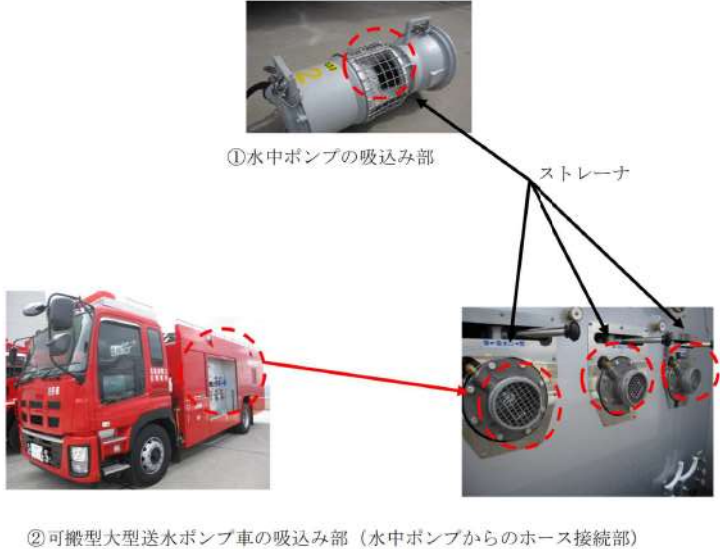
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉						泊発電所3号炉						相違理由
添付資料 1.13.3						添付資料1.13.3						
多様性拡張設備仕様						自主対策設備仕様						
機器名称	常設／可搬	耐震性	容量	揚程	台数	機器名称	常設／可搬	耐震性	容量	揚程	台数	
N o . 3 淡水タンク	常設	Cクラス	8,000m ³	—	1基	2次系純水タンク	常設	Cクラス	約1,500m ³	—	2基	
電動補助給水ポンプ	常設	Sクラス	約140m ³ /h	約950m	2台	タービン動補助給水ポンプ	常設	Sクラス	約115m ³ /h	約900m	1台	
タービン動補助給水ポンプ	常設	Sクラス	約250m ³ /h	約950m	1台	電動補助給水ポンプ	常設	Sクラス	約90m ³ /h	約900m	2台	
A、B2次系純水タンク	常設	Cクラス	8,500m ³	—	2基	代替給水ピット	常設	Cクラス	約473m ³	—	1基	
純水ポンプ	常設	Cクラス	約220m ³ /h	約140m	3台	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	転倒評価	約300m ³ /h	吐出圧力約1.3MPa [gauge]	4台+予備2台	
脱気器タンク	常設	Cクラス	約600m ³	—	1基	原水槽	常設	Cクラス	約5,000m ³	—	2基	
電動主給水ポンプ	常設	Cクラス	約3,300m ³ /h	約620m	1台	ろ過水タンク	常設	Cクラス	約1,500m ³	—	4基	
N o . 2 淡水タンク	常設	Cクラス	8,000m ³	—	1基	燃料取替用水ピット	常設	Sクラス	約2,000m ³	—	1基	
電動消火ポンプ	常設	Cクラス	約1,200m ³ /h	83m	1台	2次系補給水ポンプ	常設	Cクラス	265m ³ /h	92m	2台	
ディーゼル消火ポンプ	常設	Cクラス	約1,200m ³ /h	55m	1台	1次系純水タンク	常設	Cクラス	約360m ³	—	1基	
1次系純水タンク	常設	Cクラス	328m ³	—	2基	1次系補給水ポンプ	常設	Cクラス	45m ³ /h	95m	2台	
1次系補給水ポンプ	常設	Cクラス	60m ³ /h	80m	2台	ほう酸タンク	常設	Sクラス	約40m ³	—	2基	
ほう酸タンク	常設	Sクラス	約100m ³	—	2基	ほう酸ポンプ	常設	Sクラス	約17m ³ /h	72m	2台	
ほう酸ポンプ	常設	Sクラス	約17m ³ /h	80m	2台	電動機駆動消火ポンプ	常設	Cクラス	約390m ³ /h	138m	1台	
A、B充てんポンプ	常設	Sクラス	約45m ³ /h	1,770m	2台	ディーゼル駆動消火ポンプ	常設	Cクラス	約390m ³ /h	133m	1台	
C充てんポンプ	常設	Sクラス	約14m ³ /h	—	1台	使用済燃料ピットポンプ	常設	Bクラス	約550m ³ /h	75m	2台	
加圧器逃がしタンク	常設	Bクラス	51m ³	—	1基	加圧器逃がしタンク	常設	Bクラス	約37m ³	—	1基	
格納容器冷却材ドレンポンプ	常設	Bクラス	23m ³ /h	90m	2台	格納容器冷却材ドレンポンプ	常設	Bクラス	23m ³ /h	95m	2台	
使用済燃料ピットポンプ	常設	Bクラス	約546m ³ /h	60m	2台	脱気器タンク	常設	Cクラス	約400m ³	—	1基	
格納容器再循環サンプ	常設	Sクラス	—	—	2基							
格納容器再循環サンプスクリーン	常設	Sクラス	—	—	2基							
A余熱除去ポンプ	常設	Sクラス	約1,020m ³ /h	約91m	1台							
ポンプ車	可搬	—	120m ³ /h	85m	1台							

記載表現の相違（女川審査実績の反映）
 ・多様性拡張設備から自主対策設備に変更。
 ・設備名称のため中央及び現場手動操作の記載を削除
 設備の相違（相違理由①）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.4</p> <p style="text-align: center;">海水取水時の異物管理について</p> <p>重大事故等時には、炉心冷却、格納容器スプレイを実施するが、水源である常設設備は水量が有限であるため、取水路等から海水を送水車で常設設備等に供給を実施する。また、原子炉補機冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプを使用して海水を原子炉補機冷却水系に通水する。</p> <p>その他使用済燃料ピットへの供給、原子炉格納容器への放水等、取水路等から取水する水の使用用途は多岐に渡る。</p> <p>津波等の自然災害の影響により、取水箇所至瓦礫等の漂流物が浮遊又は水底に堆積していることが懸念されるが、水中ポンプの吸込み部に設置されているストレーナによって、メッシュより大きな異物の混入は防止される。また、ストレーナのメッシュより小さな異物が海水と同時に取水されたとしても、水中ポンプ、送水ポンプ及び送水ホースには影響なく、規定の流量や送水機能は維持が可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>① 水中ポンプ吸込み部 (送水車)</p> <p>② 水中ポンプ吸込み部 (大容量ポンプ)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.4</p> <p style="text-align: center;">海水取水時の異物管理について</p> <p>重大事故等時には、発電用原子炉の冷却、格納容器スプレイを実施するが、水源である常設設備は水量が有限であるため、取水路等から海水を可搬型大型送水ポンプ車で常設設備等に供給を実施する。また、原子炉補機冷却機能が喪失した場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用して海水を原子炉補機冷却水系へ通水する。</p> <p>その他使用済燃料ピットへの供給等、取水路等から取水する水の使用用途は多岐にわたる。</p> <p>津波等の自然災害の影響により、取水箇所至瓦礫等の漂流物が浮遊又は水底に堆積していることが懸念されるが、水中ポンプの吸込み部に設置されているストレーナによって、メッシュより大きな異物の混入は防止される。また、ストレーナのメッシュより小さな異物が海水と同時に取水されたとしても、水中ポンプ、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースには影響なく、規定の流量や送水機能は維持が可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>① 水中ポンプの吸込み部</p> <p>② 可搬型大型送水ポンプ車の吸込み部 (水中ポンプからのホース接続部)</p> </div>	<p>記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.5</p> <p>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え</p> <p>【水源切替操作】</p> <p>1. 操作概要 補助給水ピットから2次系純水タンクへの水源切替準備のための系統構成を実施する。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟T.P.10.3m, T.P.24.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数 : 1名 操作時間(想定) : 40分 操作時間(訓練実績等): 21分(現場移動, 放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路: ヘッドライト, 懐中電灯等を携行していることから, 建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境: 事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また, 作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり, 事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し, 防護具(全面マスク, 個人線量計, ゴム手袋等)を装備又は携行して作業を行う。 操作性 : 通常行う弁操作と同じであり, 容易に操作可能である。 連絡手段: 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも, 携行型通話装置を使用し, 確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1169 986 1485 1225" style="text-align: center;">  <p>補助給水ピット水源切替 系統構成 (周辺補機棟 T.P. 24.8m)</p> </div> <div data-bbox="1543 986 1852 1225" style="text-align: center;">  <p>補助給水ピット水源切替 系統構成 (周辺補機棟 T.P. 10.3m)</p> </div> </div>	<p>設備の相違(相違理由⑩)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の補助給水ピットから2次系純水タンクへの水源切替え操作は現場作業を伴うため, 操作の成立性について記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.5-(1)</p> <p style="text-align: center;">代替水源を用いた復水ピットへの補給</p> <p>【No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給】</p> <p>1. 操作概要 No. 3淡水タンクを水源とした、復水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名/ユニット 操作時間（想定）：15分 操作時間（実績）：8分（現場移動時間を含む。）</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.6</p> <p style="text-align: center;">2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給</p> <p>1. 操作概要 2次系純水タンクを水源とした、2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟T.P.24.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名 操作時間（想定）：25分 操作時間（訓練実績等）：12分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、各水源から復水ピットへの補給手段をまとめて記載している。 ・泊は、各水源から補助給水ピットへの補給手段ごとに添付資料を作成している。（伊方3号炉と同様） <p>設備の相違（相違理由①）</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所の追加 ・以降、同様の相違理由は省略する。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は「実績」又は「模擬」の作業時間を「訓練実績等」と記載。（女川と同様） ・放射線防護具着用時間を含めていることを記載。（伊方、玄海と同様） ・以降、同様の相違理由は省略する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>3. 操作の成立性</p> <p>アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div data-bbox="320 507 795 826" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="385 849 725 908" data-label="Caption"> <p>復水ピット補給弁開操作 (原子炉周辺建屋 E.L.+26.0m)</p> </div>	<p>4. 操作の成立性</p> <p>移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div data-bbox="1332 531 1688 798" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1397 805 1621 879" data-label="Caption"> <p>補助給水ピット供給 ライン系統構成 (周辺補機棟 T.P. 24.8m)</p> </div>	<p>記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス性を移動経路と記載する。 ・建屋内照明消灯時でもアクセス可能であることを記載。 ・アクセスルート上に支障となる設備がないことを記載。 ・防護具は必要に応じて着用する記載としている。 ・連絡手段の記載充実。 ・以降、同様の相違理由は省略する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由															
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.5-(2)</p> <p>【No. 2淡水タンクから復水ピットへの補給】</p> <p>1. 作業概要 No. 2淡水タンクから復水ピットへ補給するため、消火栓から復水ピットまで可搬型ホースを敷設し補給する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：3名/ユニット 作業時間（想定）：45分 作業時間（実績）：35分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 作業の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 作業性：可搬型ホースの接続はワンタッチ式であり、容易に作業可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <table border="1" data-bbox="309 786 846 914"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉</td> <td>屋内消火栓～復水ピット入口扉</td> <td>45m</td> <td>40A</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>屋内消火栓～復水ピット入口扉</td> <td>45m</td> <td>40A</td> <td>3本</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="385 933 553 1061"></div> <div data-bbox="602 933 768 1061"></div> <div data-bbox="385 1096 553 1224"></div> <div data-bbox="602 1096 768 1224"></div> <div data-bbox="385 1268 553 1396"></div> <div data-bbox="602 1268 768 1396"></div> </div>	号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	3号炉	屋内消火栓～復水ピット入口扉	45m	40A	3本	4号炉	屋内消火栓～復水ピット入口扉	45m	40A	3本	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p>設備の相違（相違理由③）</p>
号炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数													
3号炉	屋内消火栓～復水ピット入口扉	45m	40A	3本													
4号炉	屋内消火栓～復水ピット入口扉	45m	40A	3本													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.7-(1)</p> <p style="text-align: center;">原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置（吸管の挿入含む。）】</p> <p>1. 作業概要 原水槽水を補助給水ピットに補給するための可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等を設置する。原水槽へ吸管を挿入する。</p> <p>2. 作業場所 周辺補機棟T.P.10.3m 屋外（原水槽周辺及び原子炉建屋周辺）</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 6名 作業時間（想定） : 200分 作業時間（訓練実績等）: 160分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。 作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 原水槽へ挿入する吸管は、可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由								
<div data-bbox="439 746 689 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1429 177 1619 197" style="text-align: center;">可搬型ホース敷設箇所</div> <table border="1" data-bbox="1140 201 1906 296" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原水槽～可搬型大型送水ポンプ車10m接続口</td> <td>約600m×1系統 約50m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約12本×1系統 約5本×1系統</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1393 389 1644 576" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 592 1765 635" style="text-align: center;">ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設（屋外）</div> <div data-bbox="1207 662 1462 850" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1205 866 1464 890" style="text-align: center;">可搬型ホース（150A）接続前</div> <div data-bbox="1572 662 1827 850" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1570 866 1830 890" style="text-align: center;">可搬型ホース（150A）接続後</div> <div data-bbox="1207 933 1462 1121" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1205 1137 1464 1203" style="text-align: center;">可搬型大型送水ポンプ車の設置 原水槽への吸管挿入 （屋外）</div> <div data-bbox="1572 933 1827 1121" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1597 1137 1807 1203" style="text-align: center;">可搬型大型送水ポンプ車 周辺のホース敷設 （屋外）</div>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	原水槽～可搬型大型送水ポンプ車10m接続口	約600m×1系統 約50m×1系統	150A	約12本×1系統 約5本×1系統	<div data-bbox="2000 751 2141 799" style="color: red;">設備の相違（相違理由④）</div>
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数							
原水槽～可搬型大型送水ポンプ車10m接続口	約600m×1系統 約50m×1系統	150A	約12本×1系統 約5本×1系統							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.7-(2)</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を実施するための系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟T.P.40.3m, T.P.17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数 : 1名 操作時間(想定) : 40分 操作時間(訓練実績等): 20分(現場移動, 放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路: ヘッドライト, 懐中電灯等を携行していることから, 建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境: 事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また, 作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり, 事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し, 防護具(全面マスク, 個人線量計, ゴム手袋等)を装備又は携行して作業を行う。 操作性 : 通常行う弁操作と同じであり, 容易に操作可能である。 連絡手段: 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも, 携行型通話装置を使用し, 確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>原水槽から補助給水ピットへの補給系統構成 (周辺補機棟 T.P.17.8m)</p> </div>	<p>設備の相違(相違理由④)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.7-(3)</p> <p>【原水槽への補給】</p> <p>1. 作業概要 2次系純水タンク又はろ過水タンクの移送ラインに可搬型ホースを接続し、移送することにより原水槽への補給を行う。</p> <p>2. 作業場所 屋外（2次系純水タンク又はろ過水タンク周辺及び原水槽周辺）</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 3名 作業時間（想定） : 180分 作業時間（訓練実績等）: 135分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。 作業性：可搬型ホースは、人力で運搬・敷設が可能な仕様であり、フランジ接続により容易かつ確実に接続可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">ろ過水タンクからの補給（屋外） （作業風景は類似作業）</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">2次系純水タンクからの補給（屋外） （作業風景は類似作業）</p>	<p style="color: red; font-size: small;">設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大飯比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.8-(1)</p> <p style="text-align: center;">代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置（吸管の挿入含む。）】</p> <p>1. 作業概要 代替給水ピット水を補助給水ピットに補給するための可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等を設置する。代替給水ピットへ吸管を挿入する。</p> <p>2. 作業場所 周辺補機棟T.P.33.1m 屋外（代替給水ピット周辺及び原子炉建屋周辺）</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 6名 作業時間（想定） : 145分 作業時間（訓練実績等）: 115分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。 作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 代替給水ピットへ挿入する吸管は、可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由								
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1413 177 1608 197" style="text-align: center;">可搬型ホース敷設箇所</div> <table border="1" data-bbox="1131 199 1895 296" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ビット～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口</td> <td>約 150m×1系統 約 50m×1系統</td> <td>150 A</td> <td>約 3本×1系統 約 5本×1系統</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1384 384 1639 580" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1339 587 1682 655" style="text-align: center;"> <p>ホース延長・回収車（送水車用）による 可搬型ホース敷設 （屋外）</p> </div> <div data-bbox="1205 673 1458 863" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1198 877 1462 900" style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース（150A）接続前</p> </div> <div data-bbox="1568 673 1821 863" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1559 877 1827 900" style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース（150A）接続後</p> </div> <div data-bbox="1205 957 1458 1147" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1193 1168 1467 1260" style="text-align: center;"> <p>可搬型大型送水ポンプ車の設置 代替給水ビットへの吸管挿入 （屋外） （作業風景は類似作業）</p> </div> <div data-bbox="1559 949 1827 1155" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1581 1168 1805 1236" style="text-align: center;"> <p>可搬型大型送水ポンプ車 周辺のホース敷設 （屋外）</p> </div>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	代替給水ビット～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口	約 150m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 3本×1系統 約 5本×1系統	<p style="color: red;">設備の相違（相違理由④）</p>
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数							
代替給水ビット～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口	約 150m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 3本×1系統 約 5本×1系統							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.8-(2)</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を実施するための系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟T.P.40.3m, T.P.17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数 : 1名 操作時間(想定) : 40分 操作時間(訓練実績等): 20分(現場移動, 放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路: ヘッドライト, 懐中電灯等を携行していることから, 建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境: 事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また, 作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり, 事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し, 防護具(全面マスク, 個人線量計, ゴム手袋等)を装備又は携行して作業を行う。 操作性 : 通常行う弁操作と同じであり, 容易に操作可能である。 連絡手段: 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも, 携行型通話装置を使用し, 確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div data-bbox="1355 965 1675 1209" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">代替給水ピットから 補助給水ピットへの補給系統構成 (周辺補機棟 T.P. 17.8m)</p>	<p>設備の相違(相違理由④)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.5-(3)</p> <p>【海水を用いた復水ピットへの補給】</p> <p>1. 作業概要 海水を復水ピットに補給するための送水車、可搬型ホース等を配備する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：5名/ユニット 作業時間(想定)：3.4時間 作業時間(実績)：3.4時間以内(現場移動時間を含む。)</p> <p>3. 作業の成立性 アクセス性：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 なお、建屋への入口扉は2箇所からアクセス可能であり、これが両方とも使用できない場合でも、十分に距離のある別の入口扉からアクセス可能である。建屋入口扉の配置を「建屋入口扉へのアクセス箇所」に示す。 また、復水ピット入口扉にアクセスできない場合においても、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプのテストラインに可搬型ホースを接続することで補給できる。</p> <p>作業環境：可搬型設備保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。</p> <p>作業性：送水車の水中ポンプの設置要領は、他の水中ポンプ設置と同等であり、作業は実施可能である。 また、可搬型ホースの接続はワンタッチ式であり、容易に接続可能である。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、トランシーバー、衛星電話(アイサットフォン)を携帯しており、確実に連絡可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.9-(1)</p> <p style="text-align: center;">海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置(水中ポンプの設置含む。)]</p> <p>1. 作業概要 海水を補助給水ピットに補給するための可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等を設置する。海水取水箇所へ水中ポンプを設置し、可搬型大型送水ポンプ車へ接続する。</p> <p>2. 作業場所 周辺補機棟T.P.33.1m、T.P.10.3m 屋外(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺)</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：6名 作業時間(想定)：200分 作業時間(訓練実績等)：160分(現場移動、放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</p> <p>作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具(全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等)を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。</p> <p>作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。 屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車(送水車用)を使用することから、容易に実施可能である。 また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 海水取水箇所に吊り下げて設置する水中ポンプは、軽量なものであり人力で降下設置できる。</p> <p>連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(携帯型)を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 ・大飯は添付資料1.5.6の中で水中ポンプ設置の記載をしている。 泊は各添付資料にて記載する。 記載内容は同様である。 ・以降、同様の相違理由は省略する。</p> <p>運用の相違 ・泊は可搬型ホースを補給配管に接続することで補給可能。(伊方3号炉同様)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載内容の相違 ・泊は寒冷地特有の考慮する事項を記載</p> <p>設備の相違 ・泊は結合金具式である。(女川同様)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p data-bbox="369 156 763 180">建屋入口扉へのアクセス箇所（3号炉の例）</p> <div data-bbox="147 204 987 671" style="border: 2px solid black; height: 293px; width: 375px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="403 683 983 710" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 259px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1384 778 1637 834" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 113px; margin: 400px auto;"> 比較対象なし </div>	<p data-bbox="2000 140 2089 161">運用の相違</p> <ul data-bbox="2000 169 2136 308" style="list-style-type: none"> ・ 泊は可搬型ホースを補給配管に接続することで補給可能。（伊方3号炉同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉				泊発電所 3号炉				相違理由												
3号炉	海水ポンプ室前～復水ピット (背面道路経由)	約1,550m	100mm	約48本	<p style="text-align: center;">可搬型ホース敷設箇所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口</td> <td>約 400m×1系統 約 50m×1系統</td> <td>150 A</td> <td>約 8本×1系統 約 5本×1系統</td> </tr> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口</td> <td>約 450m×2系統 約 550m×1系統 約 50m×1系統</td> <td>150 A</td> <td>約 9本×2系統 約 11本×1系統 約 5本×1系統</td> </tr> </tbody> </table>				敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口	約 400m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 8本×1系統 約 5本×1系統	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口	約 450m×2系統 約 550m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 9本×2系統 約 11本×1系統 約 5本×1系統
			敷設ルート						敷設長さ	ホース口径	本数									
			海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口						約 400m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 8本×1系統 約 5本×1系統									
	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口	約 450m×2系統 約 550m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 9本×2系統 約 11本×1系統 約 5本×1系統																
	150mm																			
	200mm																			
	古見橋付近～復水ピット (背面道路経由)	約1,450m	100mm	約47本																
			150mm																	
			200mm																	
	放水路ピット～復水ピット (中央道路経由)	約1,100m	100mm	約39本																
			150mm																	
			200mm																	
放水路ピット～復水ピット (D/G室前経由)	約300m	100mm	約17本																	
		150mm																		
		200mm																		
4号炉	海水ポンプ室前～復水ピット (背面道路経由)	約1,550m	100mm	約43本																
			150mm																	
			200mm																	
	古見橋付近～復水ピット (背面道路経由)	約1,450m	100mm	約42本																
			150mm																	
			200mm																	
	放水路ピット～復水ピット (中央道路経由)	約1,100m	100mm	約37本																
			150mm																	
200mm																				
放水路ピット～復水ピット (D/G室前経由)	約700m	100mm	約25本																	
		150mm																		
		200mm																		



① 送水車外観



② 可搬型ホース接続 (接続前)



③ 可搬型ホース接続 (接続後)



④ 復水ピット入口扉



⑤ 可搬型ホース～復水ピット

②、③の写真はイメージ



ホース延長・回収車（送水車用）による
可搬型ホース敷設
(屋外)



ホース延長・回収車（送水車用）による
可搬型ホース敷設
(屋外)



可搬型ホース（150 A）接続前



可搬型ホース（150 A）接続後



可搬型大型送水ポンプ車の設置
ポンプ車周辺のホース敷設
(屋外)



海水取水箇所への水中ポンプ設置
(屋外)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.9-(2)</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を実施するための系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟 T.P. 40.3m, T.P. 17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数 : 1名 操作時間 (想定) : 40分 操作時間 (訓練実績等) : 20分 (現場移動, 放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路: ヘッドライト, 懐中電灯等を携行していることから, 建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境: 事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また, 作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり, 事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し, 防護具 (全面マスク, 個人線量計, ゴム手袋等) を装備又は携行して作業を行う。 操作性 : 通常行う弁操作と同じであり, 容易に操作可能である。 連絡手段: 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも, 携行型通話装置を使用し, 確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div data-bbox="1352 976 1671 1219" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">海から補助給水ピットへの補給 系統構成 (周辺補機棟 T.P. 17.8m)</p>	<p style="color: red;">運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊は可搬型ホースを給水ラインに接続後, 系統構成を実施する必要がある。 (伊方3号炉同様)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）




1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.6</p> <p style="text-align: center;">燃料取替用水ピットから代替水源への水源切替</p> <p>【燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（ディスタンスピース接続）】</p> <p>1. 作業概要 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備のために、補給ラインのディスタンスピースを閉止用から通水用に取り替える。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：3名/ユニット 作業時間（想定）：90分 作業時間（実績）：58分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 作業の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 作業性：ディスタンスピース取替え作業は一般的な作業であるため、容易に作業可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>① 作業エリア (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② ディスタンスピース</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>③ ディスタンスピース取替え (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>④ パンティンダホース接続 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>比較対象なし</p> </div>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1.13.10</p> <p style="text-align: center;">燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉容器への注水又は原子炉格納容器内へのスプレイ)</p> <p>【燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（系統構成（炉心注水））】</p> <p>1. 操作概要 炉心注水のため、燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替のための系統構成を実施する。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 [恒設代替低圧注水ポンプの水源とする場合] 必要要員数：2名/ユニット 操作時間（想定）：35分 操作時間（実績）：27分（現場移動時間を含む。） [充てんポンプの水源とする場合] 必要要員数：2名/ユニット 操作時間（想定）：35分 操作時間（実績）：26分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>① 燃料取替用水ピット水源切替え系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m) ② 燃料取替用水ピット水源切替え系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p>	<p>【燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替（系統構成）】</p> <p>1. 操作概要 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替のための系統構成を実施する。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟T.P.10.3m、T.P.17.8m 原子炉補助建屋T.P.10.3m、T.P.10.3m（中間床）</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 (1) 原子炉容器への注水時 必要要員数：2名 操作時間（想定）：35分 操作時間（訓練実績等）：27分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。） (2) 原子炉格納容器内へのスプレイ時 必要要員数：2名 操作時間（想定）：30分 操作時間（訓練実績等）：23分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 水源切替系統構成 (周辺補機棟 T.P.17.8m)</p> </div>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、炉心注水が恒設代替低圧注水ポンプ又は充てんポンプで操作時間が異なるため、炉心注水及び格納容器スプレイで別の添付資料を作成している。 ・泊は、代替格納容器スプレイポンプのみであるため、原子炉容器への注水及び原子炉格納容器スプレイで共通の成立性を記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>【燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替（系統構成（格納容器スプレイ））】</p> <p>1. 操作概要 格納容器スプレイのため、燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替のための系統構成を実施する。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：2名/ユニット 操作時間（想定）：35分 操作時間（実績）：27分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>① 燃料取替用水ピット水源切替え系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> <p>② 燃料取替用水ピット水源切替え系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>比較対象なし</p> </div>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、炉心注水が恒設代替低圧注水ポンプ又は充てんポンプで操作時間が異なるため、炉心注水及び格納容器スプレイで別の添付資料を作成している。 ・泊は、代替格納容器スプレイポンプのみであるため、原子炉容器への注水及び原子炉格納容器スプレイで共通の成立性を記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.7</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピット間のディスタンスピースの必要性及び取替え作業の確実性について</p> <p>復水ピットと燃料取替用水ピットとの隔離については、「隔離の信頼性」及び「作業の確実性」についての検討を行った。また、放射性物質が管理区域外へ漏えいすることへのリスクについて検討した結果、漏えいのリスクを抑えるためディスタンスピースによる隔離を選択した。</p> <p>【ディスタンスピースの必要性】</p> <p>○復水ピットと燃料取替用水ピットの接続は、放射性物質を含む系統と含まない系統を接続する構成であり、放射性物質が管理区域外へ漏えいすることへのリスクを排除するために、物理的障壁として信頼性の高いディスタンスピースを設置することにより、非管理区域と管理区域の確実な分離管理を可能としている。</p> <p>【ディスタンスピース取替え作業の確実性】</p> <p>○ディスタンスピース取替え作業は、一般的なガスケット取替え作業と同様であるため、適切な工具を使用すれば、容易かつ確実に作業が可能である。また、系統構成作業については、手順書を整備しており、ダブルチェックにより確実に実施可能である。</p> <p>○さらに、訓練用モックアップ（新設）又は実機によるディスタンスピース取替え作業及び系統構成作業について、定期的な訓練を実施し、確実な作業が行われるよう技能維持及び向上に努める。</p> <p>1. ディスタンスピースの必要性</p> <p>復水ピット（純水内包）と燃料取替用水ピット（ほう酸水内包：放射性物質含む。）の接続については、放射性物質を含む系統と含まない系統を接続する構成であり、管理区域と非管理区域を厳格に隔離し漏えいリスクを排除するため、物理的障壁として信頼性の高いディスタンスピースを設置した。</p> <p>バルブによる隔離では誤操作やシートリークの懸念があるが、ディスタンスピースは物理的障壁として信頼性が高く、2次側への放射性物質の混入による汚染拡大を確実に防止可能であり、通常時の管理区域の区分設定を厳格に管理できる。</p> <p>PWRプラントには、設計思想として、放射性物質を含む系統と含まない系統を接続する配管は設けない。ただし、一部機器の洗浄ラインやポンプのシール水ラインについては、放射性物質を含む系統と接続しているものの、非放射性側の系統圧力を高くすることで、放射性物質の漏えい防止を図っている。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.11</p> <p>補助給水ピットから燃料取替用水ピット間の接続配管について</p> <p>補助給水ピットと燃料取替用水ピットとの隔離については、「隔離の信頼性」及び「作業の確実性」についての検討を行った。また、放射性物質が管理区域外へ漏えいすることへのリスクについて検討した結果、漏えいのリスクを抑えるため直列に2個設置した隔離弁による隔離を選択した。</p> <p>【補助給水ピットと燃料取替用水ピットとの隔離】</p> <p>補助給水ピットと燃料取替用水ピットの接続は、放射性物質を含む系統と含まない系統を接続する構成であり、放射性物質が管理区域外へ漏えいすることへのリスクを排除するために、物理的障壁として直列に2個設置した隔離弁により、非管理区域と管理区域の確実な分離管理を可能としている。</p> <p>【切替えの容易性】</p> <p>運転員が実施する弁操作による系統構成作業は、通常時に行う弁操作と同様であるため、容易かつ確実に実施可能である。また、系統構成作業については、手順書を整備しており、確実に実施可能である。</p> <p>さらに、系統構成作業について、定期的な訓練を実施するとともに、通常時に行う弁操作経験を積むことにより、確実な作業が行われるよう技能維持及び向上に努める。</p> <p>1. 補助給水ピットと燃料取替用水ピットとの隔離</p> <p>補助給水ピット（純水内包）と燃料取替用水ピット（ほう酸水内包：放射性物質含む。）の接続については、放射性物質を含む系統と含まない系統を接続する構成であり、管理区域と非管理区域を厳格に隔離し漏えいリスクを排除するため、物理的障壁として隔離弁を直列に2個設置した。</p> <p>弁による隔離では誤操作やシートリークの懸念があるが、直列に2個設置した隔離弁で隔離し、通常時開閉操作をしないことから異物の噛み込みによるシートリークが発生する可能性が極めて小さいこと及び施錠管理をすることで誤操作を防止できることから、ディスタンスピース及びスプールピースによる隔離と同等の信頼性が確保できると考えている。</p>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>


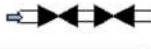



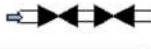



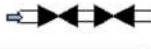


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p>(1) 放射性物質を含む配管と含まない配管との接続に対する設計上の考慮 泊発電所3号炉の既設設備における放射性物質を含む系統と放射性物質を含まない系統が接続している場合の隔離は、以下のとおりとしている。</p> <p>①放射性物質を含まない流体を放射性物質を含む系統に導く配管 放射性物質を含まない流体を放射性物質を含む系統へ導く配管については、放射性物質が放射性物質を含まない系統に逆流することを防止するため、逆止弁を設置し隔離する設計としていることから、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）第三十条について満足している。</p> <table border="1" data-bbox="1220 454 1836 798"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(逆止め弁)</td> <td>第30条(逆止め弁)</td> </tr> <tr> <td>第三十条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物処理する設備（排気筒並びに第四十条及び第四十三条に規定するものを除く。第四十七条において同じ。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。</td> <td>1 第30条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されていない場合、又は十分な圧力差を有している場合をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">既設の系統における同様な例との比較を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1086 909 1982 1141"> <thead> <tr> <th></th> <th>放射性物質を含む系統の機器名称</th> <th>放射性物質を含まない系統（流体）</th> <th>用途</th> <th>放射性物質を含まない系統の圧力/温度</th> <th>逆流防止の系統構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">既設の例*</td> <td>蓄圧タンク</td> <td>気体廃棄物処理系統（窒素ガス）</td> <td>窒素ガスポンプによる蓄圧タンク加圧及びカバガスの供給用</td> <td>4.9MPa/132℃</td> <td>逆止弁及び空気作動弁（1個）</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がしタンク</td> <td>原子炉補給水系統（1次系純水）</td> <td>加圧器逃がしタンク減圧用</td> <td>0.7MPa/170℃ 1.4MPa/65℃</td> <td>逆止弁 空気作動弁（1個）</td> </tr> <tr> <td>体積制御タンク</td> <td>気体廃棄物処理系統等（水素ガス）</td> <td>水素ガスポンプによる体積制御タンク加圧用</td> <td>0.5MPa/95℃ 0.98MPa/50℃</td> <td>逆止弁 手動弁（1個）</td> </tr> <tr> <td>今回設置</td> <td>代替格納容器 スプレイライン</td> <td>補助給水ライン</td> <td>代替格納容器 スプレイポンプ 試験用</td> <td>0MPa/95℃</td> <td>補助給水ピット側 逆止弁及び手動弁（1個）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：他にも、タンク等へに補給（2次系純水）及びカバガス（窒素ガス等）等の例が多数ある。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	(逆止め弁)	第30条(逆止め弁)	第三十条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物処理する設備（排気筒並びに第四十条及び第四十三条に規定するものを除く。第四十七条において同じ。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	1 第30条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されていない場合、又は十分な圧力差を有している場合をいう。		放射性物質を含む系統の機器名称	放射性物質を含まない系統（流体）	用途	放射性物質を含まない系統の圧力/温度	逆流防止の系統構成	既設の例*	蓄圧タンク	気体廃棄物処理系統（窒素ガス）	窒素ガスポンプによる蓄圧タンク加圧及びカバガスの供給用	4.9MPa/132℃	逆止弁及び空気作動弁（1個）	加圧器逃がしタンク	原子炉補給水系統（1次系純水）	加圧器逃がしタンク減圧用	0.7MPa/170℃ 1.4MPa/65℃	逆止弁 空気作動弁（1個）	体積制御タンク	気体廃棄物処理系統等（水素ガス）	水素ガスポンプによる体積制御タンク加圧用	0.5MPa/95℃ 0.98MPa/50℃	逆止弁 手動弁（1個）	今回設置	代替格納容器 スプレイライン	補助給水ライン	代替格納容器 スプレイポンプ 試験用	0MPa/95℃	補助給水ピット側 逆止弁及び手動弁（1個）	<p style="color: red;">設備の相違（相違理由②）</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈																																			
(逆止め弁)	第30条(逆止め弁)																																			
第三十条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物処理する設備（排気筒並びに第四十条及び第四十三条に規定するものを除く。第四十七条において同じ。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	1 第30条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されていない場合、又は十分な圧力差を有している場合をいう。																																			
	放射性物質を含む系統の機器名称	放射性物質を含まない系統（流体）	用途	放射性物質を含まない系統の圧力/温度	逆流防止の系統構成																															
既設の例*	蓄圧タンク	気体廃棄物処理系統（窒素ガス）	窒素ガスポンプによる蓄圧タンク加圧及びカバガスの供給用	4.9MPa/132℃	逆止弁及び空気作動弁（1個）																															
	加圧器逃がしタンク	原子炉補給水系統（1次系純水）	加圧器逃がしタンク減圧用	0.7MPa/170℃ 1.4MPa/65℃	逆止弁 空気作動弁（1個）																															
	体積制御タンク	気体廃棄物処理系統等（水素ガス）	水素ガスポンプによる体積制御タンク加圧用	0.5MPa/95℃ 0.98MPa/50℃	逆止弁 手動弁（1個）																															
今回設置	代替格納容器 スプレイライン	補助給水ライン	代替格納容器 スプレイポンプ 試験用	0MPa/95℃	補助給水ピット側 逆止弁及び手動弁（1個）																															

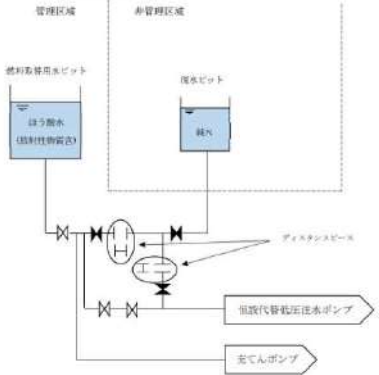
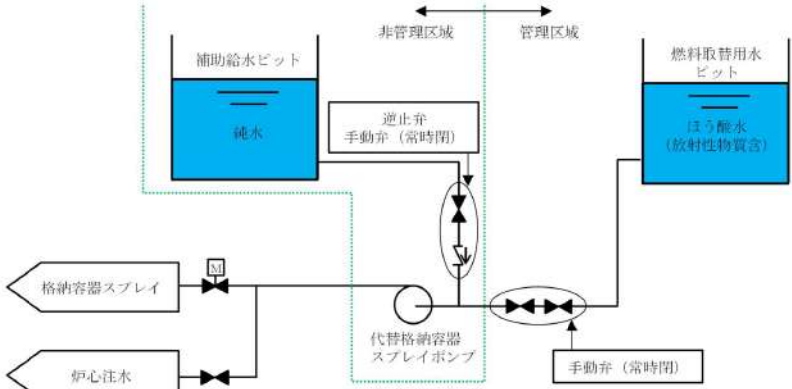
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p>②放射性物質を含む流体を放射性物質を含まない系統に導く配管</p> <p>泊発電所3号炉の既設の系統には、上記の例とは逆に、非常時に放射性物質を含む流体を放射性物質を含まない系統に導く配管として、燃料取替用水ピットから原子炉補機冷却水サージタンクへの非常時の補給。この場合は、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない系統に誤って漏えいすることを防止するため、直列に2個設置した隔離弁で隔離を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1137 331 1951 448"> <thead> <tr> <th>放射性物質を含む系統の機器名称</th> <th>放射性物質を含まない系統（流体）</th> <th>用途</th> <th>放射性物質を含まない系統の圧力/温度</th> <th>系統構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>原子炉補機冷却水系</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンクへの非常時の補給</td> <td>1.4MPa/95℃ 0.98MPa/65℃</td> <td>手動弁 手動弁</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器 スプレイルイン</td> <td>補助給水ライン</td> <td>代替格納容器 スプレイポンプ試験用</td> <td>0MPa/95℃</td> <td>燃料取替用水ピット側 手動弁（3個）</td> </tr> </tbody> </table> <p>代替格納容器スプレイポンプの入口配管である燃料取替用水ピットと補助給水ピットが接続されている重大事故等対処設備の配管も、上記と同様に放射性物質を含まない流体を放射性物質を含む系統へ導く配管であることから、逆止弁を設けるとともに、手動弁1個を常時閉止することとしており、「技術基準」第三十条について満足している。さらに、燃料取替用水ピット側の配管に直列に2個設置した隔離弁を常時閉止することで、ディスタンスピースやスプールピースによる隔離と同等の信頼性が確保できる。</p> <table border="1" data-bbox="1104 767 1957 1166"> <thead> <tr> <th></th> <th>ディスタンスピース</th> <th>手動弁</th> <th>スプールピース</th> <th>フレキシブル配管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>隔離の信頼性</td> <td>物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能</td> <td>経常時閉鎖操作がなく、結果として異物の噛み込みによるリークが発生する可能性が極めて小さいこと。直列に2個設置した隔離弁で隔離し漏洩管理を行うことで漏洩を防止できることから、2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能</td> <td>物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能</td> <td>物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業性</td> <td>作業内容</td> <td>ディスタンスピース取替作業 半操作（2箇所）</td> <td>半操作（2箇所）</td> <td>スプールピース取替作業 半操作（2箇所）</td> <td>カブラ取替作業 半操作（2箇所）</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>半操作に加えてディスタンスピース取替作業が必要のため、手動弁より劣る</td> <td>半操作のみであり、作業性に優れる</td> <td>半操作に加えてスプールピース取替作業が必要のため、手動弁より劣る</td> <td>半操作に加えてカブラ取替作業が必要のため、手動弁より劣る</td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質を含む系統の機器名称	放射性物質を含まない系統（流体）	用途	放射性物質を含まない系統の圧力/温度	系統構成	燃料取替用水ピット	原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水サージタンクへの非常時の補給	1.4MPa/95℃ 0.98MPa/65℃	手動弁 手動弁	代替格納容器 スプレイルイン	補助給水ライン	代替格納容器 スプレイポンプ試験用	0MPa/95℃	燃料取替用水ピット側 手動弁（3個）		ディスタンスピース	手動弁	スプールピース	フレキシブル配管	概要図					隔離の信頼性	物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能	経常時閉鎖操作がなく、結果として異物の噛み込みによるリークが発生する可能性が極めて小さいこと。直列に2個設置した隔離弁で隔離し漏洩管理を行うことで漏洩を防止できることから、2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能	物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能	物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能	作業性	作業内容	ディスタンスピース取替作業 半操作（2箇所）	半操作（2箇所）	スプールピース取替作業 半操作（2箇所）	カブラ取替作業 半操作（2箇所）	評価	半操作に加えてディスタンスピース取替作業が必要のため、手動弁より劣る	半操作のみであり、作業性に優れる	半操作に加えてスプールピース取替作業が必要のため、手動弁より劣る	半操作に加えてカブラ取替作業が必要のため、手動弁より劣る	評価結果	○	◎	○	○	<p>設備の相違（相違理由②）</p>
放射性物質を含む系統の機器名称	放射性物質を含まない系統（流体）	用途	放射性物質を含まない系統の圧力/温度	系統構成																																												
燃料取替用水ピット	原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水サージタンクへの非常時の補給	1.4MPa/95℃ 0.98MPa/65℃	手動弁 手動弁																																												
代替格納容器 スプレイルイン	補助給水ライン	代替格納容器 スプレイポンプ試験用	0MPa/95℃	燃料取替用水ピット側 手動弁（3個）																																												
	ディスタンスピース	手動弁	スプールピース	フレキシブル配管																																												
概要図																																																
隔離の信頼性	物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能	経常時閉鎖操作がなく、結果として異物の噛み込みによるリークが発生する可能性が極めて小さいこと。直列に2個設置した隔離弁で隔離し漏洩管理を行うことで漏洩を防止できることから、2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能	物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能	物理的隔離により2次側への放射性物質の流入による汚染拡大や放出を確実に防止可能																																												
作業性	作業内容	ディスタンスピース取替作業 半操作（2箇所）	半操作（2箇所）	スプールピース取替作業 半操作（2箇所）	カブラ取替作業 半操作（2箇所）																																											
	評価	半操作に加えてディスタンスピース取替作業が必要のため、手動弁より劣る	半操作のみであり、作業性に優れる	半操作に加えてスプールピース取替作業が必要のため、手動弁より劣る	半操作に加えてカブラ取替作業が必要のため、手動弁より劣る																																											
評価結果	○	◎	○	○																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="309 146 810 651" style="border: 2px solid black; height: 316px; width: 224px;"></div> <p data-bbox="322 667 743 686">復水ピットから燃料取替用水ピット間ディスタンスピース設置箇所（1 / 2）</p> <div data-bbox="497 702 1012 737" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>  <p data-bbox="353 1257 770 1276">復水ピットから燃料取替用水ピット間ディスタンスピース設置箇所（2 / 2）</p>	<div data-bbox="1106 156 1957 750" style="border: 2px solid black; height: 372px; width: 380px;"></div> <p data-bbox="1254 762 1796 782">補助給水ピットから燃料取替用水ピット間弁設置箇所（1 / 2）</p>  <p data-bbox="1254 1241 1796 1260">補助給水ピットから燃料取替用水ピット間弁設置箇所（2 / 2）</p> <div data-bbox="1379 1279 1948 1308" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="2002 762 2145 813">設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

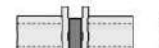


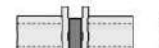

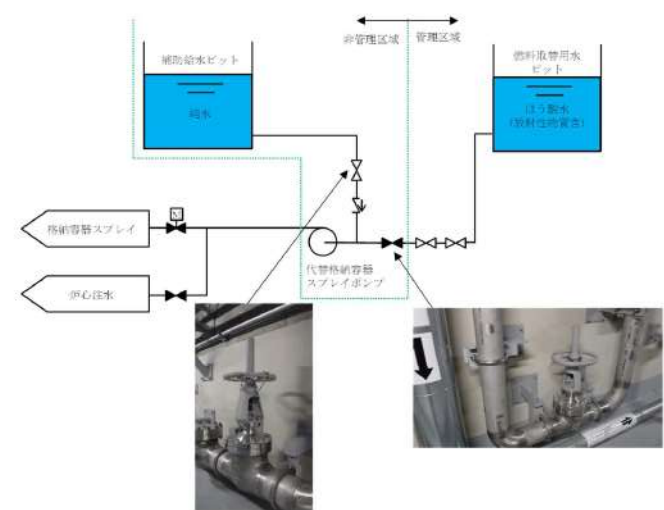
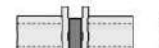

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<p>(2) 放射性物質を含む配管と含まない配管の隔離に用いる弁の施設管理 放射性物質を含まない流体を放射性物質を含む系統へ導く配管に設置する逆止弁等の施設管理は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1093 268 1944 499"> <thead> <tr> <th>系統</th> <th>系統圧力/温度</th> <th>対象隔離弁</th> <th>隔離弁名称内容</th> <th>頻度(回/定期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">既設の例</td> <td rowspan="2">加圧タンク 薬液ガスライン</td> <td>逆止弁(リフト式)</td> <td>分解点検 (シート面の写り確認含む。)</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>空気作動弁(玉形弁)</td> <td></td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加圧漏洩がしタンク 1次系補給水ライン</td> <td>空気作動弁(玉形弁)</td> <td>分解点検 (シート面の写り確認含む。)</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>逆止弁(スイング式)</td> <td></td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">今回設置</td> <td rowspan="2">代替格納容器 スプレイポンプ 入口ライン</td> <td>逆止弁(リフト式)</td> <td>分解点検 (シート面の写り確認含む。)</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>手動弁(ゴムダイヤフラム弁)</td> <td>分解点検 (ダイヤフラム交換含む。)</td> <td>1/7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料冷却用ベントからの 原子炉補機冷却水サージタンク 補給水ライン</td> <td>手動弁(玉形弁)</td> <td>分解点検 (シート面の写り確認含む。)</td> <td>1/20</td> </tr> <tr> <td>逆止弁(スイング式)</td> <td>分解点検 (シート面の写り確認含む。)</td> <td>1/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、今回設置する代替格納容器スプレイポンプ入口配管については、上記に加えて、直列に2個設置した隔離弁の間にリーク確認用のドレン配管を設けており、弁を分解点検した場合は、水張り後に漏えい確認を行うこととしている。</p>	系統	系統圧力/温度	対象隔離弁	隔離弁名称内容	頻度(回/定期)	既設の例	加圧タンク 薬液ガスライン	逆止弁(リフト式)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10	空気作動弁(玉形弁)		1/6	加圧漏洩がしタンク 1次系補給水ライン	空気作動弁(玉形弁)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10	逆止弁(スイング式)		1/6	今回設置	代替格納容器 スプレイポンプ 入口ライン	逆止弁(リフト式)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10	手動弁(ゴムダイヤフラム弁)	分解点検 (ダイヤフラム交換含む。)	1/7	燃料冷却用ベントからの 原子炉補機冷却水サージタンク 補給水ライン	手動弁(玉形弁)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/20	逆止弁(スイング式)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10	<p>設備の相違（相違理由②）</p>
系統	系統圧力/温度	対象隔離弁	隔離弁名称内容	頻度(回/定期)																																	
既設の例	加圧タンク 薬液ガスライン	逆止弁(リフト式)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10																																	
		空気作動弁(玉形弁)		1/6																																	
	加圧漏洩がしタンク 1次系補給水ライン	空気作動弁(玉形弁)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10																																	
		逆止弁(スイング式)		1/6																																	
今回設置	代替格納容器 スプレイポンプ 入口ライン	逆止弁(リフト式)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10																																	
		手動弁(ゴムダイヤフラム弁)	分解点検 (ダイヤフラム交換含む。)	1/7																																	
	燃料冷却用ベントからの 原子炉補機冷却水サージタンク 補給水ライン	手動弁(玉形弁)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/20																																	
		逆止弁(スイング式)	分解点検 (シート面の写り確認含む。)	1/10																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>2. ディスタンスピース取替え作業の確実性</p> <p>(1) ディスタンスピース取替え作業</p> <p>ディスタンスピースの取替え作業は、以下のとおり一般的なガスケット取替え作業と同様であり、系統の圧力もかからないため容易に実施することができる。</p> <p>○作業内容</p> <p>①ボルト緩め(8本)及びボルト取外し(そのうち4本)</p> <p>②フランジ面間を広げる(シノ使用)</p> <p>③ディスタンスピース及びガスケット取替え(閉止用⇒通水用)</p> <p>④ボルト取付け及びボルト締付け</p> <p>〔ボルト材質はSCM435(クロモリ鋼)であり管理区域内の湿度及び温度が一定の場所に設置されているため腐食の懸念はほとんどなく、また、日常パトロール及び定期的な訓練での取替え作業にて健全性は確認可能である。〕</p> <p>ディスタンスピース(通水用)及び工具が入った工具箱は、作業場所付近に固縛して備え付け、速やかに取替え作業ができるようにしている。また、工具の員数については日常パトロール等で確認している。</p> <div data-bbox="291 702 716 861"> <table border="1"> <tr> <th>通常時</th> <th>使用時</th> </tr> <tr> <td>ディスタンスピース (閉止用)</td> <td>ディスタンスピース (通水用)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="257 877 851 1013">  </div>	通常時	使用時	ディスタンスピース (閉止用)	ディスタンスピース (通水用)			<p>2. 切替えの容易性</p> <p>(1) 水源切替え操作</p> <p>弁操作は、通常時に行う運転操作と同様であり、容易に実施することができる。</p> <p>操作内容</p> <p>①燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの水源切替として、補助給水ビット側の入口止め弁を「開」とする。</p> <p>②燃料取替用水ビット側の入口止め弁を「閉」とする。</p> <div data-bbox="1209 430 1870 941">  </div>	<p>設備の相違(相違理由②)</p>
通常時	使用時							
ディスタンスピース (閉止用)	ディスタンスピース (通水用)							
								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																		
<p>(2) 工具の最適性</p> <p>○ボルト緩め及び締付け工具（作業①、④）</p> <p>ボルトの緩め及び締付け作業を実施するためには、一般工具である片ロメガネレンチ及びソケットレンチが最適である。</p> <table border="1" data-bbox="268 300 828 466"> <thead> <tr> <th>工具</th> <th>作業時間（緩め）</th> <th>作業性</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・片ロメガネレンチ ・ソケットレンチ</td> <td>5分</td> <td>・一般工具であり、確実にボルトの緩め及び締付け作業ができる。</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="259 483 555 620"> <p>片ロメガネレンチ(30mm)</p> </div> <div data-bbox="562 483 857 620"> <p>ソケットレンチ(30mm)</p> </div> </div> <p>○フランジ面間を広げる工具（作業②）</p> <p>シノは、フランジ面に接着し押し広げることにより、セッティング及び取外しが可能であり、一般工具であるシノで確実かつ信頼性の高い作業が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="259 794 857 963"> <thead> <tr> <th>工具</th> <th>原理</th> <th>作業時間（セッティング、面間広げ）</th> <th>作業性</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・シノ</td> <td>上流側と下流側のフランジの面間を広げる</td> <td>2分</td> <td>・一般工具であり、確実に面間を広げる作業ができる。</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="300 991 589 1110"> <p>シノ付きラチェット(30mm)</p> </div>	工具	作業時間（緩め）	作業性	評価	・片ロメガネレンチ ・ソケットレンチ	5分	・一般工具であり、確実にボルトの緩め及び締付け作業ができる。	◎	工具	原理	作業時間（セッティング、面間広げ）	作業性	評価	・シノ	上流側と下流側のフランジの面間を広げる	2分	・一般工具であり、確実に面間を広げる作業ができる。	◎	<div data-bbox="1391 762 1641 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 比較対象なし </div>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>
工具	作業時間（緩め）	作業性	評価																	
・片ロメガネレンチ ・ソケットレンチ	5分	・一般工具であり、確実にボルトの緩め及び締付け作業ができる。	◎																	
工具	原理	作業時間（セッティング、面間広げ）	作業性	評価																
・シノ	上流側と下流側のフランジの面間を広げる	2分	・一般工具であり、確実に面間を広げる作業ができる。	◎																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉				泊発電所 3号炉		相違理由
(3) ディスタンスピースの検討						
概略図						
取替要領	閉止用を引き抜き、通水用を差し込む。	閉止用と通水用をつなげて、引き抜いて方向を変えて差し込む。		閉止用と通水用をつなげて、ボルトを支点に回すことで取替え作業を実施。		配管上にバーを設置し、そこを支点に回すことで取替え作業を実施。
設備面	一体でないため紛失の恐れ有。ただし、通水側は保管しているため傷がつくおそれは少ない。	△	地震時につながる部分にかかる応力が大きく破損の恐れ有。また、通水側が露出しているため傷がつくおそれ有。	×	重量が重くなり、ボルトにかかる負担が大きくなり、ボルト損傷の可能性大。また、通水側が露出しているため傷がつくおそれ有。	×
作業性	取替えはガスケットを含み2分程度。ボルトは8本中4本は取り外さない。	◎	引き抜いて差し込む作業は変わらないが、重量が重く、作業性が悪いため作業時間は長くなる。	×	取替えは時間短縮されるが、取替え時、ボルト2本を除き取外す必要があるためトータルの作業時間はほとんど変わらない。	×
評価	◎	×	×	×	×	
<p>ディスタンスピースの形状について検討を行った結果、閉止用と通水用とを分離しておくことが、取替えの作業性及び取替え時間に関して最適であることを確認した。</p>						
比較対象なし						設備の相違（相違理由②）

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(4) ディスタンスピース取替え作業の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ディスタンスピースの訓練用モックアップを新規に製作した。 ○今後、訓練用モックアップの使用も含めて、重大事故等対策要員が年1回以上の頻度で訓練を実施し、習熟度の向上及び確実な作業の技能維持を図る。  <p>ディスタンスピース訓練用モックアップ</p> <p>写真はイメージ</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>[参考] 作業詳細</p> <p>① 燃料取替用水ピット側閉止用ディスタンスピース締付けボルト緩め及び取外し。(8本中上部4本抜き取り)</p> <p>a. 取替え前のフランジ面間寸法測定</p>  <p>燃料取替用水補給ライン 作業箇所 閉止板 フランジ 幅目安:220mm 測定した値は記録すること</p> <p>フランジ間幅値の測定 直尺(150mm) 直尺を用いてフランジの上下左右の4点で幅値を測定し記録してください。 記録した値は、ディスタンスピース取り付け時のボルト締め付けの際に参考値として使用する。</p> <p>b. 片口メガネレンチ及びソケットレンチにてボルト緩め</p>  <p>閉止板を取外すのでボルトナットを全て緩めます。 メガネレンチで一方を固定し、ソケットレンチでナットを緩める。 ソケットレンチ(30mm)でボルトナットを取り外す。 メガネレンチ(30mm)で一方を固定</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>② ディスタンスピース（閉止用）及びガスケット取外し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランジ上部より抜き出す。  <p>閉止板を先に抜き取り、その後ガスケット2枚を取り外す。</p> <p>閉止板及びガスケットの取出し</p> <p>フランジ 閉止板 フランジ</p> <p>ガスケット</p> <p>ガスケットは新品と取替えるため、閉止板とともに取り外す。(旧品は再使用しない)</p>		
<p>③ ディスタンスピース（通水用）及びガスケット取付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランジ上部から挿入し、ボルト上部に乗せるだけで位置決め完了。(シート面を傷つけないよう注意する。)  <p>ガスケット及びディスタンスピースをフランジ間に挿入する。</p> <p>ディスタンスピース及びガスケットの取付け</p> <p>ディスタンスピース(穴空側)</p> <p>ガスケット ガスケット</p> <p>フランジ</p> <p>ガスケットでディスタンスピースを挟み込むように組み、その状態で挿入する。</p> <p>1. ガスケットは新品と取替える。(旧品を再使用しない) 2. ディスタンスピース取付けの際はガスケットのシール部を傷つけないように注意する。取り付けづらい際はシノ等でフランジ間隙を広げながら取り付けを行う。</p>	<div data-bbox="1391 762 1641 815" data-label="Text"> <p>比較対象なし</p> </div>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 締付けボルト取付け及び締付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 締付けボルト取付け（8本中上部4本取付け） 片締めにならないよう対角に締め付ける。 <div data-bbox="264 248 853 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ボルトをフランジに取付け、ガスケットの圧縮率に注意しながらナットを締める。</p>  <p>ボルトナットの取付け</p> <p>ソケットレンチ(30mm)でボルトナットを締める。</p> <p>メガネレンチ(30mm)で一方のナットを固定する。</p> <p>ボルト締め付け時は、手順で記録した値を参考にする。また、そのフランジ部幅がガスケット圧縮率の規定値を満たしていることを直尺で確認する。</p> <p>フランジ幅確認値 裏り側...目標22.0mm (21.5mm~22.5mm)</p> </div>	<div data-bbox="1391 762 1641 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 比較対象なし </div>	<p>設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(1)</p> <p style="text-align: center;">代替水源を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>【1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給】</p> <p>1. 操作概要 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とし、ほう酸混合器を使用した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：2名/ユニット 操作時間（想定）：30分 操作時間（実績）：20分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.12</p> <p style="text-align: center;">1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした 1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>1. 操作概要 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とし、ほう酸混合器を使用した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 操作場所 原子炉補助建屋T.P.10.3m（中間床）</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名 操作時間（想定）：30分 操作時間（訓練実績等）：14分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉補助建屋T.P.10.3m（中間床）)</p> </div>	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、各水源から燃料取替用水ピットへの補給手段をまとめて記載している。 泊は、各水源から燃料取替用水ピットへの補給手段ごとに添付資料を作成している。（伊方3号炉と同様） 以下、添付資料1.13.12～19まで同様の相違であるため相違理由を省略する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">比較のため、下段の添付資料 1.13.8-(3)を再掲</p> <p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(3)</p> <p>【1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給（使用済燃料ピット脱塩塔経由）】</p> <p>1. 操作概要 1次系純水タンクを水源とし、使用済燃料ピット脱塩塔を経由した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：2名/ユニット 操作時間（想定）：70分 操作時間（実績）：55分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 操作性：通常行ふ操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.13</p> <p style="text-align: center;">1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる 使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>1. 操作概要 1次系純水タンクを水源とし、使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 操作場所 原子炉補助建屋T.P.17.8m 周辺補機棟T.P.24.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名 操作時間（想定）：55分 操作時間（訓練実績等）：33分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 操作性：通常行ふ操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1次系補給水ポンプによる 補給系統構成 (原子炉補助建屋 T.P.17.8m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1次系補給水ポンプによる補給 (原子炉補助建屋 T.P.17.8m)</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(2)</p> <p>【1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給（加圧器逃がしタンク経由）】</p> <p>1. 操作概要 1次系純水タンクを水源とし、加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：2名/ユニット 操作時間（想定）：60分 操作時間（実績）：47分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.14</p> <p>1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>1. 操作概要 1次系純水タンクを水源とし、加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟T.P.17.8m（中間床）</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名 操作時間（想定）：35分 操作時間（訓練実績等）：17分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (周辺補機棟 T.P.17.8m（中間床）)</p> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(3)</p> <p>【1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給（使用済燃料ピット脱塩塔経由）】</p> <p>1. 操作概要 1次系純水タンクを水源とし、使用済燃料ピット脱塩塔を経由した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：2名/ユニット 操作時間（想定）：70分 操作時間（実績）：55分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>添付資料1.13.13にて比較</p> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(4)</p> <p>【No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給】</p> <p>1. 操作概要 No. 3淡水タンクを水源とし、使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名/ユニット 操作時間(想定)：50分 操作時間(実績)：38分(現場移動時間を含む。)</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.15</p> <p>2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>1. 操作概要 2次系純水タンクを水源とし、使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟T.P.24.8m, T.P.10.3m(中間床) 原子炉補助建屋T.P.17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名 操作時間(想定)：65分 操作時間(訓練実績等)：42分(現場移動、放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具(全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等)を装備又は携行して作業を行う。</p> <p>操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (周辺補機棟 T.P. 10.3m(中間床))</p> </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(5)</p> <p>【No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給】</p> <p>1. 作業概要 No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへ補給するため、消火栓から燃料取替用水ピットまで可搬型ホースを敷設し補給する。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：3名/ユニット 作業時間（想定）：45分 作業時間（実績）：36分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 作業の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。</p> <p>作業性：可搬型ホースの接続はワンタッチ式であり、容易に作業可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.16</p> <p style="text-align: center;">ろ過水タンクを水源とした 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>1. 作業概要 ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへ補給するため、屋内から燃料取替用水ピットまで消防ホースを敷設し補給する。</p> <p>2. 作業場所 周辺補機棟T.P.40.3m</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：1名 作業時間（想定）：30分 作業時間（訓練実績等）：14分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</p> <p>作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備または携行して作業を行う。</p> <p>作業性：消防ホースの接続はワンタッチ式であり、容易に作業可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉					泊発電所 3号炉				相違理由
号 炉	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	消防ホース敷設箇所				
3号炉	屋内消火栓～燃料取替用水ピット	60m	40A	4本	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	
4号炉	屋内消火栓～燃料取替用水ピット	60m	40A	4本	屋内消火栓（HC-64）～燃料取替用水ピット	約10m	65A	1本	
 <p>① 消火栓接続口（常時接続）</p>  <p>② 消火栓～可搬型ホース施設</p>  <p>③ 可搬型ホース（40A）接続口</p>  <p>④ 可搬型ホース（40A）接続後</p>  <p>⑤ 燃料取替用水ピット入口扉</p>					 <p>消火ポンプ起動 （周辺補機棟 T.P. 40.3m）</p>  <p>消火栓接続口（常時接続）</p>  <p>消防ホース（40A）接続前</p>  <p>消防ホース（40A）接続後</p>  <p>ろ過水タンクによる補給 （周辺補機棟 T.P. 40.3m）</p>				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.17-(1)</p> <p style="text-align: center;">原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置（吸管の挿入含む。）】</p> <p>1. 作業概要 原水槽水を燃料取替用水ピットに補給するための可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等を設置する。原水槽へ吸管を挿入する。</p> <p>2. 作業場所 周辺補機棟T.P.10.3m 屋外（原水槽周辺及び原子炉建屋周辺）</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 6名 作業時間（想定） : 200分 作業時間（訓練実績等）: 160分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。 作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 原水槽へ挿入する吸管は、可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1137 177 1901 300" style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <p>可搬型ホース敷設箇所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">敷設ルート</th> <th style="width: 20%;">敷設長さ</th> <th style="width: 20%;">ホース口径</th> <th style="width: 30%;">本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原水槽～可搬型大型送水ポンプ車10m接続口</td> <td>約600m×1系統 約50m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約12本×1系統 約5本×1系統</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1391 389 1637 576" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1265 587 1758 635" style="text-align: center;"> <p>ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設（屋外）</p> </div> <div data-bbox="1202 660 1458 850" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1202 863 1458 890" style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース（150A）接続前</p> </div> <div data-bbox="1570 660 1825 850" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1570 863 1825 890" style="text-align: center;"> <p>可搬型ホース（150A）接続後</p> </div> <div data-bbox="1202 932 1458 1121" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1202 1134 1458 1203" style="text-align: center;"> <p>可搬型大型送水ポンプ車の設置 原水槽への吸管挿入（屋外）</p> </div> <div data-bbox="1561 925 1834 1131" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1570 1134 1825 1203" style="text-align: center;"> <p>可搬型大型送水ポンプ車 周辺のホース敷設（屋外）</p> </div>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	原水槽～可搬型大型送水ポンプ車10m接続口	約600m×1系統 約50m×1系統	150A	約12本×1系統 約5本×1系統	<p style="color: red;">設備の相違（相違理由⑥）</p>
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数							
原水槽～可搬型大型送水ポンプ車10m接続口	約600m×1系統 約50m×1系統	150A	約12本×1系統 約5本×1系統							





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.17-(2)</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給を実施するための系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟 T.P. 40.3m, T.P. 17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数 : 1名 操作時間（想定） : 40分 操作時間（訓練実績等） : 20分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 操作性 : 通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div data-bbox="1352 960 1671 1203" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">原水槽から補助給水ピットへの補給 系統構成 （周辺補機棟 T.P. 17.8m）</p>	<p>設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.17-(3)</p> <p>【原水槽への補給】</p> <p>1. 作業概要 2次系純水タンク又はろ過水タンクの移送ラインに可搬型ホースを接続し、移送することにより原水槽への補給を行う。</p> <p>2. 作業場所 屋外（2次系純水タンク又はろ過水タンク周辺及び原水槽周辺）</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 3名 作業時間（想定） : 180分 作業時間（訓練実績等） : 135分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。 作業性 : 可搬型ホースは、人力で運搬・敷設が可能な仕様であり、フランジ接続により容易かつ確実に接続可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">ろ過水タンクからの補給（屋外） （作業風景は類似作業）</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">2次系純水タンクからの補給（屋外） （作業風景は類似作業）</p>	<p style="color: red; font-size: small;">設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.18-(1)</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置（吸管の挿入含む。）】</p> <p>1. 作業概要 代替給水ピット水を燃料取替用水ピットに補給するための可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等を設置する。代替給水ピットへ吸管を挿入する。</p> <p>2. 作業場所 周辺補機棟T.P.33.1m 屋外（代替給水ピット周辺及び原子炉建屋周辺）</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 6名 作業時間（想定） : 145分 作業時間（訓練実績等）: 115分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。 作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 代替給水ピットへ挿入する吸管は、可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由								
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: center;">可搬型ホース敷設箇所</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ビット～可搬型大型送水ポンプ車33m接続口</td> <td>約 150m×1系統 約 50m×1系統</td> <td>150A</td> <td>約3本×1系統 約5本×1系統</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設（屋外）</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース（150A）接続前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型ホース（150A）接続後</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型大型送水ポンプ車の設置代替給水ビットへの吸管挿入（屋外） （作業風景は類似作業）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型大型送水ポンプ車周辺のホース敷設（屋外）</p> </div> </div>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	代替給水ビット～可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	約 150m×1系統 約 50m×1系統	150A	約3本×1系統 約5本×1系統	<p>設備の相違（相違理由⑥）</p>
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数							
代替給水ビット～可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	約 150m×1系統 約 50m×1系統	150A	約3本×1系統 約5本×1系統							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.18-(2)</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給を実施するための系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟 T.P. 40.3m, T.P. 17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数 : 1名 操作時間 (想定) : 40分 操作時間 (訓練実績等) : 14分 (現場移動, 放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路: ヘッドライト, 懐中電灯等を携行していることから, 建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境: 事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また, 作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり, 事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し, 防護具 (全面マスク, 個人線量計, ゴム手袋等) を装備又は携行して作業を行う。 操作性 : 通常行う弁操作と同じであり, 容易に操作可能である。 連絡手段: 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも, 携行型通話装置を使用し, 確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div data-bbox="1352 962 1673 1203" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">代替給水ピットから 補助給水ピットへの補給系統構成 (周辺補機棟 T.P. 17.8m)</p>	<p>設備の相違 (相違理由⑥)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.19-(1)</p> <p style="text-align: center;">海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置（水中ポンプの設置含む。）】</p> <p>1. 作業概要 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給を行うため、可搬型大型送水ポンプ車の設置、海水取水箇所への水中ポンプ設置、可搬型ホース等の敷設等を行い、補給する。</p> <p>2. 作業場所 周辺補機棟T.P.33.1m, T.P.10.3m 屋外（海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺）</p> <p>3. 必要要員数及び作業時間 必要要員数 : 6名 作業時間（想定） : 200分 作業時間（訓練実績等）: 160分（現場移動、放射線防護具着用時間を含む。）</p> <p>4. 作業の成立性 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境：可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。 なお、冬季間の屋外作業では防寒服等の着用が必要となるが、夏季と冬季での作業時間に相違がないことを訓練実績等で確認している。 作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 海水取水箇所に吊り下げて設置する水中ポンプは、軽量なものであり人力で降下設置できる。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（携帯型）を携帯しており、確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p>	<p>設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: center;">可搬型ホース敷設箇所</p> <table border="1" data-bbox="1146 188 1890 424"> <thead> <tr> <th>敷設ルート</th> <th>敷設長さ</th> <th>ホース口径</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口</td> <td>約 400m×1系統 約 50m×1系統</td> <td>150 A</td> <td>約 8本×1系統 約 5本×1系統</td> </tr> <tr> <td>海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口</td> <td>約 450m×2系統 約 550m×1系統 約 50m×1系統</td> <td>150 A</td> <td>約 9本×2系統 約 11本×1系統 約 5本×1系統</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1205 499 1453 687"> <p data-bbox="1160 699 1496 767">ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設（屋外）</p> </div> <div data-bbox="1568 499 1816 687"> <p data-bbox="1523 699 1859 767">ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設（屋外）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1205 783 1453 971"> <p data-bbox="1205 986 1453 1010">可搬型ホース（150A）接続前</p> </div> <div data-bbox="1568 783 1816 971"> <p data-bbox="1568 986 1816 1010">可搬型ホース（150A）接続後</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1205 1054 1453 1243"> <p data-bbox="1205 1257 1453 1326">可搬型大型送水ポンプ車の設置 ポンプ車周辺のホース敷設（屋外）</p> </div> <div data-bbox="1568 1054 1816 1243"> <p data-bbox="1552 1257 1836 1302">海水取水箇所への水中ポンプ設置（屋外）</p> </div> </div>	敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口	約 400m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 8本×1系統 約 5本×1系統	海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口	約 450m×2系統 約 550m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 9本×2系統 約 11本×1系統 約 5本×1系統	<p data-bbox="2000 751 2141 799">設備の相違（相違理由⑥）</p>
敷設ルート	敷設長さ	ホース口径	本数											
海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口	約 400m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 8本×1系統 約 5本×1系統											
海水取水箇所（3号炉取水ピットスクリーン室）～可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口	約 450m×2系統 約 550m×1系統 約 50m×1系統	150 A	約 9本×2系統 約 11本×1系統 約 5本×1系統											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.19-(2)</p> <p>【系統構成】</p> <p>1. 操作概要 海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給を実施するための系統構成を行う。</p> <p>2. 操作場所 周辺補機棟 T.P. 40.3m, T.P. 17.8m</p> <p>3. 必要要員数及び操作時間 必要要員数 : 1名 操作時間 (想定) : 40分 操作時間 (訓練実績等) : 20分 (現場移動, 放射線防護具着用時間を含む。)</p> <p>4. 操作の成立性 移動経路: ヘッドライト, 懐中電灯等を携行していることから, 建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業環境: 事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また, 作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり, 事故環境下においても作業可能である。 操作は汚染の可能性を考慮し, 防護具 (全面マスク, 個人線量計, ゴム手袋等) を装備又は携行して作業を行う。 操作性 : 通常行う弁操作と同じであり, 容易に操作可能である。 連絡手段: 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも, 携行型通話装置を使用し, 確実に中央制御室へ連絡することが可能である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>海から補助給水ピットへの補給 系統構成 (周辺補機棟 T.P. 17.8m)</p> </div>	<p>設備の相違 (相違理由⑥)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(6)</p> <p>【復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給（ディスタンスピース接続）】</p> <p>1. 作業概要 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備のために、補給ラインのディスタンスピースを閉止用から通水用に取り替える。</p> <p>2. 必要要員数及び作業時間 必要要員数：3名/ユニット 作業時間（想定）：90分 作業時間（実績）：58分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 作業の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 作業性：ディスタンスピース取替え作業は一般的な作業であるため、容易に作業可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>① 作業エリア (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② ディスタンスピース</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>③ ディスタンスピース取替え (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<p style="color: red; font-size: small;">設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.8-(7)</p> <p>【復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給（系統構成）】</p> <p>1. 操作概要 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。</p> <p>2. 必要要員数及び操作時間 必要要員数：1名/ユニット 操作時間（想定）：25分 操作時間（実績）：18分（現場移動時間を含む。）</p> <p>3. 操作の成立性 アクセス性：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 作業環境：事故環境下における室温は通常運転状態と同等である。また、作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。また、汚染が予想されることから個人線量計を携帯し、全面マスク等を着用する。 操作性：通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。 連絡手段：事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置を使用し、確実に連絡可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>① 燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② 燃料取替用水ピット 補給ライン系統構成 (原子炉周辺建屋 E.L.+17.1m)</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="color: red;">設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.9</p> <p style="text-align: center;">1次系純水タンク及びびほう酸タンクから 燃料取替用水ピットへの補給について</p> <p>重大事故等発生時における燃料取替用水ピットへの補給については、事故進展に伴う再循環運転への移行の可否により判断することとしている。</p> <p>大飯3号炉及び4号炉において、重大事故等発生時における燃料取替用水ピットへの補給の判断基準及び理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【燃料取替用水ピットへの補給に係る記載抜粋】</p> <p>1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</p> <p>(6) 1次系純水タンク及びびほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p style="padding-left: 20px;">インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続、高圧及び低圧再循環運転不能において、1次系純水タンク及びびほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> </div> <p>1次冷却材喪失事故等設計基準事故において、燃料取替用水ピットを水源として原子炉及び格納容器へ注水した後、燃料取替用水ピットが再循環切替水位に達すれば、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転に切り替え、継続的に原子炉及び格納容器内の冷却を行うが、格納容器バイパス事象（IS-LOCA、SGTR）においては、燃料取替用水ピット水を注水しても、漏えい箇所が格納容器外であることから、格納容器再循環サンプが再循環可能水位まで達しない可能性が高いため、燃料取替用水ピットへの補給により、原子炉等への注水を継続しつつ、蒸気発生器2次側からの冷却や加圧器逃がし弁等による1次冷却系減圧により事故収束を図る必要がある。また、何らかの原因により再循環運転ができない事象が発生した場合にも、燃料取替用水ピットへの補給により原子炉等への注水を継続し、代替炉心注水等により事故収束を図る必要がある。このように再循環運転への移行ができない事象については燃料取替用水ピットへの補給を判断する上で重要な要素であり、燃料取替用水ピットへの補給を判断する基準として設定している。（事故による漏洩の程度（漏洩量）によらず、比較的小流量（約30m³/h）である1次系純水タンク及びびほう酸タンクであっても有効と判断）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【比較のため高浜3 / 4号炉の添付資料 1.13.9の抜粋を掲載】</p> <p>一方、格納容器バイパス事象以外の事故（LOCA等）については、燃料取替用水タンク水が格納容器再循環サンプに溜まり、基本的には再循環への切り替えが期待できるため格納容器バイパス事象ほどの緊急性はないものの、再循環切替失敗に対するリスクを考慮すると補給操作は事故対応上も考慮すべきである。運転員の事故対応の優先順位等も考慮し、事象や事故の規模（冷却材の漏洩量等）に関係なく対応できるよう「燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合」を補給の判断基準として取り込んでいる。</p> </div>	<p style="text-align: right;">添付資料1.13.20</p> <p style="text-align: center;">1次系純水タンク及びびほう酸タンクから 燃料取替用水ピットへの補給について</p> <p>重大事故等発生時における燃料取替用水ピットへの補給については、事故進展に伴う再循環運転への移行の可否により判断することとしている。</p> <p>泊発電所3号炉において、重大事故等発生時における燃料取替用水ピットへの補給の判断基準及び理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【燃料取替用水ピットへの補給に係る記載抜粋】</p> <p>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順</p> <p>(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順</p> <p>e. 1次系補給ポンプ及びびほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、1次系純水タンク及びびほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク及びびほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> </div> <p>1次冷却材喪失事故等設計基準事故において、燃料取替用水ピットを水源として原子炉容器及び原子炉格納容器へ注水した後、燃料取替用水ピットが再循環切替水位に達すれば、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転に切り替え、継続的に発電用原子炉及び原子炉格納容器内の冷却を行うが、格納容器バイパス事象（IS-LOCA、SGTR）においては、燃料取替用水ピット水を注水しても、漏えい箇所が原子炉格納容器外であることから、格納容器再循環サンプが再循環可能水位まで達しない可能性が高いため、燃料取替用水ピットへの補給により、原子炉容器等への注水を継続しつつ、蒸気発生器2次側からの冷却や加圧器逃がし弁等による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧により事故収束を図る必要がある。また、何らかの原因により再循環運転ができない事象が発生した場合にも、燃料取替用水ピットへの補給により原子炉容器等への注水を継続し、代替炉心注水等により事故収束を図る必要がある。このように再循環運転への移行ができない事象については燃料取替用水ピットへの補給を判断する上で重要な要素であり、燃料取替用水ピットへの補給を判断する基準として設定している。（事故による漏えいの程度（漏えい量）によらず、比較的小流量（約30m³/h）である1次系純水タンク及びびほう酸タンクであっても有効と判断）</p>	<p>記載表現の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>記載表現の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 運用の相違（相違理由⑦）</p> <p>【高浜】 設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉		添付資料1.13.10	
水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表			
1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文	
		番号	手順名称
復水ピットへの供給に係る手順等 蒸気発生器2次側による炉心冷却	復水ピットからNo. 3 淡水タンクへの水源切替	1.13	本条文中で整備
	A、B 2次系純水タンクからNo. 3 淡水タンクへの補給	1.13	本条文中で整備
	復水ピットから脱気器タンクへの水源切替	1.2	電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水
	1次冷却系のフィードアンドブリード	1.2	1次冷却系のフィードアンドブリード
	No. 3 淡水タンクから復水ピットへの補給	1.13	本条文中で整備
	No. 2 淡水タンクから復水ピットへの補給	1.13	本条文中で整備
	海水を用いた復水ピットへの補給	1.13	本条文中で整備
炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水 ピットへの供給に係る手順等	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替	1.13	本条文中で整備
	燃料取替用水ピットからNo. 2 淡水タンクへの水源切替	1.4	電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心注水
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替	1.13	本条文中で整備
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替	1.4	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水
	1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中で整備
	1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給	1.13	本条文中で整備
	1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給	1.13	本条文中で整備
	No. 3 淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中で整備
	No. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中で整備
	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中で整備

泊発電所 3号炉		添付資料1.13.21	
水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表 (1/5)			
1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文	
		番号	手順名称
燃料取替用水ピットを本拠とした使用済燃料ピットへの注水	燃料取替用水ピットを本拠とした使用済燃料ピットへの注水	1.11	燃料取替用水ピットを本拠とした使用済燃料ピットへの注水
	燃料取替用水ピットを本拠とした燃料取替用水ピットへの注水	1.1	燃料取替用水ピットを本拠とした燃料取替用水ピットへの注水
	燃料取替用水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉容器への注水	1.2	1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の注水
	燃料取替用水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水	1.2	1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の注水
	燃料取替用水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水	1.3	加圧器補助スプレイ管による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧
	燃料取替用水ピットを本拠とした原子炉格納容器内の注水	1.4	圧てんポンプによる原子炉格納容器への注水 H-1格納容器スプレイポンプ（0095-CSS連絡ライン使用）による原子炉格納容器への注水 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器への注水 H-1用てんポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器への注水 H-1格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（0095-CSS連絡ライン使用）による原子炉格納容器への注水 高圧注入ポンプによる原子炉格納容器への注水 燃料取替用水ピットからの取力注水による原子炉格納容器への注水 自然減圧ポンプによる原子炉格納容器への注水
	燃料取替用水ピットを本拠とした原子炉格納容器内の冷却	1.6	高圧注入ポンプ又は自然減圧ポンプによる原子炉格納容器への注水 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ H-1格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器内へのスプレイ
	燃料取替用水ピットを本拠とした原子炉格納容器内の冷却	1.6	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ H-1格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器内へのスプレイ
	燃料取替用水ピットを本拠とした使用済燃料ピットへの注水	1.11	燃料取替用水ピットを本拠とした使用済燃料ピットへの注水
	補助給水ピットを本拠とした原子炉出力調整（自動）	1.1	原子炉出力調整（自動） 原子炉出力調整（手動）
	補助給水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	1.2	加圧補助用水高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 現場手動操作によるタービン駆動補助給水ポンプの機能回復 緊急代替安済電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復
補助給水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水	1.2	加圧補助用水高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 現場手動操作によるタービン駆動補助給水ポンプの機能回復 電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	
補助給水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	1.2	電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 緊急代替安済電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	
補助給水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	1.4	加圧補助用水高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	
補助給水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水	1.4	電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	
補助給水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水	1.2	加圧補助用水高圧ポンプによる蒸気発生器への注水	
補助給水ピットを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水	1.8	タービン駆動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	
ろ過水タンクを本拠とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉容器への注水	1.4	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水	
ろ過水タンクを本拠とした原子炉格納容器内の冷却	1.6	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	
ろ過水タンクを本拠とした原子炉格納容器内の冷却	1.6	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	
ろ過水タンクを本拠とした原子炉格納容器下部への注水	1.8	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水	
ろ過水タンクを本拠とした使用済燃料ピットへの注水	1.11	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	

記載方針の相違
 （女川審査実績の反映）
 ・各手段構成の相違による相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉			泊発電所 3号炉			相違理由
1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文	1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文	
		番号			番号	
		手順名称			手順名称	
燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等	燃料取替用水ピットからNo. 2淡水タンクへの水源切替	1.6	電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.2	代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・各手段構成の相違による相違
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替	1.13	本条文中整備	1.2	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替	1.6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	1.4	代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水	
	1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中整備	1.2	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
	1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給	1.13	本条文中整備	1.2	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ	
	1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給	1.13	本条文中整備	1.6	代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内への注水	
	No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中整備	1.8	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	
	No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中整備	1.11	代替給水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水/スプレイ	
	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	1.13	本条文中整備	1.11	代替給水ピットを水源とした大気への放射性物質の拡散抑制	
	水源とした再循環運転に係る手順等	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	1.4	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	1.2	
A格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転		1.4	A格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転	1.2	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
B高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環運転		1.4	B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	1.4	原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水	
A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転		1.4	A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転	1.2	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
				1.6	原水槽を水源とした原子炉格納容器内へのスプレイ	
使用済燃料ピットへの水の供給時に係る手順等	No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
	No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（船内消火栓） No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（船外消火栓）	1.11	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
	ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
	ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
	1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	1.11	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水	
	海水から使用済燃料ピットへの注水	1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	1.11	原水槽を水源とした使用済燃料ピットへの注水/スプレイ	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉			泊発電所 3号炉			相違理由	
1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文	1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文		
		番号	番号	番号	番号		
使用時の燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレー及び放水に係る手順等	送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレー	1.11	送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	1.11	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・各手段構成の相違による相違	
		1.12	送水車及びスプレーヘッドによる大気への拡散抑制	1.11	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水		
	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水		1.11	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.11		2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水
			1.12	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	1.2		電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水
炉心の著しい損傷及び格納容器への格納水に係る手順等	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水	1.12	大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	水 脱酸したタンクへの注水	1.2		電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水
				脱酸したタンクへの注水	1.2		電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水
				脱酸したタンクへの注水	1.4		電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水
				脱酸したタンクへの注水	1.5		電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水
				海水を水源とした原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時の蒸気発生器への注水	1.2		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水
				海水を水源とした原子炉冷却材圧力バウダリ減圧時の蒸気発生器への注水	1.2		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水
				海水を水源とした原子炉冷却材圧力バウダリ低圧時の蒸気発生器への注水	1.4		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水
				海水を水源とした原子炉冷却材圧力バウダリ低圧時の蒸気発生器への注水	1.5		可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード
				海水を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水	1.2	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	
				海水を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水	1.5	可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード	
海水を水源とした対応手順	海水を水源とした原子炉格納容器内の冷却	1.6	海水を水源とした原子炉格納容器内の冷却	1.6	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー		
	海水を水源とした原子炉格納容器内の除熱	1.7	海水を水源とした原子炉格納容器内の除熱	1.7	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却		
	海水を水源とした原子炉格納容器下部への注水	1.8	海水を水源とした原子炉格納容器下部への注水	1.8	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水		
	海水を水源とした使用済燃料ピットへの注水/スプレー	1.11	海水を水源とした使用済燃料ピットへの注水/スプレー	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー		
	海水を水源とした原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保	1.5	海水を水源とした原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保	1.5	原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
	<p style="text-align: center;">水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表（4/5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">1.13 手順名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">詳細手順を整備する条文</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 75%;">手順名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却</td> <td>海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却</td> <td>1.7</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器内蓄電ユニットによる格納容器内自然対流冷却</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための代替補機冷却</td> <td>1.5</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA一級排気圧縮機への補機冷却水（海水）通水 可搬型大型送水ポンプ車によるA一高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンジを用いた代替炉心冷却</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>1.11</td> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾムによる大気への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td>1.12</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした航空機燃料火災への消火</td> <td>1.12</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び混合液噴霧による航空機燃料火災への消火</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">水ほうとう酸タンク対応手順</td> <td>ほうとう酸タンクを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための原子炉管部へのほうとう酸水注入</td> <td>1.1</td> <td>ほうとう酸水注入</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">格納容器再蓄電システム対応手順</td> <td>格納容器再蓄電システムを水源とした再蓄電運転</td> <td>1.4</td> <td>余熱除去ポンプによる低圧再蓄電運転 高圧注入ポンプによる高圧再蓄電運転</td> </tr> <tr> <td>格納容器再蓄電システムを水源とした格納容器スプレインゾム再蓄電運転</td> <td>1.6</td> <td>格納容器スプレインゾムによる原子炉格納容器内へのスプレイン</td> </tr> <tr> <td>格納容器再蓄電システムを水源とした代替再蓄電運転</td> <td>1.4</td> <td>日一格納容器スプレインポンプ（0808-CSS連絡ライン使用）による代替再蓄電運転 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA一高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再蓄電運転</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">へ燃水料の取替対応用寸水補給ビット</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ビットへの補給</td> <td>1.13</td> <td>本条文中整備</td> </tr> <tr> <td>電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用ビットへの補給</td> <td>1.13</td> <td>本条文中整備</td> </tr> <tr> <td>1次系補給水ポンプによる燃料取替用ビットへの補給</td> <td>1.13</td> <td>本条文中整備</td> </tr> <tr> <td>2次系補給水ポンプによる燃料取替用ビットへの補給</td> <td>1.13</td> <td>本条文中整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水補給の補助水ポンプ対応手順</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給</td> <td>1.13</td> <td>本条文中整備</td> </tr> <tr> <td>2次系補給水ポンプによる補助給水ビットへの補給</td> <td>1.13</td> <td>本条文中整備</td> </tr> </tbody> </table>	1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文				番号	手順名称	海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却	海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却	1.7	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器内蓄電ユニットによる格納容器内自然対流冷却	海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための代替補機冷却	1.5	可搬型大型送水ポンプ車によるA一級排気圧縮機への補機冷却水（海水）通水 可搬型大型送水ポンプ車によるA一高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンジを用いた代替炉心冷却	海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾムによる大気への放射性物質の拡散抑制	1.12	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	海を水源とした航空機燃料火災への消火	1.12	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び混合液噴霧による航空機燃料火災への消火	水ほうとう酸タンク対応手順	ほうとう酸タンクを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための原子炉管部へのほうとう酸水注入	1.1	ほうとう酸水注入	格納容器再蓄電システム対応手順	格納容器再蓄電システムを水源とした再蓄電運転	1.4	余熱除去ポンプによる低圧再蓄電運転 高圧注入ポンプによる高圧再蓄電運転	格納容器再蓄電システムを水源とした格納容器スプレインゾム再蓄電運転	1.6	格納容器スプレインゾムによる原子炉格納容器内へのスプレイン	格納容器再蓄電システムを水源とした代替再蓄電運転	1.4	日一格納容器スプレインポンプ（0808-CSS連絡ライン使用）による代替再蓄電運転 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA一高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再蓄電運転	へ燃水料の取替対応用寸水補給ビット	可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備	1次系補給水ポンプによる燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備	2次系補給水ポンプによる燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備	水補給の補助水ポンプ対応手順	可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	1.13	本条文中整備	2次系補給水ポンプによる補助給水ビットへの補給	1.13	本条文中整備	<p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各手段構成の相違による相違。
1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文																																																									
		番号	手順名称																																																								
海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却	海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却	1.7	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器内蓄電ユニットによる格納容器内自然対流冷却																																																								
	海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための代替補機冷却	1.5	可搬型大型送水ポンプ車によるA一級排気圧縮機への補機冷却水（海水）通水 可搬型大型送水ポンプ車によるA一高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンジを用いた代替炉心冷却																																																								
	海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制	1.11	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾムによる大気への放射性物質の拡散抑制																																																								
		1.12	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制																																																								
海を水源とした航空機燃料火災への消火	1.12	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び混合液噴霧による航空機燃料火災への消火																																																									
水ほうとう酸タンク対応手順	ほうとう酸タンクを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための原子炉管部へのほうとう酸水注入	1.1	ほうとう酸水注入																																																								
格納容器再蓄電システム対応手順	格納容器再蓄電システムを水源とした再蓄電運転	1.4	余熱除去ポンプによる低圧再蓄電運転 高圧注入ポンプによる高圧再蓄電運転																																																								
	格納容器再蓄電システムを水源とした格納容器スプレインゾム再蓄電運転	1.6	格納容器スプレインゾムによる原子炉格納容器内へのスプレイン																																																								
	格納容器再蓄電システムを水源とした代替再蓄電運転	1.4	日一格納容器スプレインポンプ（0808-CSS連絡ライン使用）による代替再蓄電運転 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA一高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再蓄電運転																																																								
へ燃水料の取替対応用寸水補給ビット	可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備																																																								
	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備																																																								
	1次系補給水ポンプによる燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備																																																								
	2次系補給水ポンプによる燃料取替用ビットへの補給	1.13	本条文中整備																																																								
水補給の補助水ポンプ対応手順	可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	1.13	本条文中整備																																																								
	2次系補給水ポンプによる補助給水ビットへの補給	1.13	本条文中整備																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表（5/5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1095 248 1541 272">1.13 手順名称</th> <th colspan="2" data-bbox="1541 248 1946 272">詳細手順を整備する条文</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1095 272 1182 292"></th> <th data-bbox="1182 272 1541 292"></th> <th data-bbox="1541 272 1592 292">番号</th> <th data-bbox="1592 272 1946 292">手順名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1095 292 1182 408">水の補給水槽への対応手順</td> <td data-bbox="1182 292 1541 408">2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給</td> <td data-bbox="1541 292 1592 408">1.13</td> <td data-bbox="1592 292 1946 408">本文文で整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 408 1182 557">燃料補助給替用水ピットへの切替</td> <td data-bbox="1182 408 1541 483">燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉容器への注水時の場合）</td> <td data-bbox="1541 408 1592 483">1.13</td> <td data-bbox="1592 408 1946 483">本文文で整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 483 1182 557"></td> <td data-bbox="1182 483 1541 557">燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉格納容器内へのスプレイング時の場合）</td> <td data-bbox="1541 483 1592 557">1.13</td> <td data-bbox="1592 483 1946 557">本文文で整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 557 1182 716">1次系純水タンクへの切替</td> <td data-bbox="1182 557 1541 716">燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及び1次系純水タンクへの切替</td> <td data-bbox="1541 557 1592 716">1.13</td> <td data-bbox="1592 557 1946 716">本文文で整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 716 1182 876">電動補助給水ポンプの切替</td> <td data-bbox="1182 716 1541 876">電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替</td> <td data-bbox="1541 716 1592 876">1.13</td> <td data-bbox="1592 716 1946 876">本文文で整備</td> </tr> </tbody> </table>	1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文				番号	手順名称	水の補給水槽への対応手順	2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給	1.13	本文文で整備	燃料補助給替用水ピットへの切替	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉容器への注水時の場合）	1.13	本文文で整備		燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉格納容器内へのスプレイング時の場合）	1.13	本文文で整備	1次系純水タンクへの切替	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及び1次系純水タンクへの切替	1.13	本文文で整備	電動補助給水ポンプの切替	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替	1.13	本文文で整備	<p>記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・各手段構成の相違による相違</p>
1.13 手順名称		詳細手順を整備する条文																												
		番号	手順名称																											
水の補給水槽への対応手順	2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給	1.13	本文文で整備																											
燃料補助給替用水ピットへの切替	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉容器への注水時の場合）	1.13	本文文で整備																											
	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉格納容器内へのスプレイング時の場合）	1.13	本文文で整備																											
1次系純水タンクへの切替	燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及び1次系純水タンクへの切替	1.13	本文文で整備																											
電動補助給水ポンプの切替	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替	1.13	本文文で整備																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉					泊発電所 3号炉					相違理由		
添付資料 1.13.11-(1)					添付資料 1.13.22-(1)							
各タンク等配置図及び仕様					各タンク等配置図及び仕様							
<p>重大事故等の収束に必要となる水の供給手順のうち、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）、炉心注水、格納容器スプレー及び使用済燃料ピットへの注水に使用する各タンク等の配置、容量及び用途を以下のとおり示す。</p>					<p>重大事故等時に必要となる水の供給手順のうち、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）、炉心注水、格納容器スプレー及び使用済燃料ピットへの注水・スプレーに使用する各タンク等の配置、容量及び用途を以下のとおり示す。</p>					<p>記載内容の相違 ・基準改正による相違 記載表現の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>設備の相違（相違理由④⑤）</p>		
No.	タンク等名称	容量	分類	用途	No.	タンク等名称	容量	分類	用途			
				SA時					通常時			
1	No. 2 淡水タンク※	8,000m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 復水ピット補給 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 消火水供給 淡水供給 	1	A-ろ過水タンク（3号炉）	約1,500m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 原水槽補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 消火水供給 淡水供給 	
2	No. 3 淡水タンク※			2次系純水	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器注水 復水ピット補給 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 2次系補給水供給 使用済燃料ピット補給 	2	B-ろ過水タンク（3号炉）	約1,500m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 原水槽補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 消火水供給 淡水供給
3	A 2次系純水タンク	8,500m ³	2次系純水	No. 3 淡水タンク補給	2次系補給水供給	3	A-ろ過水タンク（1, 2号炉共用）	約1,500m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 原水槽補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 消火水供給 淡水供給 	
4	B 2次系純水タンク					2	B-ろ過水タンク（1, 2号炉共用）	約1,500m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 原水槽補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 消火水供給 淡水供給 	
5	3号炉 脱気器タンク	約600m ³	2次系純水	蒸気発生器注水	蒸気発生器注水	5	A-2次系純水タンク	約1,500m ³	2次系純水	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器注水 補助給水ピット補給 原水槽補給 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 2次系補給水供給 使用済燃料ピット補給 	
6	4号炉 脱気器タンク					6	B-2次系純水タンク	約1,500m ³	2次系純水	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器注水 補助給水ピット補給 原水槽補給 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 2次系補給水供給 使用済燃料ピット補給 	
7	A 1次系純水タンク	328m ³	1次系純水	炉心注水	原子炉補給水供給	7	脱気器タンク	約400m ³	2次系純水	蒸気発生器注水	蒸気発生器注水	
8	B 1次系純水タンク					8	1次系純水タンク	約300m ³	1次系純水	<ul style="list-style-type: none"> 炉心注水 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補給水供給 燃料取替用水ピット補給 	
9	3号炉 Aほう酸タンク	約100m ³	ほう酸水	炉心注水	原子炉補給水供給	9	A-ほう酸タンク	約40m ³	ほう酸水	<ul style="list-style-type: none"> 炉心注水 燃料取替用水ピット補給 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補給水供給 燃料取替用水ピット補給 	
10	3号炉 Bほう酸タンク					10	B-ほう酸タンク	約40m ³	ほう酸水	<ul style="list-style-type: none"> 炉心注水 燃料取替用水ピット補給 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補給水供給 燃料取替用水ピット補給 	
11	4号炉 Aほう酸タンク					11	燃料取替用水ピット	約2,000m ³	ほう酸水	<ul style="list-style-type: none"> 炉心注水、代替炉心注水 格納容器スプレー、代替格納容器スプレー 	<ul style="list-style-type: none"> 炉心注水 格納容器スプレー 使用済燃料ピット補給 	
12	4号炉 Bほう酸タンク					12	補助給水ピット	約600m ³	2次系純水	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器注水 補助給水ピット補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 	蒸気発生器注水	
13	3号炉 燃料取替用水ピット	約2,900m ³	ほう酸水	炉心注水、代替炉心注水	格納容器スプレー	使用済燃料ピット補給	13	A-原水槽	約5,000m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器注水 補助給水ピット補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 使用済燃料ピットスプレー 	淡水供給
14	4号炉 燃料取替用水ピット	約2,100m ³					14	B-原水槽	約5,000m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器注水 補助給水ピット補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 使用済燃料ピットスプレー 	淡水供給
15	3号炉 復水ピット	約1,200m ³	2次系純水	蒸気発生器注水	蒸気発生器注水	15	代替給水ピット	約473m ³	淡水	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器注水 補助給水ピット補給 代替炉心注水 代替格納容器スプレー 燃料取替用水ピット補給 使用済燃料ピット注水 使用済燃料ピットスプレー 	—	
16	4号炉 復水ピット											

※1号炉および2号炉建設時にNo.1～3 淡水タンクとして運用開始したが、その後、No.2, 3 淡水タンクを純水タンクとして使用することになり、新規制基準下の溢水対策として現在の運用としている。




灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="168 175 862 734" style="border: 2px solid black; height: 350px; width: 310px; margin-bottom: 20px;"></div> <div data-bbox="324 821 705 853" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">各タンク等配置図及び仕様（2 / 4）</div> <div data-bbox="112 853 974 1284" style="border: 2px solid black; height: 270px; width: 385px;"></div> <div data-bbox="123 1284 571 1316" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="929 598 952 742" style="text-align: center; font-size: small;">添付資料 1.13.11-(2)</div> <div data-bbox="996 1252 1019 1412" style="text-align: center; font-size: small;">添付資料 1.13.11-(3)</div>	<div data-bbox="1780 135 1982 167" style="text-align: right; font-size: small;">添付資料1.13.22-(2)</div> <div data-bbox="1142 215 1870 694" style="border: 2px solid black; height: 300px; width: 325px; margin-bottom: 20px;"></div> <div data-bbox="1142 718 1870 1316" style="border: 2px solid black; height: 375px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1400 1380 1971 1412" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<div data-bbox="1993 399 2139 454" style="color: red; font-size: small;">設備の相違（相違理由④⑥）</div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p data-bbox="313 175 694 207">各タンク等配置図及び仕様（3 / 4）</p>  <p data-bbox="123 646 548 667">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p data-bbox="1780 140 1982 167">添付資料1.13.22-(3)</p> 	
<p data-bbox="313 821 694 853">各タンク等配置図及び仕様（4 / 4）</p>  <p data-bbox="123 1289 548 1310">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p data-bbox="1411 1348 1982 1380">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

添付資料 1.13.11-(4)

添付資料 1.13.11-(5)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉 添付資料 1.13.12-(1)	泊発電所 3号炉 添付資料 1.13.23-(1)	相違理由																																																												
<p>可搬型ホース接続口の配置</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給手順のうち、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）に使用する復水ビット及び炉心注水、格納容器スプレイに使用する燃料取替用水ビットへの補給手順の内、可搬型ホースを敷設する供給手順について、可搬型ホースの接続口を示す。</p> <p>なお、建屋入口は、通用扉を開放し可搬型ホースを引き込む。 また、復水ビット及び燃料取替用水ビットは、上部点検扉を開放し可搬型ホースを導く。</p>	<p>可搬型ホース接続口の配置</p> <p>重大事故等時に必要となる水の供給手順等のうち、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）に使用する補助給水ビット及び炉心注水、格納容器スプレイに使用する燃料取替用水ビットへの補給手順のうち、可搬型ホースを敷設する供給手順について、可搬型ホースの接続口を示す。</p> <p>なお、建屋入口は、通用扉を開放し可搬型ホースを引き込む。 また、ろ過水タンクから燃料取替用水ビットへの補給時は、アクセスドアを開放し消防ホースを導く。 原水タンク、代替給水ビット又は海水を用いた補助給水ビット又は燃料取替用水ビットへの補給時は、可搬型ホースを代替給水・注水配管接続口へ接続する。</p>	<p>記載内容の相違 ・基準改正による相違</p> <p>設備の相違 ・大飯3/4号炉は、No.2淡水タンク及び海水による補給は扉を開放して直接各ビットに補給する。 ・泊3号炉はろ過水タンクから燃料取替用水ビットへの補給時のみ扉を開放して直接補給するが、その他補給手順は、可搬型ホースを補給配管に接続することで補給可能。（伊方3号炉同様）</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順名</th> <th>接続口</th> <th>接続方式</th> <th>添付資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.2淡水タンクから復水ビットへの補給</td> <td>消火栓と可搬型ホース接続</td> <td>差込み式</td> <td>1.13.12-(2)</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた復水ビットへの補給</td> <td>送水車と可搬型ホース接続（取水側）</td> <td>ねじ込み式</td> <td>1.13.12-(3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>送水車と可搬型ホース接続（送水側）</td> <td>ツイスター金具</td> <td>1.13.12-(5)</td> </tr> <tr> <td>No.2淡水タンクから燃料取替用水ビットへの補給</td> <td>消火栓と可搬型ホース接続</td> <td>差込み式</td> <td>1.13.12-(7)</td> </tr> </tbody> </table>	手順名	接続口	接続方式	添付資料	No.2淡水タンクから復水ビットへの補給	消火栓と可搬型ホース接続	差込み式	1.13.12-(2)	海水を用いた復水ビットへの補給	送水車と可搬型ホース接続（取水側）	ねじ込み式	1.13.12-(3)		送水車と可搬型ホース接続（送水側）	ツイスター金具	1.13.12-(5)	No.2淡水タンクから燃料取替用水ビットへの補給	消火栓と可搬型ホース接続	差込み式	1.13.12-(7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順名</th> <th>接続口</th> <th>接続方式</th> <th>添付資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原水タンクを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（取水側）</td> <td>結合金具接続</td> <td rowspan="4">1.13-7-(1) 1.13-17-(1)</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（送水側）</td> <td>結合金具接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続</td> <td>結合金具接続</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンクと可搬型ホース接続</td> <td>フランジ接続</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原水タンクを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給</td> <td>ろ過水タンクと可搬型ホース接続</td> <td>フランジ接続</td> <td rowspan="3">1.13-8-(1) 1.13-18-(1)</td> </tr> <tr> <td>2次蒸気タンクと可搬型ホース接続</td> <td>フランジ接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車33m接続口接続</td> <td>結合金具接続</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（取水側）</td> <td>結合金具接続</td> <td rowspan="3">1.13-9-(1) 1.13-19-(1)</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（送水側）</td> <td>結合金具接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続</td> <td>結合金具接続</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給</td> <td>可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続</td> <td>結合金具接続</td> <td rowspan="2">1.13-9-(1) 1.13-19-(1)</td> </tr> <tr> <td>可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車33m接続口接続</td> <td>結合金具接続</td> </tr> <tr> <td>ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ビットへの補給</td> <td>屋内消火栓と消防ホース接続</td> <td>ワンタッチ式</td> <td>1.13-16</td> </tr> </tbody> </table>	手順名	接続口	接続方式	添付資料	原水タンクを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（取水側）	結合金具接続	1.13-7-(1) 1.13-17-(1)	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（送水側）	結合金具接続	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続	結合金具接続	ろ過水タンクと可搬型ホース接続	フランジ接続	原水タンクを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	ろ過水タンクと可搬型ホース接続	フランジ接続	1.13-8-(1) 1.13-18-(1)	2次蒸気タンクと可搬型ホース接続	フランジ接続	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車33m接続口接続	結合金具接続	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（取水側）	結合金具接続	1.13-9-(1) 1.13-19-(1)	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（送水側）	結合金具接続	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続	結合金具接続	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続	結合金具接続	1.13-9-(1) 1.13-19-(1)	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車33m接続口接続	結合金具接続	ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ビットへの補給	屋内消火栓と消防ホース接続	ワンタッチ式	1.13-16	
手順名	接続口	接続方式	添付資料																																																											
No.2淡水タンクから復水ビットへの補給	消火栓と可搬型ホース接続	差込み式	1.13.12-(2)																																																											
海水を用いた復水ビットへの補給	送水車と可搬型ホース接続（取水側）	ねじ込み式	1.13.12-(3)																																																											
	送水車と可搬型ホース接続（送水側）	ツイスター金具	1.13.12-(5)																																																											
No.2淡水タンクから燃料取替用水ビットへの補給	消火栓と可搬型ホース接続	差込み式	1.13.12-(7)																																																											
手順名	接続口	接続方式	添付資料																																																											
原水タンクを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（取水側）	結合金具接続	1.13-7-(1) 1.13-17-(1)																																																											
	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（送水側）	結合金具接続																																																												
	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続	結合金具接続																																																												
	ろ過水タンクと可搬型ホース接続	フランジ接続																																																												
原水タンクを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	ろ過水タンクと可搬型ホース接続	フランジ接続	1.13-8-(1) 1.13-18-(1)																																																											
	2次蒸気タンクと可搬型ホース接続	フランジ接続																																																												
	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車33m接続口接続	結合金具接続																																																												
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（取水側）	結合金具接続	1.13-9-(1) 1.13-19-(1)																																																											
	可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホース接続（送水側）	結合金具接続																																																												
	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続	結合金具接続																																																												
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車10m接続口接続	結合金具接続	1.13-9-(1) 1.13-19-(1)																																																											
	可搬型ホースと可搬型大型送水ポンプ車33m接続口接続	結合金具接続																																																												
ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ビットへの補給	屋内消火栓と消防ホース接続	ワンタッチ式	1.13-16																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1787 140 1973 164" style="text-align: right;">添付資料1.13.23-(2)</div> <div data-bbox="1093 263 1765 1273" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1809 478 1839 1042" style="text-align: center;"> 原水槽から補助給水ピット又は燃料取扱替用水ピットへの補給(1/2) </div> <div data-bbox="1877 284 1906 868" style="text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2000 751 2136 799" style="color: red;">設備の相違（相違理由④⑥）</div>

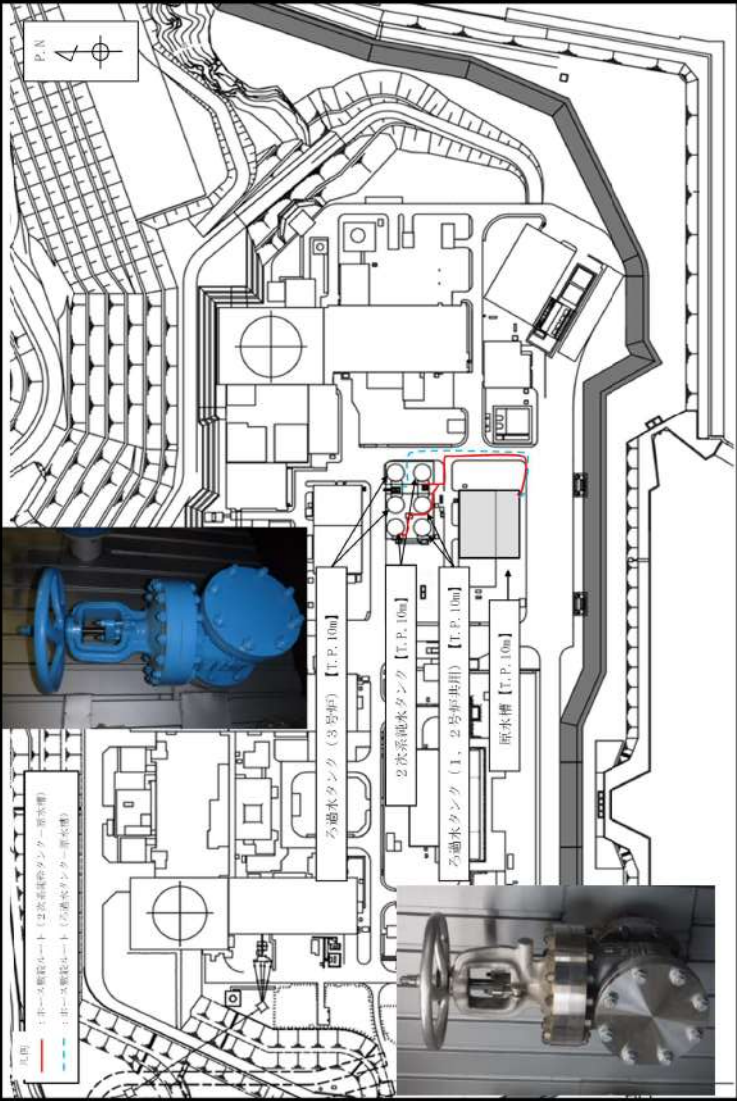
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 818" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1787 140 1973 164" style="text-align: right;">添付資料1.13.23-(3)</div> <div data-bbox="1182 300 1715 1385" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1765 512 1798 1070" style="text-align: center; font-size: small;"> 原水槽から補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給(2/2) </div> <div data-bbox="1832 323 1865 810" style="text-align: center; font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2000 751 2136 799" style="color: red; font-size: small;"> 設備の相違（相違理由④⑤） </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 767 685 820" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1787 140 1973 165" style="text-align: right;">添付資料1.13.23-(4)</div> 	<div data-bbox="1877 580 1906 1110" style="text-align: center;">ろ過水タンク又は2次系純水タンクから原水槽への補給</div> <div data-bbox="2002 756 2141 804" style="text-align: center; color: red;">設備の相違（相違理由④⑥）</div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1787 140 1973 164" style="text-align: right;">添付資料1.13.23-(5)</div> <div data-bbox="1068 272 1807 1390" style="border: 2px solid black; height: 700px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1848 483 1877 1185" style="text-align: center; font-size: small;">代替給水ピットから補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給(1/2)</div> <div data-bbox="1921 349 1951 890" style="text-align: center; font-size: small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1921 901 1951 997" style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="2000 751 2132 799" style="color: red; font-size: small;">設備の相違（相違理由①⑥）</div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="434 778 685 833" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1787 140 1975 162" style="text-align: right;">添付資料1. 13. 23-(6)</div> <div data-bbox="1077 280 1816 1370" style="border: 2px solid black; height: 683px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1848 344 1928 1126" style="text-align: center; font-size: small;"> 代替給水ピットから補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給(2/2) 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2002 767 2139 815" style="color: red; font-size: small;"> 設備の相違（相違理由④⑥） </div>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.13.12-(2)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 600px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> 可搬型ホース接続口配置図 No. 2 淡水タンクから復水ピットへの補給 </div> <div style="position: absolute; right: 5px; top: 50px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 比較対象なし </div>	<p style="color: red; font-size: small;">設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.13.12-(3)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center;">可搬型ホース接続口配置図 3号炉 海水を用いた復水ピットへの補給（1/2）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 15%; margin: 20px auto; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付資料1.13.23-(7)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div> <p style="text-align: center;">海水を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給(1/3)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 15%; margin: 20px auto; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p style="text-align: center;">設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.13.12-(4)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 300px; height: 700px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">可搬型ホース接続口配置図 3号炉 海水を用いた復水ピットへの補給（2/2）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p style="text-align: center;">添付資料1. 13. 23-(8)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 300px; height: 700px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">海水を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給(2/3)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p style="text-align: center;">設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<div data-bbox="432 762 685 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1787 140 1973 164" style="text-align: right;">添付資料1.13.23-(9)</div> <div data-bbox="1068 248 1814 1353" style="border: 2px solid black; height: 692px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1845 443 1877 1053" style="text-align: center;">海水を用いた補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへの補給(3/3)</div> <div data-bbox="1899 261 1928 767" style="text-align: center;"> <div data-bbox="1899 791 1928 879" style="border: 1px solid black; width: 13px; height: 55px; display: inline-block; margin: 0 auto;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.13.12-(5)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 90%; margin: 20px auto; height: 700px;"></div> <p style="text-align: center;">可搬型ホース接続口配置図 4号炉 海水を用いた復水ピットへの補給（1/2）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;">比較対象なし</div>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.13.12-(6)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 350px;">可搬型ホース接続口配置図 4号炉 海水を用いた復水ビットへの補給（2 / 2）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 50px; top: 150px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

	大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.13.12-(7)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 350px;">可搬型ホース接続口配置図 No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 400px; margin: 20px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; position: absolute; left: 390px; top: 170px; writing-mode: vertical-rl;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.13.23-(10)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 350px; height: 400px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.13.13</p> <p style="text-align: center;">復水ピットへの海水補給手段の多重性について</p> <p>復水ピットへの海水補給については、復水ピット入口扉にアクセスできない場合においても、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプのテストラインに可搬型ホースを接続することで補給できる。具体的な補給手段について、以下に記載する。</p> <p>1. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインからの復水ピット補給 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインに可搬型ホースを接続することで、復水ピット入口扉にアクセスすることなく復水ピットへの補給を実施する。 なお、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインについては、設計基準地震動により機能を喪失しない設計とする。</p> <div data-bbox="253 555 860 735" data-label="Diagram"> </div> <p>2. 作業時間について 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインからの補給作業時間については、復水ピット入口扉よりアクセスし補給する場合と同じ約3.4時間と想定しており、有効性評価における復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の復水ピット枯渇までの約18.7時間までに補給が可能であり、注水を継続することができる。 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインへの可搬型ホース接続作業場所（3号炉の例）を「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインへの可搬型ホース接続作業場所について」に示す。</p>	<div data-bbox="1384 762 1637 815" data-label="Text"> <p>比較対象なし</p> </div>	<p>設備の相違（相違理由⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、海水を復水ピットに補給し、復水ピットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ピットに補給する手順であるため、復水ピットへの海水補給について多重性を考慮している。 泊3号炉は、燃料取替用水ピットに補助給水ピットを経由せず直接海水を補給可能であるため、多重性を考慮していない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインへの可搬型ホース接続作業場所について（3号炉の例）</p> <div data-bbox="136 209 983 679" style="border: 2px solid black; height: 295px; width: 378px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="412 683 978 715" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1386 762 1637 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 比較対象なし </div>	<p>設備の相違（相違理由⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、海水を復水ビットに補給し、復水ビットから水頭圧を利用した重力注水により燃料取替用水ビットに補給する手順であるため、復水ビットへの海水補給について多重性を考慮している。 ・泊3号炉は、燃料取替用水ビットに補助給水ビットを経由せず直接海水を補給可能であるため、多重性を考慮していない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
<p style="text-align: center;">大飯3 / 4号炉比較対象なし</p> <p style="text-align: center;">【比較のため女川の添付資料 1.13.4 を掲載】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;">添付資料 1.13.4</p> <p style="text-align: center;">解釈一覧</p> <p style="text-align: center;">操作手順の解釈一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>操作手順記載内容</th> <th>解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順</td> <td>(1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 復水貯蔵タンクの水位を維持</td> <td>・補給開始：復水貯蔵タンクを水源とした原子炉注水等を実施しており、復水貯蔵タンク水位が 1600 m³未満となった場合 ・補給停止：復水貯蔵タンク水位 2700m³以上となった場合</td> </tr> </tbody> </table> </div>	手順	操作手順記載内容	解釈	1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順	(1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 復水貯蔵タンクの水位を維持	・補給開始：復水貯蔵タンクを水源とした原子炉注水等を実施しており、復水貯蔵タンク水位が 1600 m ³ 未満となった場合 ・補給停止：復水貯蔵タンク水位 2700m ³ 以上となった場合	<p style="text-align: center;">添付資料1.13.24</p> <p style="text-align: center;">解釈一覧</p> <p style="text-align: center;">1. 判断基準の解釈一覧(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>判断基準記載内容</th> <th>解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順</td> <td>(1) 燃料取替用ボットによる燃料取替用ボットへの補給 (2) 可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (3) 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (4) 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (5) 電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (6) 5 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (7) 1 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (8) 1 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給</td> <td>1. 原水罐を本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 2. 原水罐を本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 3. 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 4. 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 5. 5 次高純水タンクを本所とした電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 6. 5 次高純水タンクを本所とした電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 7. 1 次高純水タンクの水位が確保 8. 1 次高純水タンクの水位が確保 9. 1 次高純水タンクの水位が確保 10. 1 次高純水タンクの水位が確保</td> </tr> </tbody> </table>	手順	判断基準記載内容	解釈	1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順	(1) 燃料取替用ボットによる燃料取替用ボットへの補給 (2) 可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (3) 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (4) 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (5) 電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (6) 5 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (7) 1 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (8) 1 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給	1. 原水罐を本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 2. 原水罐を本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 3. 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 4. 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 5. 5 次高純水タンクを本所とした電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 6. 5 次高純水タンクを本所とした電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 7. 1 次高純水タンクの水位が確保 8. 1 次高純水タンクの水位が確保 9. 1 次高純水タンクの水位が確保 10. 1 次高純水タンクの水位が確保	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p style="text-align: center;">記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p style="text-align: center;">【女川】 設備の相違による対応手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、判断基準の記載にて解釈が必要な内容がないため整理していない。 ・泊は、判断基準の記載に解釈が必要な記載があり、操作手順に解釈が必要な記載がないための相違。
手順	操作手順記載内容	解釈												
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順	(1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 復水貯蔵タンクの水位を維持	・補給開始：復水貯蔵タンクを水源とした原子炉注水等を実施しており、復水貯蔵タンク水位が 1600 m ³ 未満となった場合 ・補給停止：復水貯蔵タンク水位 2700m ³ 以上となった場合												
手順	判断基準記載内容	解釈												
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順	(1) 燃料取替用ボットによる燃料取替用ボットへの補給 (2) 可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (3) 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (4) 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給 (5) 電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (6) 5 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (7) 1 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給 (8) 1 次高純水タンクを本所とした 1 次高純水ポンプによる燃料取替用ボットへの補給	1. 原水罐を本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 2. 原水罐を本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 3. 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 4. 代用給水ボットを本所とした可搬型大口径送水ポンプ車による燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 5. 5 次高純水タンクを本所とした電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 6. 5 次高純水タンクを本所とした電動駆動式ポンプ又はディーゼル駆動式ポンプによる燃料取替用ボットへの補給（原子炉貯留内のスプレイ中の場合） 7. 1 次高純水タンクの水位が確保 8. 1 次高純水タンクの水位が確保 9. 1 次高純水タンクの水位が確保 10. 1 次高純水タンクの水位が確保												

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																																																																																																												
<div data-bbox="293 504 837 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 20px;"> 大飯 3 / 4号炉比較対象なし </div> <div data-bbox="360 823 752 849" style="text-align: center;"> 【比較のため女川の添付資料 1.13.4 を掲載】 </div> <div data-bbox="152 855 976 1075" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">弁番号及び弁名称一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">弁番号</th> <th style="width: 50%;">弁名称</th> <th style="width: 30%;">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P13-F041</td> <td>復水貯蔵タンク外部注水入口弁</td> <td>CST 連絡トレンチ/バルブ室</td> </tr> <tr> <td>P70-D001-1</td> <td>復水貯蔵タンク補給弁</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>FW-V-300</td> <td>ろ過水タンク非常用接続阻止弁（大容量送水ポンプ用）</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>FW-V-301</td> <td>ろ過水タンク非常用戻り側接続阻止弁（大容量送水ポンプ用）</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> </div>	弁番号	弁名称	操作場所	P13-F041	復水貯蔵タンク外部注水入口弁	CST 連絡トレンチ/バルブ室	P70-D001-1	復水貯蔵タンク補給弁	屋外	FW-V-300	ろ過水タンク非常用接続阻止弁（大容量送水ポンプ用）	屋外	FW-V-301	ろ過水タンク非常用戻り側接続阻止弁（大容量送水ポンプ用）	屋外	<p style="text-align: center;">2. 弁番号及び弁名称一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">弁番号</th> <th style="width: 55%;">弁名称</th> <th style="width: 30%;">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3V-RF-102</td><td>ECTトラックアクセスエリア側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P. 40.3m</td></tr> <tr><td>3V-RF-100</td><td>燃料取替用水ビットオーバーフローライン海水供給止め弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P. 40.3m</td></tr> <tr><td>3V-RF-101</td><td>燃料取替用水ビット給水ライン止め弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P. 40.3m</td></tr> <tr><td>3V-FW-664</td><td>A/B東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-FW-663</td><td>補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-104A</td><td>A-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-104B</td><td>B-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-112</td><td>使用済燃料ビット脱塩塔逆洗水絞り弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-114A</td><td>A-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-114B</td><td>B-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-127A</td><td>A-SFPフィルタ出口燃料取替用水ビット水浄化戻りライン切替弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-SF-127B</td><td>B-SFPフィルタ出口燃料取替用水ビット水浄化戻りライン切替弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-CS-050</td><td>脱塩塔補給水止め弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-RC-073</td><td>加圧器逃がしタンクドレン弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3V-RC-097</td><td>加圧器逃がしタンク補給水ライン止め弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3V-WL-031</td><td>格納容器冷却材ドレンポンプ出口C/V内側隔離弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3V-SF-059A</td><td>A-使用済燃料ビット補給弁</td><td>周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）</td></tr> <tr><td>3V-SF-059B</td><td>B-使用済燃料ビット補給弁</td><td>周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）</td></tr> <tr><td>3V-SF-047</td><td>使用済燃料ビット脱塩水補給弁</td><td>周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）</td></tr> <tr><td>3V-CS-548</td><td>ほう酸混合器出口手動補給ラインほう酸補給止め弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）</td></tr> <tr><td>3V-CS-551</td><td>ほう酸混合器出口燃料取替用水ビット補給ライン切替弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）</td></tr> <tr><td>3FCV-223A</td><td>1次系純水補給ライン流量制御弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3FCV-220A</td><td>ほう酸補給ライン流量制御弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3V-FW-661</td><td>補助給水ビットブローライン給水用止め弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-FW-662</td><td>補助給水ビット給水ライン止め弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-FW-630</td><td>補助給水ビット脱塩水補給ライン流量絞り弁</td><td>周辺補機棟T.P. 24.8m</td></tr> <tr><td>3V-RW-131A</td><td>A-ろ過水タンクブロー弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>3V-RW-131B</td><td>B-ろ過水タンクブロー弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>V-MW-905A</td><td>A-ろ過水タンク排水弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>V-MW-905B</td><td>B-ろ過水タンク排水弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>V-MW-952A</td><td>A-2次系純水タンク排水弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>V-MW-952B</td><td>B-2次系純水タンク排水弁</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>3V-RH-100</td><td>B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td><td>原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）</td></tr> <tr><td>3V-CP-147</td><td>代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注入用絞り弁</td><td>周辺補機棟T.P. 10.3m</td></tr> <tr><td>3V-CP-132</td><td>代替格納容器スプレイポンプ補助給水ビット側入口止め弁</td><td>周辺補機棟T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-CP-135</td><td>代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁</td><td>周辺補機棟T.P. 17.8m</td></tr> <tr><td>3V-CP-144</td><td>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</td><td>原子炉補助建屋T.P. 10.3m</td></tr> <tr><td>3V-CP-141</td><td>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</td><td>周辺補機棟T.P. 10.3m</td></tr> <tr><td>3V-CP-013B</td><td>B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3FCV-220B</td><td>体積制御タンク出口側補給弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3LCV-121D</td><td>充電ポンプ入口燃料取替用水ビット側入口弁A</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3LCV-121E</td><td>充電ポンプ入口燃料取替用水ビット側入口弁B</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3V-FW-608B</td><td>タービン動補助給水ポンプ2次系純水タンクライン入口弁</td><td>周辺補機棟T.P. 10.3m</td></tr> <tr><td>3V-FW-608A</td><td>A、B-電動補助給水ポンプ2次系純水タンクライン入口弁</td><td>周辺補機棟T.P. 10.3m</td></tr> <tr><td>3V-FW-601</td><td>補助給水ビット電動補助給水ポンプ側出口弁</td><td>周辺補機棟T.P. 24.8m</td></tr> <tr><td>3V-FW-604</td><td>補助給水ビットタービン動補助給水ポンプ側出口弁</td><td>周辺補機棟T.P. 24.8m</td></tr> </tbody> </table>	弁番号	弁名称	操作場所	3V-RF-102	ECTトラックアクセスエリア側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 40.3m	3V-RF-100	燃料取替用水ビットオーバーフローライン海水供給止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 40.3m	3V-RF-101	燃料取替用水ビット給水ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 40.3m	3V-FW-664	A/B東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m	3V-FW-663	補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m	3V-SF-104A	A-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-SF-104B	B-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-SF-112	使用済燃料ビット脱塩塔逆洗水絞り弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-SF-114A	A-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-SF-114B	B-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-SF-127A	A-SFPフィルタ出口燃料取替用水ビット水浄化戻りライン切替弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-SF-127B	B-SFPフィルタ出口燃料取替用水ビット水浄化戻りライン切替弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-CS-050	脱塩塔補給水止め弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m	3V-RC-073	加圧器逃がしタンクドレン弁	中央制御室	3V-RC-097	加圧器逃がしタンク補給水ライン止め弁	中央制御室	3V-WL-031	格納容器冷却材ドレンポンプ出口C/V内側隔離弁	中央制御室	3V-SF-059A	A-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）	3V-SF-059B	B-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）	3V-SF-047	使用済燃料ビット脱塩水補給弁	周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）	3V-CS-548	ほう酸混合器出口手動補給ラインほう酸補給止め弁	原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）	3V-CS-551	ほう酸混合器出口燃料取替用水ビット補給ライン切替弁	原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）	3FCV-223A	1次系純水補給ライン流量制御弁	中央制御室	3FCV-220A	ほう酸補給ライン流量制御弁	中央制御室	3V-FW-661	補助給水ビットブローライン給水用止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m	3V-FW-662	補助給水ビット給水ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m	3V-FW-630	補助給水ビット脱塩水補給ライン流量絞り弁	周辺補機棟T.P. 24.8m	3V-RW-131A	A-ろ過水タンクブロー弁	屋外	3V-RW-131B	B-ろ過水タンクブロー弁	屋外	V-MW-905A	A-ろ過水タンク排水弁	屋外	V-MW-905B	B-ろ過水タンク排水弁	屋外	V-MW-952A	A-2次系純水タンク排水弁	屋外	V-MW-952B	B-2次系純水タンク排水弁	屋外	3V-RH-100	B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）	原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）	3V-CP-147	代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注入用絞り弁	周辺補機棟T.P. 10.3m	3V-CP-132	代替格納容器スプレイポンプ補助給水ビット側入口止め弁	周辺補機棟T.P. 17.8m	3V-CP-135	代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁	周辺補機棟T.P. 17.8m	3V-CP-144	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	原子炉補助建屋T.P. 10.3m	3V-CP-141	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁	周辺補機棟T.P. 10.3m	3V-CP-013B	B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	中央制御室	3FCV-220B	体積制御タンク出口側補給弁	中央制御室	3LCV-121D	充電ポンプ入口燃料取替用水ビット側入口弁A	中央制御室	3LCV-121E	充電ポンプ入口燃料取替用水ビット側入口弁B	中央制御室	3V-FW-608B	タービン動補助給水ポンプ2次系純水タンクライン入口弁	周辺補機棟T.P. 10.3m	3V-FW-608A	A、B-電動補助給水ポンプ2次系純水タンクライン入口弁	周辺補機棟T.P. 10.3m	3V-FW-601	補助給水ビット電動補助給水ポンプ側出口弁	周辺補機棟T.P. 24.8m	3V-FW-604	補助給水ビットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	周辺補機棟T.P. 24.8m	<p style="color: blue;">記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p style="color: blue;">【女川】 設備の相違による 対応手段の相違</p>
弁番号	弁名称	操作場所																																																																																																																																																												
P13-F041	復水貯蔵タンク外部注水入口弁	CST 連絡トレンチ/バルブ室																																																																																																																																																												
P70-D001-1	復水貯蔵タンク補給弁	屋外																																																																																																																																																												
FW-V-300	ろ過水タンク非常用接続阻止弁（大容量送水ポンプ用）	屋外																																																																																																																																																												
FW-V-301	ろ過水タンク非常用戻り側接続阻止弁（大容量送水ポンプ用）	屋外																																																																																																																																																												
弁番号	弁名称	操作場所																																																																																																																																																												
3V-RF-102	ECTトラックアクセスエリア側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 40.3m																																																																																																																																																												
3V-RF-100	燃料取替用水ビットオーバーフローライン海水供給止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 40.3m																																																																																																																																																												
3V-RF-101	燃料取替用水ビット給水ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 40.3m																																																																																																																																																												
3V-FW-664	A/B東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-FW-663	補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-SF-104A	A-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-SF-104B	B-使用済燃料ビット脱塩塔入口弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-SF-112	使用済燃料ビット脱塩塔逆洗水絞り弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-SF-114A	A-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-SF-114B	B-使用済燃料ビット脱塩塔逆洗弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-SF-127A	A-SFPフィルタ出口燃料取替用水ビット水浄化戻りライン切替弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-SF-127B	B-SFPフィルタ出口燃料取替用水ビット水浄化戻りライン切替弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-CS-050	脱塩塔補給水止め弁	原子炉補助建屋T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-RC-073	加圧器逃がしタンクドレン弁	中央制御室																																																																																																																																																												
3V-RC-097	加圧器逃がしタンク補給水ライン止め弁	中央制御室																																																																																																																																																												
3V-WL-031	格納容器冷却材ドレンポンプ出口C/V内側隔離弁	中央制御室																																																																																																																																																												
3V-SF-059A	A-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）																																																																																																																																																												
3V-SF-059B	B-使用済燃料ビット補給弁	周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）																																																																																																																																																												
3V-SF-047	使用済燃料ビット脱塩水補給弁	周辺補機棟T.P. 10.3m（中間床）																																																																																																																																																												
3V-CS-548	ほう酸混合器出口手動補給ラインほう酸補給止め弁	原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）																																																																																																																																																												
3V-CS-551	ほう酸混合器出口燃料取替用水ビット補給ライン切替弁	原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）																																																																																																																																																												
3FCV-223A	1次系純水補給ライン流量制御弁	中央制御室																																																																																																																																																												
3FCV-220A	ほう酸補給ライン流量制御弁	中央制御室																																																																																																																																																												
3V-FW-661	補助給水ビットブローライン給水用止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-FW-662	補助給水ビット給水ライン止め弁（SA対策）	周辺補機棟T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-FW-630	補助給水ビット脱塩水補給ライン流量絞り弁	周辺補機棟T.P. 24.8m																																																																																																																																																												
3V-RW-131A	A-ろ過水タンクブロー弁	屋外																																																																																																																																																												
3V-RW-131B	B-ろ過水タンクブロー弁	屋外																																																																																																																																																												
V-MW-905A	A-ろ過水タンク排水弁	屋外																																																																																																																																																												
V-MW-905B	B-ろ過水タンク排水弁	屋外																																																																																																																																																												
V-MW-952A	A-2次系純水タンク排水弁	屋外																																																																																																																																																												
V-MW-952B	B-2次系純水タンク排水弁	屋外																																																																																																																																																												
3V-RH-100	B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）	原子炉補助建屋T.P. 10.3m（中間床）																																																																																																																																																												
3V-CP-147	代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注入用絞り弁	周辺補機棟T.P. 10.3m																																																																																																																																																												
3V-CP-132	代替格納容器スプレイポンプ補助給水ビット側入口止め弁	周辺補機棟T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-CP-135	代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁	周辺補機棟T.P. 17.8m																																																																																																																																																												
3V-CP-144	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	原子炉補助建屋T.P. 10.3m																																																																																																																																																												
3V-CP-141	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁	周辺補機棟T.P. 10.3m																																																																																																																																																												
3V-CP-013B	B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	中央制御室																																																																																																																																																												
3FCV-220B	体積制御タンク出口側補給弁	中央制御室																																																																																																																																																												
3LCV-121D	充電ポンプ入口燃料取替用水ビット側入口弁A	中央制御室																																																																																																																																																												
3LCV-121E	充電ポンプ入口燃料取替用水ビット側入口弁B	中央制御室																																																																																																																																																												
3V-FW-608B	タービン動補助給水ポンプ2次系純水タンクライン入口弁	周辺補機棟T.P. 10.3m																																																																																																																																																												
3V-FW-608A	A、B-電動補助給水ポンプ2次系純水タンクライン入口弁	周辺補機棟T.P. 10.3m																																																																																																																																																												
3V-FW-601	補助給水ビット電動補助給水ポンプ側出口弁	周辺補機棟T.P. 24.8m																																																																																																																																																												
3V-FW-604	補助給水ビットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	周辺補機棟T.P. 24.8m																																																																																																																																																												

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT114-9 r.13.0
提出年月日	令和5年12月22日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.14 電源の確保に関する手順等

令和5年12月
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 当社が自主的に変更したもの : 下記2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤変更に伴うアクセスルート見直しによる燃料補給のアクセスルート図の変更。【例：比較表 p 1.14-170】 ・重大事故等対策の有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における発電所内で確保すべき燃料の評価結果により、発電所内で保有する燃料に更なる余裕を確保するよう、既存のディーゼル発電機燃料油貯油槽に加え新たに燃料タンク（SA）を設置し、50kL程度の燃料を追加で確保する。 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料構成は、炉型が同じである大飯3/4号炉の対応手段及び操作手順の参照を基本とした上で、配管・弁の流路等を含めた設備の選定方針、文章構成や表現については、女川2号炉の審査実績を反映している。また、各図面においても、女川2号炉の審査実績を踏まえた資料構成や記載の充実化等の見直しを行っている。 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要</p> <p>2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄に No.を記載する）</p>			
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	<p>【外部電源から非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・77kV送電線による代替電源（交流）からの給電（第2優先） 	<p>【外部電源から非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後備変圧器によるメタクラ A 系又はメタクラ B 系受電（第2優先） 	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.14-10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、500kV送電系以外に外部電源である77kV送電系からNo.1予備変圧器を経由して非常用高圧母線へ給電する手段があり、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの中央制御室にて遮断器を投入することで、容易に給電することが可能なことから、空冷式非常用発電装置が使用できない場合の第2優先として使用する。 ・泊3号炉は、275kV送電系以外に外部電源である66kV送電系から受電可能な後備変圧器を経由して非常用高圧母線へ給電する手段があり、常設設備による対応手段のため短時間で給電が可能であることから、代替非常用発電機が使用できない場合の第2優先として使用する。 ・設備は相違するが、主系統以外の外部電源から給電する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。
②	<p>【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段（3号～4号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電（第3優先） 	<p>—</p> <p>（大飯3/4号炉との比較対象なし）</p>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.14-10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、500kV送電系から受電するNo.2予備変圧器1次側の遮断器を切り離し、3～4号炉間のNo.2予備変圧器2次側の遮断器を各々接続することにより他号炉（3号炉に対しては4号炉、4号炉に対しては3号炉）のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第2優先と比較して長いことから第3優先として使用する。 ・泊3号炉は、1号又は2号炉のディーゼル発電機からの号炉間電力融通による代替電源（交流）を給電する対応手段として、開閉所設備を使用した手段と号炉間連絡ケーブルを使用した手段を整備している。（別の対応手段にて比較するためここでは比較していない。） ・設備は相違するが、1号又は2号炉のディーゼル発電機からの号炉間融通により給電する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。
③	<p>【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段（3号～4号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電（第4優先） 	<p>【号炉間電力融通設備により非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段（1号又は2号炉～3号炉）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉所設備を使用したメタクラ A 系又はメタクラ B 系受電（第5優先） 	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.14-11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、77kV送電系から受電するNo.1予備変圧器1次側の遮断器を切り離し、3～4号炉間のNo.1予備変圧器2次側の遮断器を各々接続することにより他号炉（3号炉に対しては4号炉、4号炉に対しては3号炉）のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第3優先と比較して長いこと及び対応要員が多いことから第4優先として使用する。 ・泊3号炉は、1号又は2号炉のディーゼル発電機から開閉所設備を経由して3号炉の非常用高圧母線へ給電する手段があり、受電準備のため屋外 T.P. 85m にある開閉所まで移動し遮断器操作等を行う必要があり給電までに要する準備時間が第4優先（次項）と比較して長いことから第5優先で使用。 ・設備は相違するが、1号又は2号炉のディーゼル発電機からの号炉間電力融通により給電する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p> <p>※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄に No.を記載する）</p>							
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
④	<p>【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段（3号～4号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電（第5優先） 	<p>【号炉間電力融通により非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段（1/2号～3号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系及びメタクラB系受電（第4優先） 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）大飯】（例：比較表 p. 1.14-10）</p> <p>【設計方針の相違（自主対策設備）泊】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯 3/4号炉は、供給元と供給先の非常用高圧母線に接続される号機間融通用高圧ケーブル接続盤へ号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を接続し、他号炉（3号炉に対しては4号炉、4号炉に対しては3号炉）のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第4優先と比較して長いこと及び対応要員が多いことから第5優先として使用する。また、恒設ケーブルが使用できない場合の予備ケーブルを配備しており、電路への接続作業等の準備時間に時間を要することから第7優先で使用する。 大飯 3/4号炉は、複数ユニットとしての申請であり、3号炉と4号炉間にて号機間融通を行う場合の供給元のディーゼル発電機、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）及び号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による給電を重大事故等対処設備による対応手段として整備している。 泊 3号炉では、代替給電用接続盤へ号炉間連絡ケーブルを接続し、1号又は2号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線へ給電する手段があり、第5優先である開閉所設備を使用した号炉間電力融通による代替電源（交流）からの給電に比べて準備に要する時間が短いことから第4優先としている。また、号炉間連絡ケーブル及び開閉所設備が使用できない場合の給電手段として、号炉間連絡予備ケーブルを配備しており、電路への接続作業等の準備時間に時間を要することから第6優先で使用する。 泊 3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルのように1号又は2号炉の電源に期待する設備は自主対策設備としており、設計方針は伊方3号炉と同様。 				
⑤	<p>【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手段（1/2号～3/4号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 号機間電力融通恒設ケーブル（1,2号～3,4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電（第6優先） 	<p>— （大飯 3/4号炉との比較対象なし）</p>	<p>【設計方針の相違（多様性拡張設備）】（例：比較表 p. 1.14-10）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯 3/4号炉は、1/2号炉と3/4号炉の非常用高圧母線に接続される号機間融通用高圧ケーブル接続盤へ号機間電力融通恒設ケーブル（1,2号～3,4号）を接続し、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第5優先と比較して長いこと及び対応要員が多いことから第6優先として使用する。 泊 3号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルのように1号又は2号炉の電源に期待する設備は自主対策設備としており、設計方針は伊方3号炉と同様。 				

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄に No.を記載する）</p>							
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
⑥	<p>【可搬型代替電源設備により代替電源（交流）を給電する手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車による代替電源（交流）からの給電（第7優先） 	<p>【可搬型代替電源設備により代替電源（交流）を給電する手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電（第3優先） 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p 1.14-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉の電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的に長いことから、第7優先で使用する。 泊3号炉の可搬型代替電源車は、代替非常用発電機よりも容量が小さいが重大事故等時の初期の負荷を賄えるため、1号又は2号炉ディーゼル発電機からの電力融通よりも、泊3号炉の設備である可搬型代替電源車による給電を第3優先で使用する。可搬型代替電源車による給電は準備に時間を要することから、第1優先の代替非常用発電機が使用できないと判断した時点で準備作業を開始する。なお、第2優先である後備変圧器による給電と可搬型代替電源車による給電を準備する要員は、それぞれ別の要員で対応することから、並行で準備作業を開始する。 優先順位は異なるが、重大事故等対処設備である可搬型代替電源設備により代替電源（交流）を給電する機能に相違なし。 				
⑦	<p>【常設の蓄電池により代替電源（直流）を給電する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（安全防護系用） 	<p>【所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用） 後備蓄電池 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p 1.14-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、蓄電池（安全防護系用）のみで全交流動力電源喪失後24時間にわたり直流電源による給電が可能であり、蓄電池（安全防護系用）は「代替電源（直流）」に位置づけている。 泊3号炉は、蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて24時間にわたり直流母線へ給電する設備設計であり、設計方針は川内1/2号炉、伊方3号炉及び玄海3/4号炉と同様。また、女川審査実績を反映し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置づけている。 				
⑧	<p>【可搬型直流電源設備により代替電源（直流）を給電する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替電源（交流）による給電に使用する設備 可搬式整流器 	<p>【可搬型代替直流電源設備による給電する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流電源用発電機 可搬型直流変換器 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p 1.14-15）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、代替電源（交流）からの給電手段により非常用高圧母線へ給電し、可搬式整流器を介して直流母線へ給電が可能。 泊3号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母線へ直接給電可能な直流電源専用の交流発電機である可搬型直流電源用発電機を配備しており、設計方針は川内1/2号炉、伊方3号炉及び玄海3/4号と同様。 泊3号炉は、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用する可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する。（伊方3号炉と同様） 				

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄に No. を記載する）</p>							
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
⑨	<p>【空冷式非常用発電装置等へ補給する燃料を備蓄する設備及び燃料の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンク 重油タンク 空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料は重油 	<p>【代替非常用発電機等へ補給する燃料を備蓄する設備及び燃料の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (SA) 代替非常用発電機、可搬型代替電源車及びディーゼル発電機の燃料は軽油 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-14, 23）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、燃料補給に用いる設備として燃料油貯蔵タンク及び重油タンクにより、有効性評価における7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量（重油）を確保している。 大飯3/4号炉は、空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また、設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、文章中に「燃料（重油）」又は「燃料（軽油）」と記載し、燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）にて7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量（軽油）を確保する方針である。必要な燃料を軽油のみで確保する方針は女川2号炉と同様。 泊3号炉は使用する燃料が軽油のみであることから「1.14.2.4 燃料の補給手順」の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。 				
⑩	<p>— （泊3号炉との比較対象なし）</p>	<p>【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げに使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-19）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉はタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確認している。 泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として、タンクローリー付きの給油ポンプにより汲み上げる手段と燃料油移送ポンプを使用して汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、代替非常用発電機等へ燃料補給するための複数ルートでの給油手段を確認している（詳細は、技術的能力1.14まとめ資料「添付1.14.12」参照）。可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段により、複数ルートでの給油手段を確認しているのは美浜3号炉と同様。 				
⑪	<p>【1号又は2号炉からの号機間融通時の条件】</p> <p>「号機間電力融通」については、1号炉又は2号炉の安全性を損ねる恐れがあるため、「1号炉又は2号炉の号機間融通は以下の状態」である場合に限定している。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機が2台健全 供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 	<p>【1号又は2号炉からの号機間電力融通時の条件】</p> <p>「号機間電力融通」については、1号又は2号炉の安全性を損ねるおそれがあるため、「1号又は2号炉の号機間電力融通はディーゼル発電機が2台健全」である場合に限定している。」</p>	<p>【設計方針の相違（多様性拡張設備）】（例：比較表 p 1.14-12, 13）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、1号又は2号炉からのディーゼル発電機による号機間融通において、供給元のプラント運転状態に応じて、号機間融通を行う条件（要求する健全ディーゼル発電機の台数）が異なる。（1台又は2台） 泊3号炉は、1号又は2号炉からのディーゼル発電機による号機間電力融通において、ディーゼル発電機は2台が健全である場合に限定しており、伊方3号炉と同様。 設計方針は相違するが、自主対策設備による対応手段の相違。 				
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。 ※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。</p>							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-1) 設備の相違 （以下については、相違理由欄にNo.を記載する）				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
⑫	<p>【代替所内電気設備から恒設代替低圧注水ポンプへの給電に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置（又は電源車） 代替所内電気設備変圧器 	<p>【代替所内電気設備から代替格納容器スプレイポンプへの給電に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替非常用発電機（又は可搬型代替電源車） 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p.1.14-18）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉の代替所内電気設備は、代替所内電気設備変圧器を経由し恒設代替低圧注水ポンプに給電する。 泊3号炉は、代替所内電気設備変圧器とは別に代替格納容器スプレイポンプ専用の変圧器を設置し、代替格納容器スプレイポンプへ給電する。代替注水で使用するポンプについて専用の変圧器を設置しているプラントは泊以外にないが、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤と代替所内電気設備変圧器盤に機能的な相違はない。 設備構成は相違するが、代替炉心注水等を行う常設重大事故等対処設備へ給電する機能に相違なし。 	
⑬	<p>【代替所内電気設備から非常用直流母線への給電に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置（又は電源車） 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 可搬式整流器 	<p>—</p> <p>（大飯3/4号炉との比較対象なし）</p>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p.1.14-18）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、代替所内電気設備分電盤から可搬式整流器を経由して、非常用直流母線への給電が可能であることから、交流電源から直流電源への変換に用いる可搬式整流器を整備している。 泊3号炉の代替所内電気設備は、非常用直流母線への給電はできないが、重大事故等対処設備である可搬型直流電源用発電機を用いた手段により、非常用直流母線への給電が可能であり、設計方針は川内1/2号炉及び伊方3号炉と同様。 	
⑭	<p>【充電器による直流電源の給電に伴う蓄電池室の換気手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室にて蓄電池室排気ファンを起動する。 	<p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>【充電器による直流電源の給電に伴う安全系蓄電池室の換気手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場にて蓄電池室排気ファンを起動する。 	<p>【設計方針の相違】（例：比較表p.1.14-65）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、中央制御室にて蓄電池室排気ファンの起動が可能。 泊3号炉は、現場にて蓄電池室排気ファンを運転するためのダンパの開処置が必要であり、ダンパの開処置終了後、現場にて蓄電池室排気ファンを起動する。（川内1/2号炉、高浜1/2号炉、高浜3/4号炉と同様。） 	
⑮	<p>【代替所内電気設備への給電に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替所内電気設備への給電に使用する「電源車」は多様性拡張設備 	<p>【代替所内電気設備への給電に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替所内電気設備への給電に使用する「可搬型代替電源車」は重大事故等対処設備 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p.1.14-18）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉の代替所内電気設備への給電に使用する電源車は、「空冷式非常用発電装置が使用できない場合に、有効性評価「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」においてアニュラス空気浄化系を約60分以内に準備する想定としているのに対し、電源車の着手及び移動並びに起動作業に約90分要するものの、放射性物質放出を抑制する手段として有効」とし、多様性拡張設備としている。 泊3号炉は、有効性評価「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失する事故」では、アニュラス空気浄化ファンを事象発生から約24時間後に起動する想定としているのに対し、可搬型代替電源車を使用した代替所内電気設備による給電手段の場合であっても、事象発生から約24時間後に、アニュラス空気浄化ファンの起動が可能なることから、可搬型代替電源車も重大事故等対処設備としている。（川内1/2号炉と同様。） 	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-2) 運用の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
①	<p>【空冷式非常用発電装置等への燃料補給の手順着手の判断基準】</p> <p>「空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間に達した場合。」</p>	<p>【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給の手順着手の判断基準】</p> <p>可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合</p> <p>「重大事故等の対処に必要となる代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策用発電機を使用する場合。」</p>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-91）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯 3/4 号炉は、燃料補給が必要となる設備の燃料枯渇時間及び燃料補給の準備に要する作業時間を考慮し、その設備の燃料が枯渇する前に燃料補給が開始できるよう、燃料補給作業着手時間を設定し、着手時間となれば準備を開始する手順としている。 泊3号炉では、燃料補給が必要となるすべての設備に係る燃料補給準備について、その設備を使用する場合に準備を開始する手順としている。この作業着手の考え方は女川と同様。 手順着手の判断基準が異なるが、設備の燃料が枯渇する前に燃料を補給できることに相違なし。 	
②	代替電源（交流）による給電手段の優先順位	代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位	<p>【運用の相違】例：比較表 p 1.14-106, 107)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯 3/4 号炉の電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第6優先で使用する。その他の給電手段については、短時間かつ容易に給電できる手段を優先的に実施できる優先順位としている。 泊3号炉の可搬型代替電源車は、代替非常用発電機よりも容量が小さいが重大事故等発生時の初期の負荷を賄えるため、1号又は2号炉のディーゼル発電機からの電力融通よりも、泊3号炉の設備である可搬型代替電源車による給電を第3優先で使用する。可搬型代替電源車による給電は準備に時間を要することから、代替非常用発電機が使用できない場合に準備作業を開始する。なお、第2優先である後備変圧器による給電と可搬型代替電源車による給電を準備する要員は、それぞれ別の要員で対応することから、並行で準備作業を開始する。 	

※ 相違点を強調する箇所を下線部に示す。

※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-3) 記載方針の相違（以下については、相違理由欄に No.を記載する）</p>							
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
①	<p>【「1.14.1 (2) d.手順等」の記載】 これらの手順は、<u>発電所対策本部長^{※3}、当直課長、運転員等^{※4}及び緊急安全対策要員^{※5}</u>の対応として全交流動力電源喪失の対応手順等に定める（第1.14.1表～第1.14.3表）。</p> <p><u>※3 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</u></p> <p><u>※4 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</u></p> <p><u>※5 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</u></p>	<p>【「1.14.1 (2) d.手順等」の記載】 これらの手順は、<u>発電所対策本部長^{※3}、発電課長（当直）、運転員及び災害対策要員の対応として全交流動力電源喪失時における対応手順等に定める（第1.14.1表）。</u></p> <p><u>※3 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。</u></p>	<p>(例：比較表 p 1.14-20)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称以外に「運転員等」という名称を使用していることから、要員名称の定義を記載している。 泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要員名称の定義は記載しないこととしている。泊3号炉の要員名称の定義を記載しない方針は、伊方3号炉及び女川2号炉と同様である。 				
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p>							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-4) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
・空冷式非常用発電装置	・代替非常用発電機	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-8）	
・タンクローリー	・可搬型タンクローリー	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-8）	
・燃料油貯蔵タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯槽	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-8）	
・電源車	・可搬型代替電源車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-9）	
・室温	・作業環境の周囲温度	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.14-32）	
・電源車（緊急時対策所用）	・緊急時対策所用発電機	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-13）	
・可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	・加圧器逃がし弁操作用バッテリー	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-17）	
・可搬型バッテリー（炉外核計装盤、放射線監視盤）	・可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-17）	
・号機間電力融通	・号炉間電力融通	・手順書名称の相違（例：比較表 p 1.14-12）	
・全交流動力電源喪失の対応手順等	・全交流動力電源喪失時における対応手順書等	・手順書名称の相違（例：比較表 p 1.14-20）	
・恒設代替低圧注水ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-81）	
・計装用電源	・計装用インバータ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-81）	
・定期検査	・定期事業者検査	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.14-32）	
・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	・号炉間連絡ケーブル	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-40）	
・多様性拡張設備	・自主対策設備	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-3）	
・号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	・号炉間連絡予備ケーブル	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-40）	
・空冷式非常用発電装置受電しゃ断器	・SA用代替電源受電遮断器A系 ・SA用代替電源受電遮断器B系	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-29）	
・携帯照明	・照明	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-35）	
・通信設備	・通信連絡設備	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-35）	
・蓄電池室	・A安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-65）	
・タンクローリー給油ポンプ	・可搬型タンクローリー給油ポンプ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-93）	
・不要直流負荷の切離し	・不要な直流負荷切離し	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.14-64）	
・原子炉を安定状態に収束	・発電用原子炉を安定状態に収束	・設備表現の相違（例：比較表 p 1.14-32）	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2-5) 相違識別の省略（以下については、各対応手順の共通の相違理由のため、本文中の相違識別と相違理由は省略する）</p>			
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当直課長 ・運転員等 ・緊急安全対策要員 ・発電所対策本部長 	<p>泊発電所3号炉</p> <p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電課長（当直） ・運転員 ・1号及び2号炉発電課長（当直） ・1号及び2号炉運転員 ・災害対策要員 ・発電所対策本部長 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応要員、要員名称の相違 ・泊3号炉の本審査項目で整理する操作手順は、発電課長（当直）の指示により主に運転員と災害対策要員で対応するが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給については、発電所対策本部長の指示により災害対策要員が対応する。（例：比較表 p 1.14-91～98）なお、手順着手は主に発電課長（当直）が判断し、発電所対策本部長へ作業開始を依頼するが、可搬型タンクローリーから各機器への補給については、発電所対策本部長が手順着手を判断する。（例：比較表 p 1.14-99～103） ・泊3号炉のように、可搬型 SA 設備を取り扱う災害対策要員に対して発電課長（当直）の指示により対応する体制としている点では、伊方3号炉も同様であり、伊方3号炉は発電所災害対策本部の設置まで、発電所災害対策本部要員も当直長の指揮下にて初動対応を行う体制としている。 ・大飯3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違①」にて整理する。 ・大飯3/4号炉の本審査項目で整理する操作手順は、当直課長の指示により運転員等が対応する作業と、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する作業があり、手順着手の判断についても、当直課長が判断する手順と、発電所対策本部長が判断する手順がある。（例：比較表 p 1.14-91～98） ・操作手順の比較において、これら要員の名称の相違、作業開始指示及び完了報告に関する事項の相違識別は省略する。 	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要				
3-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄に No.を記載する）				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
①	【所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備】 ・所内常設蓄電式直流電源設備による給電	【所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備】 ・蓄電池（非常用）による直流電源からの給電 ・後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-14） ・女川2号炉は、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bのみで全交流動力電源喪失後24時間にわたり直流電源による給電が可能であり、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bは、「所内常設蓄電式直流電源設備」として位置付けている。 ・泊3号炉は、蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線へ給電する設備設計であり、設計方針は川内1/2号炉、伊方3号炉及び玄海3/4号炉と同様。また、女川審査実績を反映し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。	
②	常設代替直流電源設備による給電で使用する設備 ・125V代替蓄電池 ・250V蓄電池 ・125V代替蓄電池～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路 ・250V蓄電池～250V直流主母線盤電路	— （女川2号炉との比較対象なし）	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-14） ・女川2号炉では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備しており、125V代替蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能。 ・泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電により対応する。蓄電池による給電及び可搬型直流電源設備による給電手段の2手段を整備しているのは大飯や先行PWRと同様。常設蓄電式直流電源設備により24時間の給電を確保し、24時間以内に可搬型直流電源設備より給電を開始する設備構成は、大飯と同様。	
③	・125V代替充電器用電源車接続設備による給電で使用する設備 ・125V代替充電器 ・代替直流電源用切替盤 ・代替直流電源用変圧器 ・電源車 ・電源車～電源車接続口（制御建屋）電路 ・電源車接続口（制御建屋）～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース ・タンクローリ	— （女川2号炉との比較対象なし）	【設計方針の相違（自主対策の相違）】（例：比較表 p 1.14-15,16） ・女川2号炉では125V蓄電池2A,2Bによる直流母線給電が出来ない場合かつ電源車から代替所内電気設備を経由し125V充電器へ給電出来ない場合に、電源車を125V代替充電器用電源車接続設備に接続し125V代替充電器へ給電する手段を整備している。 ・泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電により対応する。蓄電池による給電及び可搬型直流電源設備による給電手段の2手段を整備しているのは大飯や先行PWRと同様。	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
④	iii. 号炉間電力融通設備による給電 なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）は3号炉の非常用高圧母線と2号炉の緊急用高圧母線間にあらかじめ敷設し、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は屋外の保管エリアに配備する。	iv. 号炉間電力融通設備による給電 なお、号炉間連絡ケーブルは代替給電用接続盤1～代替給電用接続盤4、代替給電用接続盤4～代替給電用接続盤3及び代替給電用接続盤2～代替給電用接続盤3の間にあらかじめ敷設し、号炉間連絡予備ケーブルは屋外の保管エリアに配備する。	【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p 1.14-10） ・女川2号炉の号炉間電力融通ケーブル（常設）は、3号炉の非常用高圧母線と2号炉の緊急用高圧母線間にあらかじめ敷設しており、常時接続状態となっていることから、中央制御室からの遮断器の操作により給電可能な設計である。 ・泊3号炉の号炉間連絡ケーブルは、あらかじめ敷設しているが、ケーブルは切り離しており、ケーブルの接続作業が必要である。号炉間電力融通設備による給電の際に、ケーブルの接続作業を実施する設計としては、大飯と同様。	
⑤	— (泊3号炉との比較対象なし)	(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p 1.14-19） ・泊3号炉では可搬型設備への燃料補給の手段として、可搬型タンクローリーによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段と、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段により複数ルートでの給油手段を確保している。 ・上記手段に加え、燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーにより、燃料を汲み上げる手段を整備する方針である。 ・可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段により、複数ルートでの給油手段を確保しているのは美浜3号炉と同様。	
⑥	・ガスタービン発電設備軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料油移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁	— (女川2号炉との比較対象なし)	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p 1.14-19） ・女川2号炉はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにて自動補給される。 ・泊3号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機へ補給する。 ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）による複数のタンクで燃料を確保する。複数のタンクで燃料を確保する方針は、女川2号炉及び大飯3/4号炉を含む先行プラントと同様。また、泊3号炉の燃料タンク（SA）で確保する燃料油量については、同様にSA対応用として追設した伊方3号炉の軽油タンクと同等である。 ・可搬型タンクローリーで燃料補給する手段は、大飯3/4号炉を含む先行PWRと同様。	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。				

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
⑦	a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 【125V 充電器による直流電源の給電に伴うDC125V バッテリー室の換気手順】 運転員（中央制御室）Aは、計測制御電源室（A）室換気空調系及び計測制御電源室（B）室換気空調系のCSを「入」とし、	a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 【充電器による直流電源の給電に伴う安全系蓄電池室の換気手順】 ・現場にて蓄電池室排気ファンを起動する。	【設計方針の相違】（例：比較表 p 1.14-65） ・女川3号炉は、蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のために必要となる計測制御電源室（A）室換気空調系及び計測制御電源室（B）室換気空調系の起動を中央制御室で実施可能。 ・泊3号炉は、現場にて蓄電池室排気ファンを運転するためのダンパの開処置が必要であり、ダンパの開処置終了後、現場にて蓄電池室排気ファンを起動する。（川内1/2号炉、高浜1/2号炉、高浜3/4号炉と同様。）	
⑧	常設代替直流電源設備による給電で使用する設備（250V 系統） ・250V 蓄電池 ・250V 充電器 ・250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤回路 ・電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤回路	— （女川2号炉との比較対象なし）	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-14,15） ・女川2号炉では、直流駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するための設備を設けている。250V 蓄電池は、有効性評価の全交流電源喪失シナリオへの対応のために設置する直流駆動低圧注水系ポンプへ電源を供給する設備であり、先行他社にない設備である。	
⑨	可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備（配管・弁・電路は除く） ・125V 代替蓄電池 ・250V 蓄電池 ・125V 代替充電器 ・250V 充電器 ・電源車 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ	可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備（配管・弁・電路は除く） ・可搬型直流電源用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・可搬型タンクローリ ・可搬型直流変換器	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-14,15） ・女川2号炉は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設備（125V 代替充電器及び250V 充電器）も含めた設備構成としており、可搬型代替交流電源設備の電源車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する125V 代替充電器及び250V 充電器を使用する。 ・泊3号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母線へ直接給電可能な直流電源専用の交流発電機である可搬型直流電源用発電機を配備しており、設備構成は川内1/2号炉、伊方3号炉及び玄海3/4号炉と同様。 ・泊3号炉は、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用し可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する手段を整備する。（伊方3号炉と同様）	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>3-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</p>							
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
⑩	代替所内電気設備による給電で使用する設備 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系, 2G 系 ・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2G 系, 2C 系, 2D 系 ・非常用高圧母線 2C 系, 2D 系	代替所内電気設備による給電で使用する設備 ・代替非常用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク (SA) ・可搬型タンクローリー ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・可搬型代替電源車	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.14-17, 18）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備している。 泊3号炉は代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用の変圧器、分電盤等の電源、電路及び燃料補給に使用する設備を代替所内電気設備として整備している。これら使用する設備や代替所内電気設備により給電対象とする設備の整理方針は、大飯3/4号炉と同様。 				
⑪	・号炉間電力融通ケーブル（常設）、（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電	— （女川2号炉との比較対象なし）	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.14-82）</p> <p>自主対策の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉では代替所内電気設備による対応手段として、自主対策設備である号炉間融通ケーブルを使用した号炉間融通により代替所内電気設備である2G系母線へ給電する手順を整備している。 泊3号炉では代替所内電気設備による対応手段として、号炉間電力融通による交流の給電手段は整備していないが、女川と同様に重大事故等対処設備である代替非常用発電機及び可搬型代替電源車により給電する手順を整備している。（女川は、ガスタービン発電機及び電源車）。 号炉間電力融通設備以外の代替非常用発電機及び可搬型代替電源車による給電手段を整備しているのは、川内1/2号炉、高浜1/2号炉、高浜3/4号炉、大飯3/4号炉及び美浜3号炉と同様。 				
⑫	発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるメタクラ2C系及びメタクラ2D系の電源を復旧する。	発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるメタクラA系及びメタクラB系の電源を復旧する。	<p>【設計方針の相違】（例：比較表 p 1.14-21）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は、使用済燃料プールの除熱に使用する設備である、燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系弁を常設代替電源設備又は可搬型代替電源設備から給電する設計である。 泊は3号炉は、使用済燃料ピットの除熱に使用する設備に関し、常設代替電源設備又は可搬型代替電源設備から給電対象の設備は無い。（大飯と同様） 				
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p>							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3-2) 運用の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）</p>				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
①	代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位	代替交流電源設備による非常用所内気源設備への給電の優先順位	<p>【運用の相違】例：比較表p 1.14-106, 107)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第4優先で使用する。号炉間電力融通設備使用した給電手段については、短時間かつ容易に給電できることから、ガスタービン発電機による給電が確認できない場合、号炉間電力融通設備である号炉間電力融通ケーブル（常設）を優先順位2とし、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を優先順位3としている。 ・泊3号炉の可搬型代替電源車は、代替非常用発電機よりも容量が小さいが重大事故等発生時の初期の負荷を賄えるため、1号又は2号炉のディーゼル発電機からの電力融通よりも、泊3号炉の設備である可搬型代替電源車による給電を第3優先で使用する。可搬型代替電源車による給電は準備に時間を要することから、第1優先の代替非常用発電機が使用できない場合に準備作業を開始する。なお、第2優先である後備変圧器による給電と可搬型代替電源車による給電を準備する要員は、それぞれ別の要員で対応することから、並行で準備作業を開始する。 	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p>				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3-3) 記載表現、設備名称の相違（以下については、相違理由を記載しない）			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考	
・ガスタービン発電機	・代替非常用発電機	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-1）	
・タンクローリ	・可搬型タンクローリ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-2）	
・軽油タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-2）	
・電源車	・可搬型代替電源車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-1）	
・号炉間電力融通ケーブル（常設）	・号炉間連絡ケーブル	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-10）	
・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	・号炉間連絡予備ケーブル	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-10）	
・電源車	・可搬型直流電源用発電機	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-16）	
・メタクラ 2C	・メタクラ A系	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-1）	
・メタクラ 2D	・メタクラ B系	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-1）	
・125V 直流主母線盤 2A	・A 直流母線	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-2）	
・125V 直流主母線盤 2B	・B 直流母線	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-2）	
・使用済燃料プール	・使用済燃料ビット	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-5）	
・非常用ディーゼル発電機	・ディーゼル発電機	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-6）	
・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク	・ディーゼル発電機燃料油サービスタンク	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-6）	
・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-6）	
・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁	・ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-7）	
・非常用高圧母線 2C系	・非常用高圧母線（6-A）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-7）	
・非常用高圧母線 2D系	・非常用高圧母線（6-B）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-7）	
・原子炉補機冷却系	・原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却海水設備）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-7）	
・電源車接続口（原子炉建屋）電路	・可搬型代替電源接続盤電路	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-9）	
・125V 充電器 2A	・A 充電器	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-13）	
・125V 充電器 2B	・B 充電器	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-13）	
・125V 蓄電池 2A	・蓄電池（非常用）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-13）	
・125V 蓄電池 2B	・蓄電池（非常用）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-13）	
・大容量送水ポンプ（タイプ I）	・可搬型大型送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-19）	
・大容量送水ポンプ（タイプ II）	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-19）	
・非常時操作手順書（設備別）、非常時操作手順書（徴候ベース）及び重大事故等対応要領書	・全交流動力電源喪失時における対応手順書等	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-20）	
・モータコントロールセンタ	・コントロールセンタ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-27）	
・パワーセンタ 2C系	・パワーコントロールセンタ A系	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-26）	
・パワーセンタ 2D系	・パワーコントロールセンタ B系	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-27）	
・モータコントロールセンタ 2C系	・コントロールセンタ A系	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-28）	
・モータコントロールセンタ 2D系	・コントロールセンタ B系	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-28）	
・車両付ポンプ	・可搬型タンクローリ給油ポンプ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.14-93）	
・必要な負荷以外の切離し	・不要な直流負荷切離し	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.14-62）	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目 次></p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>(7) 電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(2) 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(3) No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(4) No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(5) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>(8) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目 次></p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替交流電源設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>d. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料補給設備による補給</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>e. 手順等</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電</p> <p>b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目 次></p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替交流電源設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>d. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料補給設備による補給</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>e. 手順等</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電</p> <p>b. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電</p> <p>c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 目次構成の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は重大事故等対処設備のみを整備している。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は重大事故等対処設備のみを整備している。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は重大事故等対処設備のみを整備している。</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 目次構成の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大阪】 設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違(女川実績の反映) ・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大阪】 設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>(4) No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(6) 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(7) 電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(8) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(9) 優先順位</p>	<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順</p> <p>(1) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>b. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電</p>	<p>d. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電</p> <p>1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順</p> <p>(1) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時のA直流母線及びB直流母線受電</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映) ・泊は 1.14.2.6 にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>
<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による給電手順等</p> <p>(1) 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>(2) 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電</p> <p>(3) 優先順位</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替所内電気設備による給電</p> <p>a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替所内電気設備による給電</p> <p>a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</p>	<p>【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映) ・泊は 1.14.2.6 にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫、⑬）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映) ・泊は 1.14.2.6 にて整理しており、泊の記載場所と比較する。</p>
<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</p> <p>(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）</p> <p>(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）</p> <p>(3) 優先順位</p>	<p>1.14.2.4 燃料の補給手順</p> <p>(1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給</p> <p>(2) タンクローリから各機器への補給</p>	<p>1.14.2.4 燃料の補給手順</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリへの補給</p> <p>(2) 可搬型タンクローリから各機器への補給</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p>
<p>1.14.2.4 燃料の補給手順等</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.14.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表</p> <p>添付資料 1.14.2 多様性拡張設備仕様</p> <p>添付資料 1.14.3 空冷式非常用発電装置による交流電源からの給電</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>添付資料 1.14.11 電源車による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.4 交流電源給電負荷積上げ表</p> <p>添付資料 1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <p>添付資料 1.14.6 77kV送電線による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.7 No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.8 No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.9 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>添付資料 1.14.12 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.10 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.11 電源車による交流電源からの給電</p>	<p>1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による給電</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電</p> <p>1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>(1) 代替電源（交流）による対応手段</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>添付資料 1.14.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.14.2 重大事故対策の成立性</p> <p>1. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電</p> <p>2. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電</p>	<p>1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による給電</p> <p>1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>(1) 代替電源（交流）による対応手段</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>添付資料 1.14.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.14.2 自主対策設備仕様</p> <p>添付資料 1.14.3 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電</p> <p>添付資料 1.14.4 交流電源給電負荷積上げ表</p> <p>添付資料 1.14.5 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電</p> <p>添付資料 1.14.6 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は、自主対策設備の仕様について添付資料に整理しており、多様性拡張設備の仕様について添付資料に整理している大飯と同様。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>・泊の添付資料の名称については、本文の手順書名称と合わせ、項目ごとに記載した。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <p>・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由①)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由②)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <p>・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由④)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由④)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑤)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>添付資料 1.14.8 No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.12 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.13 不要直流負荷① 切離し操作</p> <p>添付資料 1.14.14 不要直流負荷① 切離しリスト</p> <p>添付資料 1.14.15 不要直流負荷② 切離し操作</p> <p>添付資料 1.14.16 不要直流負荷② 切離しリスト</p> <p>添付資料 1.14.17 可搬式整流器による直流電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.18 代替所内電気設備による電源からの給電</p> <p>添付資料 1.14.19 タンクローリーによる燃料補給操作</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>添付資料 1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p>	<p>3. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>添付資料 1.14.4 必要な直流負荷以外の切離しリスト</p> <p>4. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>5. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>6. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電</p> <p>7. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電</p> <p>8. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの補給</p> <p>9. タンクローリーから各機器及びガスタービン発電設備軽油タンクへの補給</p> <p>添付資料 1.14.3 ガスタービン発電機による受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト</p> <p>添付資料 1.14.4 必要な直流負荷以外の切離しリスト</p> <p>添付資料 1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p>	<p>添付資料 1.14.7 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電</p> <p>添付資料 1.14.8 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>添付資料 1.14.9 不要直流負荷の切離しリスト</p> <p>添付資料 1.14.10 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>添付資料 1.14.11 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</p> <p>添付資料 1.14.12 ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>添付資料 1.14.13 可搬型タンクローリーから各機器への補給</p> <p>添付資料 1.14.14 代替非常用発電機による受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト</p> <p>添付資料 1.14.15 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <p>添付資料 1.14.16 重大事故等時における燃料補給に係る複数ルート確保について</p> <p>添付資料 1.14.17 解釈一覧 1. 弁番号及び弁名称一覧</p>	<p>・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <p>・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫、⑬）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <p>・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・泊は、各対応手段の「手順着手の判断基準」及び「操作手順」に対する具体的な目標値や設定値等の定量的な解説、「操作手順」の系統構成等に対する具体的な操作対象機器について添付資料に整理している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 1.4 電源の確保に関する手順等</p> <p><要求事項></p> <p>発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p> <p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター(MCC)、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)(MC)等)は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中において原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、代替電源から給電する設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1. 1.4 電源の確保に関する手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p> <p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター(MCC)、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)(MC)等)は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1. 1.4 電源の確保に関する手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保</p> <p>a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できること。</p> <p>c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。</p> <p>d) 所内電気設備（モーターコントロールセンター(MCC)、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)(MC)等)は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>外部電源喪失及び所内単独運転に失敗した場合には、非常用電源設備により非常用高圧母線及び非常用直流母線へ電力を供給する必要がある。このための設計基準事故対処設備として、ディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）を設置している。</p> <p>ディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）より給電された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備が健全であれば重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1図、第1.14.2図）（以下「機能喪失原因対策分析」という。）。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料1.14.1, 1.14.2)</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張のための設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p>	<p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。</p> <p>また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14-1図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほか、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十七条及び「技術基準規則」第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク ・軽油タンク ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 	<p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>外部電源喪失及び所内単独運転に失敗した場合において、非常用高圧母線及び直流母線へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。</p> <p>また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備が健全であればこれらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1図）。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料1.14.1, 1.14.2)</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十七条及び「技術基準規則」第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）である非常用交流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機 ・ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・泊は、大飯及び他PWRと同様に、外部電源喪失に加え所内単独失敗した場合にも給電することを記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・設計基準拡張設備の整理</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び非常用直流母線への直流電源による給電に使用する設備並びに所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因と対応手段の検討及び審査基準、基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を、第 1.14.1 表～第 1.14.3 表に示す。</p> <p>a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備 (a) 対応手段 ディーゼル発電機の故障により非常用高圧母線への交流電源による給電ができない場合は、代替電源（交流）により非常用高圧母線へ給電する手段がある。</p>	<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H 系電路 ・原子炉補機冷却系</p> <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・125V 蓄電池 2A ・125V 蓄電池 2B ・125V 充電器 2A ・125V 充電器 2B ・125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 ・125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・125V 蓄電池 2H ・125V 充電器 2H ・125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第 1.14-1 表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備 (a) 代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線 2C 系、非常用高圧母線 2D 系及び非常用高圧母線 2H 系への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p>	<p>・ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁</p> <p>・ディーゼル発電機～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路</p> <p>・原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却海水設備）</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第 1.14.1 表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備 (a) 代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・燃料補給に使用する設備及び流路の記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>代替電源（交流）による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク 	<p>i. 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する手段がある。</p> <p>常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-2 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリー ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 ・ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路 <p>ii. 可搬型代替交流電源設備による給電 可搬型代替交流電源設備を代替所内電気設備に接続し、給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-2 図に示す。</p>	<p>i. 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する手段がある。</p> <p>常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.2 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油貯槽 ・燃料タンク (SA) ・ホース・接続口 ・ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・代替非常用発電機～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路 ・代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 <p>ii. 可搬型代替交流電源設備による給電 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に接続し、給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.2 図に示す。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・大飯は、代替電源（交流）による給電で使用する設備をすべてまとめて記載している。 ・女川と泊は、給電手段ごとに分けた構成としている。</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】 記載箇所の相違 ・泊との比較は後段にて実施する。</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑨） 【女川】 設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・燃料補給に使用する設備及び流路の記載 【大飯】 設備の相違（相違理由⑩） 【女川】 設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【女川】 設備の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器）に給電する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】 設備の相違（相違理由⑩） 【女川】 設備の相違 ・女川の可搬型代替交流電源設備は、電源車を電源車接続口へ接続し、代替所内電気設備である緊急用高圧母線 2G 系を受</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車 <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー 	<ul style="list-style-type: none"> 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線 2G 系電路 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替電源車 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク（SA） 可搬型タンクローリー ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁 ホース・接続口 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路 可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路 可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 iii. 後備変圧器による給電 66kV 送電線から後備変圧器を介して非常用所内電気設備へ給電する手段がある。 後備変圧器による給電で使用する設備は以下のとおり。 	<p>電し、非常用所内電気設備へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、可搬型代替電源車を可搬型代替電源接続盤に接続し、非常用所内電気設備である非常用高圧母線へ接続する手段と、可搬型代替電源接続盤から代替所内電気設備である代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ接続する手段がある。電路構成の相違であり、必要な負荷へ給電する手段としては相違なし。電路構成については、大飯と同様。 <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨） 【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【女川】設備の相違（相違理由⑤） 【女川】設備の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器に給電する）。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・給電に使用する電路の記載 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 77kV送電線</p> <p>・ No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル</p> <p>・ No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル</p> <p>・ 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）</p> <p>・ 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）</p> <p>・ ディーゼル発電機（他号炉（3号炉及び4号炉の内自号炉を除く。）（以下「他号炉」という。））</p> <p>・ 電源車</p> <p>・ 号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合を想定して号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を配備する。</p>	<p>iii. 号炉間電力融通設備による給電</p> <p>号炉間電力融通ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線から2号炉の緊急用高圧母線までの電路を構築し、3号炉からの給電により、2号炉の非常用高圧母線を受電する手段がある。</p> <p>号炉間電力融通設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-2図に示す。</p> <p>・ 号炉間電力融通ケーブル（常設）</p> <p>・ 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</p> <p>・ 号炉間電力融通ケーブル（常設）～非常用高圧母線2C系又は非常用高圧母線2D系電路</p> <p>・ 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）～非常用高圧母線2C系又は非常用高圧母線2D系電路</p> <p>なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）は3号炉の非常用高圧母線と2号炉の緊急用高圧母線間にあらかじめ敷設し、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は屋外の保管エリアに配備する。</p>	<p>単線結線図を第1.14.2図に示す。</p> <p>・ 後備変圧器</p> <p>・ 後備変圧器～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路</p> <p>iv. 号炉間電力融通設備による給電</p> <p>号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルを用いて1号又は2号炉の非常用高圧母線から3号炉の非常用高圧母線までの電路を構築し、1号又は2号炉からの給電により、3号炉の非常用高圧母線を受電する手段がある。</p> <p>号炉間電力融通設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.2図に示す。</p> <p>・ 号炉間連絡ケーブル</p> <p>・ 号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>・ 号炉間連絡ケーブル～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路</p> <p>・ 号炉間連絡予備ケーブル～可搬型代替電源接続盤電路</p> <p>・ 可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路</p> <p>なお、号炉間連絡ケーブルは代替給電用接続盤1～代替給電用接続盤4、代替給電用接続盤4～代替給電用接続盤3及び代替給電用接続盤2～代替給電用接続盤3の間にあらかじめ敷設し、号炉間連絡予備ケーブルは屋外の保管エリアに配備する。</p> <p>v. 開閉所設備による給電</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>・ 給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・ 泊との比較は後段の「開閉所設備」にて実施する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・ 泊との比較は上段の「可搬型代替電源車」にて実施する。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>・ 給電に使用する電路の記載</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・ 女川は、号炉間電力融通ケーブルにより、非常用高圧母線の2C系又は2D系のいずれかの母線に給電する。</p> <p>・ 泊の号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルは、非常用高圧母線2系統へ給電できる容量があることから「及び」と記載している。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>・ 給電に使用する電路の記載</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>・No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブル</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源（交流）による給電に使用する空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）、ディーゼル発電機（他号炉）、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路及びガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ホース、電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路、電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路及び電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線 2G 系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.14.1)</p>	<p>開閉所設備を使用し、1号又は2号炉の非常用高圧母線から3号炉の非常用高圧母線までの電路を構築し、1号又は2号炉からの給電により、3号炉の非常用高圧母線を受電する手段がある。</p> <p>開閉所設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開閉所設備 ・開閉所設備～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁、ホース・接続口、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、代替非常用発電機～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路及び代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、可搬型代替電源車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁、ホース・接続口、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路、可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）電路及び可搬型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.14.1)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】設備の相違（相違理由④、⑨、⑩）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③） 【女川】設備の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器）に給電する。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】設備の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【女川】設備の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器）に給電する。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機が使用できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。また、以下の設備はそれぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 77kV送電線 耐震性がないものの、当該電路が健全であれば、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するが、短時間での受電が可能であり、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 ・ No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル 耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディーゼル発電機が健全^{※2}であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 ・ No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル 耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディーゼル発電機が健全^{※2}であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 ・ 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号） 恒設ケーブルを敷設する建屋の耐震性がないものの、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全^{※2}であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル 耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディーゼル発電機が健全^{※2}であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 </div> <p>※2 「号機間電力融通」については、他号炉、1号炉又は2号炉の安全性を損ねる恐れがあるため、「他号炉、1号炉又は2号炉の号機間融通は以下の状態」である場合に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル 	<p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 号炉間電力融通設備 号炉間電力融通設備で使用する設備の耐震性は確保されていないが、3号炉の非常用ディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 号炉間電力融通設備 号炉間電力融通設備で使用する設備の耐震性は確保されていないが、3号炉の非常用ディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 </div>	<p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後備変圧器 耐震性は確保されていないが、当該電路が健全であれば、1号及び2号炉や外部電源の状況確認に時間を要するが、短時間での受電が可能であり、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 ・ 号炉間電力融通設備 号炉間電力融通設備による給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号又は2号炉のディーゼル発電機及び電路の健全性^{※2}が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 ・ 開閉所設備 開閉所設備による給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号又は2号炉のディーゼル発電機及び電路の健全性^{※2}が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 <p>※2 「号炉間電力融通」については、1号又は2号炉の安全性を損ねるおそれがあるため、「1号又は2号炉の号炉間電力融通はディーゼル発電機が2台健全」である場合に限定している。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由①)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由②)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・ 泊との比較は後段の「開閉所設備」にて実施する。</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由③)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由④)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由③)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑩)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電機2台が健全</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>なお、「号機間電力融通」が使用できない場合には、後続手段である「電源車」の対応を取ることとする。</p> <p>また、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） <ul style="list-style-type: none"> 「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(I) b. (c) 「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」、1.6.2.2(I) b. (c) 「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。 電源車（緊急時対策所用） <ul style="list-style-type: none"> 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1) 「電源車（緊急時対策所用）による給電」にて整備する。 <p>b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>ディーゼル発電機の故障により非常用直流母線への直流電源による給電ができない場合は、直流電源装置により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>直流電源による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（安全防護系用） 	<p>代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i. 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B を経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備により 24 時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 	<p>また、緊急時対策所用発電機は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所用発電機 <ul style="list-style-type: none"> 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1) 「緊急時対策所用発電機による給電」にて整備する。 <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により A 充電器及び B 充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備により 24 時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14.4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用） 後備蓄電池 A 充電器 B 充電器 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、可搬式代替低圧注水ポンプ専用の電源装置が必要なため、手順を整備する審査項目のリンク先を記載している。 泊は、代替炉心注水等で使用する可搬型大型送水ポンプ車は車両エンジンを駆動源とすることから、専用の電源装置は不要。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ディーゼル発電機の故障及び蓄電池（安全防護系用）の電圧低下により非常用直流母線への直流電源による給電ができない場合は、代替電源（直流）により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>また、給電に伴い必要な代替電源（交流）による給電に使用する設備については、1.14.1(2) a.「交流電源喪失時の対応手段及び設備」のとおり。</p> <p>代替電源（直流）による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー 	<p>・125V 蓄電池 2A 及び125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び125V 直流主母線盤 2A-1 電路</p> <p>・125V 蓄電池 2B 及び125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路</p> <p>また、共通要因によって非常用直流電源設備の安全機能と同時に機能が喪失することがないように物理的に分離を図った常設代替直流電源設備があり、その常設代替直流電源設備により重大事故等時の対応に必要な直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>常設代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図及び第1.14-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V 代替蓄電池 ・250V 蓄電池 ・125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路 <p>ii. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障、所内常設蓄電池式直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、常設代替直流電源設備、電源車、代替所内電気設備、125V 代替充電器及び 250V 充電器を用いた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図及び第1.14-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V 代替蓄電池 ・250V 蓄電池 ・125V 代替充電器 ・250V 充電器 ・電源車 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリー ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系 	<p>・蓄電池（非常用）及びA充電器～A直流母線電路</p> <p>・蓄電池（非常用）及びB充電器～B直流母線電路</p> <p>・後備蓄電池～A直流母線及びB直流母線電路</p> <p>ii. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障、所内常設蓄電池式直流電源設備の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、可搬型代替直流電源設備により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型直流電源用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・可搬型タンクローリー 	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑦)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由②)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑦)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由①、⑧)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑧)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由②、⑧、⑨)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑧)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由⑨)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑨)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由⑥)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・燃料補給に使用する設備の記載</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 77kV送電線 ・ No. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブル ・ No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブル ・ 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・ 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号） ・ ディーゼル発電機（他号炉） ・ 電源車 ・ 号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合を想定して号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を配備する。 ・ 可搬式整流器 	<p>配管・弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ ホース <ul style="list-style-type: none"> ・ 125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・ 250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 ・ 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 ・ 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・ 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路 <p>iii. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障、所内常設蓄電池式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、125V 代替充電器用電源車接続設備（125V 代替充電器、代替直流電源用切替盤、代替直流電源用変圧器及び電源車）により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>125V 代替充電器用電源車接続設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 125V 代替充電器 ・ 代替直流電源用切替盤 ・ 代替直流電源用変圧器 ・ 電源車 ・ 電源車～電源車接続口（制御建屋）電路 ・ 電源車接続口（制御建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・ 軽油タンク ・ ガスタービン発電設備軽油タンク ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホース ・ 可搬型直流変換器 ・ 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤電路 ・ 可搬型直流電源接続盤～A 直流母線及びB 直流母線電路 	<p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>・ 燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑦、⑧、⑨）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>・ 給電に使用する電路の記載</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源（直流）による給電に使用する可搬式整流器は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>基準規則に要求される蓄電池（安全防護系用）は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>これらの重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）が使用できない場合においても炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>・ホース ・タンクローリ</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備のうち、125V蓄電池 2A、125V蓄電池 2B、125V充電器 2A、125V充電器 2B、125V蓄電池 2A及び125V充電器 2A～125V直流主母線盤 2A及び125V直流主母線盤 2A-1 電路、125V蓄電池 2B及び125V充電器 2B～125V直流主母線盤 2B及び125V直流主母線盤 2B-1 電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち、125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替蓄電池～125V直流主母線盤 2A-1及び125V直流主母線盤 2B-1 電路、250V蓄電池～250V直流主母線盤電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流設備への給電で使用する設備のうち、125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替充電器、250V充電器、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ホース、125V代替蓄電池～125V直流主母線盤 2A-1及び125V直流主母線盤 2B-1 電路、250V蓄電池～250V直流主母線盤電路、電源車～電源車接続口（原子炉建屋）、電源車接続口（原子炉建屋）～125V直流主母線盤 2A-1及び125V直流主母線盤 2B-1 電路、電源車接続口（原子炉建屋）～250V直流主母線盤電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 （添付資料 1.14.1）</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・125V代替充電器用電源車接続設備 給電開始までに時間を要するが、給電可能であれば可搬型代替直流電源設備である電源車から代替所内電気設備を経由し125V系統への給電に対する代替手段として有効</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備 所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備のうち、蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器、B充電器、蓄電池（非常用）及びA充電器～A直流母線電路、蓄電池（非常用）及びB充電器～B直流母線電路、後備蓄電池～A直流母線及びB直流母線電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流設備への給電で使用する設備のうち、可搬型直流電源用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリ、ホース、可搬型直流変換器、可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤電路及び可搬型直流電源接続盤～A直流母線及びB直流母線電路は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。 （添付資料 1.14.1）</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑧)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑦)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由②)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由②、⑥、⑧)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・審査基準及び基準規則と整備する対応手段の対応表を紐づけ</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由③)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）及び可搬型バッテリー（炉外核計装盤、放射線監視盤）は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用） <ul style="list-style-type: none"> 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(3)c.「可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復」にて整備する。 可搬型バッテリー（炉外核計装盤、放射線監視盤） <ul style="list-style-type: none"> 「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)d.「可搬型バッテリー（炉外核計装盤、放射線監視盤）による電源の供給」にて整備する。 <p>c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備 (a) 対応手段 所内電気設備は、共通要因で機能を失うことはないが、何らかの原因により所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合は、代替所内電気設備により給電する手段がある。 このため、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保できる。</p> <p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー 	<p>である。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する手段がある。 なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-2 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電源切替盤 2G 系 緊急用交流電源切替盤 2C 系 緊急用交流電源切替盤 2D 系 非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 	<p>また、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁操作用バッテリー <ul style="list-style-type: none"> 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(1)c.「加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復」にて整備する。 可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用） <ul style="list-style-type: none"> 「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)e.「可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）による電源の供給」にて整備する。 <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する手段がある。 なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.2 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替非常用発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (SA) 可搬型タンクローリー 	<p>【女川】 記載方針の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 (相違理由⑩)</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 (相違理由⑩)</p> <p>【大飯】 設備の相違 (相違理由⑩)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器</p> <p>・可搬式整流器 ・電源車</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替所内電気設備による給電に使用する空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー、代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び可搬式整流器は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これら機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、所内電気設備が使用できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために、必要な電力を確保できる。また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・電源車（タンクローリー含む） 空冷式非常用発電装置が使用できない場合に、添付書類十「7.1.2 全交流動力電源喪失」手順においてアニュラス空気浄化系を約60分以内に準備する想定としているのに対し、電源車の着手及び移動並びに起動作業に約90分要するものの、放射性物質放出を抑制</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線 2F 系、緊急用高圧母線 2G 系、緊急用動力変圧器 2G 系、緊急用低圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 (添付資料 1.14.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>・ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁 ・ホース・接続口 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>・可搬型代替電源車 ・代替非常用発電機～代替所内電気設備分電盤電路及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 ・可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路 ・可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備分電盤電路及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク (SA)、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁、ホース・接続口、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、可搬型代替電源車、代替非常用発電機～代替所内電気設備分電盤電路及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路、可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路並びに可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備分電盤電路及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路は、重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。 (添付資料 1.14.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・燃料補給に使用する設備の記載 【大飯】設備の相違 (相違理由⑩) 【女川】設備の相違 (相違理由⑤)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑫) 【大飯】設備の相違 (相違理由⑬)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違 (相違理由⑨、⑫、⑬、⑮)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・審査基準及び基準規則と整備する対応手段の対応表を紐づけ</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑮)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑮)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>する手段として有効である。</p> <p>d. 燃料補給のための対応手段及び設備 (a) 燃料補給設備による補給 重大事故等の対処で使用する ガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を必要な期間継続して運転させるため、燃料補給設備により補給する手段がある。</p> <p>燃料補給設備による補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 燃料補給設備による補給で使用する設備のうち、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁及びホースは重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 （添付資料 1.14.1） 以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>d. 手順等</p>	<p>d. 燃料補給のための対応手段及び設備 (a) 燃料補給設備による補給 重大事故等の対処で使用する 代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機を必要な期間継続して運転させるため、燃料補給設備により補給する手段がある。</p> <p>燃料補給設備による補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリ ・ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁 <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ホース・接続口 <p>(b) 重大事故等対処設備 燃料補給設備による補給で使用する設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリ、ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びホース・接続口は重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。 （添付資料 1.14.1） 以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>e. 手順等</p>	<p>d. 燃料補給のための対応手段及び設備 (a) 燃料補給設備による補給 重大事故等の対処で使用する 代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機を必要な期間継続して運転させるため、燃料補給設備により補給する手段がある。</p> <p>燃料補給設備による補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリ ・ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁 <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ホース・接続口 <p>(b) 重大事故等対処設備 燃料補給設備による補給で使用する設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリ、ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びホース・接続口は重大事故等対処設備として位置付ける。 これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。 （添付資料 1.14.1） 以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p> <p>e. 手順等</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・大飯は機能喪失を想定する対応手段ごとに燃料補給のための設備を記載する構成としているため、燃料補給のための設備のみを整理した本項目は設けていない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川及び泊は、燃料補給が必要となる設備をそれぞれ記載している。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川の電源車（緊急時対策所用）は、専用の緊急時対策所軽油タンクより自動補給する設計である。 ・泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型タンクローリにより給油する。（大飯と同様）</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由④） 【女川】 設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映） ・燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由⑥） 【女川】 設備の相違（相違理由⑤）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、事故時の監視に必要な手順を整備する（第1.14.4表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※3}、当直課長、運転員等^{※4}及び緊急安全対策要員^{※5}の対応として全交流動力電源喪失の対応手順等に定める（第1.14.1表～第1.14.3表）。</p> <p>※3 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※4 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※5 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p>	<p>上記「a.代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b.代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c.代替所内電気設備による対応手段及び設備」及び「d.燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整理する。</p> <p>これらの手順は、運転員、重大事故等対応要員及び保修班員の対応として非常時操作手順書（設備別）、非常時操作手順書（微候ベース）及び重大事故等対応要領書に定める（第1.14-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.14.5）</p>	<p>上記「a.代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b.代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c.代替所内電気設備による対応手段及び設備」及び「d.燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整理する。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※3}、発電課長（当直）、運転員及び災害対策要員の対応として全交流動力電源喪失時における対応手順書等に定める（第1.14.1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14.2表）。</p> <p>※3 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.14.5）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・大飯と泊の比較は、後段の泊の記載箇所にて実施 【大飯】記載方針の相違（相違理由①） 【女川】記載表現の相違（女川実績の反映） ・第1.14.1表で整理する「整備する手順書」をまとめて記載。（大飯と同様） 【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.14.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時に、ディーゼル発電機から独立及び位置的分散を図った重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置により、原子炉冷却、原子炉格納容器冷却等に係る設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の駆動電源等の非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、電源車により非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>なお、電源車の接続場所は位置的に分散した2ヶ所を整備する。</p>	<p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電</p> <p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合並びに外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なメタクラ2C系及びメタクラ2D系の電源を復旧する。原子炉圧力容器への注水に必要な負荷への給電は、メタクラ2C系及びメタクラ2D系を受電することにより電源供給される。メタクラ2C系及びメタクラ2D系受電操作完了後、125V充電器及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。</p> <p>ガスタービン発電機は外部電源の喪失により自動起動し、ガスタービン発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系へ給電を行う。ガスタービン発電機による給電ができない場合は、号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電を行う。号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電ができない場合は、電源車による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガスタービン発電機 2. 電源車 3. 号炉間電力融通ケーブル（常設） 4. 電源車 5. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p>	<p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電</p> <p>送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合並びに外部電源及びディーゼル発電機による給電が見込めない場合に、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なメタクラA系及びメタクラB系の電源を復旧する。原子炉容器への注水に必要な負荷への給電は、代替非常用発電機の起動及び並列操作をすることにより電源供給される。メタクラA系及びメタクラB系受電操作完了後、充電器及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。</p> <p>代替非常用発電機は外部電源が喪失した場合に自動起動し、代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系へ給電を行う。代替非常用発電機による給電ができない場合は、後備変圧器による給電を行う。後備変圧器による給電ができない場合は、可搬型代替電源車による給電を行い、可搬型代替電源車による給電ができない場合は、号炉間連絡ケーブルによる給電を行う。号炉間連絡ケーブルによる給電ができない場合は、開閉所設備による給電を行い、開閉所設備による給電ができない場合は、号炉間連絡予備ケーブルによる給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替非常用発電機 2. 後備変圧器 3. 可搬型代替電源車 4. 号炉間連絡ケーブル 5. 開閉所設備 6. 号炉間連絡予備ケーブル 	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違(相違理由②)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、原子炉容器への注水に必要な負荷への給電は、メタクラ2C系及びメタクラ2D系を受電することにより電源供給できる。 ・泊の原子炉容器への注水に必要な負荷である代替格納容器スプレイポンプは、代替非常用発電機から直接給電する回路構成となっているため、代替非常用発電機の起動及び並列操作により、電源供給する。(大飯と同様) <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川のガスタービン発電機は、外部電源喪失後、自動起動する設計であるのに対し、大飯及び泊は手動で起動する。 <p>【女川】 運用の相違(相違理由①)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違(相違理由①)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、自主対策設備である給電手段として、号炉間電力融通ケーブルによる給電手段を整備している。 ・泊は、自主対策設備である号炉間連絡ケーブルによる給電手段以外に、後備変圧器及び開閉所設備による給電手段を整備している。号炉間連絡ケーブル以外で自

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作及びディーゼル発電機の起動操作を実施しても、母線電圧等が確立しない場合。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.3図に、タイムチャートを第1.14.4図に示す。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>b. 操作手順</p> <p>電源車による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.18図に、タイムチャートを第1.14.19図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.20図に示す。</p>	<p>なお、優先2及び優先3の手順については「b. 号機間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電」にて整備する。</p> <p>また、上記給電を継続するためにガスタービン発電設備軽油タンク、電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電ができない場合。</p> <p>[電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>ガスタービン発電機又は電源車による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-6図に、タイムチャートを第1.14-7図から第1.14-9図に示す。</p>	<p>なお、優先2の手順については、「b. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電」、優先4及び優先6の手順については「c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電」、優先5の手順については「d. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電」にて整備する。</p> <p>また、上記給電を継続するために代替非常用発電機、可搬型代替電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電準備開始の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作及びディーゼル発電機の起動操作を実施しても、母線電圧等が確立しない場合。</p> <p>[可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電準備開始の判断基準]</p> <p>代替非常用発電機の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.5図に、タイムチャートを第1.14.6図から第1.14.8図に、可搬型代替電源車のケーブル敷設ルートを第1.14.9図に示す。</p>	<p>主対策設備による給電手段を整備しているのは、大飯と同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は、自主対策設備の相違とし記載を省略する。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊との比較は後段の「可搬型代替電源車」にて実施する。 <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主対策設備の相違 <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【大飯】運用の相違(相違理由②) 【女川】運用の相違(相違理由①) <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川のガスタービン発電機及び電源車は代替所内電気設備であるメタクラF系又はメタクラG系に接続されており、代替所内電気設備を経由し、非常用所内電気設備であるメタクラC系及びメタクラD系へ給電する。 泊は、非常用所内電気設備であるメタクラA系及びメタクラB系に直接接続し給

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、空冷式非常用発電装置への燃料（重油）補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>また、電源車への燃料（重油）補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、空冷式非常用発電装置の起動及び安全補機開閉器室での現場操作を指示する。また、運転員等に空冷式非常用発電装置の運転状態の確認を指示する。</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>④ 運転員等は、受電後の負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作スイッチを「切」又は「引断」とする。</p> <p>⑤ 運転員等は、空冷式非常用発電装置の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーセンタ及びコントロールセンタ負荷の切離しを行う。</p>	<p>[優先1. ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機の起動状態確認、メタクラ2F系の受電状態確認並びにメタクラ2C系及びメタクラ2D系の受電準備開始を指示する。</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>⑦^a 運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてメタクラ2C系、メタクラ2D系の動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチ（以下「CS」という。）を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>また、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への燃料補給手順については、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>[優先1. 代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]</p> <p>①^a 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替非常用発電機の起動及び現場の安全補機開閉器室でメタクラB系の受電準備開始を指示する。</p> <p>②^a 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備としてメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</p> <p>③^a 運転員（現場）B及び災害対策要員は、代替非常用発電機の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB2系負荷の切離しを行い、発電課長（当直）に受電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>電する。電路構成は、大飯と同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は、電路構成の相違として記載を省略する。 <p>【大飯、女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、可搬型代替電源車のケーブル敷設ルート図を示す。 <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川のガスタービン発電機は、外部電源喪失後、自動起動する設計であるのに対し、大飯及び泊は手動で起動する。 女川は、受電準備をすべて中央制御室にて実施しているのに対し、大飯及び泊は、中央制御室及び現場にて実施する。 <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、メタクラ2C系及びメタクラ2D系の受電準備開始を同時に指示している。 泊は、まずはメタクラB系に受電開始を指示している。非常用母線の2母線のうち、最初に1母線からの受電を指示するのは、伊方、島根と同様。 <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、空冷式非常用発電装置起動後の受電遮断器投入前に各負荷の動的負荷の自動起動防止処置を実施する。 女川は、ガスタービン発電機起動後の受電遮断器投入前に各負荷の動的負荷の自動起動防止処置を実施する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため玄海3、4号炉まとめ資料の「1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等（1）大容量空冷式発電機による代替電源（交流）からの給電手順等(1.14-16 頁)の記載を下記に掲示】</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（当直員）等及び保守対応要員に大容量空冷式発電機による給電操作を指示する。</p> <p>② 運転員（当直員）等は、受電準備として非常用高圧母線及び非常用低圧母線の受電遮断器を「切」とする。また、受電後の非常用高圧母線補機及び非常用低圧母線補機の自動起動を防止するため、中央制御室で各補機の操作スイッチを「停止引ロック」又は「切」とする。</p> <p>③ 運転員（当直員）等は、現場でC及びD非常用高圧母線の代替電源受電遮断器の投入操作を実施する。</p> <p>④ 運転員（当直員）等は、現場で非常用高圧母線の各遮断器及び非常用低圧母線の各遮断器の開放又は開放確認をする。</p> <p>⑤ 運転員（当直員）等は、中央制御室で大容量空冷式発電機を起動する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室で空冷式非常用発電装置を起動する。</p> <p>③ 運転員等は、現場で運転中の空冷式非常用発電装置の運転状態を確認する。</p> <p>④ 運転員等は、受電後の負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作スイッチを「切」又は「引断」とする。</p> <p>⑤ 運転員等は、空冷式非常用発電装置の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーセンタ及びコントロールセンタ負荷の切離しを行う。</p>	<p>②^a 運転員（中央制御室）A及びBは、ガスタービン発電機の起動状態及びメタクラ2F系受電状態を確認し、発電課長にガスタービン発電機の起動が完了したことを報告する。^{※1}</p> <p>※1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦^aへ</p> <p>[ガスタービン発電機の現場からの起動の場合]</p> <p>③^a 自動起動に失敗した場合、発電課長は、発電所対策本部にガスタービン発電機の現場からの起動を依頼する。</p> <p>④^a 発電所対策本部は、保守班員にガスタービン発電機の現場からの起動を指示する。</p> <p>⑤^a 保守班員は、屋外（緊急用電気品建屋）にてガスタービン発電機を起動し、発電所対策本部にガスタービン</p>	<p>④^a 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて代替非常用発電機を起動し、代替非常用発電機の起動状態を確認後、発電課長（当直）に代替非常用発電機の起動が完了したことを報告する。^{※1}</p> <p>※1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦^aへ</p> <p>[代替非常用発電機の現場からの起動の場合]</p> <p>⑤^a 中央制御室からの起動に失敗した場合、発電課長（当直）は、運転員に代替非常用発電機の現場からの起動を指示する。</p> <p>⑥^a 運転員（現場）C及びDは、屋外にて代替非常用発電機を起動し、発電課長（当直）に代替非常用発電機の起</p>	<p>・泊は、代替非常用発電機起動前に動的負荷の自動起動防止処置を実施する。起動前に動的負荷の自動起動防止処置を実施するのは、伊方、川内、玄海と同様</p> <p>【女川】運用の相違</p> <p>・女川は、重大事故時の対応に必要な負荷については、メタクラ2C系及びメタクラ2D系を受電することにより電源供給される。</p> <p>・泊は、重大事故時の初期対応に必要な負荷については、メタクラB系を受電することにより電源供給されることから、メタクラB系受電を優先し、必要な負荷給電後、メタクラA系の受電操作を実施する。安全系2母線のうち1母線を優先して受電するのは、伊方、島根と同様。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。</p> <p>・大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <p>・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・女川及び泊は、現場からの起動手順を整備している。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川のガスタービン発電機は、外部電源喪失後、自動起動する設計であるのに対し、大飯及び泊は手動で起動する。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p>	<p>発電機の起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑥^a 発電所対策本部は、発電課長にガスタービン発電機の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p> <p>[代替所内電気設備の受電前準備、受電操作、受電確認]</p> <p>⑦^a 運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてメタクラ2C系、メタクラ2D系の動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチ（以下「CS」という。）を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧^a 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタクラ2F系への給電開始を指示する。</p> <p>⑨^a 運転員（中央制御室）A及びBは、ガスタービン発電機からメタクラ2F系を受電するための遮断器を「入」とし、受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩^a 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタクラ2C系への給電開始を指示する。</p> <p>⑪^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系を受電する。</p>	<p>動が完了したことを報告する。</p> <p>[非常用所内電気設備の受電前準備、受電操作、受電確認]</p> <p>⑦^a 発電課長（当直）は、運転員に代替非常用発電機によるメタクラB系への給電開始を指示する。</p> <p>⑧^a 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電を確認する。</p> <p>⑨^a 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB2系の受電を確認する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】設備の相違 ・電路構成の相違 【女川】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【女川】設備の相違 ・電路構成の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川はの受電操作は、すべて中央制御室にて実施。 ・大飯の受電操作は、中央制御室及び現場にて実施。 ・泊の受電操作は、すべて現場にて実施。 すべて現場で実施しているのは泊独自。 【大飯、女川】運用の相違 ・大飯は、メタクラ受電確認後にパワーセンタ及びコントロールセンタを受電する手順としているため、手順⑥と⑦で分けた記載としている。 ・女川は、メタクラの受電と同時にパワーセンタへ充電器まで受電する運用としている。 ・泊は、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電確認後に、B2原子炉コントロールセンタを受電する手順としていることから、手順⑧^aと⑨^aで分けた記載としている。重大事故等の初期対応について必要となる負荷への給電操作としては相違なし。段階的に受電操作を実施しているのは、大飯と同様。 【女川】設備の相違 ・電路構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に空冷式非常用発電装置の燃料（重油）補給を指示する。</p>	<p>⑫^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>⑦^a 運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてメタクラ2C系、メタクラ2D系の動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチ（以下「CS」という。）を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑬^a 発電課長は、運転員にメタクラ2F系からメタクラ2D系への給電開始を指示する。</p> <p>⑭^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2D系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2D系、パワーセンタ2D系及びモータコントロールセンタ2D系の受電操作を実施する。</p>	<p>⑩^a 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑪^a 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラB系、パワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB2系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長（当直）に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫^a 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に代替非常用発電機への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑬^a 発電所対策本部長は、災害対策要員に代替非常用発電機への燃料補給を指示する。</p> <p>⑭^a 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員にメタクラA系の受電準備開始を指示する。</p> <p>⑮^a 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備としてメタクラA系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</p> <p>⑯^a 運転員（現場）B及び災害対策要員は、代替非常用発電機の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーコントロールセンタA系、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB1系負荷の切離しを行い、発電課長（当直）に受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑰^a 発電課長（当直）は、運転員にメタクラA系への給電開始を指示する。</p> <p>⑱^a 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器A系を投入し、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系の受電を確認する。</p> <p>⑲^a 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタA1系、コントロールセンタA2系及びコントロールセンタB1系の受電を確認する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することのみを記載し、その具体的な手順については1.14.2.4「燃料の補給手順」で整理している。 <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、メタクラ2C系受電前にメタクラ2C系及びメタクラ2D系動的負荷の自動起動防止処置を実施している。 ・泊は、メタクラB系受電完了後に実施している。 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電路構成の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作場所は相違するが、非常用母線へ給電する手順に相違なし。 <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、メタクラの受電と同時にパワーセンタへ充電器まで受電する運用としている。 ・泊は、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電確認後に、コントロールセンタA1系、コントロールセンタA2系及びコントロールセンタB1系を受電する手順としていることから、⑱^aと⑲^aで分けた記載としている。重大事故等の

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>(7) 電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び電源車の寄り付き場所からのケーブルルートの確認並びに電源車からの給電を指示する。</p>	<p>⑮^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2D系、パワーセンタ2D系及びモータコントロールセンタ2D系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。</p> <p>125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p> <p>⑯^a 発電課長は、運転員に不要な交流電源負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑰^a 運転員（中央制御室）A及びB並びに運転員（現場）C及びDは、不要な交流負荷の切離しを実施する。</p> <p>(添付資料 1.14.3)</p> <p>[優先4. 電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>(原子炉建屋東側の電源車接続口（東側）を使用する場合（原子炉建屋西側の電源車接続口（西側）を使用の場合は④^a、⑤^a、⑥^aを除く）)</p> <p>①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系の給電準備開始を指示する。</p>	<p>⑳^a 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて、メタクラA系、パワーコントロールセンタA系、コントロールセンタA1系、コントロールセンタA2系及びコントロールセンタB1系受電状態に異常がないことを確認後、発電課長（当直）に受電が完了したことを報告し、A充電器、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。</p> <p>充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑭～⑱と同様である。</p> <p>(添付資料 1.14.14)</p> <p>[優先3. 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]</p> <p>①^b 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系の給電準備開始を指示する。</p>	<p>初期対応について必要となる負荷への給電操作としては相違なし。段階的受電操作を実施しているのは、大飯と同様。</p> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はガスタービン発電機による2C系及び2D系母線受電し、事象発生27時間後までに交流負荷の抑制を実施する。 泊は不要な交流負荷の抑制（自動起動防止）は、非常用高圧母線受電までに実施しており操作手順⑳^aに記載している。大飯及び他PWR同様。 <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排気ファンの起動は、1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整理していることから、泊の記載箇所にて比較する。 <p>【女川】運用の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川と同様に可搬型代替電源車の接続口を東側と西側で2ルート確保しているが、どちらも同様の手順で実施できることから、女川のように手順の相違に関する内容は記載不要。（大飯と同様） <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、電源車の移動、起動前点検を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室でメタクラ、パワーセンタ及びコントロールセンタに接続されるすべての機器及び遮断器の操作スイッチを「切」又は「引断」にし、負荷の切離しを実施する。</p>	<p>②^b 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電準備開始を依頼する。</p> <p>③^a 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電準備開始を指示する。</p> <p>④^b 重大事故等対応要員は、電源車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。</p> <p>⑤^b 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。</p> <p>⑥^b 運転員（現場）C及びDは、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。</p> <p>⑦^b 重大事故等対応要員は、電源車接続口付近に電源車（2台）を配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを敷設及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑧^b 運転員（現場）C及びDは、メタクラ2C系及びメタクラ2D系の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検より確認する。</p> <p>⑨^b 運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてメタクラ2C系及びメタクラ2D系の動的負荷の自動起動防止のためCSを「停止」又は「引ロック」とする。</p> <p>⑩^b 運転員（現場）C及びDは、受電前準備としてモータコントロールセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2D系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。</p> <p>⑪^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認を実施する。</p> <p>⑫^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2D系へ給電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2D系を受電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2D系を受電するための遮断器を「入」及び電源車からメ</p>	<p>②^b 災害対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、可搬型代替電源車の移動及び起動前点検を実施する。</p> <p>③^b 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備としてメタクラA系及びメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</p> <p>④^b 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタA系及びコントロールセンタA系並びにパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。</p> <p>⑤^b 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系及びメタクラB系を受電するためのSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放確認を実施する。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・大飯及び泊の給電準備指示に関する内容は、手順①^aで記載している。</p> <p>【女川】運用の相違 ・女川は、建屋内の電源車接続口を使用する場合に扉の開放が必要となるため、手順④^b～⑥^bに記載している。電源車の接続口の違いにより、扉の開放等の必要がないのは、大飯と同様。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・女川の給電準備に関する内容は、手順⑦^b～⑧^bで記載している。</p> <p>【大飯】設備の相違 ・大飯の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・女川及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違 ・回路構成の相違 ・女川は、受電前の系統構成を中央制御室で実施する。 ・泊は、受電前の系統構成を現場の安全補機開閉器室で実施する。</p> <p>【女川】設備の相違 ・回路構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルコネクタの接続及び電源車を起動し、出力NFBを投入する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で発電所対策本部長に電源車による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p>	<p>メタクラ 2G 系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑬^女 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ 2C 系からパワーセンタ 2C 系へ給電するための遮断器及びメタクラ 2D 系からパワーセンタ 2D 系へ給電するための遮断器の「入」確認を実施し、発電課長にメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑭^女 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車からメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑮^女 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑯^女 発電課長は、ガスタービン発電機及び炉間電力融通ケーブルにより給電ができない場合、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電を依頼する。</p> <p>⑰^女 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電開始を指示する。</p> <p>⑱^女 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車（2台）の起動及び並列操作により、メタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電を実施し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑲^女 発電所対策本部は、発電課長へ電源車（2台）によるメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑳^女 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系、パワーセンタ 2C 系及びモータコントロ</p>	<p>⑥^女 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、メタクラA系からパワーコントロールセンタA系へ給電するための遮断器及びメタクラB系からパワーコントロールセンタB系へ給電するための遮断器の「入」確認を実施し、発電課長（当直）にメタクラA系及びメタクラB系への受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦^女 災害対策要員は、可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系への給電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧^女 発電課長（当直）は、可搬型代替電源車からの給電準備作業が完了し、かつ後備変圧器からの給電ができない場合は、運転員及び災害対策要員に可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系給電を指示する。</p> <p>⑨^女 災害対策要員は、現場でケーブルを接続し、可搬型代替電源車の起動及び並列操作を実施する。</p> <p>⑩^女 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑪^女 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑫^女 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器A系を投入し、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系の受電を確認する。</p> <p>⑬^女 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタA系の受電を確認する。</p> <p>⑭^女 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系、パワーコン</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・女川も泊も給電準備が完了したことを報告している点で相違なし。</p> <p>【女川】体制の相違 ・女川は、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が実施する。</p> <p>【女川】運用の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】体制の相違 ・女川は、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が実施する。</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違 ・大飯は、電源車の起動からメタクラの受電操作を手順④～⑦で記載している。 ・女川は、電源車の起動からメタクラ2C系及びメタクラ2D系の受電操作を手順⑯～⑲で記載している。 ・泊は、可搬型代替電源車の起動からメタクラA系及びメタクラB系の受電操作を手順⑯～⑲で記載している。非常用高圧母線の受電操作に関する手順として、実質的な相違はない。</p> <p>【大飯】設備の相違 ・女川及び泊は、現場にて受電操作をしているのに対し、大飯はパワーセンタ及びコントロールセンタの受電を中央制御室にて実施。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料（重油）補給を指示する。</p> <p>⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p>	<p>ールセンタ 2C系並びにメタクラ 2D系、パワーセンタ 2D系及びモータコントロールセンタ 2D系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V 充電器 2A、125V 充電器 2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源喪失により中央制御室からのメタクラ 2C系、メタクラ 2C系及びメタクラ 2D系の遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑫と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 [優先1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C系及びメタクラ 2D系受電の場合] 【ガスタービン発電機の自動起動による受電】</p>	<p>トロールセンタ A系及びコントロールセンタ A系並びにメタクラ B系、パワーコントロールセンタ B系及びコントロールセンタ B系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長（当直）に受電が完了したことを報告し、A 充電器、B 充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑭～⑯と同様である。</p> <p>⑮^b 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p> <p>⑯^b 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑰^b 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型代替電源車への燃料補給を指示する。</p> <p>(c) 操作の成立性 [優先1. 代替非常用発電機によるメタクラ A系及びメタクラ B系受電の場合] 【代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電】</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は、遮断器用制御電源喪失により中央制御室からの受電操作ができないことを想定した内容を記載している。 ・泊は、中央制御室での遮断器操作を想定していないことから記載しない。</p> <p>【大阪、女川】記載方針の相違 ・泊は燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することを記載し、その具体的な手順については1.14.2.4「燃料の補給手順」で整理している。</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大阪】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排気ファンの起動は、1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整理していることから、泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川のガスタービン発電機は、外部電源喪失後、自動起動する設計であるのに対し、大阪及び泊は手動で起動する。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>上記のうち、空冷式非常用発電装置による受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等2名により作業を実施し、所要時間は約20分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p>	<p>運転員（中央制御室）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで15分以内で可能である。</p> <p>比較のため島根2号炉まとめ資料の「1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順（1）代替交流電源設備による給電（1.14-69頁）の記載を下記に掲示」</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機によるM/C D系受電完了まで40分以内で可能である。 ・ガスタービン発電機によるM/C C系受電完了まで1時間10分以内で可能である。 </div> <p>不要な交流負荷の切離し操作は、運転員（中央制御室）による操作は5分以内で可能であり、運転員（現場）による操作は45分以内で可能である。</p> <p>【ガスタービン発電機の現場からの起動による受電】 運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び保修班員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで45分以内で可能である。</p> <p>比較のため島根2号炉まとめ資料の「1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順（1）代替交流電源設備による給電（1.14-69頁）の記載を下記に掲示」</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機によるM/C D系受電完了まで1時間5分以内で可能である。 ・ガスタービン発電機によるM/C C系受電完了まで1時間10分以内で可能である。 </div>	<p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電完了まで15分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電完了まで40分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電完了まで45分以内で可能である。 <p>【代替非常用発電機の現場からの起動による受電】 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）3名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電完了まで50分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電完了まで65分以内で可能である。 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】記載方針の相違 ・泊の重大事故等の初期対応は、メタクラB系受電により行なうことができるため、メタクラB系受電後にメタクラA系受電する。そのため、メタクラB系及びメタクラA系で分けた記載としている。（島根と同様）</p> <p>【女川】運用の相違 ・女川はガスタービン発電機による2C系及び2D系母線受電し、事象発生27時間後までに交流負荷の抑制を実施する。 ・泊は不要な交流負荷の抑制（自動起動防止）は、非常用高圧母線受電までに実施しており、一連の受電準備操作時間に含まれていることから記載していない。大飯と同様。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・女川及び泊は、現場からの起動手順を整備している。 【女川】記載方針の相違 ・泊の重大事故等の初期対応は、メタクラB系受電により行なうことができるため、メタクラB系受電後にメタクラA系受電する。そのため、メタクラB系及びメタクラA系で分けた記載としている。（島根と同様）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、電源車における受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置しているため中央制御室から、早期に非常用高圧母線への電源回復操作を実施する。</p> <p>空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料1.14.3、1.14.4、1.14.5)</p>	<p>不要な交流負荷の切離し操作は、運転員（中央制御室）による操作は5分以内で可能であり、運転員（現場）による操作は45分以内で可能である。</p> <p>[優先4.電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで125分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電完了まで70分以内で可能である。</p> <p>[優先3.可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電完了まで240分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>代替非常用発電機は、常設代替交流電源設備として設置しているため中央制御室から早期に非常用高圧母線への電源回復操作を実施する。</p> <p>代替非常用発電機の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はガスタービン発電機による2C系及び2D系母線受電し、事象発生27時間後までに交流負荷の抑制を実施する。 ・泊は不要な交流負荷の抑制（自動起動防止）は、非常用高圧母線受電までに実施しており、一連の受電準備操作時間に含まれていることから記載していない。大飯と同様。 <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】運用の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】</p> <p>円滑に作業できるように、可搬式代替電源用接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続のため、手動にて実施し、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の電力を供給する。また、プラントの被災状況に応じて使用可能な設備の電力を供給する。</p> <p>(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.11)</p> <p>(2) 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電</p> <p>空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、77kV送電線による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>空冷式非常用発電装置の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、77kV送電線の健全が確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>77kV送電線による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.5図に、タイムチャートを第1.14.6図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、77kV送電線による代替電源（交流）給電を指示する。</p>	<p>【比較のため、1.14.2.1(1)b. の記載より再掲】</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機による給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用して3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2C系又はメタクラ2D系までの電路を構成し、3号炉から給電することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(1)b. の記載より再掲】</p> <p>[優先6. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合] （メタクラ2D系への手順も同様である。）</p>	<p>可搬型代替電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の電力を供給する。また、プラントの被災状況に応じて使用可能な設備の電力を供給する。</p> <p>(添付資料 1.14.3、1.14.4、1.14.15)</p> <p>b. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電</p> <p>3号炉で外部電源、ディーゼル発電機及び代替非常用発電機による給電ができない場合において、後備変圧器を使用してメタクラA系又はメタクラB系までの電路を構成し給電することにより、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電準備開始の判断基準]</p> <p>代替非常用発電機の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、後備変圧器の健全が確認できた場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>後備変圧器による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.10図に、タイムチャートを第1.14.11図に示す。</p> <p>[優先2. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>本手順は、後備変圧器を使用してメタクラB系へ給電する操作手順を示す。（メタクラA系への手順も同様である。）</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に、後備変圧器によるメタクラB系の受電準備開始を指示する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①） 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 運転員等は、中央制御室でN o. 1予備変圧器1次側の遮断器が投入されていることを確認する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室でN o. 1予備変圧器2次側の遮断器を投入する。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p> <p>⑥ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑧ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>		<p>② 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で66kV泊支線の電圧等の確認及び66kV泊支線から1号又は2号炉への給電状態の確認により、後備変圧器による給電が可能であることを確認する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備としてメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。</p> <p>⑤ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系及びメタクラB系に受電するためのSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放確認を実施する。</p> <p>⑥ 運転員（中央制御室）Aは、メタクラB系への受電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、運転員に、後備変圧器によるメタクラB系の給電を指示する。</p> <p>⑧ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で遮断器を投入し、後備変圧器に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑩ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入しコントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑪ 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、メタクラB系、パワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長（当直）に受電が完了したことを報告し、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、1.14.2.2.(1)a.「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑩～⑬と同様である。</p> <p>⑫ 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯及び泊は、受電準備に関する内容を記載している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違 ・泊は、現場にて受電操作をしているのに対し、大飯はパワーセンタ及びコントロールセンタの受電を中央制御室にて実施。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排気ファンの起動は、1.14.2.2.(1)a.「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整理していることから、泊の記載箇所にて比較する。（女川と同様。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、77kV送電線による受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約10分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>77kV送電線による電源（交流）からの給電については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>77kV送電線による電源（交流）からの給電の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。77kV送電線による電源（交流）からの給電は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.6）</p> <p>(3) No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>77kV送電線による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>77kV送電線の故障等により代替電源（交流）からの</p>	<p>【比較のため、1.14.2.1(1)a. の記載より再掲】</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先2. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電完了まで60分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>後備変圧器による電源（交流）からの給電については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>後備変圧器による電源（交流）からの給電の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。後備変圧器による電源（交流）からの給電は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに1号又は2号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.15）</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由①） 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・泊は、充電器受電に伴う操作の成立性については、1.14.2.2.(1)a.「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整理していることから、泊の記載箇所にて比較する。(女川と同様。) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{※6}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※6 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>N o. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.7図に、タイムチャートを第1.14.8図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、N o. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を行う。 ④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。 ⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の母線負荷について切離しを行う。 ⑥ 運転員等は、現場でN o. 2 予備変圧器1次側の遮断器を開放する。 ⑦ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のN o. 2 予備変圧器受電遮断器を投入する。 ⑧ 運転員等は、中央制御室で号機間融通給電先母線のN o. 2 予備変圧器受電遮断器を投入し、メタクラの受電を確認する。 ⑨ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。 ⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を一部復旧する。 ⑪ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。 ⑫ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。 ⑬ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動 			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、No. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等2名、現場対応は運転員等2名により作業を実施し、所要時間は約65分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>No. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>No. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールドOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>No. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料1.14.4、1.14.5、1.14.7)</p> <p>(4) No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>No. 2 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>No. 2 予備変圧器の故障等によりNo. 2 予備変圧器</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{※7}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※7 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.9 図に、タイムチャートを第 1.14.10 図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を行う。 ④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。 ⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の母線負荷について切離しを行う。 ⑥ 運転員等は、現場でNo. 1 予備変圧器1次側の遮断器を開放する。 ⑦ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を行う。 ⑧ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のNo. 1 予備変圧器受電遮断器を投入する。 ⑨ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。 			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を一部復旧する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑫ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑬ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑭ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等3名、現場対応は運転員等2名により作業を実施し、所要時間は約65分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.8)</p>			

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電</p> <p>No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する手順を整備する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p> <p>あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できず、電源車による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>No. 1予備変圧器の故障等によりNo. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{※8}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※8 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p> <p>電源車の故障等により代替電源からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{※10}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※10 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル 	<p>b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機による給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用して3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2C系又はメタクラ2D系までの電路を構成し、3号炉から給電することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>なお、号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用できない場合は、第2保管エリアに配備する号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用して電力融通を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>【号炉間電力融通ケーブル(常設)による給電の判断基準】</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電ができない状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)又は非常用ディーゼル発電機(B)が健全で電力融通が可能な場合。</p> <p>【号炉間電力融通ケーブル(可搬型)による給電の判断基準】</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル(常設)によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電ができない状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)又は3号炉の非常用ディーゼル発電機(B)が健全で電力融通が可能な場合。</p>	<p>c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電</p> <p>3号炉で外部電源、ディーゼル発電機、代替非常用発電機、後備変圧器及び可搬型代替電源車による給電ができない場合において、号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用して1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラA系又はメタクラB系までの電路を構成し、1号又は2号炉から給電することにより、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>なお、号炉間連絡ケーブル及び開閉所設備が使用できない場合は、構内保管エリアに配備する号炉間連絡予備ケーブルを使用して電力融通を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>【号炉間連絡ケーブルによる給電の判断基準】</p> <p>可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、1号又は2号炉のディーゼル発電機2台が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>【号炉間連絡予備ケーブルによる給電の判断基準】</p> <p>開閉所設備を使用した号炉間電力融通による代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、1号又は2号炉のディーゼル発電機2台が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p>	<p>【大飯】設備の相違(相違理由④)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】運用の相違(相違理由①)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由⑫)</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>泊の号炉間連絡予備ケーブルについては、給電手段の優先順位が6番目となり、号炉間連絡ケーブル及び開閉所設備による給電ができない場合の手段であることから、その旨を記載している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑩)</p> <p>【大飯】運用の相違(相違理由②)</p> <p>【女川】運用の相違(相違理由①)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑩)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違(相違理由②)</p> <p>【女川】運用の相違(相違理由①)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電機2台が健全</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.11図に、タイムチャートを第1.14.12図に、機器配置を第1.14.13図に示す。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p> <p>b. 操作手順</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.21図に、タイムチャートを第1.14.22図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.23図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による号機間融通での給電を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器及び給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器からのケーブルを号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤にてコネクタで接続する。</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-10図に、タイムチャートを第1.14-11図及び第1.14-12図に示す。</p> <p>[優先2.号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>本手順は、2号炉で全交流動力電源が喪失した状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブルを使用して2号炉のメタクラ2C系又はメタクラ2D系へ給電する操作手順を示す。</p> <p>①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系、メタクラ2C系の受電準備を指示する。</p> <p>②^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系の給電準備を指示する。</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.12図に、タイムチャートを第1.14.13図及び第1.14.14図に、号炉間連絡ケーブルの機器配置を第1.14.15図に、号炉間連絡予備ケーブルの敷設ルートを第1.14.16図に示す。</p> <p>[優先4.号炉間連絡ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>本手順は、3号炉で全交流動力電源が喪失した状況において、1号又は2号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブルを使用して3号炉のメタクラA系又はメタクラB系へ給電する操作手順を示す。</p> <p>①^a 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員、災害対策要員及び1号及び2号炉発電課長（当直）に号炉間連絡ケーブルを使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の受電準備を指示する。</p> <p>②^a 1号及び2号炉発電課長（当直）は、1号及び2号炉運転員に号炉間連絡ケーブルを使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の給電準備を指示する。</p> <p>③^a 災害対策要員は、現場にて号炉間連絡ケーブルの健全性を確認した上で、号炉間連絡ケーブルの接続を実施する。</p> <p>④^a 1号及び2号炉運転員（現場）Bは、現場の安全補機</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、機器配置及び敷設ルートを示す。 <p>【女川】 運用の相違（相違理由①）</p> <p>【大阪】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下段の泊の記載箇所にて比較する。 <p>【大阪】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブルの接続に関する内容記載しており、相違なし。 <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の号炉間電力融通ケーブルについては、常時接続状態であり、中央制御室からの遮断器操作により受電操作が可能。 泊の号炉間連絡ケーブルは、常時敷設であるが、切離し箇所があるため現場での接続作業が必要である。(大阪と同様) <p>【大阪】 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p>	<p>③^a 3号炉運転員（中央制御室）Aは、非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>④^a 運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてガスタービン発電機からメタクラ2F系を受電するための遮断器、メタクラ2F系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認する。</p> <p>⑤^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系の動的負荷の自動起動防止のためCSを「停止」又は「引ロック」とし、発電課長にメタクラ2C系の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>④^a 運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてガスタービン発電機からメタクラ2F系を受電するための遮断器、メタクラ2F系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認する。</p> <p>⑥^a 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2F系への給電開始</p>	<p>開閉器室にてメタクラA系及びメタクラB系を受電するための1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放を確認する。</p> <p>⑤^a 1号及び2号炉運転員（中央制御室）A及び1号及び2号炉運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場にてディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、1号及び2号炉発電課長（当直）に給電準備が完了したことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長（当直）は発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑥^a 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備としてメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</p> <p>⑦^a 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。</p> <p>⑧^a 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系及びメタクラB系を受電するためのSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放確認を実施する。</p> <p>⑨^a 運転員（中央制御室）Aは、メタクラB系への受電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑩^a 災害対策要員は、号炉間連絡ケーブルの健全性確認及び号炉間連絡ケーブルの接続が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑪^a 発電課長（当直）は、運転員及び1号及び2号炉発電課長（当直）へ号炉間連絡ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラB系への</p>	<p>・大阪は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を手順②にまとめて記載している。</p> <p>・女川及び泊は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を分けた記載としている。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。</p> <p>・泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。</p> <p>・泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川の回路構成は、中央制御室のみで実施可能である。</p> <p>・泊の回路構成は、現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川の号炉間電力融通ケーブルについては、常時接続状態であり、中央制御室からの遮断器操作により受電操作が可能。</p> <p>・大阪及び泊の号炉間連絡ケーブルは、常時敷設であるが、切離し箇所があるため現場での接続作業が必要である。</p> <p>【大阪、女川】記載表現の相違</p> <p>・大阪の号炉間受電操作は、手順④～⑤で記載している。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の恒設ケーブルを接続した空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元の遮断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。</p> <p>⑦ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p>	<p>を指示する。</p> <p>⑦^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)からメタクラ2F系への給電を指示する。</p> <p>⑧^a 3号炉運転員(中央制御室)Aは、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系へ給電するための遮断器を「入」とし、3号炉発電課長にメタクラ2F系への給電が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>⑨^a 発電課長は、運転員に3号メタクラ3C系からメタクラ2F系への受電開始を指示する。</p> <p>⑩^a 運転員(中央制御室)A及びBは、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長にメタクラ2F系への受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪^a 発電課長は、運転員に号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ2C系への受電開始を指示する。</p> <p>⑫^a 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑬^a 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電操作を実施する。</p> <p>⑭^a 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p>	<p>給電開始を指示する。</p> <p>⑫^a 1号及び2号炉発電課長(当直)は、1号及び2号炉運転員に1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラB系への給電を指示する。</p> <p>⑬^a 1号及び2号炉運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にて1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器を投入し、1号及び2号炉発電課長(当直)に3号炉のSA用代替電源遮断器B系までの給電が完了したことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長(当直)は発電課長(当直)に報告する。</p> <p>⑭^a 発電課長(当直)は、運転員に1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラB系への受電開始を指示する。</p> <p>⑮^a 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑯^a 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑰^a 運転員(中央制御室)Aは、メタクラB系、パワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長(当直)に受電が完了したことを報告し、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、1.14.2.2.(1)a.「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑭～⑰と同様である。</p> <p>⑱^a 運転員(中央制御室)A、運転員(現場)B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p>	<p>・女川の号炉間受電操作は、手順⑥^a～⑬^aで記載している。</p> <p>・泊の号炉間受電操作は、手順⑭^a～⑱^aで記載している。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・女川の3号炉から2号炉への給電操作は、中央制御室のみで実施可能である。</p> <p>・泊の1号又は2号炉から3号炉への給電操作は、現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>・大飯及び泊は、現場にて受電操作をしているのに対し、女川はすべて中央制御室にて実施。</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・受電完了後、必要負荷を起動することに相違なし。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <p>・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排気ファンの起動は、1.14.2.2.(1)a.「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑨ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約75分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続とし、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）は、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料1.14.4、1.14.5、1.14.9)</p>			<p>にて整理していることから、泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p> <p>(8) 号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号)を使用した号機間融通での給電を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p>	<p>[優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合] (メタクラ2D系への手順も同様である。)</p> <p>①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2G系、メタクラ2C系への受電準備を指示する。</p> <p>②^b 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)の敷設及び電路構成を依頼する。</p> <p>③^b 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)からメタクラ2C系への受電準備開始を指示する。</p> <p>④^b 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2C系の、動的負荷の自動起動防止のためCSを「停止」又は「引ロック」とする。</p> <p>⑤^b 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」又は「切」確認する。</p> <p>⑥^b 運転員(中央制御室)A及びBは、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ2C系の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦^b 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C系への給電準備を指示する。</p> <p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>⑨^b 3号炉運転員(中央制御室)Aは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器及び3号</p>	<p>[優先6.号炉間連絡予備ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合] (メタクラA系への手順も同様である。)</p> <p>①^b 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員、災害対策要員及び1号及び2号炉発電課長(当直)に号炉間連絡予備ケーブルを使用した1号又は2号炉ディーゼル発電機によるメタクラB系の受電準備を指示する。</p> <p>②^b 運転員(中央制御室)Aは、受電前準備としてメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</p> <p>③^b 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。</p> <p>④^b 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系又はメタクラB系を受電するためのSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放を確認する。</p> <p>⑤^b 運転員(中央制御室)Aは、メタクラB系の受電準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。</p> <p>⑥^b 1号及び2号炉発電課長(当直)は、1号及び2号炉運転員に号炉間連絡予備ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラB系への給電準備を指示する。</p> <p>⑦^b 1号及び2号炉運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系又はメタクラB系を受電す</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】運用の相違(相違理由①) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・大飯及び泊の給電準備指示に関する内容は、手順①で記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、給電先の受電準備と供給元の送電準備を手順②にまとめて記載している。 ・女川及び泊は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を分けた記載としている。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、中央制御室のみで実施可能である。 ・泊の電路構成は、現場の安全補機開閉器室にて実施する。(大飯と同様)</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、中央制御室のみで実</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器及び給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器に号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を敷設し、接続する。</p>	<p>メタクラ 3C系からメタクラ 2F系へ給電するための遮断器の「切」を確認し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>⑧^b 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）の運転継続に、不要な負荷の停止操作を実施する。</p> <p>⑨^b 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号メタクラ 3C系からメタクラ 2G系へ給電するための遮断器及び3号メタクラ 3C系からメタクラ 2F系へ給電するための遮断器の「切」を確認し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>⑩^a 保修班員は、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を保管エリアから2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口又は3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口付近に配備し、2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口間に、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を敷設する。</p> <p>⑪^a 保修班員は、2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を接続する。</p> <p>⑫^a 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ 2C系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑬^a 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ 2G系への給電開始を指示する。</p> <p>⑭^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ 2G系への給電開始</p>	<p>るための1号又は2号炉の SA 用代替電源受電遮断器 A系及び SA 用代替電源受電遮断器 B系の開放を確認する。</p> <p>⑧^b 1号及び2号炉運転員（中央制御室）A及び1号及び2号炉運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場にてディーゼル発電機の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、1号及び2号炉発電課長（当直）に給電準備が完了したことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長（当直）は発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑨^b 災害対策要員は、保管エリアへ移動し、号炉間連絡予備ケーブルを車両に積載後、可搬型代替電源接続盤まで運搬し、3号炉の可搬型代替電源接続盤及び1号又は2号炉の可搬型代替電源接続盤間に、号炉間連絡予備ケーブルを敷設する。</p> <p>⑩^b 災害対策要員は、3号炉の可搬型代替電源接続盤接続口及び1号又は2号炉の可搬型代替電源接続盤に号炉間連絡予備ケーブルを接続する。</p> <p>⑪^b 災害対策要員は、発電課長（当直）に号炉間連絡予備ケーブルによるメタクラ B系への受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑫^b 発電課長（当直）は、運転員及び1号及び2号炉発電課長（当直）に号炉間連絡予備ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラ A系及びメタクラ B系への給電開始を指示する。</p> <p>⑬^b 1号及び2号炉発電課長（当直）は、1号及び2号炉運転員に1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタ</p>	<p>施可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の回路構成は、現場の安全補機開閉器室にて実施する。（大飯と同様） <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を手順②にまとめて記載している。 女川及び泊は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を分けた記載としている。 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 上段の泊の記載箇所にて比較する。 <p>【大飯、女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、号炉間連絡予備ケーブルを車両に積載し、敷設場所まで移動後、敷設作業を実施する。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、ケーブル敷設、接続に関する内容を手順③で記載している。 女川は、ケーブル敷設、接続に関する内容を手順⑩^a～⑪^aで記載している。 泊は、ケーブル敷設、接続に関する内容を手順⑩^b～⑪^bで記載している。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p> <p>④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を接続した空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元及び給電先の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。</p> <p>⑦ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>	<p>を指示する。</p> <p>⑮^a 3号炉運転員（現場）B及びCは、3号メタクラ3C系にて電路構成を実施し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑯^a 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器を「入」とし、3号炉発電課長にメタクラ2G系への給電が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>⑰^a 運転員（中央制御室）A及びBは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長にメタクラ2G系の受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑱^a 発電課長は、運転員にメタクラ2G系からメタクラ2C系への給電開始を指示する。</p> <p>⑲^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑳^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電操作を実施する。</p> <p>㉑^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p>	<p>クラB系への給電を指示する。</p> <p>⑭^b 1号及び2号炉運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器を投入し、1号及び2号炉発電課長（当直）に3号炉のSA用代替電源遮断器B系までの給電が完了したことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長（当直）は発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑮^b 発電課長（当直）は、運転員に1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラB系への受電開始を指示する。</p> <p>⑯^b 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑰^b 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑱^b 運転員（中央制御室）Aは、メタクラB系、パワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長（当直）に受電が完了したことを報告し、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑭～⑲と同様である。</p> <p>⑲^b 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、1号又は2号炉からの3号炉までの電路構成が手順⑧^aで完了しているため、記載していない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、手順⑱^aにて1号又は2号炉からの3号炉までの給電が完了しているため記載していない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・大飯及び泊は、現場にて受電操作をしているのに対し、女川はすべて中央制御室にて実施。</p> <p>【女川】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違 ・電源復旧後、必要負荷の起動することに相違なし。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排気ファンの起動は、1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整理していることから、泊の記載箇</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(5)より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約75分と想定する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p> <p>上記のうち、号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安全対策要員6名にて実施し、所要時間は約2.4時間と想定する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(5)より再掲】</p> <p>円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続とし、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。遮断器操作については、速やかに作業ができる</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>優先2.の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電操作は、2号炉運転員(中央制御室)2名及び3号炉運転員(中央制御室)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系の受電完了まで30分以内で可能である。</p> <p>優先3.の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電操作は、2号炉運転員(中央制御室)2名、3号炉運転員(中央制御室)1名、3号炉運転員(現場)2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電完了まで225分以内で可能である。</p> <p>なお、号炉間電力融通ケーブル(常設)については、メタクラ2F系と3号メタクラ3C系間及びメタクラ2F系と3号メタクラ3D系間に常時敷設されている。</p> <p>また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)は屋外(第2保管エリア)に配備されており、円滑に2号炉及び3号炉間にケーブルを敷設することが可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>優先4.の号炉間連絡ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電操作は、3号炉運転員(中央制御室)1名、3号炉運転員(現場)1名、1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名、1号及び2号炉運転員(現場)1名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間連絡ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで215分以内で可能である。</p> <p>優先6.の号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電操作は、3号炉運転員(中央制御室)1名、3号炉運転員(現場)1名、1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名、1号及び2号炉運転員(現場)1名及び災害対策要員7名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで395分以内で可能である。</p> <p>なお、号炉間連絡ケーブルについては、代替給電用接続盤1~代替給電用接続盤4、代替給電用接続盤4~代替給電用接続盤3及び代替給電用接続盤2~代替給電用接続盤3間に常時敷設されている。</p> <p>号炉間連絡ケーブルを使用していない場合は、代替給電用接続盤1、代替給電用接続盤2、代替給電用接続盤3及び代替給電用接続盤4から切り離しており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>また、号炉間連絡予備ケーブルは屋外(構内保管エリア)に配備されており、円滑に3号炉及び1号又は2号炉間にケーブルを敷設することが可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続及び遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温</p>	<p>所にて比較する。女川も同様。</p> <p>【大阪】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】運用の相違(相違理由①)</p> <p>【大阪】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】運用の相違(相違理由①)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由④)</p> <p>【大阪】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>よう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）は、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.9)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.2-2)</p>	<p>度は通常運転時と同程度である。</p> <p>号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用した号炉間電力融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより1号又は2号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用した号炉間電力融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用した号炉間電力融通では、必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに1号又は2号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.4、1.14.6、1.14.15)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、「e. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電」にて、号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルの受電に関する内容を整理しており、操作の成立性についても合わせた記載としている。 <p>【大阪】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、想定される事故シーケンスの中で、最大負荷となる2事象について記載している。 <p>【大阪】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>
<p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p>			
<p>円滑に作業できるように、空冷式非常用発電装置受電遮断器盤等の常設設備と接続する箇所は端子接続とし、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p>			<p>【大阪】記載表現の相違(女川実績の反映)</p>
<p>【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】</p>			
<p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）は、通常運転中は、敷設していないため、他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」の場合である。号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.12)</p> <p>(4) No. 1 予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>No. 2 予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、No. 1 予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>No. 2 予備変圧器の故障等によりNo. 2 予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{*7}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※7 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>No. 1 予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.9図に、タイムチャ</p>	<p>【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機による給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用して3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2C系又はメタクラ2D系までの電路を構成し、3号炉から給電することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [号炉間電力融通ケーブル（常設）による給電の判断基準]</p> <p>(b) 操作手順 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-10図に、タ</p>	<p>d. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電</p> <p>3号炉で外部電源、ディーゼル発電機、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車及び号機間連絡ケーブルによる給電ができない場合において、開閉所設備を使用して1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラA系又はメタクラB系までの電路を構成し、1号又は2号炉から給電することにより、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [開閉所設備による給電の判断基準]</p> <p>号炉間連絡ケーブルを使用した号炉間電力融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、1号又は2号炉のディーゼル発電機2台が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>(b) 操作手順 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.17図に、タイムチャートを第1.14.18図に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】運用の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑬）</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大阪】運用の相違（相違理由②）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ートを第1.14.10図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を行う。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の母線負荷について切離しを行う。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場でNo. 1 予備変圧器1次側の遮断器を開放する。</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。</p>	<p>イムチャートを第1.14-11図及び第1.14-12図に示す。 [優先2.号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系、メタクラ2C系の受電準備を指示する。</p> <p>②^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系の給電準備を指示する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】</p> <p>⑤^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系の動的負荷の自動起動防止のためCSを「停止」又は「引ロック」とし、発電課長にメタクラ2C系の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】</p> <p>③^a 3号炉運転員（中央制御室）Aは、非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p>	<p>[優先5. 開閉所設備を使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び1号及び2号炉発電課長（当直）に開閉所設備を使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の受電準備を指示する。</p> <p>② 1号及び2号炉発電課長（当直）は、1号及び2号炉運転員に開閉所設備を使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の給電準備を指示する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備としてメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。</p> <p>⑤ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系及びメタクラB系に受電するためのSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放確認を実施する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）C及び1号及び2号炉運転員（現場）Cは、現場の開閉所にて開閉所設備の遮断器を操作し、融通回路を構成する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）AはメタクラB系の受電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧ 1号及び2号炉運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系又はメタクラB系に受電するための1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放を確認する。</p> <p>⑨ 1号及び2号炉運転員（中央制御室）A及び1号及び2号炉運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場にてディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、1号及び2号炉発電課長（当直）に給電準備が完了したことを報告する。また、1号</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・泊は、受電指示及び給電指示に関する内容を手順①と②で分けた記載としている。 ・大飯は、①のみで記載している。 【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・下段の泊の記載箇所にて比較する。 【大飯】記載箇所の相違 ・下段の泊の記載箇所にて比較する。 【大飯、女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を手順②にまとめて記載している。 ・泊は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を分けた記載としている。 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を行う。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のNo. 1予備変圧器受電遮断器を投入する。</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を一部復旧する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で号機間融通給電先母線のNo. 1予備変圧器受電遮断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を一部復旧する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p> <p>⑫ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す</p>	<p>【比較のため、1.14.2.1(1)e. の記載より再掲】</p> <p>⑭^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p>	<p>及び2号炉発電課長（当直）は発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑩ 1号及び2号炉運転員（現場）Bは、融通開始時の突入電流による電路上の保護リレーの動作防止のため、現場で保護リレーをロックする。</p> <p>⑪ 1号及び2号炉運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて融通する1号又は2号炉の非常用母線の起動変圧器受電遮断器を投入し、開閉所設備を充電する。</p> <p>⑫ 1号及び2号炉の運転員（現場）Bは、現場で保護リレーのロックを解除する。</p> <p>⑬ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて予備変圧器受電遮断器B系又は所内変圧器受電遮断器B系を接続する。</p> <p>⑭ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて予備変圧器受電遮断器B系又は所内変圧器受電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑮ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB系の受電を確認する。</p> <p>⑯ 運転員（中央制御室）Aは、メタクラB系、パワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長（当直）に受電が完了したことを報告し、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、1.14.2.2.(1)a. 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑭～⑳と同様である。</p> <p>⑰ 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p>	<p>・大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。</p> <p>【大飯】運用の相違</p> <p>・泊は、起動変圧器受電遮断器投入前に保護リレー動作防止のため、保護リレーのロックを実施し、遮断器投入後保護リレーのロックを解除する。</p> <p>・大飯はインターロック解除処置を行い、No.1予備変圧器1次側の開放、供給元母線のNo.1予備変圧器受電遮断器投入及び給電先のNo.1予備変圧器受電遮断器を投入する。受電前に保護リレー及びインターロック等の処置を実施することに大飯と実質的な相違はない。</p> <p>【大飯】運用の相違</p> <p>・泊は、現場にて遮断器の接続操作を実施する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <p>・泊は、現場にて受電操作をしているのに対し、大飯はすべて中央制御室にて実施。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>る。</p> <p>⑬ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑭ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等3名、現場対応は運転員等2名により作業を実施し、所要時間は約65分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.8)</p>	<p>【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>優先2.の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電操作は、2号炉運転員(中央制御室)2名及び3号炉運転員(中央制御室)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系の受電完了まで30分以内で可能である。</p> <p>【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>優先5.の開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電操作は、3号炉運転員(中央制御室)1名、3号炉運転員(現場)2名、1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名並びに1号及び2号炉運転員(現場)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで215分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。遮断器操作に使用する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。</p> <p>開閉所設備を使用した号炉間電力融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>開閉所設備を使用した号炉間電力融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」である。</p> <p>開閉所設備を使用した号炉間電力融通は、必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、1号又は2号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期事業者検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料 1.14.4、1.14.7、1.14.15)</p>	<p>相違理由</p> <p>・泊は、充電器受電に伴う操作の成立性については、1.14.2.2.(1)a.「所内常設蓄電池式直流電源設備による給電」にて整理していることから、泊の記載箇所にて比較する。(女川と同様。)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違(相違理由③)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)</p> <p>・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排気ファンの起動は、1.14.2.2.(1)a.「所内常設蓄電池式直流電源設備による給電」にて整理していることから、泊の記載箇所にて比較する。女川と同様。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊の遮断器操作は、現場にて専用工具を使用し操作するため、現場配備している。</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由③)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全^{※9}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※9 1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.14 図に、タイムチャートを第 1.14.15 図に、機器配置を第 1.14.16 図及び第 1.14.17 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）による号機間融通での給電を指示する。なお、供給元は、1号炉ができなければ2号炉とし、給電先は、3号炉又は4号炉、3号炉及び4号炉とする。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の使用可能な遮断器に号機間融通用高圧ケーブル接続盤からの恒設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器からのケーブルを号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤にてコネクタで接続する。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の恒設ケーブルを接続した遮断器及び空冷式非常用発電装置受電しゃ</p>			<p>【大阪】設備の相違（相違理由⑤）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>断器を投入する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で供給元の遮断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。</p> <p>⑧ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑨ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等2名、緊急安全対策要員3名にて実施し、所要時間は約3時間と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続（3，4号）及び端子接続（1，2号）とし、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）は、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シナジェンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>事故」の場合である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、1号炉又は2号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.10）</p> <p>(7) 電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、電源車により非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>なお、電源車の接続場所は位置的に分散した2ヶ所を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>電源車による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.18 図に、タイムチャートを第 1.14.19 図に、ケーブル敷設ルートを第 1.14.20 図に示す。</p> <p>また、電源車への燃料（重油）補給の手順は 1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び電源車の寄り付き場所からのケーブルルートの確認並びに電源車からの給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、電源車の移動、起動前点検を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室でメタクラ、パワーセンタ及びコントロールセンタに接続されるすべての機器及び遮断器の操作スイッチを「切」又は「引断」にし、負荷の切離しを実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルコネクタの接続及び電源車を起動し、出力NFBを投入する。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で発電所対策本部長に電源車による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高压母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備が必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料（重油）補給を指示する。</p> <p>⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、電源車における受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、可搬式代替電源用接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続のため、手動にて実施し、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の電力を供給する。また、プラントの被災状況に応じて使用可能な設備の電力を供給する。</p> <p>(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.11)</p> <p>(8) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できず、電源車による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通予備ケーブル（3号～</p>			<p>【大阪】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車の故障等により代替電源からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{※10}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※10 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.21図に、タイムチャートを第1.14.22図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.23図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通での給電を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器及び給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器に号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を敷設し、接続する。 ④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を接続した空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元及び給電先の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。 ⑥ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。 ⑦ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。 			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑧ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安全対策要員6名にて実施し、所要時間は約2.4時間と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、空冷式非常用発電装置受電遮断器盤等の常設設備と接続する箇所は端子接続とし、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）は、通常運転中は、敷設していないため、他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シナシスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」の場合である。号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.12)</p> <p>(9) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及</p>			<p>【大阪】記載箇所の相違 ・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、77kV送電線、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）の順で使用する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は全交流動力電源喪失時に、他号炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での電源回復操作を並行し、短時間での電力供給ができるため、第1優先で使用する。</p> <p>77kV送電線による代替電源（交流）からの給電は、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができることから、第2優先で使用する。</p> <p>No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第3優先で使用する。</p> <p>No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いこと及び上記の第3優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第4優先で使用する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、上記の第4優先手順と同様に給電までに要する準備時間が比較的長いこと及び上記の第4優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第5優先で使用する。</p> <p>なお、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）と号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）の優先順位は、給電までに要する準備時間が比較的短いことから、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を優先とする。</p> <p>電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第6優先で使用する。</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による給電は、電路への接続作業等の準備時間が長いことから第7優先で使用する。</p> <p>上記の第1優先から第7優先までの手順を連続して行った場合、約11時間で実施でき、所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.24図に示す。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による給電手順等</p> <p>(1) 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時は、蓄電池（安全防護系用）により、非常用直流母線へ代替電源（直流）が自動で給電される。このため、蓄電池（安全防護系用）による直流電源を給電するための手順を整備する。</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を経由した直流母線（125V 直流主母線盤）への給電から、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による直流母線（125V 直流主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない125V 直流主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間以内に、中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施することで、24時間にわたり125V 直流主母線盤 2A 及び125V 直流主母線盤 2B へ給電する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によりメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系を受電し、その後、125V 充電器 2A 及び125V 充電器 2B を受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、蓄電池室の換気を実施する。また、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電完了後は、中央制御室監視計器の復旧確認を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p>	<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順</p> <p>(1) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル及び電源車による交流電源の復旧ができない場合、125V 蓄電池 2A 及び125V 蓄電池 2B により、24時間にわたり直流母線へ給電する。</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を経由した直流母線（125V 直流主母線盤）への給電から、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による直流母線（125V 直流主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V 蓄電池 2A 及び125V 蓄電池 2B の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない125V 直流主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間以内に、中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施することで、24時間にわたり125V 直流主母線盤 2A 及び125V 直流主母線盤 2B へ給電する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によりメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系を受電し、その後、125V 充電器 2A 及び125V 充電器 2B を受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、蓄電池室の換気を実施する。また、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電完了後は、中央制御室監視計器の復旧確認を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備による125V 直流主母線盤 2A 及び125V 直流主母線盤 2B への給電の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失により、125V 充電器 2A 及び125V 充電器 2B の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>[必要な負荷以外の切離しの判断基準]</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び125V 蓄電池 2B から125V 直流主母</p>	<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順</p> <p>(1) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及びディーゼル発電機の機能喪失、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡予備ケーブルによる交流電源の復旧ができない場合、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池により、24時間にわたり直流母線へ給電する。</p> <p>外部電源及びディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を経由した直流母線への給電から、蓄電池（非常用）による直流母線への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池（非常用）の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流母線の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間以降に、中央制御室外において不要な直流負荷の切離しを実施し、全交流動力電源喪失から13時間後にB後備蓄電池を投入し、17時間後にA後備蓄電池を投入することで、24時間にわたりA直流母線及びB直流母線へ給電する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡予備ケーブルによりメタクラ A 系及びメタクラ B 系を受電し、その後、A 充電器及びB 充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、安全系蓄電池室の換気を実施する。また、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡予備ケーブルによるコントロールセンタ A 系及びコントロールセンタ B 系の受電完了後は、中央制御室監視計器の復旧確認を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備によるA 直流母線及びB 直流母線への給電の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失により、A 充電器及びB 充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>[不要な直流負荷切離しの判断基準]</p> <p>蓄電池（非常用）からA 直流母線及びB 直流母線への自</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑦)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違 <p>【女川】設備の相違 (相違理由①)</p> <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑦)</p> <p>【大飯、女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川の全交流動力電源喪失発生1時間までに実施する直流負荷切離し操作は、中央制御室のみで実施可能。 ・泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室で操作する。(現場操作場所がある点では伊方と同様) ・以降、同様の相違は、操作場所の相違として記載する。 <p>【女川】設備の相違 (相違理由①)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違 <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 操作手順</p> <p>蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電は、自動動作となるため、自動動作の状況を中央制御室で警報表示等により、電源が確保されていることを確認する。</p> <p>早期の交流電源の復旧見込みがない場合、安全防護系直流不要負荷切離しによる直流電源給電を開始する。手順の概要は以下のとおり。また、概略図を第 1.14.25 図に、タイムチャートを第 1.14.26 図に示す。</p> <p>① 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p>	<p>線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電開始から 1 時間以内にガスタービン発電機による給電がなく、ガスタービン発電機による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>[125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B の受電及び中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車により、モータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電が可能となった場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-13 図及び第 1.14-15 図に、タイムチャートを第 1.14-14 図及び第 1.14-16 図に示す。なお、125V 蓄電池 2B による給電手段については、「1.14.2.5 (2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備による 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電確認]</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C 低電圧及び M/C6-2D 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への自動給電状態に異常がないことを 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の電圧指示値により確認し、発電課長に 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ自動給電されていることを報告する。</p>	<p>動給電開始から 1 時間以内に代替非常用発電機による給電がなく、代替非常用発電機による A 充電器及び B 充電器の交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>[A 充電器, B 充電器の受電及び中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準]</p> <p>全交流動力電源喪失時に、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡予備ケーブルにより、コントロールセンタ A 系及びコントロールセンタ B 系の受電が可能となった場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14.19 図及び第 1.14.21 図に、タイムチャートを第 1.14.20 図及び第 1.14.22 図に示す。</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備による A 直流母線及び B 直流母線への自動給電確認]</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に蓄電池（非常用）による自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて A 充電器及び B 充電器の交流入力電源が喪失したことを警報表示等により確認する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて蓄電池（非常用）による A 直流母線及び B 直流母線への自動給電状態に異常がないことを A 直流母線及び B 直流母線の電圧指示値により確認し、発電課長（当直）に A 直流母線及び B 直流母線へ自動給電されていることを報告する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・大飯は、警報表示等の確認にて蓄電池からの給電により電源が確保されていることを確認する。 ・泊は、直流母線電圧及び警報表示等により電源が確保されていることの確認を操作手順に記載しており、蓄電池による直流給電状態確認操作に相違はない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・交流入力電源喪失を警報表示にて確認することに相違なし。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、125V 蓄電池 2A より 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電し、125V 蓄電池 2B より 125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する。 ・泊の電路構成は、蓄電池（非常用）により、A 直流母線及び B 直流母線へ給電する。（大飯と同様）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、不要直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>③ 運転員等は、全交流動力電源喪失発生後1時間までに中央制御室で不要直流負荷の切離しを行う。 比較のため伊方3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 代替電源（直流）による対応手順 (1) 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電(1.14-27頁)」の記載を下記に掲示】</p> <p>② 運転員は、全交流動力電源喪失発生後、2時間以内に中央制御室に隣接する計装盤室で不要な直流負荷の切離しを行う。</p> <p>④ 運転員等は、全交流動力電源喪失発生後8時間以降に、中央制御室下階の計装用インバータ室の計装用分電盤でさらに不要負荷の切離しを行う。</p> <p>比較のため伊方3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 代替電源（直流）による対応手順 (1) 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電(1.14-28頁)」の記載を下記に掲示】</p> <p>④ 運転員は、全交流動力電源の喪失発生後、8時間以内(8時間後頃)に現場で蓄電池（非常用）から蓄電池（重大事故等対処用）への切替えを行う。</p>	<p>④ 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bの延命処置として、1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要な負荷以外を切り離し、8時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bの延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）B及びCは、制御建屋にて125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bの延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>比較のため玄海3、4号炉まとめ資料の「1.14.2.3 代替電源（直流）による対応手順 (1) 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電(1.14-35頁)」の記載を下記に掲示】</p> <p>⑤ 当直課長は、蓄電池（重大事故等対処用）1からの受電後、非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できないと判断すれば、中央制御室で蓄電池（重大事故等対処用）2による給電を指示する。</p> <p>⑥ 運転員（当直員）等は、中央制御室及び現場で蓄電池（重大事故等対処用）2による給電を実施する。</p> <p>⑦ 運転員（当直員）等は、中央制御室で非常用直流母線電圧により、電源が確保されていることを確認する。</p>	<p>④ 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に蓄電池（非常用）の延命処置として、1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作で不要な直流負荷を切り離し、8時間以降に現場の安全補機開閉器室にて不要な直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて蓄電池（非常用）の延命処置として不要な直流負荷の切離しを実施し、発電課長（当直）に不要な直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）Bは、現場の安全補機開閉器室にて蓄電池（非常用）の延命処置として不要な直流負荷の切離しを実施し、発電課長（当直）に不要な直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、全交流動力電源喪失発生から13時間後又は非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できないと判断すれば、中央制御室でB後備蓄電池による給電を指示する。</p> <p>⑧ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室でB後備蓄電池による給電を実施する。</p> <p>⑨ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室でB直流母線の電圧指示値により、電源が確保されていることを確認し、発電課長（当直）にB後備蓄電池による給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩ 発電課長（当直）は、全交流動力電源喪失発生から17時間後又は非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できないと判断すれば、中央制御室でA後備蓄電池による給電を指示する。</p> <p>⑪ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室でA後備蓄電池による給電を実施する。</p> <p>⑫ 運転員（現場）Bは、現場でA直流母線の電圧指示値により、電源が確保されていることを確認し、発電課長（当直）にA後備蓄電池による給電が完了したことを報</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯、女川】設備の相違 ・操作場所の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は、不要な直流負荷の切離し操作開始時間を記載している。 【大飯、女川】記載表現の相違 ・操作場所は異なるものの、不要な直流負荷切離し操作を現場で実施することに相違なし。(女川、大飯と同様)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①） (川内、伊方、玄海と同様)</p> <p>【玄海、伊方】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【玄海、伊方】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①） (川内、伊方、玄海と同様)</p> <p>【玄海】設備の相違 ・泊は、A直流母線の電圧については、全交流動力電源喪失発生から1時間以内に</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.14.2.1(1)a. の記載より再掲】</p> <p>⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑩ 発電課長は、運転員に DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) における蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、計測制御電源室 (A) 室換気空調系及び計測制御電源室 (B) 室換気空調系を起動し、DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) の換気を指示する。</p> <p>⑧ 発電課長は、運転員に 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B が受電されていることを確認するよう指示する。</p> <p>⑨ 運転員 (中央制御室) A は、125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の運転が開始されたことを、125V 直流主母線 2A 電圧、125V 直流主母線 2B 電圧、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩ 発電課長は、運転員に DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) における蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、計測制御電源室 (A) 室換気空調系及び計測制御電源室 (B) 室換気空調系を起動し、DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) の換気を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p>	<p>⑦ 発電課長は、蓄電池による給電開始から 24 時間経過するまでに、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系への受電が完了したことを確認し、運転員に交流電源による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の受電準備開始を指示する。</p> <p>【比較のため、下段の記載より再掲】</p> <p>⑩ 発電課長は、運転員に DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) における蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、計測制御電源室 (A) 室換気空調系及び計測制御電源室 (B) 室換気空調系を起動し、DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) の換気を指示する。</p> <p>⑧ 発電課長は、運転員に 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B が受電されていることを確認するよう指示する。</p> <p>⑨ 運転員 (中央制御室) A は、125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の運転が開始されたことを、125V 直流主母線 2A 電圧、125V 直流主母線 2B 電圧、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩ 発電課長は、運転員に DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) における蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、計測制御電源室 (A) 室換気空調系及び計測制御電源室 (B) 室換気空調系を起動し、DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) の換気を指示する。</p> <p>⑩ 運転員 (中央制御室) A は、計測制御電源室 (A) 室換気空調系及び計測制御電源室 (B) 室換気空調系の CS を「入」とし、発電課長に DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) の換気を実施したことを報告する。</p>	<p>告する。</p> <p>⑬ 発電課長 (当直) は、蓄電池 (非常用) 及び後備蓄電池による給電開始から 24 時間経過するまでに、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡ケーブルによるコントロールセンタ A 系及びコントロールセンタ B 系への受電が完了したことを確認し、運転員及び災害対策要員に A 安全系蓄電池室及び B 安全系蓄電池室における蓄電池 (非常用) 充電時の水素ガス滞留防止のため、蓄電池室排気ファンを起動し、A 安全系蓄電池室及び B 安全系蓄電池室の換気を指示する。</p> <p>⑭ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入ダンパの開操作を行う。</p> <p>⑮ 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替えを行う。</p> <p>⑯ 運転員 (現場) B は、現場にて蓄電池室排気ファンを起動し、発電課長 (当直) に A 安全系蓄電池室及び B 安全系蓄電池室の換気を実施したことを報告する。</p>	<p>相違理由</p> <p>実施する不要な直流負荷切離し以降、中央制御室にて確認できないことから、現場にて電圧を確認する。現場で電圧を確認することに関しては、伊方と同様。</p> <p>【玄海、伊方】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【玄海、伊方】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由①)</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違 <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、メタクラの受電と同時にパワーセンタへ充電器まで受電する運用としている。 ・泊は、メタクラ及びパワーコントロールセンタ受電確認後に、コントロールセンタを受電する手順としている。 ・女川は、充電器受電後に DC125V バッテリー室 (A) 及び DC125V バッテリー室 (B) の換気を実施している。 ・泊は、安全系蓄電池室の水素滞留低減のため、安全系蓄電池室の換気後に充電器の受電操作を実施している。(大飯と同様) <p>【女川】設備の相違 (相違理由⑦)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上段の泊の記載箇所にて比較する。 <p>【大飯】設備の相違 (相違理由⑭)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由⑯)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑫ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>全交流動力電源喪失後、1時間までに中央制御室からの不要直流負荷の切離しを1ユニット当たり運転員等1名、所要時間は約5分と想定する。その後、8時間以降は、現場での不要直流負荷の切離しを1ユニット当たり運転員等1名、所要時間は約15分と想定する。</p>	<p>⑨ 運転員（中央制御室）Aは、125V充電器2A及び125V充電器2Bの運転が開始されたことを、125V直流主母線2A電圧、125V直流主母線2B電圧、125V直流主母線2A-1電圧及び125V直流主母線2B-1電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫ 発電課長は、モータコントロールセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2D系復旧完了後、運転員に中央制御室監視計器の復旧確認を指示する。</p> <p>⑬ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて中央制御室監視計器が復旧されていることを状態表示により確認し、発電課長に復旧が完了したことを報告する。</p> <p>⑭ 発電課長は、運転員に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B給電を24時間継続するために切り離していた125V直流負荷の復旧を指示する。</p> <p>⑮ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて切り離していた125V直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離していた125V直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>⑯ 運転員（現場）B及びCは、現場にて切り離していた125V直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離していた125V直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備による125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bへの自動給電確認]</p> <p>125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bによる125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B、125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1への給電については、運転員の操作は不要である。</p>	<p>⑰ 発電課長（当直）は、運転員に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑱ 運転員（現場）Bは、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>⑲ 運転員（現場）Bは、A充電器及びB充電器の運転が開始されたことをA直流母線電圧及びB直流母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長（当直）に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑳ 発電課長（当直）は、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB系復旧完了後、運転員に中央制御室監視計器の復旧確認を指示する。</p> <p>㉑ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて中央制御室監視計器が復旧されていることを状態表示により確認し、発電課長（当直）に復旧が完了したことを報告する。</p> <p>㉒ 発電課長（当直）は、運転員に蓄電池（非常用）及び後備蓄電池給電を24時間継続するために切り離していた直流負荷の復旧を指示する。</p> <p>㉓ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて切り離していた直流負荷の復旧を実施し、発電課長（当直）に切り離していた直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>㉔ 運転員（現場）Bは、現場にて切り離していた直流負荷の復旧を実施し、発電課長（当直）に切り離していた直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備によるA直流母線及びB直流母線への給電]</p> <p>蓄電池（非常用）によるA直流母線及びB直流母線への給電については、運転員の操作は不要である。</p>	<p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、充電器受電後にDC125Vバッテリー室（A）及びDC125Vバッテリー室（B）の換気を実施している。 泊は、安全系蓄電池室の水素滞留低減のため、安全系蓄電池室の換気後に充電器の受電操作を実施している。（大飯と同様） <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の電路構成は、125V充電器2Aより125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1へ給電し、125V充電器2Bより125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1へ給電する。 泊の電路構成は、A充電器によりA直流母線給電し、B充電器によりB直流母線へ給電する。（大飯と同様） <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の電路構成は、125V充電器2Aより125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1へ給電し、125V充電器2Bより

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>不要直流負荷の切離しにより蓄電池（安全防護系用）にて24時間にわたり直流電源の給電を確保する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.13、1.14.14、1.14.15、1.14.16)</p>	<p>[必要な負荷以外の切離し]</p> <p>運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切離しの作業完了まで5分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから60分以内で可能である。</p> <p>125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作は、1時間負荷は5分以内で可能であり、8時間負荷は30分以内で可能である。</p> <p>常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備によるモータコントロールセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2D系受電後、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の復旧は、20分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-3)</p> <p>b. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合に、125V代替蓄電池により、24時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、250V蓄電池により、24時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。</p> <p>125V代替蓄電池及び250V蓄電池は、必要な負荷以外の</p>	<p>[不要な直流負荷の切離し]</p> <p>運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、不要な直流負荷の切離しの作業開始を判断してから中央制御室及び安全系計装盤室にて1時間以内に不要な直流負荷の切離しの作業完了まで20分以内で可能である。</p> <p>また、不要な直流負荷の切離しの作業開始を判断してから8時間以降に現場にて不要な直流負荷の切離しを行い、作業完了まで、不要な直流負荷の切離しの作業開始を判断してから30分以内で可能である。</p> <p>B後備蓄電池又はA後備蓄電池の投入操作は、5分以内で可能である。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作は、55分以内で可能である。</p> <p>常設代替交流電源設備、後備変圧器、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は開閉所電源設備によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電後、A充電器、B充電器及び中央制御室監視計器の復旧は、95分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転時と同程度である。 (添付資料 1.14.8、1.14.9)</p>	<p>125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1へ給電する。</p> <p>泊の電路構成は、A充電器によりA直流母線給電し、B充電器によりB直流母線へ給電する。（大飯と同様） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違</p> <p>・大飯では、不要な直流負荷の切離し操作開始時間を記載している。</p> <p>・泊3号炉は操作開始時間ではなく、不要な直流負荷の切離し操作の制限時間を記載。いずれも蓄電池の延命処置であり、対応操作に相違はない。 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯、女川】設備の相違</p> <p>・操作場所の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑦） 【女川】設備の相違（相違理由①） 【大飯】設備の相違（相違理由⑦） 【女川】設備の相違（相違理由①） 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>切離しを実施することで、ガスタービン発電機（又は電源車）による給電を開始するまで24時間以上にわたり、125V 直流主母線盤 2A-1、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 250V 直流主母線盤へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流主母線盤 2A-1 への給電の判断基準] 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。 [250V 蓄電池から250V 直流主母線盤への給電の判断基準] 全交流動力電源喪失により、250V 充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-17図から第1.14-19図に、タイムチャートを第1.14-20図から第1.14-22図に示す。 [125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合] ①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流主母線盤 2A-1 への給電開始を指示する。 ②^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。 ③^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2B から125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「切」とする。 ④^a 運転員（現場）B及びCは、125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。 ⑤^a 発電課長は、運転員に125V 直流電源切替盤 2A 及び125V 直流電源切替盤 2Bにて、125V 直流主母線盤 2A 及び125V 直流主母線盤 2Bの負荷を、125V 直流主母線盤 2B-1 からの給電へ切替えを指示する。 ⑥^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流電源切替盤 2A 及び125V 直流電源切替盤 2Bにて必要負荷を125V 直流主母線盤 2A 及び125V 直流主母線盤 2Bの給電から125V 直流主母線盤 2B-1 の給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。 ⑦^a 発電課長は、運転員に125V 直流主母線盤 2A-1 への給</p>		

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電開始を指示する。</p> <p>⑧^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2A-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。</p> <p>⑨^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2A から125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「切」とする。</p> <p>⑩^a 運転員（現場）B及びCは、125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2A-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪^a 発電課長は、運転員に125V 直流電源切替盤 2A にて125V 直流主母線盤 2A の負荷を125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替を指示する。</p> <p>⑫^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流電源切替盤 2A にて必要負荷を125V 直流主母線盤 2A 給電から125V 直流主母線盤 2A-1 給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑬^a 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から8時間以内に、現場操作により不要な125V 直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑭^a 運転員（現場）B及びCは、現場にて不要な125V 直流負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に不要な125V 直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>[125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1、125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合]</p> <p>①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 への給電開始を指示する。</p> <p>②^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2A-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。</p> <p>③^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2A から125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器の「入」確認する。</p> <p>④^a 運転員（現場）B及びCは、125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び125V 直流主母線 2A 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p>		

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑤^b 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A にて 125V 直流主母線盤 2A の負荷を 125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替えを指示する。</p> <p>⑥^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2A にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2A から 125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑦^b 発電課長は、運転員に 125V 直流主母線盤 2B-1 への給電開始を指示する。</p> <p>⑧^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。</p> <p>⑨^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「切」とする。</p> <p>⑩^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪^b 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2B にて 125V 直流主母線盤 2B の負荷を、125V 直流主母線盤 2B-1 からの給電へ切替えを指示する。</p> <p>⑫^b 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2B にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2B 給電から 125V 直流主母線盤 2B-1 給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑬^b 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から 8 時間以内に、現場操作により不要な 125V 直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑭^b 運転員（現場）B 及び C は、現場にて不要な 125V 直流負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に不要な 125V 直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>[250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤への自動給電確認]</p> <p>①^c 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 250V 蓄電池による自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②^c 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 250V 蓄電池の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③^c 運転員（中央制御室）A は、250V 蓄電池による給電が開始され、250V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p>		

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前まで（24時間以内）に、可搬式整流器による代替電源（直流）から非常用直流母線へ給電する手順を整備する。</p> <p>なお、給電に必要な代替電源（交流）による給電手順は1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」に定める。代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合には、1.14.2.3「代替所内電気設備による給電手順等」にて対応する。</p>	<p>④ 発電課長は、全交流動力電源喪失から1時間以内に、遠隔操作により不要な250V直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて不要な250V直流負荷の切離し操作を実施し、250V直流主母線盤の異常がないことを確認後、発電課長に不要な250V直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <p>[125V直流主母線盤2B-1、125V直流主母線盤2A-1へ給電する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 125V代替蓄電池の給電切替操作は、50分以内で可能である。 125V代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、8時間負荷は15分以内で可能である。 <p>[125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1へ給電する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 125V代替蓄電池の給電切替操作は、50分以内で可能である。 125V代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、8時間負荷は15分以内で可能である。 <p>[250V蓄電池から250V直流主母線盤への自動給電確認]</p> <ul style="list-style-type: none"> 250V蓄電池による250V直流主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。 250V蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、1時間負荷は5分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料 1.14.2-4)</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B系による125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bへ給電ができない場合に、可搬型代替直流電源設備（電源車、125V代替蓄電池、125V代替充電器、250V蓄電池及び250V充電器）により直流電源を必要な機器へ給電する。</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及びディーゼル発電機の機能喪失時に、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池によるA直流母線及びB直流母線へ給電ができない場合に、可搬型代替直流電源設備（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）により直流電源を必要な機器へ給電する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>・大飯は、代替電源（交流）からの給電手段により非常用高圧母線へ給電し、可搬式整流器を介して直流母線へ給電が可能であることから1.14.2.1「代替電源（交</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、下段の記載より再掲】</p> <p>また、給電に伴い必要な代替電源（交流）による給電を行う手順については、1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」のとおり。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合。</p> <p>比較のため玄海3,4号炉まとめ資料の「1.14.2.3 代替電源（直流）による給電手順等（2）直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電（1.14-36頁）」の記載を下記に掲示】</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に全ての代替電源（交流）による給電手順にて交流動力電源が復旧する見込みがない場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.27図に、タイムチャートを第1.14.28図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.29図に示す。</p> <p>また、給電に伴い必要な代替電源（交流）による給電を行う手順については、1.14.2.1「代替電源（交流）による</p>	<p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-23図から第1.14-25図に、タイムチャートを第1.14-26図に示す。</p>	<p>また、上記給電を継続するために可搬型直流電源用発電機への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時にすべての代替電源（交流）による給電手順にて交流動力電源が復旧する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.23図に、タイムチャートを第1.14.24図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.25図に示す。</p>	<p>流)による給電手順等」へのリンク先を記載している。また、代替所内電気設備による給電手段より、代替所内電気設備分電盤から可搬式整流器を介して直流母線へ給電が可能であることから1.14.2.3「代替所内電気設備による給電手順等」へのリンク先を記載している。</p> <p>【女川】設備の相違③ 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・大飯は、代替電源（交流）より可搬式整流器を介して直流給電をすることから、代替電源（交流）設備への燃料補給については、1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」から、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」へ紐付けしている。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧） ・大飯は、代替電源（交流）より可搬式整流器を介して直流給電をすることから、代替電源（交流）からの給電が可能であることを判断基準に記載している。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑨） ・泊の手順着手の判断基準は、玄海と同様。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川は、電源車から代替所内電気設備を経由して直流主母線へ給電することから、ケーブルの敷設ルートは必要ない。 ・大飯は、電源車からケーブルを経由して直流母線へ給電することから、ケーブル敷設ルートを添付している。 ・泊は、可搬型直流電源用発電機からケーブルを経由して直流母線へ給電することから、大飯と同様にケーブル敷設ルートを添付している。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>給電手順等」のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び可搬式整流器による給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、可搬式整流器の移動及び起動前点検を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、現場で受電準備操作を実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルの接続を実施する。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場で電源操作を実施する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長に可搬式整流器による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑧ 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で給電開始操作を実施する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約110分と想定する。</p>	<p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車から代替所内電気設備を経由し125V代替充電器及び250V充電器への受電準備開始を指示する。</p> <p>② 発電課長は、発電所対策本部へ電源車から代替所内電気設備を経由し125V代替充電器及び250V充電器への給電準備開始を依頼する。</p> <p>③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車から代替所内電気設備を経由し125V代替充電器及び250V充電器への給電開始を指示する。</p> <p>④ 運転員及び重大事故等対応要員は、125V代替充電器及び250V充電器への給電に先立ち、「1.14.2.3(1)a.(b)[優先4.電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]」の操作手順④⁴～⑥⁴を実施する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、125V直流主母線2A-1電圧、125V直流主母線2B-1電圧及び250V直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑥ 発電課長は、運転員に125V代替蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧を指示する。</p> <p>⑦ 運転員（現場）B及びCは、現場にて切り離していた125V直流負荷の復旧を実施し、125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1の異常がないことを確認後、発電課長に切り離していた125V直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による125V代替充電器及び250V充電器の受電完了は130</p>	<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、給電先の健全性確認、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電準備を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の移動及び起動前点検を実施する。</p> <p>③ 運転員（現場）Aは、現場で受電準備操作を実施する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でケーブルの接続を実施する。</p> <p>⑤ 運転員（現場）Aは、受電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、給電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を起動する。</p> <p>⑨ 運転員（現場）Aは、現場で遮断器を「入」とし直流母線電圧により、電源が確保されていることを確認する。</p> <p>⑩ 運転員（現場）Aは、発電課長（当直）に可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑪ 運転員（現場）Aは、現場で給電開始操作を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備によるA直流母線又はB直流母線の受電完了は190分以内で可能である。</p>	<p>【女川】 ・直流母線に電源を供給する手順に相違はないが、当該手順における回路構成は、炉型が同じである大飯と同様であるため、比較対象を大飯とし比較する。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑨） 【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、電源車及び可搬式整流器の起動を⑤⑥に分けて記載している。 ・泊は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の起動を⑧にまとめて記載し、遮断器の投入操作を⑨に記載している。受電操作としては相違なし。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は、直流電源が確保されたこと確認する手順を記載している。 ・泊3号炉は、操作手順⑨の電源が確保されていることの確認を含む。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.14.17)</p>	<p>分以内で可能である。 125V 代替蓄電池を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作は、40 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料 1.14.2-5)</p> <p>d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時、所内常設蓄電式直流電源設備が機能喪失した場合で、かつ電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 代替充電器へ給電ができない場合に、電源車を 125V 代替充電器用電源車接続設備に接続し、125V 代替充電器へ給電する。 また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合において、電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 代替充電器へ給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 125V 代替充電器用電源車接続設備による 125V 代替充電器給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-2 図に、タイムチャートを第 1.14-28 図に示す。</p> <p>(制御建屋北側の電源車接続口(北側)を使用する場合(制御建屋南側の電源車接続口(南側)を使用の場合は④、⑤、⑥を除く))</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車、125V 代替充電器用電源車接続設備による 125V 代替充電器への給電準備開始を指示する。 ② 発電課長は、発電所対策本部に電源車による 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電準備を依頼する。 ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車による 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電準備開</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.14.10)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由③)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>始を指示する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、電源車接続口（北側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。</p> <p>⑤ 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口（北側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）B及びCは、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、電源車を電源車接続口付近に配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを敷設する。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、電源車接続口に電源車ケーブルを接続し、発電所対策本部に給電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑨ 運転員（現場）B及びCは、モータコントロールセンタ2G系から125V代替充電器へ給電するための遮断器を「切」とし、発電課長に給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑩ 発電課長は、発電所対策本部へ電源車による125V代替充電器用電源車接続設備への給電を依頼する。</p> <p>⑪ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車による125V代替充電器用電源車接続設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑫ 重大事故等対応要員は、電源車を起動し、発電所対策本部に代替直流電源用切替盤へ給電が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑬ 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替盤の受電開始を指示する。</p> <p>⑭ 運転員（中央制御室）Aは、電源車から代替直流電源用切替盤を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑮ 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替盤を経由し125V代替充電器の受電開始を指示する。</p> <p>⑯ 運転員（現場）B及びCは、代替直流電源用切替盤から125V代替充電器を受電するための遮断器を「入」とし、125V代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電されたことを報告する。</p> <p>⑰ 運転員（中央制御室）Aは、125V直流主母線2A-1電圧及び125V直流主母線2B-1電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に異常のないことを報告</p>		

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>する。</p> <p>⑱ 発電課長は、運転員へ125V代替蓄電池の遮断器の「切」を指示する。</p> <p>⑲ 運転員（現場）B及びCは、125V代替充電器の125V代替蓄電池へ給電するための遮断器を「切」とし、125V代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認し、発電課長に125V代替蓄電池の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>⑳ 運転員（中央制御室）Aは、125V直流主母線2A-1電圧及び125V直流主母線2B-1電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に異常のないことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V代替充電器用電源車接続設備による125V代替充電器の受電完了は140分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料 1.14.2-6)</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2B受電</p> <p>外部電源、非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電が可能な場合、モータコントロールセンタ2C系又はモータコントロールセンタ2D系を受電後、125V充電器2A又は125V充電器2Bから125V直流主母線盤2A又は125V直流主母線盤2Bへ給電し、遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお、メタクラ2C系、メタクラ2D系、パワーセンタ2C系及びパワーセンタ2D系の受電時は、当該遮断器の制御電源が喪失していることから、手動にて遮断器を投入後、受電操作を実施する。</p> <p>給電手段、電路構成及びメタクラ2C系並びにメタクラ2D系受電前準備については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p>	<p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時のA直流母線及びB直流母線受電</p> <p>外部電源、ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡予備ケーブルによる給電が可能な場合、パワーコントロールセンタA系又はパワーコントロールセンタB系を受電後、A充電器又はB充電器からA直流母線又はB直流母線へ給電し、遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお、メタクラA系、メタクラB系、パワーコントロールセンタA系及びパワーコントロールセンタB系の受電時は、当該遮断器の制御電源が喪失していることから、手動にて遮断器を投入後、受電操作を実施する。</p> <p>給電手段、電路構成及びメタクラA系並びにメタクラB系受電前準備については、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. ガスタービン発電機</p> <p>【比較のため、下段の記載より再掲】</p> <p>4. 電源車</p> <p>2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）</p> <p>3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</p> <p>4. 電源車</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の電圧が喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への給電のための回路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-6 図及び第 1.14-10 図に、タイムチャートを第 1.14-7 図から第 1.14-9 図及び第 1.14-11 図及び第 1.14-12 図に示す。</p> <p>なお、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への給電のための回路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>[優先 1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 15 分以内で可能である。</p>	<p>1. ガスタービン発電機</p> <p>【比較のため、下段の記載より再掲】</p> <p>4. 電源車</p> <p>2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）</p> <p>3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</p> <p>4. 電源車</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の電圧が喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への給電のための回路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14.5 図、第 1.14.10 図、第 1.14.12 図及び第 1.14.17 図に、タイムチャートを第 1.14.6 図から第 1.14.8 図、第 1.14.11 図、第 1.14.13 図、第 1.14.14 図及び第 1.14.18 図に示す。</p> <p>なお、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への給電のための回路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>[優先 1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 15 分以内で可能である。</p>	<p>1. 代替非常用発電機</p> <p>2. 後備変圧器</p> <p>3. 可搬型代替電源車</p> <p>4. 号炉間連絡ケーブル</p> <p>5. 開閉所設備</p> <p>6. 号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>A 直流母線及び B 直流母線の電圧が喪失した場合で、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡予備ケーブルのいずれかの手段によるメタクラ A 系、メタクラ B 系、パワーコントロールセンタ A 系及びパワーコントロールセンタ B 系への給電のための回路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設直流電源喪失時の A 直流母線及び B 直流母線受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14.5 図、第 1.14.10 図、第 1.14.12 図及び第 1.14.17 図に、タイムチャートを第 1.14.6 図から第 1.14.8 図、第 1.14.11 図、第 1.14.13 図、第 1.14.14 図及び第 1.14.18 図に示す。</p> <p>なお、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備又は号炉間連絡予備ケーブルのいずれかの手段によるメタクラ A 系、メタクラ B 系、パワーコントロールセンタ A 系及びパワーコントロールセンタ B 系への給電のための回路構成、受電前準備及び起動操作については、1.14.2.1(1) 「代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>操作の成立性は、1.14.2.1(1) 「代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>[優先 1. 代替非常用発電機によるメタクラ A 系及びメタクラ B 系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1 名、運転員（現場）1 名及び災害対策要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから所要時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替非常用発電機によるメタクラ B 系及びパワーコントロールセンタ B 系受電完了まで 15 分以内で可能である。 代替非常用発電機によるメタクラ A 系及びパワーコ 	<p>相違理由</p> <p>【女川】 運用の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主対策設備の相違 <p>【女川】 記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の泊の記載箇所にて比較する。 <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主対策設備の相違 <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の重大事故等の初期対応は、メタクラ B 系受電により行なうことができるため、メタクラ B 系受電後にメタクラ A 系受電する。そのため、メタクラ B 系及びメタクラ A 系で分けた記載としている。（島根と同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>[ガスタービン発電機の現場からの起動によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び修班員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機の起動及びメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで45分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>【比較のため、下段の記載より再掲】</p> <p>[優先4. 電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで125分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>[代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）3名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電完了まで50分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電完了まで65分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電完了まで70分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>[優先2. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電完了まで60分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違 	<p>ントロールセンタA系受電完了まで40分以内で可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電完了まで45分以内で可能である。 <p>[代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）3名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電完了まで50分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電完了まで65分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電完了まで70分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>[優先2. 後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電完了まで60分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>[優先3. 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電完了まで240分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の重大事故等の初期対応は、メタクラB系受電により行なうことができるため、メタクラB系受電後にメタクラA系受電する。そのため、メタクラB系及びメタクラA系で分けた記載としている。（島根と同様） <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>[優先2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>2号炉運転員（中央制御室）2名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの号炉間電力融通ケーブル（常設）によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>2号炉運転員（中央制御室）2名、3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電完了まで225分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>性が高くなるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>[優先4. 号炉間連絡ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）1名、1号及び2号炉運転員（中央制御室）1名、1号及び2号炉運転員（現場）1名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの号炉間連絡ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで215分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が高くなるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続及び遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>[優先5. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名、1号及び2号炉運転員（中央制御室）1名並びに1号及び2号炉運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで215分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が高くなるように操作対象盤に識別表示を行う。遮断器操作に使用する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>[優先6. 号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]</p> <p>3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）1名、1号及び2号炉運転員（中央制御室）1名、1号及び2号炉運転員（現場）1名及び災害対策要員7名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで395分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が高くなるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続及び遮断器操作については、速やかに作業ができるよ</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時は、蓄電池（安全防護系用）により、非常用直流母線へ代替電源（直流）が自動で給電される。また、直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで24時間にわたって給電を確保するため、蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電を第1優先で使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時に、蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電は、24時間以降に電圧が許容最低電圧以下に低下するため、それまでに可搬式整流器による電源を準備し、可搬式整流器から代替電源（直流）を給電することにより長期にわたる直流電源を確保可能であることから、第2優先で使用する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.30図に示す。</p>	<p>[優先4. 電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで125分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>う作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上段の泊の記載箇所にて比較する。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下段の泊の記載箇所にて比較する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</p> <p>(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）</p> <p>所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤と、可搬型重大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器（恒設代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁、計装用電源、アニュラス空気浄化ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用））へ代替電源から給電する手順を整備する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】</p> <p>(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）</p> <p>所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対処設備である代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤と、多様性拡張設備である電源車及び可搬型重大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器（恒設代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁、計装用電源、アニュラス空気浄化ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用））へ代替電源から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替所内電気設備による給電</p> <p>a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電</p> <p>非常用所内電気設備であるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系が機能喪失した場合に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>代替交流電源設備によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガスタービン発電機 2. 号炉間電力融通ケーブル（常設） 3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） 4. 電源車 <p>また、上記給電を継続するためにガスタービン発電機及び電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電準備開始の判断基準]</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p> <p>(1) 代替所内電気設備による給電</p> <p>a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</p> <p>非常用所内電気設備であるメタクラ A 系及びメタクラ B 系が機能喪失した場合に、代替所内電気設備である代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤により、発電用原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器（アニュラス空気浄化ファン、蓄圧タンク出口弁、計装用インバータ、代替格納容器スプレイポンプ及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ）の電源を復旧する。</p> <p>代替交流電源設備による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替非常用発電機 2. 可搬型代替電源車 <p>また、上記給電を継続するために代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電準備開始の判断基準]</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由⑬） 【女川】設備の相違（相違理由⑩、⑪）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違（相違理由⑩、⑪）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫、⑬） 【大飯】設備の相違 ・大飯は、技術的能力 1.3 にて加圧器逃がし弁用の可搬式空気圧縮機へ可搬式整流器より給電する手段を整備しており、非常用高圧母線又は代替所内電気設備から給電可能な系統構成となっている。 ・泊は、重大事故等対処設備である可搬型の加圧器逃がし弁操作作用バッテリーにより加圧器逃がし弁に供給する代替電源を確保する手段を技術的能力 1.3 に整備している。泊の設計方針は川内、玄海及び伊方と同様。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【女川】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違（相違理由⑪）</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違（相違理由⑩）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。</p> <p>【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。</p> <p>b. 操作手順 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.31図に、タイムチャートを第1.14.32図に、フローチャートを第1.14.24図に示す。</p> <p>【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】</p> <p>b. 操作手順 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.31図に、タイムチャートを第1.14.32図に、フローチャートを第1.14.24図に示す。</p> <p>また、空冷式非常用発電装置への燃料（重油）補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】</p> <p>また、電源車への燃料（重油）補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性を確認する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。</p>	<p>非常用所内電気設備であるメタクラ2C系及びメタクラ2D系が同時に機能喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車からパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系への給電が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-29図に、タイムチャートを第1.14-30図から第1.14-33図に示す。</p> <p>[優先1.ガスタービン発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>①* 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機自動起動により、メタクラ2F系が受電されていることの確認及びメタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>②* 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2F系の受電確認後、メタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系が受電されていることを確認し、発電課長に受電されたことを報</p>	<p>非常用所内電気設備であるメタクラA系及びメタクラB系が同時に機能喪失した場合で、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤への給電が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.26図に、タイムチャートを第1.14.27図及び第1.14.28図に示す。</p> <p>また、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車への燃料補給の手順については、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>[優先1.代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合]</p> <p>①* 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替所内電気設備による給電準備を指示する。</p> <p>②* 災害対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性確認及び系統構成を実施する。</p> <p>③* 運転員（現場）Aは、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>④* 運転員（現場）Aは、給電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑤* 災害対策要員は、給電準備が完了したことを発電課</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑩、⑪）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑩、⑪）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備であるメタクラA系及びメタクラB系が機能喪失した場合に電源を供給する手順に相違はないが、当該手順における電路構成は、炉型が同じである大飯と同様であるため、比較対象を大飯とする。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 運転員等は、中央制御室で空冷式非常用発電装置を起動する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で給電対象負荷の本設受電NFBを「切」、代替所内電気設備用受電NFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤から交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器の移動、ケーブルの接続及び起動前点検を実施する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で直流電源の給電を開始する。</p> <p>⑩ 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p> <p>⑪ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に空冷式非常用発電装置の燃料（重油）補給を指示する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の中央制御室対応は、1ユニット当たり運転員等1名、現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約3.8時間と想定する。 円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び</p>	<p>告する。</p> <p>③^a 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>④^a 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p> <p>⑤^a 運転員（中央制御室）Aは、ガスタービン発電機によるメタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系への給電が完了したことを報告する。</p>	<p>長（当直）に報告する。</p> <p>⑥^a 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に代替非常用発電機による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑦^a 運転員（現場）A及び運転員（現場）Bは、現場で代替非常用発電機を起動する。</p> <p>⑧^a 運転員（現場）Aは、現場で代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑨^a 運転員（現場）Aは、現場で給電対象負荷の本設側NFBを「切」、代替所内電気設備対象のNFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑩^a 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に代替非常用発電機への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑪^a 発電所対策本部長は、災害対策要員に代替非常用発電機への燃料補給を指示する。</p> <p>⑫^a 運転員（現場）Aは、現場で代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】設備の相違 ・泊は、直流電源喪失を想定しているため、現場にて代替非常用発電機を起動する手順としている。現場起動としているのは、川内、伊方と同様。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑬）</p> <p>【大飯、女川】記載方針の相違 ・泊は燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することを記載し、その具体的な手順については1.14.2.4「燃料の補給手順」で整理している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑭）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・後段の泊の記載箇所にて比較する</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>(添付資料1.14.18)</p>	<p>[優先2.号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>(本手順は、2号炉で全交流動力電源が喪失し、3号炉の非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用して2号炉の代替所内電気設備へ給電する操作手順を示す。)</p> <p>①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系の受電準備を指示する。</p> <p>②^b 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系の給電準備を指示する。</p> <p>③^b 3号炉運転員(中央制御室)Aは、3号炉の非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び3号炉の非常用ディーゼル発電機の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3号炉発電課長に給電準備完了を報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>④^b 運転員(中央制御室)Aは、受電前準備として、ガスタービン発電機からメタクラ2F系を受電するための遮断器、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器、3号メタクラ3D系からメタクラ2F系を受電するための遮断器、メタクラ2F系からメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電する遮断器の「切」又は「切」確認し、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑤^b 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系への給電開始を指示する。メタクラ2F系の給電手順については、「1.14.2.1(1)b.(b) [優先2.号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の操作手順⑦a~⑩aと同様である。</p> <p>⑥^b 発電課長は、運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機からのメタクラ2G系への受電開始を指示する。</p>		<p>【女川】設備の相違(相違理由⑩)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑦^① 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2F系からメタクラ2G系を給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電操作を実施する。</p> <p>⑧^① 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑨^① 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>⑩^① 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電機設備側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑪^① 運転員（中央制御室）Aは、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p> <p>[優先3号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>①^① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2G系への受電準備開始を指示する。</p> <p>②^① 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び電路構成を依頼する。</p> <p>③^① 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2G系への受電準備開始を指示する。</p> <p>④^① 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2G系の受電準備として、メタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器、メタクラ2G系からメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電するための遮断器の「切」又は「切」確認する。</p> <p>⑤^① 運転員（中央制御室）Aは、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によりメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ2G系の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥^① 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼ</p>		

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）</p> <p>所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対処設備である代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤と、多様性拡張設備である電源車及び可搬型重</p>	<p>ル発電機によるメタクラ 2G 系への給電準備開始を指示する。</p> <p>3号炉の給電準備及び号炉間電力融通ケーブル(可搬型)の敷設手順については、「1.14.2.1(1)b.(b) [優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の⑩^①～⑩^②操作手順と同様である。</p> <p>⑦^① 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるメタクラ2G系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑧^① 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>メタクラ2G系の給電手順については、「1.14.2.1(1)b.(b) [優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の⑩^①～⑩^②操作手順と同様である。</p> <p>⑨^① 運転員(中央制御室)Aは、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩^① 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>⑩^② 運転員(中央制御室)Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑩^③ 運転員(中央制御室)Aは、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p>		<p>【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に取戻させるために必要な機器（恒設代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁、計装用電源、アニユラス空気浄化ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用））へ代替電源から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。</p> <p>b. 操作手順 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.31 図に、タイムチャートを第 1.14.32 図に、フローチャートを第 1.14.24 図に示す。</p> <p>また、電源車への燃料（重油）補給の手順は 1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性を確認する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で電源車の配置及びケーブルの敷設を実施する。</p>	<p>[優先 4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]</p> <p>(原子炉建屋東側の電源車接続口（東側）を使用する場合（原子炉建屋西側の電源車接続口（西側）を使用の場合は④^d、⑤^d、⑥^dを除く))</p> <p>①^d 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系の受電準備開始を指示する。</p> <p>②^d 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ 2G 系への給電準備開始を依頼する。</p> <p>③^d 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車からメタクラ 2G 系への給電準備開始を指示する。</p> <p>④^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。</p> <p>⑤^d 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源</p>	<p>[優先 2. 可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合]</p> <p>①^b 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替所内電気設備による給電準備を指示する。</p> <p>②^b 災害対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性確認及び系統構成を実施する。</p> <p>③^b 運転員（現場）Aは、現場で代替所内電気設備分電盤の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>④^b 災害対策要員は、現場で可搬型代替電源車のケーブル敷設ルートの確認、可搬型代替電源車の移動及び起動前点検を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、女川と同様に可搬型代替電源車の接続口を東側と西側で2ルート確保しているが、どちらも同様の手順であることから、手順の相違に関する記載は不要。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【女川】 ・非常用電源設備であるメタクラA系及びメタクラB系が機能喪失した場合に電源を供給する手順に相違はないが、当該手順における回路構成は、炉型が同じである大飯と同様であるため、比較対象を大飯とする。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、「1.14.2.1(1)a」と同様に可搬型代替電源車の起動前点検を実施する手順及び発電課長（当直）に報告する内容を手</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルを中継接続盤に接続後、電源車を起動し、運転状態の確認を実施する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で給電対象負荷の本設受電NFBを「切」、代替所内電気設備用受電NFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤から交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器の移動、ケーブルの接続及び起動前点検を実施する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で直流電源の給電を開始する。</p> <p>⑪ 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p> <p>⑫ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料（重油）補給を指示実施する。</p>	<p>車接続口（東側）へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。</p> <p>⑥^d 運転員（現場）B及びCは、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。</p> <p>⑦^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口付近にて電源車（2台）を配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを、電源車（2台）の間に並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑧^d 運転員（中央制御室）Aは、給電準備としてメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認を実施し、発電課長にメタクラ2G系への受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車からメタクラ2G系間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2G系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑩^d 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ2G系への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑪^d 発電課長は、ガスタービン発電機及び炉間電力融通ケーブルにより給電ができない場合、発電所対策本部へ電源車からメタクラ2G系へ給電を依頼する。</p> <p>⑫^d 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車からメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>⑬^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車（2台）の起動及び並列操作によりメタクラ2G系への給電を実施し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2G系への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑭^d 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ2G系への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑮^d 発電課長は、運転員によるメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>⑯^d 運転員（中央制御室）Aは、電源車からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系が受電されたことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑰^d 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>⑱^d 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電気設備側」</p>	<p>⑤^b 運転員（現場）Aは、給電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑥^b 災害対策要員は、給電準備が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑦^b 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に可搬型代替電源車による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧^b 災害対策要員は、現場でケーブルを接続し、可搬型代替電源車を起動及び並列操作を実施する。</p> <p>⑨^b 運転員（現場）Aは、現場で代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑩^b 運転員（現場）Aは、現場で給電対象負荷の本設側NFBを「切」、代替所内電気設備対象のNFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑪^b 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑫^b 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型代替電源車への燃料補給を指示する。</p> <p>⑬^b 運転員（現場）Aは、現場で代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電が完了したことを発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>順⑤⑥で記載している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は、「1.14.2.1(1)a」と同様に可搬型代替電源車のケーブル接続、起動及び並列操作を手順⑧^bで記載している。給電操作内容に大飯と実質的な相違はない。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑬）</p> <p>【大飯、女川】記載方針の相違 ・泊は燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することを記載し、その具体的な手順については1.14.2.4「燃料の補給手順」で整理している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑯） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>【比較表のため 1.14.2.3(1)の記載より再掲】</p> <p>上記の中央制御室対応は、1ユニット当たり運転員等1名、現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約3.8時間と想定する。</p> <p>上記の現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名にて実施し、所要時間は約4時間と想定する。所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合に、代替電源からの給電手段として、以上の手段を用いて、原子炉を安定状態に収束するために必要な電力を確保する。</p>	<p>へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p> <p>⑩⁴ 運転員（中央制御室）Aは、発電課長に負荷切替が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先1. ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系の受電完了まで15分以内で可能である。</p> <p>【比較表のため、下段の記載より再掲】</p> <p>[優先4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名、重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系の受電完了まで130分以内で可能である。</p> <p>[優先2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]</p> <p>2号炉運転員（中央制御室）1名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電完了まで35分以内で可能である。</p> <p>[優先3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]</p> <p>2号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電完了まで225分以内で可能である。</p> <p>[優先4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先1. 代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合]</p> <p>運転員（現場）2名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤の受電完了まで205分以内で可能である。</p> <p>[優先2. 可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合]</p> <p>運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤の受電完了まで380分以内で可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】 設備の相違 (相違理由⑩、⑪)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】 設備の相違 (相違理由⑩、⑪)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】 設備の相違 (相違理由⑩、⑪)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】 記載内容の相違 ・要員数及び設備構成の相違。所要時間は川内と同等。 【女川】 記載内容の相違 ・設備構成の相違。所要時間は川内と同等。 【女川】 設備の相違 (相違理由⑩) 【女川】 設備の相違 (相違理由⑪)</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.14.2.3(1)の記載より再掲】</p> <p>円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.18)</p> <p>円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.18)</p> <p>(3) 優先順位 空冷式非常用発電装置は、中央制御室での起動操作が可能で短時間で電力供給ができるため第1優先で使用し、空冷式非常用発電装置が使用できない場合に電源車を使用する。</p>	<p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名、重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電完了まで130分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-7)</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象NFBに識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>代替所内電気設備分電盤での操作は手動によるNFB操作とし、ケーブル接続作業については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 (添付資料 1.14.11)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由③)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由③)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.14.2.4 燃料の補給手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時に、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置及び電源車又は設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機を運転した場合、これらの設備への燃料補給が必要となる（燃料はすべて重油）。</p> <p>重大事故対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーへ給油し、各設備へ補給する手順を整備する。</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給 燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーにより空冷式非常用発電装置等に補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間^{*11}に達した場合。</p>	<p>1.14.2.4 燃料の補給手順</p> <p>(1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの補給</p> <p>重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）に燃料を補給する。</p> <p>上記設備に燃料を補給するため、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクとタンクローリーをホースで接続し、タンクローリーへ軽油の補給を行う。</p> <p>なお、補給する軽油は、復旧が見込めない非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タンクの軽油を使用する。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機により重大事故等の対処に必要な電源が確保されている場合は、停止しているガスタービン発電機が接続されているガスタービン発電設備軽油タンクの軽油を使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を使用する場合。</p>	<p>1.14.2.4 燃料の補給手順</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>重大事故等の対処に必要な代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機に燃料を補給する。</p> <p>上記設備に燃料を補給するため、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）と可搬型タンクローリーをホースで接続し、可搬型タンクローリーへ軽油の補給を行う。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ軽油の補給を行う。</p> <p>なお、補給する軽油は、復旧が見込めないディーゼル発電機が接続されているディーゼル発電機燃料油貯油槽の軽油を使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等の対処に必要な代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機を使用する場合。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・重大事故時に燃料を補給を必要とする設備の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑨） 【女川】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】設備の相違 ・女川の電源車（緊急時対策所用）は、専用の緊急時対策所軽油タンクより自動補給する設計である。 ・泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型タンクローリーにより給油する。（大飯と同様）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・大飯は、タンクローリーへの燃料補給及びタンクローリーから各設備へ燃料補給する一連の流れをまとめて記載している。各設備へ燃料補給する手順として実質的な相違なし。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・重大事故時に燃料を補給を必要とする設備の相違 【女川】設備の相違 ・女川の電源車（緊急時対策所用）は、専用の緊急時対策所軽油タンクより自動補給する設計である。 ・泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型タンクローリーにより給油する。（大飯と同様） 【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【女川】設備の相違（相違理由⑤） 【大飯】運用の相違（相違理由①）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※11 各発電機の燃料補給作業着手時間及び給油間隔は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ・電源車：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ・ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク）：運転開始後約70時間後（その後約1.6時間ごとに補給） <p>b. 操作手順</p> <p>空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>また、概略図を第1.14.33図に、タイムチャートを第1.14.34図に、アクセスルートを第1.14.35図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーによる空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給を指示する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、重油タンクからタンクローリーによるディーゼル発電機への燃料（重油）補給を指示する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから空冷式非常用発電装置等へ燃料（重油）補給準備を行う。</p>	<p>b. 操作手順</p> <p>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給手順の概要（軽油タンク（A）又はガスタービン発電設備軽油タンク（A）使用）は以下のとおりである。</p> <p>（軽油タンク（B）～（F）及び（G）並びにガスタービン発電設備軽油タンク（B）、（C）を使用する手順も同様。）</p> <p>概要図を第1.14-34図及び第1.14-35図に、タイムチャートを第1.14-36図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況からタンクローリーへの軽油補給に使用するタンク（軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク）を決定し、重大事故等対応要員にタンクローリーへの軽油補給の開始を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、補給活動に必要な装備品・資機材を準備し、車両保管場所へ移動し、タンクローリーの健全性を確認する。</p>	<p>b. 操作手順</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの軽油補給手順の概要は以下のとおりである。</p> <p>概要図を第1.14.29図、第1.14.31図及び第1.14.33図に、タイムチャートを第1.14.30図、第1.14.32図及び第1.14.34図に、アクセスルートを第1.14.35図に、対応手段の選択フローチャートを第1.14.41図に示す。</p> <p>【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】</p> <p>①* 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプによる可搬型タンクローリーへの軽油補給を依頼する。</p> <p>②* 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型タンクローリーへの軽油補給の開始を指示する。</p> <p>③* 災害対策要員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの軽油補給準備を行う。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） ・大飯は、タンクローリーへの燃料補給及びタンクローリーから各設備へ燃料補給する一連の流れをまとめて記載している。各設備へ燃料補給する手順として実質的な相違なし。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【女川】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯、女川】体制の相違 ・対応要員・要員名称の相違 （とりまとめた資料 2-5 相違識別の省略参照）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨） 【大飯、女川】記載表現の相違 ・女川は、タンクローリーへの補給準備開始から補給完了までを②～⑧[*]で記載している。 ・大飯は、タンクローリーへの補給準備開始から補給完了までを③～⑦で記載している。 ・泊の場合、可搬型タンクローリーへの補</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油口に給油用ホースを接続する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクの閉止蓋を開放し、給油用ホース端をタンクの油面レベル以下まで下げる。重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを空冷式非常用発電装置等の近傍に移動させる。</p>	<p>[軽油タンク (A) から補給する場合]</p> <p>③^a 重大事故等対応要員は、補給先に指定された軽油タンクへ移動し、軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、D/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。</p> <p>④^a 重大事故等対応要員は、タンクローリーのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。</p> <p>⑤^a 重大事故等対応要員は、タンクローリーに接続したホースをD/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁に取り付けた専用接続金具へ接続する。</p> <p>⑥^a 重大事故等対応要員は、車載タンク上部にてマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑦^a 重大事故等対応要員は、D/G (A) 軽油タンク (A) 出口弁を「閉」及びD/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「開」とする。</p> <p>⑧^a 重大事故等対応要員は、車両付ポンプを起動し、タンクローリーの吐出弁を「開」とし軽油タンク (A) からタンクローリーへの補給を開始する。</p> <p>⑨^a 重大事故等対応要員は、タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、タンク内の満タンを確認後、マンホール（上蓋）を閉止及び車両付ポンプを停止させ、タンクローリーの吐出弁及びD/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリーからホースを取り外した後（継続的にホースを使用する場合は、当該ホースを軽油タンク側に接続したままとする）、発電所対策本部に軽油タンクからタンクローリーへの補給が完了したことを報告する。</p>	<p>④^a 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーを保管エリアから所定の位置に移動させる。</p> <p>⑤^a 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリー吐出口のキャップをはずし、ホースを接続するとともに、切替弁を「吸込み」側に切り替え、タンクの底弁を開放する。</p> <p>⑥^a 災害対策要員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽の閉止蓋及び給油口を開放する。</p> <p>⑦^a 災害対策要員は、現場でホース端をディーゼル発電機燃料油貯油槽の給油口に挿入する。</p> <p>⑧^a 災害対策要員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、可搬型タンクローリー吐出弁を「開」としディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給を開始する。</p> <p>⑨^a 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止し、吐出弁を閉とする。</p> <p>⑩^a 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーからホースを取り外し、吐出口のキャップを取り付けるとともに、切替弁を「吐出」側に切り替え、タンクの底弁を閉止した後、発電所対策本部長へ可搬型タンクローリーへの軽油補給が完了したことを報告する。</p>	<p>給準備開始から補給完了までを③^a～⑩^aで記載している。手順の順序は異なるものの作業内容に相違はない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は、複数ある軽油タンクの1つを代表例として記載。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊は、可搬型タンクローリーを補給対象設備まで移動する手順について、「(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給」に含める。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【空冷式非常用発電装置の場合】</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、空冷式非常用発電装置の前方コンテナ側面の給油口に、給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁及び空冷式非常用発電装置の給油ラインの止め弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、タンクが満杯になれば、給油を停止し、排出弁及び止め弁を閉止した後、給油用ホースを取外す。</p> <p>【電源車の場合】</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、電源車の給油口に、給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、タンクが満杯になれば、給油を停止し、排出弁を閉止した後、給油用ホースを取外す。</p> <p>【ディーゼル発電機の場合】</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクの給油口に、給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、給油が完了すれば、排出弁を閉止した後、給油用ホースを取外す。</p> <p>⑫ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる空冷式非常用発電装置等への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑬ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの油量を確認し、以降⑤から⑭を繰り返し燃料の補給を実施する。</p>	<p>⑩^a 重大事故等対応要員は、「1.14.2.4(2) タンクローリーから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、タンクローリーの軽油の残量に応じて、上記手順④^aから⑨^a（③^aは軽油タンク側にホースを接続済みのため実施不要）を繰り返す。</p> <p>[ガスタービン発電設備軽油タンク（A）から補給する場合]</p> <p>③^b 重大事故等対応要員は、補給先に指定されたガスタービン発電設備軽油タンクへ移動し、GTG軽油タンク（A）払出口止め弁の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。</p> <p>④^b 重大事故等対応要員は、タンクローリーのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。</p> <p>⑤^b 重大事故等対応要員は、タンクローリーに接続したホースをGTG軽油タンク（A）払出口止め弁に取り付けた専用接続金具へ接続する。</p> <p>⑥^b 重大事故等対応要員は、GTG軽油タンク（A）出口弁を「閉」及びGTG軽油タンク（A）払出口止め弁を「開」とする。</p>	<p>⑩^a 災害対策要員は、1.14.2.4(2)「可搬型タンクローリーから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、可搬型タンクローリーの軽油の残量に応じて、上記手順⑤^aから⑩^aを繰り返す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・大飯は、タンクローリーへの燃料補給及びタンクローリーから各設備へ燃料補給する一連の流れをまとめて記載している。各設備へ燃料補給する手順として実質的な相違なし。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由⑥)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑦^b 重大事故等対応要員は、タンクローリへ軽油を補給するため、車両付ポンプを起動させ、タンクローリの吐出弁を「開」とし、GTG 軽油タンクからタンクローリへの補給を開始する。</p> <p>⑧^b 重大事故等対応要員は、タンクローリの補給状態をタンク頂部のハッチから目視で確認し、タンク内の満タンを確認後、タンクローリの吸入元弁及びGTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリからホースを取り外した後（継続的にホースを使用する場合は、当該ホースをガスタービン発電設備軽油タンク側に接続したままとする）、発電所対策本部にガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑨^b 重大事故等対応要員は、「1.14.2.4(2) タンクローリから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、タンクローリの軽油の残量に応じて、上記手順④^bから⑧^b（③^bはガスタービン発電設備軽油タンク側にホースを接続済みのため実施不要）を繰り返す。</p> <p>比較のため美浜3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 燃料の補給手順等 (1) 空冷式非常用発電装置等への燃料補給(重油) 補給(1.14-34頁)」の記載を下記に掲示】</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【タンクローリによる電源車等への燃料補給 (E.L.+32m 燃料油取出口を使用)】</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンクからタンクローリによる電源車等への燃料補給を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクから電源車等へ燃料(重油)補給準備を行う。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、タンクローリを保管エリアから E.L.+32m 燃料油取出口付近に移動させる。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、タンクローリ給油口に給油ホースを接続する。</p> </div>	<p>【ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリへ補給する場合】</p> <p>①^b 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリへの軽油補給を依頼する。</p> <p>②^b 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型タンクローリへの軽油補給の開始を指示する。</p> <p>③^b 発電課長(当直)は、運転員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タンクローリへの軽油補給を指示する。</p> <p>④^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリを保管エリアから所定位置に移動させる。</p> <p>⑤^b 災害対策要員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインにホースを接続し、屋内の常設配管接続口までホースを敷設後、ホースを接続する。</p> <p>⑥^b 災害対策要員は、現場で屋外の常設配管接続口にホースを接続し、可搬型タンクローリ設置箇所まで敷設する。</p> <p>⑦^b 運転員(現場)Aは、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリへの軽油補給の系統構成を実施する。</p>	<p>【大飯】設備の相違(相違理由⑩)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由⑤)</p> <p>【美浜】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応要員・要員名称の相違 (とりまとめた資料 2-5 相違識別の省略参照) <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑩)</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由⑤)</p> <p>【美浜】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜は、タンクローリへの補給準備開始から補給完了までを②～⑧で記載している。 ・泊の場合、可搬型タンクローリへの補給準備開始から補給完了までを④^b～⑩^bで記載している。手順の順序は異なるものの作業内容に相違はない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>⑤ 緊急安全対策要員は、燃料油取出口の蓋を開放し、給油ホースを接続する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、燃料油移送ポンプ出口配管の分岐管に給油ホースを接続し、E.L.+32m 燃料油取出口までの給油系統を構成する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、燃料油移送ポンプと燃料油サービスタンク間の弁を閉止する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、建屋内の燃料油移送ポンプを起動し、タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば停止する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを電源車等の近傍に移動させる。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、電源車等の給油口に、給油ホースを接続する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑫ 緊急安全対策要員は、タンクが満杯になれば、給油を停止し、排出弁を閉止した後、給油ホースを取外す。</p> <p>⑬ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車等への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑭ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの油量を確認し、以降④から⑬を繰り返し燃料の補給を実施する。</p>	<p>⑧^b 運転員（現場）Aは、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプの給電準備を実施する。</p> <p>⑨^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、ホース先端のドロップパイプを挿入する。</p> <p>⑩^b 運転員（現場）Aは、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動し、可搬型タンクローリーへの軽油補給を開始する。</p> <p>⑪^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、運転員にディーゼル発電機燃料油移送ポンプの停止を依頼する。</p> <p>⑫^b 運転員（現場）Aは、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止する。</p> <p>⑬^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止する。</p> <p>⑭^b 災害対策要員は、発電所対策本部長へ可搬型タンクローリーへの軽油補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑮^b 運転員（現場）Aは、発電課長（当直）へ可搬型タンクローリーへの軽油補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑯^b 災害対策要員は、1.14.2.4(2)「可搬型タンクローリーから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、可搬型タンクローリーの軽油の残量に応じて、上記手順⑨^bから⑮^bを繰り返す。</p>	<p>【美浜】記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊は、可搬型タンクローリーを補給対象設備まで移動する手順について、「(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給」に含める。</p> <p>【美浜】記載方針の相違 ・美浜は、タンクローリーへの燃料補給及びタンクローリーから各設備へ燃料補給する一連の流れをまとめて記載している。各設備へ燃料補給する手順に実質的な相違なし。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は、空冷式非常用発電装置及び電源車については緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約2.1時間と想定する。また、ディーゼル発電機については緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約90分と想定する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからタンクローリへの補給完了まで135分以内で可能である。</p>	<p>【燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリへ給油ポンプにより、可搬型タンクローリへ補給する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリへ給油ポンプによる可搬型タンクローリへの軽油補給を依頼する。 ② 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型タンクローリへの軽油補給の開始を指示する。 ③ 災害対策要員は、現場で燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリへ軽油補給準備を行う。 ④ 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリを保管エリアから所定の位置に移動させる。 ⑤ 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリ吐出口のキャップをはずし、ホースを接続するとともに、切替弁を「吸込み」側に切り替え、タンクの底弁を開放する。 ⑥ 災害対策要員は、現場で燃料タンク（SA）の閉止蓋及び給油口を開放する。 ⑦ 災害対策要員は、現場でホース端を燃料タンク（SA）の給油口に挿入する。 ⑧ 災害対策要員は、可搬型タンクローリ給油ポンプを起動し、可搬型タンクローリ吐出弁を「開」とし燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリへの補給を開始する。 ⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止し、吐出弁を閉とする。 ⑩ 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリからホースを取り外し、吐出口のキャップを取り付けるとともに、切替弁を「吐出」側に切り替え、タンクの底弁を閉止した後、発電所対策本部長へ可搬型タンクローリへの軽油補給が完了したことを報告する。 ⑪ 災害対策要員は、1.14.2.4(2)「可搬型タンクローリから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、可搬型タンクローリの軽油の残量に応じて、上記手順⑤から⑩を繰り返す。 <p>c. 操作の成立性</p> <p>【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリへ給油ポンプにより、可搬型タンクローリへ補給する場合】</p> <p>上記の操作は、可搬型タンクローリ1台当たり災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型タンクローリへの補給完了まで105分以内で可能である。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑨） 【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため下段の記載より再掲】</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備する。閉止蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>空冷式非常用発電装置の燃料消費率は、約 248.2ℓ/h であり、起動から枯渇までの時間は約 6.4 時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>電源車の燃料消費率は、約 96.4ℓ/h であり、起動から枯渇までの時間は約 5.0 時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料消費率は、約 1.77kℓ/h であり、起動から枯渇までの時間は約 3.5 日間と想定しており、枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料（重油）も含め、重油タンク（160kℓ（1基当たり）、4基）及び燃料油貯蔵タンク（150kℓ（1基当たり）、4基）を管理する。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備する。閉止蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p>	<p>比較のため美浜3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 燃料の補給手順等（1）空冷式非常用発電装置等への燃料補給（重油）補給（1.14-35頁）」の記載を下記に揭示</p> <p>緊急安全対策要員4名にて実施し、所要時間は約3.1時間と想定する。</p> <p>比較のため美浜3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 燃料の補給手順等（1）空冷式非常用発電装置等への燃料補給（重油）補給（1.14-35頁）」の記載を下記に揭示</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備する。燃料油貯蔵タンク蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料 1.14.2-8)</p>	<p>【ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】</p> <p>上記の操作は、可搬型タンクローリー1台当たり災害対策要員2名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型タンクローリーへの補給完了まで165分以内で可能である。</p> <p>【燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】</p> <p>上記の操作は、可搬型タンクローリー1台当たり災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型タンクローリーへの補給完了まで105分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。閉止蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.14.12)</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑧） 【女川】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【美浜】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯、美浜】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川実績の反映） ・下段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(添付資料1.14.19)</p> <p>重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）に対して、タンクローリーを用いて燃料の補給を行う。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の場合はガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する。ガスタービン発電機の運転に伴い燃料が消費されると、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料の補給が開始される。また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、燃料の補給完了後に自動停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を運転した場合において、各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した補給時間^{※1}となった場合。</p> <p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>※11 各発電機の燃料補給作業着手時間及び給油間隔は以下のとおり。</p>	<p>(2) タンクローリーから各機器への補給</p> <p>重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）に対して、タンクローリーを用いて燃料の補給を行う。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の場合はガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する。ガスタービン発電機の運転に伴い燃料が消費されると、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料の補給が開始される。また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、燃料の補給完了後に自動停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を運転した場合において、各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した補給時間^{※1}となった場合。</p> <p>※1： 補給間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに補給することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃費から燃料が枯渇する前に補給することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、補給間隔を考慮して作業を実施する。</p>	<p>(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給</p> <p>重大事故等の対処に必要な代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策用発電機に対して、また、状況に応じてディーゼル発電機燃料油貯油槽に対して、可搬型タンクローリーを用いて燃料の補給を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の対処に必要な代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策用発電機を運転した場合において、各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した補給時間^{※1}となった場合。</p> <p>※1 補給間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに補給することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃費から燃料が枯渇する前に補給することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、補給間隔を考慮して作業を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、タンクローリーへの補給及びタンクローリーから各設備へ燃料補給する一連の流れをまとめて記載している。各設備へ燃料補給する手順に実質的な相違なし。 <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故時に燃料補給を必要とする設備の相違。 <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の電源車（緊急時対策所用）は、専用の緊急時対策所軽油タンクより自動補給する設計である。 泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型タンクローリーにより給油する。(大飯と同様) <p>【女川】 設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故時に燃料を補給を必要とする設備の相違。 <p>【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） 電源車：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク）：運転開始後約70時間後（その後約1.6時間ごとに補給） 	<ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電設備軽油タンク：運転開始後約10時間以降、4時間 大容量送水ポンプ（タイプ1）：運転開始後約5時間 熱交換器ユニット：運転開始後約15時間 <p>b. 操作手順</p> <p>タンクローリから各機器への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14-37図及び第1.14-38図に、タイムチャートを第1.14-39図から第1.14-40図に示す。</p> <p>[大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニットへ補給する場合]</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニットへの補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>①^a 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況から補給が必要な機器を判断し、重大事故等対応要員にタンクローリによる補給対象設備への補給の開始を指示する。</p> <p>②^a 重大事故等対応要員は、補給対象設備の近傍まで移動し、補給のためタンクローリの補給前準備を行い、必要な距離分の補給ホースを引き出す。</p> <p>③^a 重大事故等対応要員は、タンクローリから対象の設備へ補給するため、車両付ポンプを作動させる。</p> <p>④^a 重大事故等対応要員は、補給対象設備の燃料タンクの蓋及びタンクローリの吐出弁を「開」とし、補給ノズルレバーを握り、タンクローリによる補給対象設備への補給を開始する。</p> <p>⑤^a 重大事故等対応要員は、補給対象設備の補給状態を目視で確認し、必要量の補給完了を確認後、補給ノズルレバーを開放し、タンクローリによる補給対象設備への補給を完了する。</p> <p>⑥^a 重大事故等対応要員は、タンクローリの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4(1)b. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順④^aから⑨^a又は④^bから⑧^b、及び「1.14.2.4(2)b. タンクローリから各機器への補給」手順②^aから⑤^aを繰り返す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代替非常用発電機：運転開始後約6時間（その後約6時間ごとに補給） 可搬型大型送水ポンプ車：運転開始後4時間（その後約4時間ごとに補給） 緊急時対策所用発電機：運転開始後約17時間（その後約18時間ごとに補給） <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型タンクローリから各機器への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.36図に、タイムチャートを第1.14.37図に示す。</p> <p>[代替非常用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機へ補給する場合]</p> <p>代替非常用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機への補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>①^a 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況から補給が必要な機器を判断し、災害対策要員に可搬型タンクローリによる補給対象設備への補給の開始を指示する。</p> <p>②^a 災害対策要員は、補給対象設備の近傍まで移動し、補給のため可搬型タンクローリの補給前準備を行い、必要な距離分の補給ホースを引き出す。</p> <p>③^a 災害対策要員は、可搬型タンクローリから対象の設備へ補給するため、可搬型タンクローリ給油ポンプを起動する。</p> <p>④^a 災害対策要員は、補給対象設備の燃料タンクの蓋及びタンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とし、給油ガンレバーを握り、可搬型タンクローリによる補給対象設備への補給を開始する。</p> <p>⑤^a 災害対策要員は、補給対象設備の補給状態を目視で確認し、必要量の補給完了を確認後、給油ガンレバーを開放し、可搬型タンクローリによる補給対象設備への補給を完了する。</p> <p>⑥^a 災害対策要員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリによる補給対象設備への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑦^a 災害対策要員は、可搬型タンクローリの油量を確認し、燃料補給間隔を目安に、以降1.14.2.4(1)b. 「ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリへの燃料補給」手順⑤^aから⑩^a、手順⑨^aから⑮^a又は手順⑤^aから⑩^a及び1.14.2.4(2)b. 「可搬型タンクローリから各機器への補給」手順②^aから⑥^aを繰り返す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川及び泊は、有効性評価の想定事象で使用する設備の燃料補給間隔を記載している。 大飯は、各条文ごとに燃料補給手順及び燃料補給間隔を整理している。 <p>【女川】設備の相違(相違理由⑥)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、発電所対策本部長への燃料補給完了報告を記載する <p>【女川】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の燃料消費量にあたっては、定格容量での消費量から算出している。 泊の燃料消費量にあたっては、運転状態の負荷に見合った消費量から算出し、補給燃料給間隔を目安に燃料補給を実施す

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため上段の記載より再掲】</p> <p>【ディーゼル発電機の場合】</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクの給油口に、給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、給油が完了すれば、排出弁を閉止した後、給油用ホースを取外す。</p> <p>⑫ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる空冷式非常用発電装置等への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑬ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの油量を確認し、以降⑤から⑭を繰り返し燃料の補給を実施する。</p>	<p>[ガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する場合]</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>①[※] 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にガスタービン発電設備軽油タンクへの補給を指示する。</p> <p>②[※] 重大事故等対応要員は、ガスタービン発電設備軽油タンク近傍まで移動し、GTG 軽油タンク (A) 給油口の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。</p> <p>③[※] 重大事故等対応要員は、タンクローリーのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホース</p>	<p>[ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合]</p> <p>①[※] 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況に応じてディーゼル発電機燃料油貯油槽への補給の必要性を判断し、災害対策要員に可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽への補給の開始を指示する。</p> <p>②[※] 災害対策要員は、補給対象設備の近傍まで移動し、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の閉止蓋及び給油口を開放する。</p> <p>③[※] 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリー吐出口のキャップをはずし、ホースを接続する。</p> <p>④[※] 災害対策要員は、現場で燃料受入口のキャップをはずし、ホースを接続する。</p> <p>⑤[※] 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーの切替弁を「吐出」側に切り替え、タンクの底弁を開放する。</p> <p>⑥[※] 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、ディーゼル発電機燃料油貯油槽への補給を開始する。</p> <p>⑦[※] 災害対策要員は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽への燃料補給が完了すれば、現場で可搬型タンクローリーの給油ポンプを停止し、切替弁及びタンクの底弁を閉止し燃料補給を停止する。</p> <p>⑧[※] 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリー及び燃料受入口からホースを取り外し、吐出口及び燃料受入口のキャップを取り付け後、発電所対策本部長へディーゼル発電機燃料油貯油槽への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑨[※] 災害対策要員は、可搬型タンクローリーの油量を確認し、燃料補給間隔を目安に、以降 1.14.2.4(1)b.「ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの燃料補給」手順⑤[※] から⑩[※] 及び 1.14.2.4(2)b.「可搬型タンクローリーから各機器への補給」手順②[※] から⑧[※] を繰り返す。</p>	<p>る。(大飯と同様)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由⑤、⑥)</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由⑤、⑥)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・大飯は、タンクローリーへの燃料補給及びタンクローリーから各設備へ燃料補給する一連の流れをまとめて記載している。各設備へ燃料補給する手順として実質的な相違なし。</p> <p>【女川】設備の相違 (相違理由⑥)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>を接続する。</p> <p>④^h 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースをGTG軽油タンク(A)給油口に取り付けた専用接続金具へ接続する。</p> <p>⑤^h 重大事故等対応要員は、車両付ポンプを作動させ、タンクローリの吐出弁を「開」とし、タンクローリからGTG軽油タンク(A)への補給を開始する。</p> <p>⑥^h 重大事故等対応要員は、ガスタービン発電設備軽油タンクの補給状態を油面レベルで確認し、必要量の補給完了を確認後、各バルブを「閉」操作し、タンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの給油が完了したことを発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑦^h 重大事故等対応要員は、タンクローリの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4(1)b.軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順④^hから⑥^h、及び「1.14.2.4(2)b.タンクローリから各機器への補給」手順②^hから⑥^hを繰り返す。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の操作は、タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・タンクローリにて各機器へ補給する場合：40分 ・タンクローリにてガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する場合：50分</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお、各設備の燃料が枯渇しないよう以下の時間までに補給を実施する。</p>	<p>c. 操作の成立性 上記の操作は、可搬型タンクローリ1台当たり災害対策要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・可搬型タンクローリにて代替非常用発電機へ補給する場合：55分 ・可搬型タンクローリにて可搬型代替電源車へ補給する場合：60分 ・可搬型タンクローリにて可搬型直流電源用発電機へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合：30分 ・可搬型タンクローリにて可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリにて緊急時対策所用発電機へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリにてディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合：25分</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。閉止蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>なお、各設備の燃料が枯渇しないよう以下の時間までに補給を実施する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、各設備毎に作業時間を整理する。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.14.2.4(1)の記載より再掲】</p> <p>空冷式非常用発電装置の燃料消費率は、約248.2ℓ/hであり、起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>電源車の燃料消費率は、約96.4ℓ/hであり、起動から枯渇までの時間は約5.0時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料消費率は、約1.77kℓ/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5日間と想定しており、枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料（重油）も含め、重油タンク（160kℓ（1基当たり）、4基）及び燃料油貯蔵タンク（150kℓ（1基当たり）、4基）を管理する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.2-9)</p>	<p>・ガスタービン発電機の燃費は、定格容量にて約2,460L/hであり、起動から枯渇までの時間は約186時間。</p> <p>・大容量送水ポンプ（タイプ1）の燃費は、定格容量にて約188L/hであり、起動から枯渇までの時間は約5.2時間。</p> <p>・熱交換器ユニットの燃費は、定格容量にて約56L/hであり、起動から枯渇までの時間は約16時間。</p> <p>また、多くの補給対象設備が必要となる事象を想定した場合、事象発生後7日間、それらの設備（ガスタービン発電機、大容量送水ポンプ（タイプ1）、熱交換器ユニット）の運転継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約234kLであり、軽油タンク（約830kL）又はガスタービン発電設備用軽油タンク（約330kL）から燃料補給が供給可能であるため、事象発生後7日間対応可能である。タイムチャートを第1.14-36図及び1.14-37図に示す。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.2-9)</p>	<p>・代替非常用発電機の燃料消費量率は、約253L/hであり、起動から枯渇までの時間は約6.4時間。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車の燃料消費量率は、約72L/hであり、起動から燃料の枯渇までの時間は約5.5時間。</p> <p>・緊急時対策所用発電機の燃料消費量率は、緊急時対策所用発電機（指揮所側）が約24.4L/h、緊急時対策所用発電機（待機所側）が約19.3L/hであり、起動から枯渇までの時間は、緊急時対策所指揮所側で約19時間、緊急時対策所待機所側で約24時間。</p> <p>また、多くの補給対象設備が必要となる事象を想定した場合、事象発生後7日間、それらの設備（代替非常用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機）の運転継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約182.3kLであり、ディーゼル発電機燃料油貯油槽（約540kL）又は燃料タンク（SA）（約50kL）から燃料補給が供給可能であるため、事象発生後7日間対応可能である。タイムチャートを第1.14.38図及び1.14.39図に示す。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.13)</p>	<p>【女川】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・女川の燃料消費量にあたっては、定格容量での消費量から算出している。</p> <p>・泊の燃料消費量にあたっては、運転状態の負荷に見合った消費量から算出している。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑨)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・女川及び泊は、有効性評価の想定事象で使用する設備の燃料消費量及び枯渇時間に関する内容を記載している。</p> <p>・大飯は、各条文ごとに燃料消費量及び枯渇時間を整理していることから、給電に使用する設備のみ記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・女川の燃料消費量にあたっては、定格容量での消費量から算出している。</p> <p>・泊の燃料消費量にあたっては、運転状態の負荷に見合った消費量から算出している。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由⑨)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>・女川及び泊は、有効性評価の想定事象で使用する設備の燃料消費量及び枯渇時間に関する内容を記載している。</p> <p>・大飯は、各条文ごとに燃料消費量及び枯渇時間を整理していることから、給電に使用する設備のみ記載している。</p> <p>【女川】設備の相違(相違理由⑨)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が健全な場合、自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）による作動、又は中央制御室からの手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動し、非常用高圧母線に給電する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の運転により消費された燃料は、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、軽油タンクから非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクへの補給が開始される。その後燃料補給の完了に伴い、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系又はメタクラ 2H 系の電圧がないことを確認した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-43 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（中央制御室）に非常用交流電源設備による給電開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）により自動起動し、受電遮断器が投入されたことを確認する。あるいは、中央制御室から手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動し、受電遮断器を投入する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A は、非常用高圧母線へ給電が開始されたことをメタクラ電圧指示値の上昇及び非常用ディーゼル発電機電力指示値又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機電力指示値の上昇により確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p>	<p>1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による給電</p> <p>ディーゼル発電機が健全な場合、自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）による作動、又は中央制御室からの手動操作によりディーゼル発電機を起動し、非常用高圧母線に給電する。</p> <p>ディーゼル発電機の運転により消費された燃料は、ディーゼル発電機燃料油サービスタンクの油面が規定値以下まで低下するとディーゼル発電機燃料油移送ポンプが自動起動し、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクへの補給が開始される。その後燃料補給の完了に伴い、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプが自動停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はメタクラ A 系及びメタクラ B 系の電圧がないことを確認した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14.40 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に非常用交流電源設備による給電を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、ディーゼル発電機が自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）により自動起動し、受電遮断器が投入されたことを確認する。あるいは、中央制御室から手動操作によりディーゼル発電機を起動し、受電遮断器を投入する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A は、非常用高圧母線へ給電が開始されたことを非常用高圧母線の電圧により確認し、発電課長（当直）に給電が完了したことを報告する。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電</p> <p>外部電源並びに非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を経由した直流母線（125V 直流主母線盤）への給電から、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H による直流母線（125V 直流主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B については、蓄電池の延命のため、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後 1 時間以内に、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない 125V 直流主母線盤の直流負荷を切離し、その後、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後 8 時間以内に、中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失により、125V 充電器 2A、125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2H の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-44 図に示す。なお、125V 蓄電池 2A 系及び 125V 蓄電池 2B による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2H からの給電が開始されたことの確認を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、125V 充電器 2H の交流入力電源が喪失したことを「非常用高压母線 2H 低電圧」にて確認し、125V 蓄電池 2H による給電が開始され、HPCS125V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作器による遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p>	<p>【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較表のため1.14.2.1(9)の記載より再掲】</p> <p>(9) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、77kV送電線、No.2予備変圧器2次側恒設ケーブル、No.1予備変圧器2次側恒設ケーブル、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）の順で使用する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は全交流動力電源喪失時に、他号炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での電源回復操作を並行し、短時間で電力供給ができるため、第1優先で使用。</p> <p>77kV送電線による代替電源（交流）からの給電は、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができることから、第2優先で使用。</p> <p>No.2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的に長いことから、第3優先で使用。</p> <p>No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的に長いことから、第4優先で使用。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>125V蓄電池2Hからの給電は、運転員（中央制御室）1名にて直流母線（125V直流主母線盤）へ自動で給電されることを確認する。中央制御室での電圧確認であるため、速やかに対応できる。</p> <p>1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.14-45図及び第1.14-46図に示す。</p> <p>(1) 代替電源（交流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として、ガスタービン発電機及び電源車による給電並びに号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からの電力融通による給電がある。</p> <p>短期的には、低圧代替注水として用いる復水補給水系への給電、中長期的には、発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系の給電が主な目的となることから、これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり、かつ短時間で給電が可能であるガスタービン発電機（優先1）による給電を優先する。</p> <p>優先1のガスタービン発電機からの給電ができず3号炉の非常用ディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先2の号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した電力融通を行う。</p> <p>ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル（常設）による給電ができない場合は、優先3の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した電力融通を行う。</p> <p>なお、号炉間電力融通ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する3号炉の発電用原子炉の冷却状況、非常用ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する2号炉の受電体制を確認した上で実施する。</p> <p>ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）及び号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電ができない場合は、優先4の電源車から給電する。</p>	<p>1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.14.41図に示す。</p> <p>(1) 代替電源（交流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車による給電、後備変圧器による給電並びに号炉間連絡ケーブル、号炉間連絡予備ケーブル又は開閉所設備を使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機からの電力融通による給電がある。</p> <p>短期的には、代替炉心注水として用いる代替格納容器スプレイポンプへの給電、中長期的には、発電用原子炉の冷却で用いる非常用炉心冷却設備（高圧注入系）の給電が主な目的となることから、これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり、かつ短時間で給電が可能である代替非常用発電機（優先1）による給電を優先する。</p> <p>優先1の代替非常用発電機からの給電ができず外部電源からの給電が可能な場合は、優先2の後備変圧器による給電を行う。</p> <p>代替非常用発電機及び後備変圧器による給電ができない場合は、優先3の可搬型代替電源車から給電する。</p> <p>代替非常用発電機、後備変圧器及び可搬型代替電源車からの給電ができず1号又は2号炉のディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先4の号炉間連絡ケーブルを使用した電力融通を行う。</p> <p>代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車及び号炉間連絡ケーブルからの給電ができず1号又は2号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉型の相違による給電対象負荷の相違。 ・泊の代替電源（交流）による給電対象負荷は、大飯と同様。 ・泊は代替炉心注水として用いる代替格納容器スプレイポンプに給電する。大飯は代替炉心注水として用いる恒設代替低圧注水ポンプに給電する。 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違 <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下段の泊の記載箇所にて比較する。 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違 <p>【大飯】運用の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】運用の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備の相違

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較表のため1.14.2.1(9)の記載より再掲】</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、上記の第4優先手順と同様に給電までに要する準備時間が比較的長いこと及び上記の第4優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第5優先で使用する。</p> <p>なお、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）と号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）の優先順位は、給電までに要する準備時間が比較的短いことから、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を優先とする。</p> <p>電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第6優先で使用する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による給電は、電路への接続作業等の準備時間が長いことから第7優先で使用する。</p> <p>上記の第1優先から第7優先までの手順を連続して行った場合、約11時間で実施でき、所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.24図に示す。</p>	<p>なお、号機間電力融通ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する3号炉の発電用原子炉の冷却状況、非常用ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する2号炉の受電体制を確認した上で実施する。</p> <p>上記の優先1から優先4までの給電手順を連続して実施した場合、125V充電器の受電まで約395分で実施可能であり、所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p>	<p>のディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先5の開閉所設備を使用した電力融通を行う。</p> <p>代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル及び開閉所設備からの給電ができず1号又は2号炉のディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先6の号炉間連絡予備ケーブルを使用した電力融通を行う。</p> <p>なお、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備及び号炉間連絡予備ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する1号又は2号炉の発電用原子炉の冷却状況、ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する3号炉の受電体制を確認した上で実施する。</p> <p>上記の優先1から優先6までの給電手順を連続して実施した場合、充電器の受電まで約1,200分で実施可能であり、所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由②） 【女川】運用の相違（相違理由①）</p>
<p>【比較表のため1.14.2.2(3)の記載より再掲】</p> <p>(3) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時は、蓄電池（安全防護系用）により、非常用直流母線へ代替電源（直流）が自動で給電される。また、直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで24時間にわたって給電を確保するため、蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電を第1優先で使用する。</p>	<p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時、直流母線への給電ができない場合の対応手段として、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び125V代替充電器用電源車接続設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水で用いる原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、発電用原子炉の減圧で用いる自動減圧系、原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる原子炉格納容器フィルタベント系への給電が主な目的となる。短時間で電力供給が可能であり、長期間にわたる運転を期待できる手段から優先して準備する。</p>	<p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時、直流母線への給電ができない場合の対応手段として、所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。</p> <p>発電用原子炉停止後の炉心冷却のための2次冷却設備（補助給水設備）、発電用原子炉の停止、冷却及び原子炉格納容器の健全性を確認できる計器に電源供給を行う非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）への給電が主な目的となる。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②） 【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の相違による給電対象負荷の相違。 ・泊の代替電源（直流）による給電対象負荷は、大飯と同様。 ・DB第33条 保安電源設備 10.1.4.4 直流電源設備（33条-29項）より引用。</p>